

平成 2 7 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月1日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案上程	5
議案第 1 号 平成 2 6 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 2 6 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 2 6 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 2 6 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 2 6 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 2 6 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 2 6 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 8 号 平成 2 6 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 9 号 平成 2 7 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 2 7 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 7 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	
議案第 1 3 号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 4 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 5 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて	

議案第 16 号	工事請負契約の変更について	
議案第 17 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
報告第 1 号	平成 26 年度旭市奨学基金の運用状況について	
報告第 2 号	平成 26 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	
報告第 3 号	平成 26 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について	
報告第 4 号	平成 26 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について	
報告第 5 号	平成 26 年度旭市病院事業会計継続費の精算について	
報告第 6 号	株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について	
報告第 7 号	私債権等の放棄について	
提案理由の説明並びに政務報告		6
議案の補足説明及び報告の説明		17
議案上程		67
議案第 18 号	財産の取得について	
議案第 19 号	財産の取得について	
提案理由の説明		68
議案の補足説明		68
散 会		69

第 2 号（9 月 3 日）

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	72
説明のため出席した者	72
事務局職員出席者	72
開 議	73
議案質疑	73
議案第 17 号直接審議（先議）	82
決算審査特別委員会設置	82
決算審査特別委員会委員の選任	83

決算審査特別委員会議案付託	8 3
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	8 4
常任委員会議案付託	8 4
散 会	8 5

第 3 号 (9月7日)

議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 7
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
説明のため出席した者	8 7
事務局職員出席者	8 8
開 議	8 9
一般質問	8 9
5 番 宮 内 保	8 9
1 番 林 晴 道	1 0 4
1 7 番 滑 川 公 英	1 3 1
2 番 高 橋 秀 典	1 5 0
会議時間の延長	1 7 0
4 番 有 田 恵 子	1 7 1
散 会	1 8 1

第 4 号 (9月8日)

議事日程	1 8 3
本日の会議に付した事件	1 8 3
出席議員	1 8 3
欠席議員	1 8 3
説明のため出席した者	1 8 3
事務局職員出席者	1 8 4
開 議	1 8 5

一般質問	1 8 5
1 1 番 島 田 和 雄	1 8 5
7 番 飯 嶋 正 利	2 0 3
2 1 番 高 橋 利 彦	2 1 8
1 0 番 伊 藤 保	2 4 8
9 番 太 田 將 範	2 6 0
会議時間の延長	2 6 9
散 会	2 7 8

第 5 号 (9月25日)

議事日程	2 7 9
本日の会議に付した事件	2 7 9
出席議員	2 7 9
欠席議員	2 8 0
説明のため出席した者	2 8 0
事務局職員出席者	2 8 1
開 議	2 8 2
決算審査特別委員長報告	2 8 2
質疑、討論、採決	2 8 4
常任委員長報告	2 8 6
質疑、討論、採決	2 8 9
発議案上程	2 9 9
発議案第 1 号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
提案理由の説明	2 9 9
質疑、討論、採決	3 0 0
事務報告	3 0 1
閉 会	3 0 1

平成27年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成27年9月1日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
- 追加日程第1 議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 議案の補足説明

出席議員（22名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保
7 番 飯 嶋 正 利

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁
8 番 宮 澤 芳 雄

9 番 太 田 將 範
 1 1 番 島 田 和 雄
 1 3 番 伊 藤 房 代
 1 5 番 向 後 悦 世
 1 7 番 滑 川 公 英
 1 9 番 佐久間 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦

1 0 番 伊 藤 保
 1 2 番 平 野 忠 作
 1 4 番 林 七 巳
 1 6 番 景 山 岩三郎
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 林 俊 介
 2 2 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 茅 田 哲 雄
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 行 政 改 革 佐 藤 一 則
 推 進 課 長
 企画政策課長 横 山 秀 喜
 税 務 課 長 林 利 夫
 環 境 課 長 浪 川 昭
 健康管理課長 加 瀬 幸 重
 子 育 て 大 矢 淳
 支 援 課 長
 商工観光課長 向 後 嘉 弘
 建 設 課 長 大久保 孝 治
 下 水 道 課 長 高 野 和 彦
 消 防 長 品 村 順 一
 病院事務部長 飯 塚 正 志
 庶 務 課 長 角 田 和 夫
 生涯学習課長 高 木 昭 治
 監 査 委 員 田 杭 平 三
 事 務 局 長

副 市 長 加 瀬 寿 一
 代表監査委員 木 村 哲 三
 秘書広報課長 飯 島 茂
 総 務 課 長 加 瀬 正 彦
 財 政 課 長 林 清 明
 市民生活課長 大 木 廣 巳
 保険年金課長 渡 邊 満
 社会福祉課長 加 瀬 恭 史
 高 齢 者 宮 内 隆
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 高 木 寛 幸
 都市整備課長 川 口 裕 司
 会 計 管 理 者 高 木 松 夫
 水 道 課 長 鈴 木 邦 博
 病院経理課長 土 師 学
 学校教育課長 石 見 孝 男
 体育振興課長 加 瀬 英 志
 農 業 委 員 岩 井 正 和
 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成27年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（景山岩三郎） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

21番、高橋利彦議員、1番、林晴道議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月25日までの25日間といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月25日までの25日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第17号までの17議案と、報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（景山岩三郎） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第17号までの17議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件を一
括上程いたします。

議案第 １号 平成２６年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 ２号 平成２６年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 ３号 平成２６年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

- 議案第 4 号 平成 26 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 26 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 26 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 26 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 26 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 27 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 27 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 27 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて
- 議案第 16 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 平成 26 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 26 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 26 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 4 号 平成 26 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 5 号 平成 26 年度旭市病院事業会計継続費の精算について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
- 報告第 7 号 私債権等の放棄について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成27年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、平成26年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成26年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額319億4,313万3,760円、歳出総額285億7,411万1,413円となり、翌年度へ繰り越すべき財源11億8,302万7,400円を差し引いた実質収支は21億8,599万4,947円となりました。

議案第2号は、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額94億1,563万3,901円、歳出総額90億6,147万6,575円、差し引き3億5,415万7,326円となりました。施設勘定は、歳入総額8,200万5,272円、歳出総額7,818万1,580円、差し引き381万8,947円となりました。

議案第3号は、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額5億1,643万6,126円、歳出総額5億108万8,771円となり、差し引き1,534万7,355円となりました。

議案第4号は、平成26年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額45億9,527万1,910円、歳出総額45億1,933万8,923円、差し引き7,593万2,987円となりました。

議案第5号は、平成26年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億1,280万9,303円、歳出総額6億1,541万1,352円、差し引き9,739万7,951円となりました。

議案第6号は、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,762万7,129円、歳出総額5,297万3,367円、差し引き465万3,762円となりました。

議案第7号は、平成26年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、年度末の給水状況は、給水件数が1万9,667件、普及率は85.3%、年間給水量は578万2,647立方メートルとなりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は14億7,553万4,475円、事業費用は13億871万4,972円となり、当年度純利益は1億6,681万9,503円となりました。

資本的収支については、収入4,012万140円に対し、支出は1億6,804万413円となり、収支不足額1億2,792万273円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金19億2,955万5,765円のうち5,831万9,503円を減債積立金として、1億850万円を建設改良積立金として処分することについて、

議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、平成26年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定でありまして、病院本体の入院患者数は26万6,913人、外来患者数は63万6,263人、飯岡診療所の外来患者数は5,566人となりました。

決算額について、収益的収支における事業収益は353億530万2,487円、事業費用は349億3,946万1,918円となり、当年度純利益は3億6,584万569円となりました。

資本的収支については、収入1億9,603万7,000円に対し、支出は39億8,746万6,246円となり、収支不足額37億9,142万9,246円は当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金26億5,683万192円のうち5億円を減債積立金として、2億1,356万5,869円を退職給付積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億8,680万円を追加し、予算の総額を286億5,930万円とするものであります。

議案第10号は、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ294万7,000円を追加し、予算の総額を5,524万7,000円とするものであります。

議案第11号は、平成27年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支の事業支出に8億4,028万円を、資本的収支の建設改良費に400万円、企業債償還金に36億9,258万9,000円を追加するものであります。

議案第12号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴い、同法に定められている事務以外に個人番号を利用する事務、市内部で特定個人情報を利用する事務及び市の他機関への特定個人情報の提供について、必要な事項を定めるものであります。

議案第13号は、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴い、国の機関において一般の個人情報と異なる取り扱いをする特定個人情報について、本市も国の機関と同様の取り扱いをするための規定を追加する等、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、番号法の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定め

るとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するものであります。

議案第15号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについてでありまして、地方独立行政法人へ移行後の4年間における経営の指針となる中期目標について、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、工事請負契約の変更についてでありまして、湧水处理にかかわる工事及びグラウンド内の排水対策等の追加工事に伴い、飯岡中学校校舎改築外構工事について契約変更の仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成27年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。私は、岩井明廣氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第1号は、平成26年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第2号は、平成26年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第3号は、平成26年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第4号は、平成26年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第5号は、平成26年度旭市病院事業会計継続費の精算について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第7号は、私債権等の放棄について、それぞれ報告するものであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%にあたる808世帯に、加算支援金が約84%にあたる675世帯に、合わせて14億912万5,000円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、348世帯に1億6,799万4,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、349世帯に3億3,592万4,000円を支給しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、関係者のご協力をお願いしているところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についても、引き続き関係地権者へのご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、飯岡地区の（仮称）横根三川線を復興交付金事業により、また、旭地区の（仮称）椎名内西足洗線を社会資本整備総合交付金の復興分により、それぞれ測量設計業務を実施しているところであります。

次に、防災について申し上げます。

今月13日、干潟中学校をメイン会場として、干潟地区の住民の皆様をはじめ関係団体のご協力をいただき、旭市総合防災訓練を実施いたします。今回は、崖崩れ等の発生を想定し、土砂災害警戒区域を対象に避難搬送訓練や土砂流入建物搜索救助訓練も行います。

また、昨年と同様、富浦小学校や津波避難タワー、いいおか潮騒ホテルの屋上など、沿岸地域の津波避難施設への自主避難訓練も併せて実施いたします。

こうした実践的な訓練を通じて、災害発生時に一人ひとりが適切な行動をとれるよう啓発を図り、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県が進めている海岸基盤整備工事については、下永井から萩園までの区間に加え、今月からは椎名内と井戸野の区域でも工事が始まりますので、残る区間についても、早期着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人化について申し上げます。

旭中央病院の経営形態については、来年4月1日からの地方独立行政法人化に向けてさまざまな作業に取り組んでおります。

このうち移行後の病院が達成すべき業務運営に関する目標については、旭中央病院評価委員会において検討を重ね、委員会の意見を反映した中期目標（案）を作成しましたので、本定例会に関係議案を提案したところであります。

地方独立行政法人への移行に向けた進捗状況については、今後も議会をはじめ市民の皆様に逐次お知らせしてまいります。

次に、旭中央病院における院外処方について申し上げます。

昨年度から準備が進められてまいりました旭中央病院の院外処方については、7月15日から運用が開始されたところであります。事前の広報活動はもとより、患者さんや旭市薬剤師会のご協力により、大きな混乱もなくスムーズに移行できたことについて、一安心をしております。現在のところ、当初の目的でありました会計及び薬の待ち時間の改善はおおむね図

られておりますが、今後も引き続き、患者さんの満足度が向上することを期待しているところであります。

次に、子育て支援について申し上げます。

本年度から始まった子ども・子育て支援新制度については、本市においても順調にスタートしているところであります。

また、民間の幼稚園のうち、あさひこひつじ幼稚園とうなかみ幼稚園が来年度に幼稚園型認定こども園への移行を予定していることから、0歳児と1・2歳児の受け入れ体制が拡充するものと期待しております。

なお、移行に伴う施設の整備費を助成するため、本定例会に補正予算を提案したところであります。

子育て世帯臨時特例給付金については、6月1日から児童手当の現況届と併せて、随時申請を受け付けております。現在は、10月上旬の1回目の支給に向けて事務を進めており、引き続き申請漏れがないよう、周知に努めてまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、今月21日の敬老の日に保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの三つの会場で開催いたします。

また、臨時福祉給付金については、8月中旬に対象者へ申請書を発送いたしました。10月上旬の1回目の支給に向けて事務を進めるとともに、申請漏れがないよう、引き続き周知に努めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

本年度から設置しました総合教育会議については、7月15日に第1回目の会議を開催いたしました。この中では、総合教育会議の運営方針や教育に関する大綱について、協議と意見交換を行いました。その結果、教育に関する大綱については、現在策定を進めている旭市総合戦略を基本として、本年度中に策定していくことを確認いたしました。今後も、教育委員会と連携・協力して実りある総合教育会議になるよう努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校校舎改築工事については、教室棟の外壁工事が終了し、現在は内装工事を行っております。また、屋内運動場は、外壁工事と並行して内装工事を進めているところであります。外構工事は、グラウンド部分がほぼ終了し、駐輪場等の施設整備を行っておりますが、

契約変更が生じたことにより、関係議案を本定例会に提案したところであります。今後も、引き続き工期内の完成に向けて、しっかりと工事監理を行ってまいります。

また、干潟中学校の屋外運動場整備工事については、サブグラウンドに100メートル走路を整備するもので、8月中旬に着手いたしました。

琴田小学校と中和小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、地震による天井等の落下防止工事と老朽箇所の補修を行うもので、琴田小学校は8月中旬に着手し、中和小学校は入札の手続きを進めているところであります。

次に、旭市・茅野市児童交流事業について申し上げます。

本年度は、8月5日から7日までの日程で、姉妹都市の茅野市から小学6年生の児童32名が旭市を訪れました。昨年度に茅野市を訪問した矢指小学校、富浦小学校、共和小学校の児童と矢指ヶ浦海岸で海水浴や砂の彫刻の制作体験、パークゴルフ、七夕市民まつりへの参加、大原幽学記念館でのお茶席体験などにより交流を深めることができました。

次に、沖縄交流事業について申し上げます。

本年度は、7月22日から24日までの3日間、市内小学校から古城小学校10名、萬歳小学校5名、中和小学校5名の児童20名が参加し、中城村立小学校の児童と交流を深めました。

また、中城村からは、11月19日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっています。この事業を通じて、姉妹都市として児童相互の友好関係をさらに深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、文化振興について申し上げます。

文化振興事業については、8月9日に東総文化会館を会場に市民参加型事業であります「第11回旭市民音楽祭」を21団体、212名の参加により開催いたしました。三川小学校と嚶鳴小学校による吹奏楽やピアノ、ロックの演奏なども披露され、多くの観客から盛大な拍手が送られました。

また、今月27日には「第10回あさひのまつり」を開催いたします。今年は昨年を上回る11団体、237名が参加する予定でありますので、大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

今後も引き続き、市民参加型の文化活動を支援するとともに、幅広い事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

8月8日から9日にかけて、「関東小学生男女ソフトボール大会」が旭市を会場に開催され、関東近県から小学生男女各16チーム、536人の選手が参加しました。

また、8月23日には、総合体育館において「千葉県中学校夏季卓球大会」が開催され、県内から143チーム、53校が参加し、約1,000人の選手による熱戦が繰り広げられました。

さらに、総合体育館では、今月18日から20日までの3日間、世界ジュニア卓球選手権大会男子日本代表選手選考会も開催され、18歳以下の日本のトップ選手が出場する予定となっております。

10月11日には、「旭市復興支援第6回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、エキシビションとしての小・中学校の吹奏楽や郷土芸能など、市民の一体感のさらなる醸成を図るため、多くの市民が参加できる大会にまいります。

また、10月26日と27日の2日間、あさひ健康パークにおいて「第7回向太陽杯パークゴルフ大会」を開催いたします。全国各地の選手と市内選抜選手合わせて160名が参加する予定であり、心温まるおもてなしで「食の郷」「交流の郷」をPRしてまいります。

さらに、10月31日には「千葉県高等学校駅伝競走大会」、11月21日には「関東高等学校駅伝大会」が東総運動場で開催され、多くの方が来場する予定となっております。交流事業の充実、旭市の知名度アップのため、全力を挙げて応援していきたいと考えているところであります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、県における飼料用米推進キャラバンの実施などにより、本市でも飼料用米の取り組み拡大を7月末まで進めてまいりました。この結果、人数は昨年度より52人増えて189人、面積も昨年度より132ヘクタール増えて約342ヘクタールとなりました。

園芸関係については、現在、県の補助事業であります新「輝け！ちばの園芸」や園芸施設省エネルギー化推進事業を活用し、29件の取り組みについて支援を行っているところであります。

農業基盤整備事業については、本年度、飯岡西部地区で27ヘクタールの面工事が予定されており、工区内の水稻の刈り取りが終了し次第、工事着手する予定となっております。また、万力Ⅱ期地区についても事業完了に向けた事務を進めているところであります。今後も、県や地元工区とともに事業が円滑に進捗するよう支援をしてまいります。

畜産については、新たな事業として、畜産環境を改善するための施設を整備する「さわやか畜産総合展開事業」の採択が1件、耕作放棄地の再生利用による自給飼料の増産を行うための機械等を整備する飼料生産拡大整備事業が1件採択されたことから、これらの事業を支

援するための補正予算を本定例会に提案したところであります。

交流事業については、今年もジェフユナイテッド市原・千葉レディースから中学生の選手16名が、7月27日から31日までの5日間、市内の農家に宿泊して農業の現場を体験いたしました。また、旭スポーツの森公園においてサッカー教室を開催し、市内のスポーツ少年団等との交流も行いました。

ジェフの指導者からは「この農業体験が選手の感性を豊かにし、成長に大きく寄与している」との感謝の言葉をいただいております、事業の実施にご理解とご協力をいただいた農家の皆様に改めて感謝を申し上げます。

産業まつりについては、「いきいき旭・産業まつり」と「ふるさとまつり・ひかた」を、本年も合同で11月8日に文化の杜公園で開催することとなりました。また、11月23日には「海上産業まつり」を海上コミュニティ運動公園で開催いたします。来場者には、秋の一日を楽しんでいただくとともに、旭市産農水産物のさらなる消費につながるような内容にしたいと考えております。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C D地区の企業誘致については、3区画で動きがありました。

一つは、本年4月から操業している株式会社ゼンショーホールディングスが新たに2区画を取得し、来年2月の操業を目指して工事に着手しております。

もう一つは、千葉県食肉公社が施設拡張のため、隣接する区画を千葉県土地開発公社から借り受けました。この土地は、駐車場用地として利用すると聞いております。

この結果、あさひ鎌数工業団地C D地区における未分譲地は、1区画0.3ヘクタールを残すだけとなりました。今後も引き続き、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、千葉県土地開発公社や金融機関などと連携を図りながら、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、矢指ヶ浦・飯岡ともに7月11日から8月23日までの44日間、市営海浜プールについては7月18日から8月30日までの44日間開設いたしました。記録的な暑さが続いたことから大勢の人でにぎわい、事故もなく無事終了することができました。

また、7月6日から8月7日まで、巨大な砂像が見る人を圧倒した「あさひ砂の彫刻美術展」が、7月18日には宝探しなどを行う「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」が、7月26日、27日には、1万発の花火が打ち上げられた「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」が、

8月1日には地引き網などを行う「矢指ヶ浦復興イベント」が、8月6日、7日には、「人のつながり地域の絆」をテーマに「旭市七夕市民まつり」が開催されました。どのイベントも天候に恵まれ、県内外からの多くの人々でにぎわい、盛況のうちに終了することができました。ご協力いただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、いいおか潮騒ホテルについて申し上げます。

5月のレストラン、6月の温泉施設の再開に続き、7月18日からは宿泊客の受け入れも始まり、施設が本格稼働となりました。順調に運営がスタートしたと聞いておりますので、今後は、利用客の増加により以前のにぎわいを取り戻し、地域の活性化につながることを期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、10月16日の竣工式や翌17日及び18日のグランドオープンに向けて準備を進めているところであります。開業まで1か月半となる中、株式会社季楽里あさひでは、社員教育をはじめ出荷者協議会やテナント出店者との調整など、さまざまな開業準備に取り組んでおります。

この道の駅が旭市の産業振興や観光振興の拠点となるよう、今後も皆様のご協力をお願いいたします。

次に地区懇談会について申し上げます。

地方創生など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合い、ご意見やご提案をいただくため、地区懇談会を10月5日から市内6か所で開催いたします。この懇談会により多くの市民に参加いただき、今後の市政の進展に結びつけていきたいと期待するものであります。

次に、地方創生について申し上げます。

本市における今後のまちづくりの指針となる総合戦略については、骨子案をさらに具体的なものとするため、現在、各分野の現状と課題を整理するとともに、必要となる施策を検討しているところであります。

策定にあたっては、地区懇談会での意見やアンケート結果を反映させて素案を作り、議会に説明するとともに、パブリックコメントを行うこととしております。

地方創生は、本市における最重要課題ですので、市内の雇用を確保して若者の流失を減らし、少子化に歯止めをかけ、将来にわたって住みよいまちをつくるため、総合戦略の策定にしっかりと取り組んでまいります。

次に、地域活性化に向けた包括連携に関する協定について申し上げます。

8月11日、市内の五つの金融機関と市の間で包括連携協定を締結いたしました。

この協定は、双方が持つ知恵、情報、人的資源を有効に活用し、地域の活性化を図ることを目的としており、企業誘致や雇用創出をはじめ、観光振興、商店街の振興、人口減少対策、災害時の地域支援など幅広い分野で連携し、協力するものであります。

今後は、この協定に基づき、金融機関の持つさまざまなノウハウを本市のまちづくりに活用していきたいと考えております。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、新庁舎の適正規模を算定するための現況調査を実施しており、現庁舎の課題を整理し、市民の利便性を念頭に置きながら、新庁舎における必要面積を算定しているところであります。また、旭文化の杜公園を建設候補地として、関係する法令等の手続きを進めるための資料作成及び関係機関との協議を進めております。今後も早期建設を目指し、必要な事務手続きを進めてまいります。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

国民一人ひとりに割り当てられるマイナンバーについては、10月以降、住民票を有する全ての方に基本4情報である氏名、住所、生年月日、性別と12桁の番号が記載された紙製の通知カードが郵送される予定であります。また、平成28年1月からは、希望される方に個人番号カードの交付も行います。なお、制度の概要については、既に、市のホームページや広報あさひでお知らせしておりますが、今後も引き続き周知に努めてまいります。

次に、国勢調査について申し上げます。

国勢調査は、国の最も重要な統計調査で、人口や世帯の実態を明らかにするため、10月1日を調査期日として行われます。

調査は、総務大臣から任命された42名の指導員と286名の調査員により、市内全ての世帯を対象に実施されます。

また、今回は、市民の皆様の負担軽減や利便性の向上のため、パソコンやスマートフォンによる調査も導入されております。

国勢調査によって得られるさまざまな統計は、国や地方行政の基礎資料として利用されるほか、学術、教育、企業活動などの幅広い分野において、住みよいまちづくりのために活かされます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し

上げました。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（景山岩三郎） 日程第 7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第 1 号、平成26年度旭市一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成26年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。こちらです。

では、資料の 1 ページをお願いいたします。

1 の決算規模ですが、平成26年度一般会計の決算額は、歳入が319億4,313万4,000円で、前年度と比べて8,883万円、0.3%の減、歳出が285億7,411万2,000円で、前年度と比べて3億8,132万2,000円、1.3%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源11億8,302万7,000円を差し引いた実質収支は21億8,599万5,000円となりました。

2 ページをお願いいたします。

2 の歳入の決算額ですが、第 2 の 1 表は、歳入の構成比の推移を表したものです。平成26年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で30.9%、2 番目は市税で22.8%となっております。

続いて、3 ページに移ります。

第 2 の 2 表は、歳入の主な 4 項目について決算額の推移を表したものです。平成26年度は、前年度と比べて、市税は1.7%の増、地方交付税は4.6%の増、国県支出金は18.9%の減、市債については12.0%の増となっております。それぞれの額は、下の表に記載のとおりであります。

次に、4 ページをお願いいたします。

3の歳出の決算額ですが、第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、教育費、公債費、土木費、衛生費となっております。

5ページに移ります。

第3の2表は、性質別歳出の構成比です。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて1.1ポイント上昇しており、これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合も2.3ポイント上昇しております。また、投資的経費の割合についても2.8ポイント上昇しております。

6ページをお願いいたします。

4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。26年度の経常収支比率は86.0%で、前年度の84.9%と比べて1.1ポイント上昇いたしました。

次に、7ページに移ります。

5は将来の財政負担であります。上のグラフ第5の1表は、健全化判断比率の一つで、実質公債費比率の推移を表しています。26年度の決算では9.9%となり、前年度の11.6%と比べて、1.7ポイント改善しております。なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、基準を大きく下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表しています。これは、一般会計をはじめ公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。平成26年度決算の数値は41.1%となり、前年度の58.0%と比べて16.9ポイント改善しております。この数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第3号でご説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。市債の現在高は平成26年度末で277億3,224万6,000円となり、前年度と比べて2,987万7,000円増加いたしました。

次に、9ページに移ります。

第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

平成26年度の棒グラフをご覧ください。短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計合わせたものであります。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成26年度末の市債現在高277億3,224万6,000円に対しまして、交付税算入見込額が233億2,740万9,000円で、交付税算入見込額割合は約84.1%となっており、実質負担額は年々減少しております。

長いほうのグラフの全会計では、平成26年度末の市債現在高601億6,887万5,000円に対しまして、交付税算入見込額が327億8,054万5,000円で、交付税算入見込額割合は54.5%となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。平成26年度末における基金の総額は125億6,002万5,000円で、前年度と比べて9億2,511万4,000円増えております。増の主な理由は、財政調整基金及び庁舎整備基金の増によるものであります。

特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように132億3,792万6,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

復興関連基金充当事業として、震災からの復興に要した事業費及び歳入についてまとめた資料で、事業費総額は下のほうにありますが、28億8,060万9,000円です。事業の主なものは、表の2、東日本大震災復興交付金基金積立金7億7,733万1,000円、19の津波被災住宅再建支援事業1億137万3,000円、21の災害に強い地域づくり事業は、22の繰越分と合わせて1億2,728万4,000円、24、飯岡中学校改築事業は、25の繰越分と合わせて16億912万7,000円であります。

以下、12ページから22ページまでは、昨年と同様、データを表示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、26年度決算における主な施策の事業概要を決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上で資料による説明は終わりました、決算書によりご説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思ひます。

それでは、決算書によりご説明いたします。

3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表等でありますので説明は省略して、18ページの歳入からご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

左右見開きとなっておりますので、右ページの収入済額を中心にご覧いただきたいと思います。なお、各款ごとの平成25年度との差引増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料13ページに記載してありますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、1款の市税は、収入済額72億8,526万8,363円で、前年度比1億2,386万539円、1.7%の増となっております。

20ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億1,838万3,005円で前年度比1,369万9,998円、4.1%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額1,285万4,000円で前年度比43万8,000円、3.3%の減。

4款配当割交付金は、収入済額5,683万6,000円で前年度比3,137万6,000円、123.2%の増。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,001万8,000円で前年度比698万8,000円、14.9%の減となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

6款地方消費税交付金は、収入済額7億6,025万7,000円で、平成26年4月の消費税率の引上げにより、前年度比1億2,672万3,000円、20.0%の増。

7款自動車取得税交付金は、収入済額6,307万3,000円で前年度比8,483万円、57.4%の減。

8款地方特例交付金は、収入済額2,963万3,000円で前年度比261万1,000円、9.7%の増。

9款地方交付税は、収入済額が98億7,589万8,000円で前年度比4億3,647万円、4.6%の増となっております。内訳といたしましては、備考欄の1 普通交付税が83億1,444万1,000円で、前年度比4,599万円、0.6%の減。備考欄2 特別交付税が15億6,145万7,000円で、前年度比4億8,246万円、44.7%の増となっております。増加した主な理由は、震災復興分の特別交付税が約5億1,200万円増となったことによるものであります。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,084万9,000円で、前年度比252万8,000円、18.9%の減となっております。

24ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額6億2,855万3,392円で、前年度比6,931万3,705円、9.9%の減。

12款使用料及び手数料は、収入済額4億1,802万5,537円で、前年度比610万5,387円、1.4%の減となっております。

飛びまして、28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額35億3,840万5,149円で、前年度比2億217万4,112円、5.4%の減となっております。

32ページをお願いいたします。

14款県支出金は、収入済額13億8,208万3,385円で、前年度比9億4,706万7,584円、40.7%の大幅な減となっております。減の主な理由ですが、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金10億7,240万円がなくなったためであります。

38ページをお願いいたします。

15款財産収入は、収入済額4,547万3,675円で、前年度比1,673万4,913円、26.9%の減となっております。減の主な理由は、次の40ページにあります。2項1目不動産売却収入、備考欄1土地売却収入の減によるものであります。

42ページをお願いいたします。

16款寄附金は、収入済額1,632万4,897円で、前年度比364万7,057円、28.8%の増となっております。

44ページをお願いします。

17款繰入金は、収入済額12億2,168万1,218円で、前年度比3億9,705万1,079円、24.5%の減となっております。減の主な理由は、平成25年度における土地開発基金廃止に伴う土地開発基金繰入金4億8,042万6,000円、これがなくなったことによるものであります。

46ページをお願いいたします。

18款繰越金は、30億7,653万62円、前年度比5億5,735万4,231円、22.1%の増。

19款諸収入は、収入済額4億7,258万7,077円で、前年度比8,715万9,119円、22.6%の増となっております。増の主な理由は、平成25年度をもって解散した土地開発公社の残余財産清算収入6,600万2,000円があったためであります。

次に、48ページの下の方になります。

20款市債は、収入済額26億9,040万円で、前年度比2億8,890万円、12.0%の増となっております。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきまして、続いて歳出について、款ごとに……。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は途中ですが、ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第 1 号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは引き続き、今度は歳出について、款ごとに主な事業をご説明いたします。

54ページをお願いいたします。

1 款議会費は、支出済額 2 億 4,469 万 5,067 円で、前年度比 4.8% の増となっております。

次に、56ページをお願いいたします。下のほうになります。

2 款総務費は、支出済額 50 億 3,023 万 2,677 円、前年度比 17.2% の減で、減の主な理由は、災害復興基金、財政調整基金への積み立ての減によるものであります。翌年度繰越額は、繰越明許費 1 億 2,144 万 2,000 円となっており、繰越明許に係る事業は、新庁舎建設事業、地方創生先行型事業、電算システム運用事業の 3 件であります。

少し飛びまして、67ページをお願いします。

1 項 1 目一般管理費、備考欄 10 庁舎整備基金積立金は、3 億 9 万 1,606 円を積み立て、平成 26 年度末現在高を約 18 億円としたものであります。

少し飛びまして、73ページをお願いします。これも下のほうになります。

1 項 4 目財政管理費の備考欄 2 災害復興基金積立金 1,098 万 5,809 円は、一般寄附金としての災害見舞金を財源として積み立てたものであります。

次の 75ページをお願いいたします。

備考欄 3 東日本大震災復興交付金基金積立金 7 億 7,733 万 508 円は、東日本大震災復興交付金を財源として積み立てたものであります。

77ページをお願いいたします。

上段の 1 項 6 目財産管理費の備考欄 2 財政調整基金積立金は、平成 25 年度の剰余金などのうち、10 億 375 万 7,653 円を積み立てたものであります。

81ページをお願いいたします。

1 項 7 目企画費の備考欄 5 道の駅施設整備事業は、次の 83ページ、備考欄 6 の事故繰越し

分と合わせまして2億8,448万9,492円で、造成工事をはじめ、建築・外構工事等を行ったものであります。

総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから29ページに記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額79億620万6,123円で、前年度比1.0%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費4,249万8,000円で、繰越明許に係る事業は、障害者福祉事務費、乳幼児紙おむつ給付事業、生活保護総務事務費の3件であります。

少し飛んで、117ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費、備考欄9臨時福祉給付金給付事業1億3,707万8,006円は、国の消費税増税に伴う低所得者対策として実施されたものであります。

飛びまして、125ページをお願いします。

1項2目障害者福祉費、備考欄10の自立支援給付事業10億2,879万9,983円は、居宅介護等介護給付費や生活療養介護給付費等の増により、前年度比6,577万1,846円の増となりました。

飛びまして、137ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費、備考欄7子ども医療費助成事業1億8,187万3,623円は、平成25年8月から入院・通院・調剤に係る医療費補助を中学3年生まで引き上げたこと等により、前年度比2,796万4,485円の増となりました。

141ページをお願いします。

備考欄14子育て世帯臨時特例給付金給付事業8,013万4,488円は、国の消費税増税対策として実施されたものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の30ページから41ページに記載しております。

150ページをお願いします。下のほうになります。

4款衛生費は、支出済額14億6,937万9,055円で、前年度比4,257万7,670円、2.8%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費573万7,000円で、繰越明許に係る事業は、妊娠・出産包括的支援事業の1件であります。

少し飛びまして、167ページをお願いします。

1項3目母子保健費、備考欄5の特定不妊治療費助成事業305万3,501円は、平成26年度の新規事業であり、少子化対策事業として、増加傾向にある不妊治療費の一部を助成するものであります。

169ページをお願いいたします。一番下になります。

1 項 4 目環境衛生費の備考欄 4 環境衛生対策推進事業7,996万6,696円は、前年度比1,438万6,927円の増となっております。これは主に道路排水路清掃委託料の増によるものであります。

179ページをお願いいたします。

2 項 1 目塵芥処理費の備考欄 3 塵芥処理施設運営費 4 億7,686万3,709円は、前年度比3,487万6,188円の増となっておりますが、主な要因は、ごみ処理施設改修工事の増によるものであります。

衛生費に係る主要事業は、説明資料の42ページから50ページに記載しております。

続いて、182ページをお願いいたします。

5 款労働費は、支出済額146万1,652円で、前年度比12万2,452円、7.7%の減となっております。

その下、6 款農林水産業費は、支出済額 6 億5,964万1,168円、前年度比2,840万482円、4.5%の増となっております。

少し飛びまして、191ページをお願いいたします。

1 項 3 目農業振興費の備考欄 5 水田農業構造改革推進事業4,364万6,827円は、前年度比1,000万9,168円の増となっておりますが、これは主に補助対象作物である飼料用米等の転作面積の増によるものであります。

少し飛びまして、197ページをお願いいたします。

1 項 4 目畜産振興費の備考欄 2 家畜防疫対策事業3,623万2,518円は、家畜伝染病の予防事業であり、平成26年度は、豚流行性下痢（PED）の発生による感染拡大の防止対策に係る経費の増などによりまして、前年度に比べ事業費が約900万円増加しております。

201ページをお願いいたします。

2 項 1 目林業総務費の備考欄 3 減災林整備事業（繰越明許）分、5,459万7,240円は、津波被害対策として三川浜地先の保安林減災盛土工事を実施したものであります。

農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の51ページから56ページに記載しております。

204ページをお願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 3 億9,489万323円、前年度比3,362万7,833円、7.8%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費 1 億4,676万9,000円で、繰越明許に係る事業は、商業活性化推進事業、観光振興事業の 2 件であります。

少し飛びまして、213ページをお願いいたします。

1 項 3 目観光費の備考欄 2 観光資源創出プロモーション事業597万2,035円は、平成26年度の新規事業で、市の観光PRや新たな特産品開発に係る経費など、観光産業振興のための事業を実施したものであります。

215ページをお願いいたします。

備考欄 4 観光施設整備事業は、備考欄 5 の繰越明許事業分と合わせまして5,239万9,348円で、東日本大震災により被災した市営海浜プールの復旧と旧食彩の宿いおか荘 1 階の一部を防災教育施設として整備したものであります。

商工費に係る主要事業は、説明資料の57ページから61ページに記載しております。

218ページをお願いいたします。

8 款土木費は、支出済額21億5,957万515円、前年度比 4 億4,565万903円、17.1%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費11億7,805万8,000円、事故繰越し 1 億1,350万2,400円、合計で12億9,156万400円となっております。

繰越明許に係る事業は、蛇園南地区流末排水整備事業、震災復興・津波避難道路整備事業、道路新設改良事業及び橋梁維持補修事業など全 7 事業で、事故繰越しに係る事業は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、津波避難道路整備事業などの 4 事業であります。

少し飛びまして、229ページをお願いいたします。

2 項 3 目道路新設改良費の備考欄 5 蛇園南地区流末排水整備事業は、6 の繰越明許分を合わせて 4 億9,245万3,250円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から29年度までの事業として実施しているものであります。

同じページ一番下、備考欄 9 の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、231ページ備考欄 10の繰越明許分と合わせて 1 億2,179万5,920円となり、主な内容は、工事請負費、それから調査・設計委託料等であります。

231ページをお願いします。

備考欄11震災復興・津波避難道路整備事業2,256万2,000円の主な内容は、横根三川線、椎名内西足洗線の調査・測量委託料であります。

少し飛んで、243ページをお願いします。

4 項 2 目住宅建設支援費の備考欄 2 津波被災住宅再建支援事業 1 億137万3,000円は、東日本大震災の津波で被災した世帯で、住宅を建設、購入または補修した被災者を対象にその一部を補助したものであります。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の62ページから71ページに記載しております。
244ページをお願いします。

9款消防費は、支出済額11億9,901万3,630円、前年度比5,803万7,941円、5.1%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費1,526万1,000円となっており、繰越明許に係る事業は、消防庫整備事業の1件であります。

少し飛んで255ページをお願いします。

1項3目災害対策費の備考欄2災害に強い地域づくり事業は、3の繰越明許分と合わせて1億2,728万3,560円となり、主な内容は、津波避難タワー施設整備工事、それから防災備蓄倉庫設置工事及び津波避難誘導看板設置業務委託であります。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の72ページから74ページに記載しております。
次に、256ページをお願いします。

10款教育費は、支出済額41億858万3,623円、前年度比14億7,602万6,656円、56.1%と大幅な増で、増の主な理由は、飯岡中学校改築事業の増によるものであります。翌年度繰越額は、繰越明許費8億6,162万2,000円となっており、繰越明許に係る事業は、飯岡中学校改築事業の1事業であります。

少し飛びまして、269ページをお願いします。

2項1目学校管理費の備考欄5小学校大規模改造事業は、6の繰越明許分と合わせて3億2,645万3,640円で、富浦小学校、豊畑小学校、萬歳小学校、嚶鳴小学校の大規模改造工事に係るものであります。

少し飛びまして、275ページをお願いします。

2項2目教育振興費の備考欄8放課後児童クラブ室建設事業9,489万5,028円は、主に干潟小学校及び琴田小学校敷地内に建設した児童クラブ専用施設の工事請負費であります。

少し飛んで279ページ、下のほうです。

3項1目学校管理費の備考欄5飯岡中学校改築事業は、次のページ備考欄6の繰越明許と合わせて16億912万7,340円で、飯岡中学校校舎等の改築に係る建設工事請負費及び設計・監理委託料などであります。

教育費に係る主要事業は、説明資料の75ページから86ページに記載しております。

飛びまして、332ページをお願いします。

11款災害復旧費は、支出済額2,701万6,200円で、前年度比1,848万6,000円、40.6%の減となっております。

335ページをお願いします。

災害復旧費の主なものは、3項1目道路橋梁災害復旧費の備考欄1道路橋梁災害復旧費の繰越明許でありまして、その内容は、平成25年10月の台風と大雨により被災した溝原地先ほか2路線の道路の復旧工事であります。

災害復旧費に係る主要事業は、説明資料の87ページに記載しております。

同じページ、12款公債費は、支出済額29億5,770万9,511円で、前年度比1,725万5,979円、0.6%の減となっております。

以上、駆け足ですが、議案第1号、平成26年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万2,937世帯で、前年度比234世帯、1.8%の減であります。また、被保険者数は2万6,129人で、前年度比1,047人、3.9%の減であります。年度末の加入割合は、世帯比で50.5%、人口比で37.5%となっております。

被保険者数の内訳であります。一般被保険者が2万5,265人で、前年度比924人、3.5%の減、退職被保険者は864人で、前年度比123人、12.4%の減、介護保険2号被保険者は1万563人で、前年度比693人、6.2%の減となっております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

339ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は94億1,563万3,901円で、前年度比0.2%の増となり、歳出決算額については90億6,147万6,575円で、前年度比0.5%の増となっております。

348ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額3億5,415万7,326円につきましては、平成27年度に財政調整基金へ1億7,800万円を積み立てまして、残額1億7,615万7,326円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

358ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は26億5,706万6,938円となり、前年度比で8.4%の増となっております。収納率は69.8%となり、前年度と比べて3.4ポイント上昇しました。また、不納欠損額は1億388万455円で、収入未済額は10億4,640万3,201円であります。

360ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金の収入済額は24億6,297万441円となり、前年度比4.7%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金の収入済額は18億9,452万6,938円となり、前年度比4%の減であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は7,698万9,503円であります。

3 目特定健康診査事業費等負担金は1,565万6,000円であります。

362ページをお願いいたします。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は4億7,579万8,000円で、前年度比10.1%の減であります。主な内訳は、普通調整交付金として2億9,636万円、特別調整交付金として1億7,943万8,000円であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、65歳未満の方のうち退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は2億4,306万9,729円となり、前年度比18.8%の減であります。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は12億7,069万618円となり、前年度比19%の増であります。

7 款県支出金の収入済額は6億6,042万503円となり、前年度比4.9%の増であります。

1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の7,698万9,503円あります。

2 目特定健康診査事業費等負担金は1,639万3,000円あります。

2 項 1 目県財政調整交付金は5億6,703万8,000円で、前年度比3.8%の増であります。内訳は、普通調整交付金として3億6,328万2,000円、特別調整交付金として2億375万6,000円あります。

364ページをお願いいたします。

8 款共同事業交付金の収入済額は11億5,092万8,902円で、前年度比2.5%の増となっております。その内訳を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額は2億4,098万8,469円で、前年度比7.2%の増となっております。これは、高額医療費のうち1か月につき80万円を超えるものについて交付の対象となるものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金の収入済額は9億994万433円で、前年度比1.3%の増となっております。これは、高額医療費のうち1か月につき30万円を超え80万円以下のものが交付の対象となるものであります。

10款繰入金について申し上げます。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、収入済額が3億2,694万4,474円となり、前年度比86.6%の増であります。内訳は、保険税軽減分が2億7,011万550円、保険者支援分が5,683万3,924円であります。増額の理由は、保険税軽減が拡充されたことによる交付金の増によるものであります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は4,300万2,000円となり、前年度比2.4%の減であります。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,572万9,000円となり、前年度比12%の増であります。

4節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は2,148万2,000円となり、前年度比3.1%の増であります。

5節その他一般会計繰入金の収入済額は1億7,000万円となっており、前年度比43.3%の減であります。

2項1目財政調整基金繰入金の収入済額は1億円となっており、前年度比71.4%の減であります。

366ページをお願いいたします。

11款繰越金の収入済額は1億9,126万5,729円となっております。

12款諸収入の収入済額は8,150万8,120円で、主なものは保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入並びに交通事故等による第三者納付金などであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

372ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は4,017万9,332円となり、前年度比0.4%の増であります。内訳は、国保事業の管理運営費である1項1目一般管理費1,999万8,148円と、国保税徴収に係る費用である2項1目賦課徴収費1,695万1,022円が主であります。

374ページをお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は54億9,450万4,054円となり、前年度比1.3%の増であります。

1項療養諸費の支出済額は48億1,066万3,494円となり、前年度比0.2%の増であります。

376ページをお願いいたします。

2 項高額療養費の支出済額は6 億2,441万426円となり、前年度比9.7%の増であります。

380ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は14億1,182万9,145円となり、前年度比1.2%の減であります。

4 款前期高齢者納付金の支出済額は109万2,560円となり、前年度比23.5%の減であります。

382ページをお願いいたします。

6 款介護納付金の支出済額は6 億7,914万9,297円となり、前年度比2.4%の減であります。

7 款共同事業拠出金は11億9,927万516円で、前年度比6.2%の増であります。その主な内容を申し上げますと、1 項1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は3 億795万8,014円で、前年度比15.3%の増であります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、1 か月につき30万円を超え80万円以下的高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8 億9,131万1,298円で、前年度比3.4%の増であります。

384ページをお願いいたします。

8 款保健事業費は1 億1,240万3,534円となり、前年度比3.2%の増であります。

386ページをお願いいたします。

11款諸支出金は1 億2,296万3,126円となり、前年度比32.9%の減であります。その主なものは、3 目償還金の国庫支出金精算に伴う返還金及び388ページの中央病院と滝郷診療所への繰出金であります。

少し飛びまして、410ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

349ページにお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,200万527円となり、前年度比0.4%の減となっております。歳出決算額は7,818万1,580円となり、前年度比1.8%の減となります。

354ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額381万8,947円につきましては、平成27年度に財政調整基金へ191万円を積み立てまして、残額190万8,947円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

飛びまして、394ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入の収入済額は6,872万6,807円となり、前年度比4.8%の増であります。

396ページをお願いいたします。

6 款繰入金の収入済額は1,140万円となっております。内訳としましては、1 項他会計繰入金740万円と2 項の基金繰入金400万円であります。

7 款繰越金の収入済額は132万3,505円であります。

8 款諸収入の収入済額は52万2,670円で、主な内容は校医嘱託料及び介護保険意見書料等であります。

続いて、歳出になります。

402ページをお願いいたします。

1 款総務費ですが、支出済額は4,361万9,941円となり、前年度比1.8%の増であります。

404ページをお願いいたします。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入費でありまして、支出済額は3,454万1,234円となり、前年度比5.7%の減であります。

411ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は9,136人で、前年度比59人、0.6%の増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で3割負担の方が291人で、前年度比12人、4%の減、1割負担の方は8,845人で、前年度比71人、0.8%の増となっております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

413ページをお開きください。

歳入決算額は5億1,643万6,126円で、前年度比8.6%の増となり、歳出決算額は5億108万8,771円で、前年度比8.5%の増となっております。歳入歳出差引残額は、418ページにございますように1,534万7,355円でありまして、平成27年度への繰越金とするものであります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

422ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は 3 億4,491万5,477円となり、前年度比で6.3%の増となっております。収納率は99.5%であります。また、不納欠損額は21万9,500円で、収入未済額は203万4,150円であります。

2 款繰入金の収入済額は 1 億5,542万4,052円で、前年度比12.7%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたものであります。

3 款繰越金の収入済額は1,404万6,113円となっております、前年度比22.8%の増となっております。

4 款諸収入の収入済額は205万484円となり、前年度比8.4%の増となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と、広域連合からの賦課徴収業務委託金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

428ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は1,386万1,142円となり、前年度比15%の増であります。

1 項 1 目一般管理費の1,193万1,805円は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、前年度比17.9%の増であります。

2 項 1 目徴収費の192万9,337円は、保険料の徴収に要した経費で、前年度比0.3%の減であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は 4 億8,629万9,829円となり、前年度比8.3%の増であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を、保険基盤安定拠出金として広域連合へ納付したものであります。

430ページをお願いいたします。

3 款諸支出金の支出済額は92万7,800円となり、前年度比59.7%の増であります。これは、保険料還付金であります。

432ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 宮内 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。

お手元の決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

この用紙になりますので、よろしくお願いします。

1ページをお願いいたします。

1番の高齢者人口等ですが、この資料は平成27年3月末の状況を、第5期介護保険事業計画及び前年度の状況と比較したものとなっております。

上から2行目のB欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者数は1万8,376人で、前年度比499人の増となり、伸び率は2.8%となりました。

3行下になります。

65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は27.1%で、前年度比0.9ポイントの増となりました。

要介護認定者数は2,797人で、前年度比138人の増、伸び率5.2%となりました。

一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は14.6%で、前年度比0.3ポイントの増となりました。

以下、2番は介護度別認定者数、2ページへ移りまして、3番、介護保険料、4番、所得段階別第1号被保険者数、続いて3ページにおきましては、5番、保険料納付状況、6番、保険給付費のサービス別支出状況となっており、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

ここからは決算書をご用意いただきたいと思います。

決算の内容につきましては、前年度と比較しながら主なものをご説明いたします。

433ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額46億9,200万円に対しまして、歳入の決算額は45億9,527万1,910円で、前年度と比較しまして3.9%の増となりました。

歳出の決算額は45億1,933万8,923円で、前年度と比較しまして42%の増となり、歳入歳出の差引残額は7,593万2,987円となりました。

次の434ページから437ページの歳入歳出決算の内容につきましては……、もっと遅くやりますか。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長（宮内 隆） いいですか。

439ページからの事項別明細書の中でご説明いたします。

続いて、440ページと441ページは歳入の総括表ですので、朗読を省略いたしまして、442ページの歳入から順を追ってご説明いたします。

それでは、442ページをお願いいたします。

1 款保険料の収入済額は8億9,175万1,788円で、前年度と比較いたしまして3.9%の増となりました。収納率は前年度と同様の95.9%となっております。

1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は7億9,811万6,575円となります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,631万2,006円となります。

3 節過年度分普通徴収保険料の収入済額は732万3,207円となります。

2 款国庫支出金の収入済額は10億5,454万900円で、前年度と比較しまして4.7%の増となりました。内容としましては、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分となっております。

3 款支払基金交付金の収入済額は12億6,223万5,000円で、前年度と比較しまして4.2%の増となりました。この内容といたしましては、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分となっております。

444ページをお願いいたします。

4 款県支出金の収入済額は6億5,831万5,011円で、前年度と比較いたしまして6.0%の増となりました。この内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分となっております。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金としての介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及

び事務費繰入金でありまして、6億3,416万8,000円の収入額は、前年度と比較しまして2.6%の増となりました。

446ページをお願いいたします。

7款繰越金の収入済額は8,590万7,073円で、前年度からの繰越金となります。

8款諸収入の収入済額は834万5,343円で、内訳といたしましては、延滞金が18万6,436円、第三者納付金が374万8,570円、地域支援事業利用収入が438万132円で、雑入3万205円となっており、備考欄に記載のとおりでございます。

以上で歳入関係の説明を終わります。

次の448ページと449ページは歳出の総括表ですので、説明は省略いたしまして、450ページの歳出から順を追ってご説明いたします。

それでは、450ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は5,431万652円で、主な経費は介護保険料賦課徴収に係る経費及び介護審査費、認定調査費等でございます。

452ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,276万1,797円で、審査回数は96回、審査件数は3,207回でございました。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費1,289万9,020円で、調査件数は3,308件でございました。

454ページをお願いいたします。中段になります。

2款保険給付費の支出済額は43億4,619万2,318円で、前年度比1億8,203万2,415円の増で、伸び率は4.4%となりました。保険給付の月平均の利用者数は、居宅サービスが1,727人、地域密着型サービスが92人、施設サービスが608人で、合わせて2,427人となりました。

1項介護サービス等諸費は要介護者の保険給付費で、主なものは1目居宅介護サービス給付費が16億2,839万4,956円かかりました。

2目地域密着型介護サービス給付費は2億8,176万1,449円で、原則といたしまして旭市民が利用できるサービスでございまして、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当いたします。

3目施設介護サービス給付費は18億904万586円で、月平均の施設入所者数は608人でございました。

456ページをお願いいたします。中段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は 2 億 3,380 万 7,178 円で、ケアプランの作成費となっております。

2 項介護予防サービス等諸費は 9,169 万 8,088 円で、これは要介護者の介護給付費となります。

458 ページをお願いいたします。下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は 352 万 504 円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で、対象件数は 6 万 7,702 件でございました。

4 項高額介護サービス等費は 7,653 万 80 円で、利用者負担が高額になったときに支給するもので、対象件数は 7,392 件でございました。

460 ページをお願いいたします。下段になります。

6 項特定入所者介護サービス等費は 1 億 9,274 万 3,181 円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、26 年度末における軽減対象者は 741 人でございました。

462 ページをお願いいたします。下段になります。

4 款基金積立金の支出済額は、2,410 万 7,000 円でございました。これは前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、平成 26 年度末の介護保険給付費準備基金の残高は 1 億 5,156 万 2,195 円となりました。

464 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費の支出済額は 4,943 万 1,039 円となりました。この主な事業内容といたしましては、1 項 1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費の備考欄 2 番、通所型介護予防事業 290 万 6,918 円が該当いたしまして、これは介護予防拠点において、運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ 199 人となりました。

466 ページをお願いいたします。

2 項 1 目包括的支援事業費の支出済額は 2,246 万 6,642 円で、この事業の主なものは、468 ページをお願いいたします。

備考欄 3 番、総合相談・支援事業の 13、委託料 500 万円で、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したことによるものでございます。

3 項 1 目任意事業費の支出済額は 1,967 万 153 円で、主なものといたしましては、備考欄に記載のとおり、1 番、家族介護用品給付事業、2 番、介護相談員派遣事業、3 番、配食サービス事業等となっております。

470 ページをお願いいたします。中段になります。

6 款諸支出金の支出済額は4,529万7,914円で、主なものといたしましては、1 項 2 目償還金4,478万4,771円で、25年度保険給付費の精算による国・県、支払基金及び一般会計への返還金となります。

以上で歳出関係の説明を終わりにいたします。

それと、申し訳ありません。433ページのところなのですが、4.2%が正しいんですが、42%と言ってしまいました。訂正させていただきます。よろしくお願いします。

474ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は記載のとおりとなっておりますので、後でご覧いただきたいと思います。

以上で議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 7分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第5号の補足説明を求めます。

下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、公共下水道事業の状況についてご説明申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

1、下水道の状況です。平成26年度末の処理区域面積は198.2ヘクタールで、事業認可区域202ヘクタールに対して98%が整備されました。普及率は、行政区域内人口6万7,819人に対して、処理区域内人口6,517人で9.6%となっており、前年度比0.1ポイント増となっております。また、水洗化率は、処理区域内人口6,517人に対して使用人口3,922人で60.2%、前

年度比2.5ポイント増となっております。

それでは、決算書によりご説明を申し上げます。

決算書の475ページをお願いいたします。

平成26年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億1,280万9,303円、歳出6億1,541万1,352円で、歳入歳出差引残額は、480ページでございますが、9,739万7,951円となりました。歳入歳出決算額の主な内容につきましては事項別明細書により説明させていただきます。484ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は、受益者負担金で収入済額3,810万7,700円でございます。なお、収納率は68.1%で、前年度比0.9ポイント増となりました。

2 款使用料及び手数料は、主に1 項1 目下水道使用料で収入済額9,334万5,710円、収納率は98.4%で、前年度と同率となっております。

3 款国庫支出金は3,854万円でありまして、管渠建設事業費等に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

5 款繰入金は3 億8,909万3,000円で、全体事業費から使用料、特定財源などを差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

6 款繰越金は6,664万7,133円で、前年度繰越金でございます。

486ページをお願いいたします。

8 款市債は8,660万円でありまして、建設事業費等に係る地方債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

490ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は5,698万3,232円で、公共下水道事業に係る人件費及び事務経費でございます。

492ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額2 億7,825万2,934円でございます。

1 項管理費は1 億6,051万1,705円で、施設維持管理に係る人件費や運転業務委託料、汚泥運搬処理業務委託料等でございます。

不用額の2,985万5,295円の主な内容といたしましては、運転業務委託料などの入札執行残や、維持管理費が少なかったことなどによるものでございます。

494ページをお願いいたします。

2項の工事費は支出済額1億1,774万1,229円でございます。主な内容といたしましては、15節工事請負費の1億1,666万9,160円で、ニの袋地区面整備工事で平成25年度に面整備工事を実施した箇所の舗装復旧工事などを行ったものです。

不用額9,002万4,771円の主な内容といたしましては、13節委託料の未実施、15節工事請負費の入札執行残や19節負担金補助及び交付金において、管渠工事に伴う水道管の切り回し工事に係る負担金が現場対応により減額となったこと等によるものでございます。

496ページをお願いいたします。

3款公債費は2億8,017万5,186円でありまして、起債借入金の償還金でございます。内訳といたしましては、元金支払費が1億9,420万6,596円、利子支払費が8,596万8,590円でございます。

最後に498ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であり、記載のとおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成26年度末における農業集落排水事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料の2ページ、こちらです、最後のページになります農業集落排水事業状況一覧、こちらをご覧ください。

1番の普及状況ですけれども、平成26年度全体の処理区域内人口2,309人に対しまして、使用人口は1,602人であります。普及率は69.4%となっております。

その下の表につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書につきまして内容をご説明申し上げます。

決算書の499ページをお開きください。

歳入歳出予算額5,624万円に対しまして、歳入決算額につきましては5,762万7,129円で、執行率は102.5%となりました。歳出決算額につきましては5,297万3,367円で、執行率は

94.2%となりました。

次に、内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

少し飛びまして508ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金の収入済額168万円は現年度分で、江ヶ崎地区1件と琴田地区1件となっております。収入未済額498万8,000円の未納件数は、過年度分でございます、江ヶ崎地区6件、琴田地区7件となります。

続きまして、2 款使用料及び手数料の1,757万4,741円は、処理施設の使用料であります。徴収率は98.0%でございます。内訳といたしましては、江ヶ崎地区現年度分1,213万1,046円、過年度分15万8,910円、琴田地区現年度分527万400円、過年度分1万4,385円であります。

3 款繰入金の2,678万7,000円は、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

4 款繰越金の1,158万5,388円は、前年度繰越金であります。

5 款諸収入については、ございませんでした。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

512ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は826万6,151円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

2 款事業費の支出済額2,391万4,098円は、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費並びに資源循環事業費となります。

続きまして、514ページをお開きください。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,911万3,118円となります。借入先は財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構となります。なお、平成26年度末の地方債残高、これにつきましては2億2,872万8,827円となります。

516ページをお開きください。

4 款繰出金は168万円であります。これは、歳入で受けました受益者分担金を一般会計へ繰り出したものでございます。

最後に518ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書は記載のとおりでございます。

以上で議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 鈴木邦博 登壇）

○水道課長（鈴木邦博） それでは、議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

（1）総括事項、3行目になりますが、平成26年度はイ地区の配水管布設工事等を実施いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,870人、給水件数は1万9,667件となりました。普及率は85.3%で、前年度と比較しますと0.5ポイント増となりました。年間給水量は578万2,647立方メートルで、前年度と比較しますと2万9,848立方メートルの減となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は551万2,917立方メートルとなり、前年度と比較しますと2万4,616立方メートルの減となりました。

有収率は95.3%で、前年度と同率となっております。

建設状況は、建設改良工事としてイ地区に口径75ミリメートルから150ミリメートルの耐震型配水管等を延べ420.5メートル布設いたしました。

前に戻りまして、1ページをお開きください。

平成26年度の決算報告書でございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額15億5,256万3,000円に対し、決算額15億8,191万6,835円となり、収入率は101.9%となりました。内訳は、第1項の営業収益は水道料金等であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金等で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億8,371万1,000円に対し、決算額14億1,319万4,592円となり、執行率は95.2%となりました。内訳は、第1項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は不納欠損等の過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2 ページのほうをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1 款資本的収入は、予算額6,326万6,000円に対し、決算額は4,012万140円となり、収入率は63.4%となりました。内訳は、第2 項負担金は、消火栓設置や道の駅建設に伴う配水管布設工事の一般会計からの負担金で、第3 項は給水申し込み納付金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1 款資本的支出は、予算額2 億4,103万1,000円に対し決算額は1 億6,804万413円となり、執行率は69.7%となりました。内訳は、第1 項建設改良費は、道の駅建設に伴う配水管布設工事及び干潟配水場高区非常用自家発電機更新工事等であり、第2 項企業債償還金は建設改良費等にかかわる企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2 ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1 億2,792万273円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額179万4,778円、減債積立金1 億1,215万6,669円、過年度分損益勘定留保資金1,396万8,826円で補填をいたしました。

続いて、3 ページの損益計算書をご覧ください。

1 の営業収益として、2 列目の数字になりますが、14億1,863万6,840円、2 の営業費用として12億8,199万4,006円、差し引き営業利益は、3 列目になりますけれども、1 億3,664万2,834円となりました。

続いて、4 ページをご覧ください。

3 の営業外収益として、2 列目になりますが、5,689万7,635円、4 の営業外費用として1,922万3,451円、差し引きは3 列目の3,767万4,184円のプラスとなり、3 ページの営業利益を加えますと経常利益は1 億7,431万7,018円となりました。

6 の特別損失は、3 列目になりますが、マイナス749万7,515円で、前段の経常利益に加えますと1 億6,681万9,503円が平成26年度の純利益となり、当年度末処分利益剰余金は19億2,955万5,765円となります。

次に、5 ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の一番右の資本合計の当年度末残高は、右下になりますけれども、35億469万6,406円となりました。

6 ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右の未処分利益剰余金の当年度末残高19億

2,955万5,765円のうち当年度純利益1億6,681万9,503円を、減債積立金に5,831万9,503円、建設改良積立金に1億850万円、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の1、固定資産、次のページになりますけれども、2の流動資産の合計である資産合計は、一番右の列63億8,618万612円となりました。

次に、負債の部ですが、3番固定負債と、次のページになりますが、4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は28億8,148万4,206円となりました。

次に、資本の部ですが、6、資本金、7、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目に記載してあります資本合計35億469万6,406円となり、これに前のページの負債合計を加えますと、負債資本合計は63億8,618万612円となり、資産合計と一致いたします。

12ページをお願いいたします。

(2)は議会議決事項であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、2の工事でございますが、(1)は建設工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

15ページをお願いいたします。

15ページは年間の業務量でございます。

16ページのほうをお願いいたします。

16ページは事業収入に関する事項、次の17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

18ページのほうをお願いいたします。

4の会計(1)は重要契約の要旨でございます。

続いて19ページになりますが、(2)は企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は記載のとおりでございます。

20ページから21ページまでは、キャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

次の22ページから27ページまでは、収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の28ページは固定資産明細書、続きまして29ページは企業債明細書となっております、内容は記載のとおりでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

平成26年度事業報告書です。

平成26年度は消費税増税や診療報酬改定があり、厳しい経営環境となりましたが、地域の医療機関との協力や連携の強化、ジェネリック薬品への移行の推進など、経営の効率化を進めるとともに医療資源を最大限に活用し、質の高い医療を提供するために取り組みました。また、医師宿舎が完成し、3月より入居を開始しました。ここ数年、医師確保に向けさまざまな努力を続けてきたことにより、平成27年4月の医師数は3年ぶりに増加となっています。

決算につきましては、当期利益金3億6,584万1,000円を計上いたしました。

次に、業務の状況ですが、入院患者及び入所者数、年間延べ34万8,368人、1日平均955人、外来患者数及び通所者数、年間延べ65万3,287人、1日平均2,662人となりました。

具体的な収支につきましては、決算報告書でご説明いたします。

前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります。この決算額につきましては税込み処理で記載してございます。

（1）収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額374億8,836万円、決算額は354億2,530万2,059円となり、収入率は94.5%です。

収入のうち主なものとしましては、第1項医業収益の決算額は312億5,014万8,889円で、この内訳は、入院収益166億8,096万1,557円、外来収益135億3,457万6,364円などです。

第2項医業外収益の決算額は28億3,540万8,706円で、この内訳は負担金交付金などです。

2ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は、予算額370億5,126万3,000円に対し、決算額は350億1,518万6,179円となり、執行率は94.5%です。

支出のうち主なものとしましては、第1項医業費用の決算額は314億5,277万1,882円で、

その主な内訳は給与費142億253万5,676円、材料費100億3,244万9,128円であります。

第2項医業外費用の決算額は21億8,087万5,070円で、消費税雑損失、企業債利息などです。

3ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額2億370万5,000円に対し決算額1億9,603万7,000円で、収入率は96.2%です。主なものとしましては、第1項企業債の1億9,500万円であります。

4ページをお開きください。

資本的支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額46億1,343万3,750円に対し、決算額は39億8,746万6,246円で、執行率は86.4%でした。

第1項建設改良費の決算額は25億9,941万9,112円で、主なものは工事費で17億1,254万8,570円であります。

第2項企業債償還金の決算額は13億8,804万7,134円でした。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額37億9,142万9,246円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

5ページをご覧ください。

損益計算書ですが、税抜き処理で記載しています。

1、医業収益は、(1)入院収益から(4)介護保険事業収益までの合計で311億5,110万1,296円であります。

2、医業費用は、(1)給与費から(6)研究研修費までの合計311億4,985万3,182円で、差し引きの医業利益は124万8,114円となりました。

3、医業外収益から次ページの10、グループホーム事業収益までの合計は39億4,063万5,322円です。

11、医業外費用から18、グループホーム事業費用までの合計は36億2,884万7,124円でした。

この結果、当年度経常利益は3億1,303万6,312円、純利益は3億6,584万569円となりました。これに新会計制度への移行整理後の補助金残高でありますその他未処分利益剰余金変動額16億4,327万2,782円、前年度繰越利益剰余金6億4,771万6,841円を合わせた当年度未処分利益剰余金は26億5,683万192円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

資本金のうち借入資本金ですが、286億8,233万1,230円は、会計制度の変更により1年以内に償還する金額を流動負債、1年以上は固定負債に科目を移動してございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、国県補助金の122億1,492万3,672円は、会計制度の変更により取り崩しをしました。取り崩し先は、後ほど会計注記の中でご説明いたします。

利益剰余金ですが、未処分利益剰余金のうち当年度純利益は3億6,584万569円、その他未処分利益剰余金変動額16億4,327万2,782円、当年度末残高は26億5,683万192円で、先ほど損益計算書でご説明したとおりであります。

9ページの剰余金処分計算書についてご説明いたします。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の当年度末残高26億5,683万192円のうち5億円を減債積立金へ、2億1,356万5,869円を退職給付積立金へそれぞれ議会の議決を経て積み立てし、残額の19億4,326万4,323円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、10ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち（1）有形固定資産の合計は416億2,023万1,448円でした。

11ページをご覧ください。

（2）無形固定資産と（3）投資その他の資産を含めた固定資産合計は431億5,685万1,953円です。

2、流動資産合計は152億743万3,784円です。

3、繰延勘定の合計15億3,331万4,945円を合わせた資産合計は598億9,760万682円です。

12ページをお開きください。

負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債、6、繰延収益を合わせた負債合計は362億8,440万9,354円であります。

13ページをご覧ください。

資本の部ですが、7、資本金と8、剰余金を合わせた資本合計は236億1,319万1,328円となり、これと負債合計を合わせた負債資本の合計は598億9,760万682円となり、資産合計と一致するものであります。

14ページをお開きください。

会計注記ですが、会計制度の変更により重要な会計方針に係る事項について記載するものです。Ⅳ、セグメントは、事業ごとの損益、資産を見るための表となっております。

6、その他をご覧ください。

平成26年度は、地方公営企業会計制度の変更に伴い、勘定科目の移動、引当金の設定、み

なし償却制度の廃止を行いました。みなし償却の廃止に伴う移行処理として、平成26年3月31日において資本剰余金として整理していた償却資産の取得または改良に充てるための国県補助金は、該当資産の耐用年数で案分整理し、残額については新会計制度の導入に伴う各種引当金に充当後、未処分利益剰余金としました。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要の（１）は総括事項です。

17ページの（２）は議会議決事項、次の18ページの（３）は行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ（４）は職員に関する事項を記載しております。本年度分より区分を職種による分類とし、決算監査資料など同一といたしました。

21ページ（５）は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項を記載しています。

22ページの２、工事（１）建設改良工事の概況、23ページ（２）保存工事の概況を記載しております。

次に、24ページをお開きください。

３、業務は（１）業務量を記載しております。

25ページ（２）は事業収入に関する事項、次の26ページ（３）は事業費に関する事項です。続いて、27ページをご覧ください。

27ページから30ページは、４、会計、重要契約の要旨、（イ）工事請負、（ロ）医療機器等購入、（ハ）ソフト開発費の契約内容を記載しています。

31ページをご覧ください。

キャッシュ・フロー計算書であります。会計制度の変更により、本年度から作成するものです。

32ページをお開きください。

Ⅵ、資金期末残高は100億9,685万3,594円です。

33ページから40ページまでは、収益費用明細書で税抜き処理で記載してございます。

41ページは固定資産明細書です。

42ページから45ページは、企業債明細書となっております。

以上で議案第8号について補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より平成26年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関す

る審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

(代表監査委員 木村哲三 登壇)

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成26年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業の公営企業会計の各決算の審査結果について報告いたします。

決算の審査は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により付されました決算書及び決算関係書類について実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて慎重に行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。公営企業会計の事業運営についても、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

総じて、歳入については、全庁的な取り組みとして3年目となった債権回収の成果が収入率の向上に表れてはいるものの、依然として多額の収入未済額が生じています。負担の公平性の観点と貴重な自主財源を確保するためにも、より効果的な収納対策による収入未済額及び不納欠損額の縮減によるなお一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査においては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により付されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、健全化判断比率については法令等の趣旨に沿って適切になされており、いずれの比率も良好な状態にあると確認しました。中でも、実質公債費比率は9.9%となっており、昨年度の比率11.6%から1.7ポイントの改善が図られたもので、将来負担比率についても41.1%であり、前年度の58.0%から16.9ポイン

ト向上し、早期健全化基準の350%を大きく下回り良好な状態であると認められました。

また、公営企業の資金不足比率の審査においては、いずれも資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

なお、数値等の詳細については審査意見書に記載したとおりです。

次に、個別の事業の中で、病院事業について補足説明を申し上げます。

本年度は、消費税率の引き上げによる消費税雑損失などの増加や、他の医療機関との役割分担が図られたことにより、外来患者数が減少し医業収益が減少するなど厳しい経営環境の中、医業収支及び事業収支全体でも利益が生じています。また、医師不足対策の一つとして建設が進められた医師宿舎も入居が始まり、平成27年度当初から医師数が増加し、その効果が表れています。現在、病院は公立病院の責務として、不採算医療や高度先進医療等を提供する重要な役割を担っていますが、それらを支える医師、看護師など医療従事者の勤務環境の維持改善や先端医療機器などの充実には多額の費用が伴い、これらに適切に対処できる経営が求められています。

そのような中、市においてはさまざまな議論を重ね、平成28年4月以降を目標に地方独立行政法人化に向け、かじを切りました。これを奇貨として旭中央病院はこれまでどおり健全財政を維持しながら患者本位の質の高い信頼される医療の提供体制を確立し、市民のみならず地域住民の健康と生命を守るよりどころとして、その負託に応えられるよう望むものであります。

結びとして、人口減少や少子高齢化の当初予想を上回る進行など地方を取り巻く社会環境はますます厳しさを増しています。合併から10年を経て、国の財政支援の減少が見込まれる中、今後もさらなる行政財政改革を進めるとともに、限られた財源の効率的な投入により旭市総合計画などに掲げた諸施策を着実に実行して、市の均衡ある発展、そして市民福祉の向上に取り組まれるよう要望し、監査委員の総意といたします。

○議長（景山岩三郎） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時12分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ12億8,680万円を追加し、予算の総額を286億5,930万円とするものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額、5ページと6ページは歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。

7ページをお開きください。

歳入から順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12款2項1目総務手数料1万3,000円の追加は、説明欄1及び2にありますとおり社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係る個人番号通知カード等の再交付手数料の新規計上によるものです。

13款2項1目総務費国庫補助金2,578万5,000円の追加は、説明欄1個人番号カード交付事業費補助金2,364万8,000円、説明欄2個人番号カード交付事務費補助金213万7,000円の新規計上によるもので、いずれもマイナンバー制度に係る補助金であります。

14款2項1目民生費県補助金8,103万1,000円の追加は、説明欄1子育て安心応援事業費補助金の新規計上によるもので、幼稚園や保育園の施設整備等に対する補助金です。

3目農林水産業費県補助金1,584万5,000円の追加は、説明欄1さわやか畜産総合展開事業費補助金440万円の増額と、説明欄2飼料生産拡大整備支援事業費補助金1,144万5,000円の新規計上によるものです。

5目土木費県補助金1,450万円の追加は、説明欄1被災者住宅再建支援事業費補助金の増によるものであります。

8ページをお願いいたします。

15款1項2目利子及び配当金665万5,000円は、説明欄1財政調整基金利子の増額によるも

のであります。

18款 1 項 1 目繰越金11億4,297万1,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出です。

9 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 6 目財産管理費11億665万5,000円の追加は、平成26年度決算の確定に伴う剰余金の2分の1相当額11億円と基金運用利子の増額見込み分665万5,000円を財政調整基金に積み立てるものです。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費2,605万4,000円の追加は、説明欄 1 住民基本台帳事務費として、本年10月から始まるマイナンバー制度に係る個人番号カード等の発行業務に関する経費の新規計上であります。

主なものについては10ページになります。

19節の負担金補助及び交付金において、カード発行業務の主体となる地方公共団体情報システム機構への事務委任交付金2,364万8,000円であります。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費 1 億1,320万3,000円の追加は、説明欄 1 民間教育・保育施設改築等事業の新規計上であり、民間幼稚園であるあさひこひつじ幼稚園の認定こども園への移行に伴う幼稚園施設の整備に対し補助するものであります。

6 目保育所費834万3,000円の追加は、説明欄 1 保育所施設改修事業の新規計上でありまして、民間保育園である鶴巻保育園の園舎の耐震化工事に対し補助するものであります。

6 款 1 項 4 目畜産振興費1,804万5,000円の追加のうち、説明欄 1 さわやか畜産総合展開事業660万円は、家畜排せつ物の適正処理による堆肥利用の促進や環境保全対策のため、浄化処理施設等の整備に対し補助するものであります。

11ページになりますが、説明欄 2 の飼料生産拡大整備支援事業1,144万5,000円は、畜産農家組合による耕作放棄地を活用した自給飼料作物の増産への支援であり、具体的には飼料生産用機械の整備、導入に対する補助で、事業費の2分の1の補助金は全額県の負担となっております。

8 款 4 項 2 目住宅建設支援費1,450万円の追加は、説明欄 1 被災者住宅再建支援事業で、震災直後の平成23年度から県の補助事業として実施してきた被災者支援事業であります、補助事業の申請期限が1年延長したことによる申請者の増加見込み分について計上するもの

であります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第10号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万7,000円を追加し、予算の総額を5,524万7,000円とするものであります。

2ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、3ページから4ページはそれぞれ事項別明細書の総括となっておりますので説明を省略させていただきます。詳しい内容につきましては5ページ以降でご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

4款1項1目繰越金は、説明欄1前年度繰越金294万7,000円を増額し、補正後394万7,000円とするものでございます。平成26年度の決算見込みの中で繰越金が見込めることから、江ヶ崎地区排水施設維持管理費修繕料の財源とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

2款1項1目維持管理費の説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費の11節需用費のうち、修繕料といたしまして294万7,000円を増額するものでございます。この内容といたしましては、江ヶ崎処理場内の機器及びポンプ場のマンホールポンプが故障いたしまして、緊急で修繕したことによりまして、当初予定していた修繕が行えなくなったため補正をお願いするものでございます。今後予定している修繕につきましては、江ヶ崎処理場内の機器でありまして、水質保全のためにも早急な対応が必要となりますのでよろしくお願いいたします。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 議案第11号、平成27年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）

について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量の補正で、資本的支出、建設改良費のうち工事費既決予定額2億7,000万円に対し400万円増額補正するものであります。

第3条は収益的収支予定額の補正で、病院事業費用既決予定額357億3,181万円に対し、8億4,028万円増額補正するものです。

2ページをお開きください。

第4条は資本的収支予定額の補正で、資本的支出既決予定額31億6,521万6,000円に対し、36億9,658万9,000円増額補正するものです。

12ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書により、ご説明申し上げます。

収益的支出1款3項2目1節奨学金4,528万円は、当院附属看護専門学校新入学生が当初予算より4名上回っていること、及び他校奨学生の新規申込者が7月現在32名と当初予定22名を10名上回る申し込みがあり、さらに看護師不足対策として他校奨学生を今後40名確保するために増額するものです。

10項1目1節その他の特別損失7億9,500万円のうち6億2,000万円は、企業債繰上償還に伴う補償金の支払いによるものです。企業債の来年度以降の支払利息軽減を図るため繰上償還するもので、支払利息の削減効果は、5月現在の財務省及び地方公共団体金融機構の見積額で総額4億2,994万9,000円となります。また、新医師宿舎完成に伴う整備事業として、看護師の駐車場確保のため第2医師宿舎、第3医師宿舎及び別館、これは旧東総教育会館でございますが、の取り壊しを行うもので、解体費及び未償却資産残高の合計として1億7,500万円、企業債の繰上償還に伴う補償金と合わせて合計7億9,500万円を計上するものです。

13ページをご覧ください。

資本的支出1款1項1目1節工事費について、医師宿舎取り壊し跡地利用の駐車場造成費として400万円計上するものです。

また、2項1目1節企業債償還金は、支払利息の削減効果の大きい平成21年度分の企業債元金36億9,258万9,000円を繰上償還するものであります。

最後に10ページをお開きください。

平成27年度旭市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書ですが、今回の補正によりVI、資金期末残高は、当初予算の107億4,837万6,000円が62億8,201万4,000円となります。

以上で議案第11号についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 議案第12号並びに第13号の補足説明を申し上げます。

最初に議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、補足説明を申し上げます。

個人番号は、住民票を有する全ての方に1人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

番号制度の目的は、個人番号と情報システムを用いて、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現の取り組みを進めることであり、平成25年5月に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、全国一律の行政事務についてはマイナンバーを利用できる旨を規定しています。また、地域の独自性に着目した地方公共団体による独自の行政事務についても、条例で定めることにより、マイナンバーを利用することが可能となります。

条例の内容でございますが、大きく分けて三つございます。

一つ目は、個人番号を利用することで利便性や効率性が向上する事務に関すること、これを独自利用と申します。

二つ目として、従来、市の内部で実施されてきた情報の連携に個人番号を利用すること、これは庁内連携と申します。

三つ目として、従来、市長部局と教育委員会の間で実施されてきた情報の提供に個人番号を利用すること、これは実施機関をまたいだ庁内連携という形になっています。

これら3点を番号法の趣旨に基づき、条例に規定するものでございます。

それでは、議案の条文に沿って改めてご説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、この条例中で使用する個人情報、個人番号、特定個人情報、個人情報利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムについて用語を定義するものでございます。

第3条は、個人番号及び特定個人情報の利用範囲について定めるものです。

番号法第9条第2項では、地方公共団体の長その他の執行機関は社会保障、税、災害対策に関する事務であって、条例で定めるものの処理に関し、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度において、個人情報を利用することができるという旨の規定がされています。

これを受け、第3条第1項では、番号法に規定のない事務における個人番号利用について、これを別表第1で、市役所内部で特定個人情報の連携ができる旨を別表第2で、番号法の別表第2で定められた市長及び教育委員会が行う事務に関しては庁内連携が可能である旨を定めたものでございます。

3ページをご覧ください。

別表第1では、番号法で個人番号の利用が可能である公営住宅の管理に関することと密接なかわりがある雇用促進住宅の管理に関すること、あるいはひとり親家庭等医療費等の助成、子ども医療費の助成を独自利用事務として定めたところでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

第3条第2項では、特定個人情報の庁内連携について定めるもので、別表第2において、例えば雇用促進住宅の管理に関する事務については、税、生活保護、障害者に関する庁内で保有する特定個人情報を利用することができる等を定めています。

第3項では、市長または教育委員会は、番号法の別表第2で規定する事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができるとしており、法律で規定する特定個人情報については、庁内で保有する場合においては利用可能とするための規定でございます。

なお、第2項、第3項ともに、番号法の規定により国が設置する情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けられるときは、庁内で保有するものを使用するのではなく、システムにより個人番号利用事務実施者から取得することを規定しています。

第4項は、特定個人情報の提供があった場合においては、申請等を行う際に義務付けられている書面、これは各種証明書でございますけれども、の提出があったものとみなす旨の規定でございます。

第4条は、特定個人情報の提供について定めるものです。

第1項では、番号法第19条第9号において、条例で定めることにより、必要な限度で市役所内部の他の機関へ特定個人情報の提供が認められていることから、別表第3にその旨を定めるものでございます。内容としては、教育委員会の事務である学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務について、市長部局から地方税、生活保護関係情報の提供を受けられるようにするものでございます。

第2項では、第3条第4項と同じく、特定個人情報の提供があった場合においては、申請等を行う際に義務付けられている書面の提出があったものとみなす旨の規定でございます。

第5条は、委任規定でございます。この条例の施行に際し、必要な事項は規則で定めるとしたものであり、別表第1から別表第3までに規則で定めるとの規定がありますが、事務や特定個人情報の詳細は規則で定めるとしたものです。

なお、附則におきまして、この条例は、番号法の規定により個人番号の利用が可能となる平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第12号の補足説明は終わります。

続きまして、議案第13号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

これも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行によりまして、本年12月5日以降、全ての国民に個人情報、これはマイナンバーと申しますけれども、これが付番されることになりました。

この個人情報は個人情報に該当しますので、旭市個人情報保護条例の規定が適用されることとなります。番号法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報について、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講ずることとしています。そして、番号法において、地方公共団体は法の規定を踏まえ、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとしていることから、法の趣旨を踏まえまして条例の改正を行うこととしています。

それでは新旧対照表、これをご覧いただきたいと思います。

1ページになります。

第2条、各号の改正は、番号法との整合を図るために個人情報の定義を改正するとともに、番号法に関連する特定個人情報、情報提供等記録について新たに定義するものでございます。

1ページの下の方、第7条ですが、利用及び提供の制限に関する規定ですが、ここでは特定個人情報を除くこととし、次の2ページになります。新たに、第7条の2ということで、特定個人情報の利用の制限に関する規定、同じく第7条の3で、特定個人情報の提供の制限

に関する規定をそれぞれ追加しております。これは、特定個人情報の利用、提供につきましては、一般の個人情報の取り扱いと比べ、より厳格に保護していく必要があることから、番号法の規定に倣い条項を追加するものでございます。

第8条は、提供先に対する制限等に関する規定です。情報提供等記録を除外することとしております。情報提供等記録に関しましては、国において設置する情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存される記録でございます。提供先に対して制限等を設ける必要がないため、これについては除外することとしたものでございます。

3ページになります。

第12条は、開示請求に関する規定でございます。

第2項の改正は、番号法においては任意代理人による請求を認めていることから、特定個人情報の開示請求に関しまして、法定代理人に加え、任意の代理人を認める旨の規定を追加することとしております。

第13条及び第23条の改正は、文言の整理になります。

4ページをご覧ください。

第23条の2につきましては、個人情報を訂正した場合の関係者への通知に関する規定を追加するものです。

次の第24条の改正は、番号法第20条に規定する特定個人情報の収集等の制限に違反した場合についても削除請求を可能とするための改正です。

第26条の改正は、利用、提供の中止に関して、特定個人情報の規定を追加する改正です。なお、番号法の規定により、国において設置する情報提供ネットワークシステムを介して記録される情報提供等記録につきましては、システムにおいて自動保存されるものでございますので、利用制限等に違反する取り扱いが規定されていないため適用除外とするということでございます。

なお、附則でございますが、この条例は番号法の原則的な施行日である平成27年10月5日から施行するというところでございます。

以上で補足説明を終了いたします。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第17号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 大木廣巳 登壇）

○市民生活課長（大木廣巳） 議案第14号及び議案第17号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、番号法の施行に伴い、本年10月5日より通知カードの発送、そして来年1月1日より個人番号カードの交付が開始されることから、手数料に関する所要の改正を行うものです。

番号法では、住民基本台帳に記載されている全ての人に個人番号が付番され、その番号は通知カードにより本人に通知されます。通知カードは紙のカードで、個人番号のほか住所、氏名、生年月日、性別が記載され、透かし等の偽造防止も施されています。また、本人からの申請により顔写真付きのICカードである個人番号カードを交付するものとされています。

通知カード、個人番号カードとも、国庫補助により住民の皆さんの初回の費用負担はありませんが、紛失等により再度の交付を求める場合は、受益者負担として手数料を負担していただくことになることから、条例の改正を行うものです。再交付手数料の額は、国から示されているカード等の原価を考慮した金額である、通知カード1件につき500円、個人番号カード1件につき800円といたしました。

また、個人番号カードの交付開始と併せまして住民基本台帳法も一部改正され、住民基本台帳カードの交付がなくなることから、その項を削除いたします。

この条例の施行は、第1条については平成27年10月5日から、第2条については平成28年1月1日からとなります。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうちの1名が平成27年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第17号で推薦したい方は、旭市ハの99番地15にお住まいの岩井明廣氏、昭和24年12月23日生まれの方です。

岩井明廣氏は、長年にわたり法務局職員として法務行政に携わられ、温厚誠実な人柄で平成25年1月から3年間、人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方

ですので引き続きお願いしたいと考え、提案するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は平成28年1月1日から平成30年12月31日までの3年間です。

以上で議案第14号、議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて、補足説明いたします。

1 ページは前文でございます。

これまで旭中央病院が地域で果たしてきた役割を踏まえた旭中央病院の地方独立行政法人への移行について、また、将来的に期待される地域医療のあり方を示す上での中期目標であることを述べています。

2 ページからは、地方独立行政法人法第25条の第2項に規定される中期目標において定めるべき事項の順に記載しています。

最初に第1、中期目標の期間です。

地方独立行政法人法においては、3年以上5年以下の範囲でとされていますが、本目標においては4年といたしました。

次に第2、住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。

その1として、診療機能の充実です。

（1）は患者中心の医療の推進としております。旭中央病院はその開設以来「すべては患者様のために」という精神で地域医療を支えてきました。このことから、最初にこの事項を掲げております。

（2）は救急医療体制の充実・強化です。旭中央病院は地域の救急医療体制のかなめであることから、その充実・強化について指示するものです。

（3）は高度医療の確保と充実です。現在、旭中央病院が行っている高度医療について、これを確保するとともに、さらなる充実に努めるよう掲げるものです。

（4）は5疾病に対する医療水準の向上です。がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患に関する医療水準の向上、特にがんに関して、旭中央病院は地域がん診療連携拠点病

院の指定を受けておりますので、その役割を果たすことを指示しています。

(5)は災害時医療、周産期医療、小児医療及び感染症医療等の取り組みです。いわゆる政策医療について、その提供を義務付けるものです。

3ページをお開きください。

(6)は高齢者医療の取り組み、(7)は医療安全対策及び院内感染症防止対策の徹底について指示するものです。

(8)は医療スタッフの確保と育成です。この部分に関しましては今後も最重要の課題となりますので、医師の人材確保と育成、看護師及び医療技術職員の人材確保及び医療技術の専門性の向上と、3項目に細分化して記述しております。特に医療水準の向上のために、優秀な医師の確保や研修医の育成を中心に、看護師等の確保と併せ、国際交流も含めた研修の充実なども記述しています。

(9)は看護師の育成と看護教員の確保です。看護学校の充実や総合的な能力を持つ看護師の育成を可能にする看護教員の確保を指示するものです。

(10)は法令及び行動規範の遵守、(11)は地域連携について、地域包括ケアシステムの構築を視野に、各医療機関等の連携のさらなる推進について指示するものです。

次に2、患者等のサービスの向上に関する項目です。

診療待ち時間等の改善や接遇の向上に努めるとともに、介護・福祉事業においてもサービスの向上を図ることを指示するものです。

4ページになりますが、3、市の医療施策推進における役割の発揮です。

(1)は市の保健・福祉行政との連携、(2)は災害時における医療協力、(3)は市民への保健医療情報の提供・発信、(4)は介護・福祉の提供と連携です。おのおのの分野における市や他の医療機関との連携や情報発信について記述しております。

次に第3、業務運営の改善及び効率化に関する事項です。

1として、法人としての運営管理体制の確立です。

(1)は運営管理体制の確立です。中期計画及び年度計画が着実に達成できる運営管理体制の確立を求めるものです。

(2)は情報管理体制の徹底です。マイナンバー制度の導入を念頭に、情報セキュリティに留意して個人情報の保護を徹底するとともに、診療情報の適切な提供について指示するものです。

次に2として、効率的・効果的な業務運営です。

(1) は効率的な業務執行体制の構築です。5 ページをお開きください。環境変化への柔軟な対応を図ることにより、効果的な医療の提供を求めるものです。

(2) は職員の職務能力の向上です。医療スタッフ、介護スタッフのみならず、事務職を含めた職員の能力向上について求めるものです。

(3) は職員の就業環境の整備です。特に女性の医師、看護師等に対し育児と業務の両立を支援することなどにより、就業環境の整備を指示するものです。

(4) は人事評価制度の充実です。法人化の大きな目的の一つである職員の努力や成果が正當に評価される仕組みの確立を求めるものです。

(5) は予算執行の弾力化等です。法人化の利点である、より柔軟で迅速な経営について指示するもので、弾力的に運用できる会計制度を有効活用することや費用削減などを求めるものです。

(6) は収入の確保です。診療報酬の改定等に的確に対応することを求めるものです。

(7) は費用の削減です。コスト意識を持って薬品費その他の費用の削減について求めるものです。

次に、第4、財務内容の改善に関する事項です。

第3の業務運営の改善及び効率化に関する事項で定めた事項を実行し、経営基盤をさらに安定させる中期計画及び年度計画の作成と、その実行を求めるものです。

最後に第5、その他業務運営に関する重要事項です。

1 として職員の意識改革です。職員個々の経営への参画意識を高めることを求めています。

2 として情報の適切な提供です。法人化したしますと、これまで以上に経営状況の透明性が求められるため、その適切な情報提供について指示するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 角田和夫 登壇）

○庶務課長（角田和夫） 議案第16号、工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。

契約を変更する工事は、旭市立飯岡中学校校舎改築外構工事であります。

本工事は、昨年6月議会にて議決され、千葉県旭市後草75番地、遠藤建設株式会社と契約したもので、昨年6月20日に工事を着手し進めているところであります。

主な変更理由といたしまして、雨水貯留槽や防火水槽などの地下埋設施設を施工するに当

たり、湧水があり、ウエルポイントによる水替工が必要となりました。

また、排水対策につきましては、グラウンド部分が現況水田で水はけが悪く、透水性を高めるため、山砂に入れかえる等の追加工事を行ったものであります。

以上のことから、当初契約額 4 億 2,120 万円が 4,097 万 3,040 円の増額となり、契約額を 4 億 6,217 万 3,040 円に変更するものでございます。

以上で議案第 16 号について補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第 1 号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 石見孝男 登壇）

○学校教育課長（石見孝男） 報告第 1 号、平成 26 年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、A 欄の積み立てですが、運用利息 4,115 円を積み立ててございます。

B 欄の基金現在高は、平成 26 年度末 6,748 万 8,663 円となりました。

C 欄の返還につきましては、315 万 1,000 円が返済されました。

D 欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、26 年度末で 20 人、495 万 1,500 円となり、

E 欄の預金残高は 6,253 万 7,163 円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第 2 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 渡邊 満 登壇）

○保険年金課長（渡邊 満） 報告第 2 号、平成 26 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表をご覧ください。

初めに、A 欄の積み立てですが、本年度はございませんでした。

したがって、B 欄の基金現在高は平成 25 年度末と同額の 1,000 万円であります。

次に、貸し付け等の状況でございますが、C 欄の貸し付けをご覧ください。

年度中の貸付件数は 27 件で、365 万 4,000 円の貸し付けであります。

D 欄の返済につきましては、30 件で、396 万 2,000 円の返済となっております。

E 欄の貸付残高は、26 年度末はございません。

したがいまして、F欄の預金残高は、B欄の基金現在高と同額の1,000万円となっております。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第3号、報告第4号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第3号、平成26年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

まず算定項目1の実質赤字比率であります、これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります、これは公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当しません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表してございます。

次に、3の実質公債費比率であります、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る9.9%となっております。昨年度の11.6%と比べますと1.7ポイント下がりました、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算以来、7年連続で前年度を下回ってきております。

次に、4の将来負担比率であります、これは一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度は41.1%で、昨年度の58.0%と比べまして16.9ポイント下がり、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

以上のとおり、平成26年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては4指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号、平成26年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を報告するものであります。

平成26年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業はありませんので、全て該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率、余った分の比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成26年度は全ての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の説明は終わりました。

報告第5号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 土師 学 登壇）

○病院経理課長（土師 学） 報告第5号は、地方公営企業施行令第18条の2第2項の規定による継続事業費の精算報告であります。

報告書をご覧ください。

医師宿舍新築工事は、平成25、26年度、2年間の継続事業で、総事業費の予算額は19億9,951万5,000円、実績支払額は19億8,928万5,000円となりました。予定どおり平成27年2月に完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告第5号についての補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 高木寛幸 登壇）

○農水産課長（高木寛幸） それでは、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成26年度の事業経営状況及び平成27年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、平成26年度事業報告書についてご説明いたします。

お手元の資料では、第20期事業報告書と明記されております。

1 ページをお開きください。

事業実績といたしまして、屠畜頭数は、大動物の牛が前年比109.9%、1万6,600頭で、1,491頭の増でございます。小動物の豚は、前年比92.6%、38万6,993頭で、3万895頭の減でございます。豚の屠畜頭数の減少理由につきましては、昨年流行した豚流行性下痢（PED）の影響と見られております。

枝肉販売実績は、牛が前年比99.5%、3,618頭で、18頭の減でございます。豚は、前年比102.9%、15万1,511頭、前年比4,331頭の増でございます。

次に収支ですが、損益計算書でご説明申し上げます。

少し飛びまして、9 ページをお開きください。

収入となる売上高95億3,459万9,000円に対し、費用となります売上原価は92億976万3,000円、売上総利益は3億2,483万5,000円、これから販売費等を差し引いた営業利益は5,029万5,000円となります。税引き後の当期純利益は3,828万4,000円となりました。

続きまして、13ページをお開きください。

平成27年度事業方針であります。

畜産業界においては、アジア周辺諸国での口蹄疫の発生や豚流行性下痢（PED）の再発などの疾病問題と今後のTPP交渉の行方等、厳しい経営環境が見込まれておりますが、食肉公社といたしましてはこのような状況の中、稼働率の維持向上を図り、県下の食肉流通の基幹センターとして安全・安心、高品質、そしてより新鮮な食肉の提供を基本に、地域の発展と畜産振興に寄与できる体質の強化に取り組んでいくというものであります。

14ページをお開きください。

平成27年度経営計画であります。中段の表になります。屠畜計画数は、牛で1万6,000頭、前年比3.6%の減、豚につきましては40万頭、前年比3.4%増の屠畜を計画しております。

また、販売頭数は、牛で2,640頭、前年比27%の減、豚は15万8,500頭、前年比4.6%増の販売計画となっております。

15ページをお願いいたします。

平成27年度収支計画であります。

本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めることとし、当期利益を1,027万1,000円と見込んでおります。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しましては、当期までの返済元金の累計は27億5,880万円余りとなりまして、返済計画に対し着実に償還が行われております。

以上で報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成26年度事業経営状況及び平成27年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第7号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 佐藤一則 登壇）

○行政改革推進課長（佐藤一則） 報告第7号、私債権等の放棄について補足説明を申し上げます。

この私債権等の放棄は、旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づき、市長及び病院事業管理者が平成26年度に放棄した私債権等の内容を、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

2枚目の表に、放棄した5種類の債権について、放棄した事由と件数、金額を掲載しております。内訳として、市営住宅家賃が9件で52万2,300円、土地貸付料が3件で8万25円、児童クラブ受託料が1件で5,000円、水道料金が58件で52万5,832円、旭中央病院診療費が356件で2,298万9,373円となり、全体としては、合計427件で2,412万2,530円の債権を放棄いたしました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時30分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、財産の取得についての2議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果につきまして、伊藤委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

伊藤委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） お疲れのところ、大変ご苦勞さまでございます。

ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

追加のありました議案は、議案第18号、議案第19号の2議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第3回定例会議事日程（その2）、本日9月1日火曜日、この後、追加日程第1、議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については、2議案とも財政課長を予定しております。

以上のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第18号、議案第19号の2議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、議案上程。

議案第18号、議案第19号の2議案を上程いたします。

議案第18号 財産の取得について

議案第19号 財産の取得について

◎追加日程第２ 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案２件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第18号及び議案第19号は、いずれも財産の取得についてでありまして、議案第18号は、消防ポンプ自動車２台を購入することについて、議案第19号は、消防団用デジタル無線装置一式を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３ 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第３、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第18号、議案第19号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） それでは、議案第18号及び議案第19号の財産の取得について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第18号の財産の取得の内容は、消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型２台であり、旭市消防団第１中隊第１分団第３部及び第２中隊第４分団第２部に配備されるものであります。

契約金額は、３,８２４万１,８０１円であります。

契約の相手方は、東京都台東区浅草橋五丁目４番２号横山ビル、ジーエムいちはら工業株

式会社、東京営業所所長、光野元彦であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成27年8月25日に事後審査方式制限付一般競争入札を実施したところ、9者の入札参加がありました。入札の結果、予定価格に達し、最低価格を提示した同社を審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、8月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成28年3月10日であります。

続きまして、議案第19号の財産の取得についてですが、財産の取得の内容は、消防団用デジタル無線装置一式であり、その内容は、車載型移動局34台及び受令機17台であります。

これらは、旭市消防本部及び市内各消防団に配備されるものであります。

契約金額は、2,905万2,000円であります。

契約の相手方は、千葉県千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、代表取締役、平野恒次であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成27年8月25日に、事後審査方式制限付一般競争入札を実施したところ、2者の入札参加がありました。入札の結果、予定価格に達し、最低価格を提示した同社を審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、8月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は消防自動車と同様、平成28年3月10日であります。

以上で議案第18号及び議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時39分

平成27年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成27年9月3日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第17号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
-

出席議員（22名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利		8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範		1 0 番	伊 藤 保
1 1 番	島 田 和 雄		1 2 番	平 野 忠 作
1 3 番	伊 藤 房 代		1 4 番	林 七 巳
1 5 番	向 後 悦 世		1 6 番	景 山 岩三郎

17番 滑川公英

19番 佐久間茂樹

21番 高橋利彦

18番 木内欽市

20番 林俊介

22番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智忠直

教育長 多田哲雄

秘書広報課長 飯島茂

総務課長 加瀬正彦

財政課長 林清明

市民生活課長 大木廣巳

保険年金課長 渡邊満

社会福祉課長 加瀬恭史

高齢者福祉課長 宮内隆

農水産課長 高木寛幸

都市整備課長 川口裕司

会計管理者 高木松夫

水道課長 鈴木邦博

病院経理課長 土師学

学校教育課長 石見孝男

体育振興課長 加瀬英志

農業委員会事務局長 岩井正和

副市長 加瀬寿一

病院事業管理者
行政改革推進課長
吉田象二
佐藤一則

企画政策課長 横山秀喜

税務課長 林利夫

環境課長 浪川昭

健康管理課長 加瀬幸重

子育て支援課長 大矢淳

商工観光課長 向後嘉弘

建設課長 大久保孝治

下水道課長 高野和彦

消防長 品村順一

病院事務部長 飯塚正志

庶務課長 角田和夫

生涯学習課長 高木昭治

監査委員局長
田杭平三

事務局職員出席者

事務局長 阿曾博通

事務局次長 高安一範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（景山岩三郎） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第19号までの19議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、議案第1号、26年度の決算について質問をします。

先日いただきました（仮称）旭市総合戦略骨子（案）というのがありましたけれども、この中で公共施設の改修費用、それから建てかえ費用につきまして、今後40年間で1,039億円で、年平均25億円の整備費が必要になるというようなことがこの中に示されているわけでありまして、26年度の決算におきまして、こういった費用がどのぐらいにかかったのか伺いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 島田議員のご質問にお答えいたします。

まず、総合戦略骨子（案）でお示した推計は旭市公共施設白書を出典元としておりまして、現在保有する箱物施設全てについて、その耐用年数に応じて大規模改修や建てかえを実施した場合の推計ということでありまして、

したがって、グラフで示された26年度の50億円超えの費用、これは実際には支出したものとは限らないということをご理解いただければと思います。

その上で、平成26年度に実施した大規模改修、建てかえといたしましては、まず富浦小校舎避難階段設置工事、これが2,600万円強、それから豊畑小体育館防災機能強化工事、これが7,280万円強、それから萬歳小体育館防災機能強化工事、これも7,800万円強、それから嚶鳴小大規模改修工事、これが1億4,800万円強、それから改築といたしまして飯岡中学校改築事業、これが16億900万円強ということで、以上合計いたしますと19億3,558万1,000円ということであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、本会に上程される議案に対しまして、質問をいたします。

議案第11号でございますが、平成27年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての第4条支出の部分でございますが、第1項建設改良費についてでございますが、400万円。これはなぜこの部分に対してどのような面積を整備されるのかお伺いいたします。

続いて、第2項企業債の償還金36億9,000万円でございますが、これはなぜ今繰上償還をするのか、その理由と借入金の内訳についてでございますが、何の事業で何年に幾ら借り入れをしたのか、それから借入先と利率、また、利率は固定金利であるのか等についてお伺いしたいと思うんですが、さらに繰上償還を行っても経営的には影響がないのか、この借入金は交付税に算入されていないのか、それについてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、今、林議員からご質問のありました二つの内容、駐

車場の件と企業債元金の件、こちらにつきましてご回答のほうを申し上げます。

まず一つ目、駐車場の解体のところでございますけれども、駐車場の400万円でございますけれども、どこの場所で面積はどれくらいかというところでございます。

今回、医師宿舎が完成いたしましたして、その後医師の引っ越しが順調に推移いたしました。それで、現時点で解体予定の医師宿舎が空室になったというところで、こちらのほう、第2医師マンション、第8清明寮、これは一つの建物でございます。それと第3医師マンション、あと別館、旧の東総教育会館でございます。こちらのほうの跡地を駐車場にするということでございます。

面積につきましては、第2医師マンション、第8清明寮のところは1,201平米でございます。第3医師マンションが……、すみません、今私が言いましたのは延べ面積でございます。土地の面積につきましては、ちょっと今手元ございませんので、後ほどご回答申し上げます。すみません。

それと、あと企業債のところでございます。企業債の元金の償還、なぜ今するのかというところの理由と内訳、借入先と利率、あと交付税算入というところでございます。

こちらにつきましては、まずお手元に決算書がもしございましたらご覧いただきたいと思っております。こちらの決算書の44ページと45ページ、こちらをご覧いただければと思いますが、今回対象といたします企業債につきましては、この37番と38番、こちらのほうです。元金につきましては、元金と発行年月日はこちらに書いてあるとおりでございます。利率につきましては、いずれも2.1%でございます。

あと、借入先でございますが、37番につきましては財務省、38番につきましては地方公共団体の金融機構のほうでございます。

あと、理由でございますけれども、こちらにつきましては、決算書にも記載してございますが、手元資金、現預金、だいたい今100億円を超えるところで推移してございます。それでまた、今現在試算している28年3月末の残高につきましても100億円を超えるというところで推移しておりまして、これらの手元の余裕資金につきましては、どのように活用するのが有効かということで、昨年来定期預金、国債等で運用してまいりました。それらも含めて、こういった形が一番いいかということで検討してきた結果、企業債の返済が一番、繰上償還が病院として受けるメリットが大きいというところで、今回選択をしたところでございます。

それから、こちら交付税に算入されているのかどうか、こちらは交付税のほうの理論償還の中に入っております。それで、繰上償還した場合でもございますが、今現在、病院のほ

うで今回みたいに自己資金で返済した場合には、今後とも交付税の理論償還のほうには入ってくるというところでございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○病院経理課長(土師 学) 経営のほうにつきましては、ここで一応試算したところで、今回元金約40億円、これは30億円から40億円の間で返済するというところで、こちらのほうは経営に今のところ影響は全くございません。

それから、すみません、建築面積のほうでございますが、先ほどの面積のほう、今資料がまいりまして、第2医師マンション、第8清明寮につきましては423平米、第3医師マンションにつきましては410平米、別館につきましては197平米でございます。

以上です。

○議長(景山岩三郎) 林晴道議員。

○1番(林 晴道) それでは、第1項の建設改良費、これは駐車場用地ということで整備を行うということなんですが、この土地は市の所有のものでしょうか、それとも借地であるのかということと、具体的にどのような整備をされるのかお伺いをしたいと思います。

それから、第2項の企業債の償還金のところでございますが、ほかの借入金で今回の繰上償還を行うよりも、高い利率のものがほかにはないのかどうなのか。もし利率が高いものがあるということであるのであれば、借り入れ等を起こして借り換えができるとか、そういうことの検討はないのかについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長(景山岩三郎) 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長(土師 学) それでは、ただいまのご質問の1点目でございます。今回の駐車場用地の所有は市なのか借入地なのかということでございます。こちらのほうにつきましては、土地は市のほうのものでございます。

あと、こちらのほう、具体的な整備というものにつきましては、現状ある程度区分けをいたしまして、こちらの116台の駐車場用地のほうにするというところでございます。

あと、借り入れのほうですけれども、ほかに高いのがないのかというところでございます。決算書をご覧いただければ、確かに過去の分につきましては相当高い金利のものがございますが、今回手元資金の中から約30億円から40億円で返済しようという中で、一番メリットがあるのは何かということで計算のほうは全ていたしました。その中で、今回この2.1%を選

びましたのは、将来にわたって病院の負担する利息と保証金額との差額が一番大きいものと。過去の古いものにつきましては、利息部分というものにつきましては、返済がほぼほぼ終わっているというところございまして、元金で返したところで、利息部分の負担軽減につながらないというところございますので、今回このような選択をしたところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、建設改良費は116台の駐車場の整備ということでございますが、この116台は患者さんのための駐車場であるのか、それとも職員の駐車場として利用をするのか。それから、今後、現状を把握した中で、駐車場はまだまだ足りなくて、増やしていかなければいけないという考えでいらっしゃるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

続いて、第2項の企業債償還金のところでございますが、今回約三十数億円の繰上償還をしても、経営内容には全く問題がないということではありますが、来年、独法化に向けての繰上償還であるのか、その辺の独法化との絡みが何か関連性があるのであれば、ほかにもお伺いしたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） まず、ご質問の1番目の駐車場用地のほうでございますけれども、こちらのほうにつきましては、現状検討してございますのは、看護師用の駐車場というところで考えています。

この理由につきましては、現状、看護師、特に寮に入っている看護師につきましては、駐車場が全く不足しているというところで、看護師用の準備が相当足りないと。それで、今後確保する中で、特に新入希望の看護師につきましては、駐車場があるかとか、車のほうの持ち込みができるのかとかという希望が出ておりますので、そういったところを含めまして、看護師用の確保対策として駐車場用地としてまいります。

それからあと、企業債のほうにつきましては、こちらのほう、独法化との関係ということでございますけれども、特に独法化するからということで今回検討したわけではございません。手元の資金の中で、これをいかに有効にするかと、来年度以降の将来的な支払い利息の削減をどうするかということで今回行うものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第16号、工事請負契約の変更についてでございますが、変更内容と工期についてお伺いをいたします。

変更内容の理由、細かく教えていただきたいなと思うところと、金額が変更することにより工期はどのようになるのかという部分について、2点お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） ご質問のほうにお答えいたします。

変更契約の理由ですけれども、主な変更点については3点ございます。

1 点目としましては、埋設型の構造物、例えば雨水貯留槽や防火水槽の設置に際して、湧水処理が必要となりましたので、そのウェルポイントによる水替工を実施いたしました。

2 点目としましては、当初造成工事は現場内の発生土により埋め戻しを予定しておりましたが、現場が粘性土ということで、埋め戻しに適さないということで、購入土により埋め戻しを行いました。

3 点目としましては、グラウンド部分の排水対策についてですけれども、当初は暗渠排水のみで処理する予定でございましたけれども、実際の現地調査を行ったところ、水田表土が想定以上に厚かったということで、透水性が悪く、排水不良が懸念されました。そのため、部分的に砂の入れかえ等を実施いたしました。

あと、変更契約の金額によりまして工期のほうは延長はないかということですが、工期については変更なしという形で行いたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1 番（林 晴道） ということは、想定外の理由によりまして工事の契約が変更されたと。

今聞きますと結構大きな工事が追加されたのかなと、そのように感じるわけですが、一般的には工期も変更してちょっと延びるのかなと、そういうことを感じます。例えば、これが延びないということであれば、工期の最初の設定自体がだいぶ余裕があったのかなと。その辺に関して伺いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 工期についてですけれども、入札で請負業者を決めたわけですが、外構工事と機械設備工事については1 回目の入札で決まりました。あと、建築工事と外構工事につきましては、1 回目では不調でしたので、再度入札をして行いました。

というわけで、工期については、建築と電気については後から業者が決まりましたので、余裕があるというふうには考えておりません。ぎりぎりというか、そういう面ではちょっとタイトな内容とは考えておりますけれども、当初の工期どおりにやるような形で契約のほうを決めました。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1 番（林 晴道） 工期は当初からずっと変わっていないわけですね。完了がここだということは、ずっと変わっていないわけです。今おっしゃられたように、最初の入札不調があって、最初から遅くなっているわけです。それから、工事の追加契約があって、だいぶ課長

もタイトなスケジュールになっているとご認識があるようですが、中ではどういったような業者さんとの打ち合わせがとられているのか。無理して工事をやらせますと、やはり手抜き工事といえますか、雑な工事になってしまったりだとか、工事に対してちょっと不具合が生じないのかなと、その部分に関して、今後利用していく中で心配な部分がありますので、その部分をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） この件でございますけれども、工事監理につきましては、安全対策、それは最重要課題でございますので、それについては第一として考えております。あと、雑な工事にならないかというようなことでございますけれども、それについても施工監理はしっかり行いたいと考えております。

大きな工事でございますので、市としましては工事施工監理者をうちのほうで選定しまして、工事のほうを進めておりますので、工事監理者を中心にしっかりとした工事を進めていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わりました。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第 17 号直接審議（先議）

○議長（景山岩三郎） おはかりいたします。議案第17号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第 2 決算審査特別委員会設置

○議長（景山岩三郎） 日程第 2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から 3 名ずつ委員を選出し、9 名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３ 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（景山岩三郎） 日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。

これに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することになりました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、向後悦世議員、平野忠作議員、林晴道議員。

文教福祉常任委員会より、島田和雄議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員。

建設経済常任委員会より、飯嶋正利議員、磯本繁議員、宮内保議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第４ 決算審査特別委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第８号までの８議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、１４日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時55分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案質疑において答弁の誤りの申し出がありましたので、発言を許可いたします。
病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 大変先ほど申し訳ございませんでした。林議員のほうからいただきましたご質問の中で、駐車場用地の敷地面積のご紹介がございまして、そちらのほう、ちょっと違う数字を申ししてしまいました。

こちらの第2医師マンションが1,376平米、第3医師マンションが1,535平米、別館が637平米でございます。

以上、訂正させていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第16号の質疑の中で、答弁誤りがありました。

入札不調の件でございますけれども、建築と外構と申し上げましたが、正しくは建築と電気でございます。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（景山岩三郎） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に平野忠作議員、副委員長に飯嶋正利議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第16号までと、議案第18号、議案第19号の10議案をお手元に配付してあります付託議案分担表1、議案の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会 午前10時58分

平成27年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成27年9月7日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 課 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 宮 内 保

○議長（景山岩三郎） 通告順により、宮内保議員、ご登壇願います。

（5番 宮内 保 登壇）

○5番（宮内 保） おはようございます。議席番号5番、宮内保です。

平成27年第3回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。
通告の順序に従いまして質問をいたします。

（発言する人あり）

○5番（宮内 保） ありがとうございます。

この夏は連日の猛暑で、総務省によりますと、全国では熱中症にかかり救急搬送された方が昨年の4万人から6万人になると言われ、平成22年の統計開始後最多の救急搬送とされています。このような猛暑の中、民間の大手旅行会社によると、2015年夏休みの動向について7月15日から8月31日の総旅行人数は過去2番目の7,816万人になったと発表しております。景気回復により国内旅行では北陸新幹線効果で北陸や、サミット開催が決定した伊勢志摩が人気になっているようです。また、ガソリン価格の低下や新しい高速道路の開通などで乗用車を利用した観光客も増が見込まれています。

旭市でも夏期に合わせて数々のイベントを開催しています。また、夏期の観光シーズンに合わせ、いいおか潮騒ホテルもフルオープンいたしました。ますます観光の素材が旭市にもできたと実感しています。さらに道の駅季楽里あさひも10月のオープンに向け着々と準備を進めていると聞いています。来年度の夏期観光が観光地として大勢の来客者が訪れることを期待いたしまして質問を行います。

私の質問は大きく3項目、7点の質問を行います。

それでは、1項目めの観光イベント事業について質問をいたします。

初めに、夏期観光事業について、今年度の海水浴場、市営プール、砂の彫刻、YOU・遊フェスティバル、七夕市民まつりの入り込み客数についてお伺いいたします。

次に2点目としまして、今後の展望について、いいおか潮騒ホテル東側に市有地があります。この土地の面積と現在どのようなイベントに使用されているか、また今後の利用計画などについてお尋ねいたします。

続きまして2項目めの飯岡中学校改築事業について質問いたします。

初めに、飯岡中学校建設工事等の進捗状況についてお願いいたします。現在、改築工事を行っている新飯岡中学校の本体工事、外構工事の進捗状況と施設の面積等について、旧飯岡中学校と比較して建築面積、グラウンド等の面積がどのようになっているのかをお尋ねいたします。

次に2点目としまして、飯岡中学校の跡地の利用計画について、新飯岡中学校が建設された後の建物の解体予定と校舎側、グラウンド側の利用計画についてお伺いいたします。跡地の利用については、多くの市民の皆様がどのように使用されるか非常に興味のあるところがあります。また、7月29日の旭市子ども議会でも、飯岡中学校の生徒さんが跡地利用についてどのような計画があるのかと質問しておりました。そのほかにも、ある対談の中で市長は「飯岡中学校の移転した跡地をオリンピック選手のキャンプ場みたいな施設を造りたい。計画を練っているところです。キャンプ場に外国から1か国でも来ていただけると旭市のイメージアップにつながると思います」との対談記事がありました。私も早くそのような施設ができればいいなと思います。

しかし予算や工事などいろいろな問題があると思いますが、7月にはいいおか潮騒ホテルがオープンし、また飯岡地区には多くの民宿がありますので、経費をあまりかけないでサッカー場やテニスコートを整備して、大学や高校などのスポーツ合宿等が誘致できるような施設として整備してはいかがでしょうか。また、ぜいたくなキャンピングスタイルとして、グ

ランピングなどの施設を造ってはどうかとの意見もありました。いかがでしょうか。

続きまして3点目としまして、横田会館の取り壊しについて、飯岡中学校の解体と併せて横田会館も解体されると言われておりますが、横田清藏先生の功績、横田会館の建設の経緯等についてお伺いいたします。

次に3項目めの農地中間管理機構について質問をいたします。

初めに旭市の進捗状況について、農地中間管理事業の概要と現在の旭市の状況についてお尋ねいたします。

次に2点目としまして、今後の見通しについて旭市の目標数値についてお願いいたします。

以上3項目7点の質問をいたします。なお再質問につきましては自席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保護議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮内保護議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから2番目の（2）番目、飯岡中学校の跡地利用計画についてということでお答えをしたいと思います。

先ほど議員からお話がありましたように、市長はある会合でそういった思いを語ってくれたという話であります。確かにオリンピックが決まったということの中で練習場招致の問題、そういったことの中で利用できれば最高にいいんだなというような思いは、私の思いとしてきっとどこかの会合で言ったことと思います。しかし、この飯岡中学校の跡地は旭市にとっても相当大きな財産であり、これからいろいろな面で検討を加えていかなければというような思いでいるところであります。

現在のところ、道路東側の校舎及び屋内運動場については新校舎移転後解体工事に着手する計画でいるところであります。また、道路西側グラウンドや児童体育館は暫定的ではありますが、引き続き運動施設として利用を検討しているところであります。

先ほども申し上げましたように、飯岡中学校跡地は4万平米ほどの大きな土地があるわけであり、旭市にとって大きな財産であるわけでありまして、近くには有数の観光施設もあります。どのような活用が地域や将来の旭市にとって本当に望ましいのかと、そんなような視点で考えていくということが、今要求されている大きな仕事ではないのかなと。市民の皆さん方からも意見を聞きながら跡地利用検討委員会等を作りながら進めていきたいと、そ

のように考えているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうから1項目めの観光事業について、2点の質問に回答します。

初めに1点目の夏期観光事業について、本年の入込み客数について回答いたします。

海水浴場につきましては7月11日から8月23日までの44日間開催しました。二つの海水浴場、矢指ヶ浦海水浴場、飯岡海水浴場、合わせまして2万2,869人の入込み客となっております。市営海浜プールにつきましては7月18日から8月30日までの44日間開設しまして、7,095人の入込み客となっております。あさひ砂の彫刻美術展につきましては7月6日から8月7日まで33日間の展示になりまして、10万5,500人の来場者がございました。いいおかYOU・遊フェスティバルにつきましては7月25、26日の2日間開催されまして、13万人の来場者がございました。七夕市民まつりにつきましては8月6日、7日の2日間開催されまして、同じく13万人の来場者がございました。

これらのイベントにつきましては、実行委員会等のご尽力によりまして成功裏に終了したものと考えてございます。

2点目の今後の展望についてでございますが、いいおか潮騒ホテル東側にございます市有地の面積と今後の利用計画についてお答えします。いいおか潮騒ホテル東側の市有地につきましては6筆ございまして、3,344.83平米ございます。イベントの利用状況につきましては2月のしおさいマラソン大会では、シャトルバスの乗降場として、7月のYOU・遊フェスティバルにつきましては夜店の出店スペースと駐車場として利用してございます。また、昨年の12月から本年6月までは津波防護施設工事の事務所の設置に利用しました。

今後の利用計画につきましてはですが、現在、普通財産として管理しており、商工観光課では特に計画はございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、私のほうから2項目めの飯岡中学校改築事業等について、（1）建設工事等の進捗状況についてと、（3）横田会館の取り壊しについて回答いたします。

飯岡中学校改築事業の進捗状況ですが、現在、教室棟の外壁工事が終了し、校舎内部の内装や設備関係等の工事を行っております。また、屋内運動場は外壁工事と並行して内装工事

を進めているところであります。そして外構工事についてはグラウンド部分の整備がほぼ終了し、自転車駐輪場やテニスコートの施設整備を順次行っている状況でございます。

新しい学校施設の概要でございますが、校舎につきましては現状の生徒数などから文部科学省の基準に沿い算出し、校舎面積については現在の5,349平方メートルから4,879平方メートルへ若干減っております。また、屋内運動場におきましては既存の運動設備、部室等を含め2,444平方メートルに対し2,572平方メートルとなっております。グラウンドにおいては、既存は東西に分かれておりますが約1万7,300平方メートルに対し、約2万平方メートルとなっております。

今後の工程では各請負業者の工事箇所が競合してまいりますので、時間を要することも予想されますが、飯岡中学校生徒たちが安全な環境で早く安心して勉学に励めるよう、今後も引き続き工期内完成に向けて工事監理を行ってまいります。

(3) 横田会館の取り壊しについて回答いたします。

横田会館の名前の由来となりました横田清蔵先生がどのような方なのかについて触れたいと思います。横田清蔵先生は明治19年に飯岡町に生まれた方で、千葉師範学校を卒業後、小学校の教職に進まれ、旭小学校校長ほか郡内校長を歴任されました。その後、政治の道に進まれ、千葉県県議会議員や旧飯岡町長に就任し、4期務められた後、衆議院議員を務められました。昭和29年4月の三川村との合併後は初代飯岡町長に再び就任し3期務められました。また、水あめ工業をはじめ、地域の産業振興にもご尽力された方でございます。

その横田清蔵先生の功績に報いたいと町民有志が伝えたところ、先生から「それならば中学校講堂あるいは町民のために公民館の建設を企画しては」と提言があり、昭和31年に町民有志により建設後、横田先生に贈り、先生から改めて町の施設として寄附されたものと伺っております。

町はこれを横田会館と命名し、学校及び社会教育施設として広く公共の用に活用することといたしました。

しかし、横田会館においては、現在は飯岡中の卓球部が使用しておりますが、耐震性の問題と老朽化も著しく、既存校舎解体と併せて解体する計画であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課から農地中間管理機構についてということで、

(1) 旭市の状況について、(2) 今後の見通しについてということで、回答させていただ

きます。

まず（１）旭市の状況について。農地中間管理事業の概要、それから旭市の状況についてということでお答えいたします。農地中間管理機構の事業概要につきましては、政府の新たな食料・農業・農村基本計画、この中に中期的に取り組むべき施策方針、この中の一つということで、10年後の農地確保面積を440万ヘクタールとして、担い手の農地集積・集約化を図るために農地中間管理機構が農地所有者と農業経営者の間に立って農地の貸し借り等を行う事業であります。

千葉県においては公益社団法人千葉県園芸協会が国の指定を受けまして、農地中間管理機構の事務を行っております。平成26年4月1日に事業規程が制定されまして、旭市も県からの委託によって平成26年度から事業を推進しております。

また、旭市の状況についてということですが、申し込みにつきましては平成27年8月現在、貸し付け希望が15件、63筆、面積1,135アールに対しまして、借り受け希望、こちらが53件となっております。賃貸契約が成立した件数につきましては5件、23筆、面積は635アールであります。

続きまして（２）の数値目標ということでお答えさせていただきます。

国が定める平成35年度までの目標としては、担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割まで増加させるということが目標であります。千葉県におきましては本年度の担い手が利用する農地面積目標、こちらを2,600ヘクタールといたしまして、平成35年度までに割合を現状の2割から5割まで増加させるというのが目標となっております。累計で約4万ヘクタールの数値目標が設定されております。

市といたしましては、改めて数値目標は設定されておられませんけれども、海匝地域として本年度は302ヘクタールが数値目標とされております。10年後の千葉県の設定数値次第では、海匝地域もまた増加となるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） それでは、夏期観光事業の中のY・O・U・遊フェスティバルについて再質問を行います。

今年度のいいおかY・O・U・遊フェスティバルでは13万人が来場したとのことですが、大変多くの来場者でにぎわいました。多くの来場者が見え、駐車場の問題、交通渋滞の問題が発生したと記憶しております。来年度に向け、どのような対策を行うのかお尋ねいたしま

す。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、YOU・遊フェスティバルの駐車場の不足や渋滞の関係についてお答えします。

毎年YOU・遊フェスティバルにつきましては大勢の方に訪れていただいております。その際、車で来場される方が非常に多く、海岸を含めた周辺駐車場は全て満車となっております。その結果、周辺では渋滞が起こってしまうというような状況でございます。また、本年度につきましては、津波防護施設の工事を行っていた関係から、会場東側海岸を毎年駐車場としていましたが、本年度はできませんでした。なおさら駐車場の不足と渋滞が生じたものと考えております。

来年は工事も終了しまして、会場東側の海岸へおよそ800台の乗り入れが可能となることから、本年よりは駐車場不足と渋滞が緩和されるものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 今年度は特にいいおか潮騒ホテル会場、東側の海岸駐車場が確保できなかった理由が大きかったと思います。しかし産業まつりなどでは指定の駐車場からバスで会場周辺まで送迎を行っています。駐車場の問題や交通渋滞の緩和策になると考え、いいおかYOU・遊フェスティバルでもシャトルバスを運行させることができないのかお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） シャトルバスの運行についてでございますが、先ほども答弁しましたように、来年は会場東側海岸へおよそ800台の駐車場が可能になります。その状況を見てから検討したいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） ありがとうございます。

市では、観光PRのために都会の駅などに観光ポスターを掲示してあります。電車、高速バス等で来場される観光客もあると思います。高速バスで見えられる方は飯岡支所から徒歩

で来場できますが、電車の場合は、会場に来るときは路線バス等で来ることができると思います。帰りはバスもなく、駅までの交通手段がありません。駅までの送迎を行うことによって、今まで以上の観光客がお見えになると思われます。千葉市や東京等から大勢のお客様を呼び込むためには、そのような対策を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 路線バスというか、駅までのバスということでございます。

本年も都内近郊のJRの駅120か所に夏期観光ポスターを展示し、旭市をPRしてございます。電車を利用して旭市のイベントに訪れた場合の帰りの手段としての検討でございますが、来年度におきましてはその利用状況を把握したいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） ありがとうございました。来年度に向けて十分に検証いただき、都会からも多くの観光客を呼び込んでいただきたいと思います。

続きまして、2点目の今後の展望について再質問を行います。

いいおか潮騒ホテルと市有地との間に民有地があります。この土地を購入し、観光客等の駐車場やイベント広場に利用できないかをお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは民有地の購入でございますが、民有地の購入につきましては、駐車場やイベントに利用してはということですが、先ほど言いましたように、現在、商工観光課としては特に利用計画もございませんので、購入につきましては現在考えておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 利用計画がないとのことですが、今後、飯岡中学校移転後の跡地を含めて、いいおか潮騒ホテルの周辺の利用計画を考えていただき、検討して下さるようお願い申し上げます。次の質問に入らせていただきます。

飯岡中学校建設の進捗状況につきまして、詳しく説明をいただきました。ありがとうございます。

いました。それでは、再質問をさせていただきます。

最終的に全ての工事が終了するのはいつか、また、生徒が新校舎で授業を受けられるのは、また、その時期に部活動等も練習できるのかをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私のほうからお答えします。工期が12月10日になっております。その後、各種関係機関の完了検査を受け、建物を使用できる許可がおりるのは12月末ごろではと見込んでおります。その後、引っ越し等を行いますので、実際に生徒が使用できるのは3学期からと考えております。

それとあと、部活動に利用できるかということなんですけれども、グラウンドについては芝生の移植、植える件についてはもう既に行われておりますので、来年の使用できるころには養生も済んでおりますので、使用できると考えております。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 3学期からは新校舎で授業や部活動もできるようですが、それでは次の質問をさせていただきます。今、建設中の飯岡中学校東側にはスポーツ公園があります。このスポーツ公園は飯岡中学校の生徒の部活動の練習場として使用できるのか、または市民の憩いのスポーツ公園として使用するのかお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） では、体育振興課から回答いたします。

いいおかふれあいスポーツ公園、こちらはサッカー場、ソフトボール場、多目的広場、3施設が利用できる社会体育施設になっております。震災後、仮設住宅が設置されておりましたが、仮設住宅撤去後はもとの施設に復旧され、今年の11月から使用できるよう準備しているところです。このいいおかふれあいスポーツ公園、中学校の部活動等で利用できないかのご質問ですが、部活動での利用は可能です。ただし市民のための有料施設となります。このことから、学校が優先しての利用ではなく、施設を有効に活用できるよう、利用時間を協議・調整したいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） スポーツ公園は11月から利用できるとのことです。市民の憩いの公園として、また中学生の部活動の場所として有効に使っていただきたいと思います。

それでは、生徒の部活動として使用する場合、使用目的として十分な機能があるのか、使えるように手を加える必要があるのかないのか、お尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） このいいおかふれあいスポーツ公園のサッカー場並びにソフトボール場、こちらの競技に必要な施設等、ゴールとかベースとかです、こちらの備品は準備してございます。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 備品など整備するとのことですので、よろしく願いいたします。

それでは、（2）飯岡中学校の跡地利用について再質問させていただきます。

市長、答弁ありがとうございました。なかなか難しいとは思いますが、潮騒ホテルの周辺の市有地または民有地を含めて検討していただきたいと思います。

新しい施設を造るまではいろいろな意見、考え方があると思います。早急にはできないと思いますが、そんな中、野球場はしおさいマラソンやその他のイベントなどでは駐車場として使用していたと思いますが、YOU・遊フェスティバルでは駐車場が大変不足していたように感じました。これからも多目的に利用でき、イベント開催時には臨時的駐車場として活用できるのかをお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 毎年行われております旭市飯岡しおさいマラソン、こちらにおいては駐車場だけでなく、運営施設等、関連施設としても学校から借用しておりました。今後もしおさいマラソンにおいては、駐車場等として有効に利用していく予定であります。したがって、このイベント時の駐車場としての利用は可能と考えております。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 現在のまま野球場やテニスコートなどで一般の人が利用できるように、またイベント開催時には臨時的駐車場として、また多目的に利用できるようにお願いしたいと思います。

それでは、横田会館の取り壊しについて再質問をさせていただきます。

横田清蔵先生の功績は答弁のとおりであり、そのほかにも多くの要職を務められた方で、旧飯岡町の歩みにとって過言ではありません。当時、横田会館は町民有志からの寄附によっ

て建設されました。記念碑等の建設も予定されていましたが、横田清藏先生は町民が集まることができる施設を希望したと言われています。時代が変わり、施設は古くなり、解体も仕方ないと思いますが、市民の心の中に郷土の偉人として功績等を周知させるべきだと感じています、いかがでしょうか。また、今後、市民にどのように伝えていくのか、施策について質問をいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、生涯学習課から横田清藏先生を市民に周知するべきではないか、そして市民に伝える施策についてを回答いたします。

旭市にも郷土の発展に尽くされた方がおり、そのような方を後世に伝えていくことは重要でありますので、周知することは必要であると考えております。

また、市民に伝える施策としては、パンフレットを作成し、市内小・中学校へ配布したり、図書館など公共施設への配布、ホームページや道の駅などで周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） いろいろな方法で多くの市民の皆さんに横田清藏先生の功績を伝えていただきたいと思います。

新市の旭市には横田先生のようなたくさんの郷土の偉人がいると思います。合併して10年がたちましたが、私も不勉強で、他地域のことについては分かっていません。大原幽学先生は皆さんがよく知っていますが、海上地域ではサツマイモで有名な穴澤先生、旭地域ではあぐり網の復旧を行った方など、たくさんの偉人がいると聞いています。

このような偉人を後世に伝えていく施策についてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 宮内議員からお話がありました郷土の偉人たちというようなことの中で、私も市長就任時から、旭市にとって本当にかけがえのない先人たちの一覧の本を制作したいというような思いでずっと思っていたところでありまして、文書館の今、館長をやっておる鎬木先生にお願いをして、旭の偉人の歴史や功績、そういったものを研究・調査していただいているところでありまして、その中である程度そういった集約がまとまってきたものであ

りますので、ぜひ編集委員会みたいなものを早速作りながら、この旭市の合併後10年が終わった時点で旭市の偉人といいたしましょうか、旭市に功績にあった人、偉人というところとちょっと偉人になるのかならないのかというふうな部分もありますので、そういった、旭に尽くしてくれた人々というような、製本でも作っていきなと。今、編集委員会を早速にでも立ち上げたいと、そんなような思いでいるところでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 市長、答弁ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次の農地中間管理機構事業について再質問を行います。

農林水産省が5月19日、農地中間管理機構の2014年度の農地貸し付け実績は約2万4,000ヘクタールだったと発表がありました。千葉県においては目標面積3,980ヘクタールに対し、貸し付けた面積は21ヘクタールで、1%にもいきませんでした。また、2014年度に機構が貸し付けた2万4,000ヘクタールの大半は、農地を集約するために大規模農家同士が行った貸し借りだった。本来の目的である小規模農家などから借り、大規模農家などに貸し付けた農地は、約6,500ヘクタールで、目標値の4%程度にとどまった。借り受けを希望した農地面積は23万ヘクタールを超えており、圧倒的な貸し手不足が続いている現状ですが、それではこの制度を活用した場合のメリットはどうでしょうか。お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農地中間管理事業での制度を活用したメリットということでお答えさせていただきます。

まず貸し手側のメリットといたしましては、後継者がいない施設園芸などに特化して水田の活用ができない、相続の取得で耕作は不可能、貸付先が見つからないなどの場合、農地中間管理機構を活用することによりまして、適切な貸付先が選定されまして、貸付料も確実に支払われるほか、賃貸契約が調うまで機構で農地として管理されるということがメリットであります。また、要件がありますので、要件を満たすことによりまして、集積への協力金などの支援が受けられるということがメリットとして挙げられます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 貸し手側も借り受け側も、お互いにだいぶメリットがあるようでありま

すが、それでは旭市ではなぜ農地中間管理事業が進まないのか。何が問題なのかをお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 制度の活用が進まない理由ということでお答えさせていただきます。

まず進まないということ、大きな要因といたしましては、貸し手から農地が集まらないということが挙げられるかと思えます。農地中間管理機構で一時借り受けるために、農地を借りる方の顔が見えないということがまず挙げられまして、将来にわたりまして農地を耕作してもらえるのか不安があるということが指摘されております。また、借りる側にとっても条件が不利な土地は借りたくないということも一因であると言えるかと思えます。

このほかの要因といたしましては、特に旭市では土地改良等の基盤整備事業が進んでおります。既に施工された地域では、担い手への農地の集積がかなり進んでいるということや、農業経営基盤強化促進法、また農地法での権利の設定が旭市では進められているということもありまして、農地中間管理事業が進まないということが理由の一つと思われております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） いろいろ問題点はあるようでありますけれども、旭市においては基盤整備事業や経営基盤強化促進法や農地法などで、違う形で担い手への農地の集積が進んでいるとのことでありますが、私が思うには、農地所有者等に周知不足があるのではないのか。地区座談会等を実施して、周知徹底をする必要があると考えます。地区座談会等の開催の予定はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 周知方法が足りないということをご指摘されました。本当にそうかなと思います。説明会・座談会、こちらを開催する予定ということですが、説明会・座談会の開催につきましては、地域や組織のほかに担い手、後継者などが集まる場所、こういうことから、要請があれば伺ってご説明をさせていただきたいと、そういうことは可能であります。また、周知方法につきましては既に市の広報などを活用して行っておりますが、今後も関係機関の広報紙等に掲載をお願いするほか、農業者が活用する施設などへパン

フレット等を配布して周知を広めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 大変だとは思いますが、課長が出席するような野菜組合の総会ですか、そのようないろいろな農家組合の集まる席があると思いますので、そのような席でも周知してくださるようお願いいたします。

それでは今後の見通しについて再質問をさせていただきます。

担い手が利用する農地の面積の割合が現状の5割から8割までに増やすとのことでありました。また、海匠地域として本年度は302ヘクタール、10年後の千葉県の設定数値次第では増加になるとのことですが、それではその目標数値に向かってどのような対策を行うのかお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、目標達成に向けての対策ということでご質問を受けました。現在、旭市におきましては目標達成に向けまして、土地改良の事業が進む地域を重点区域といたしまして、千葉県や農地中間管理機構など関係機関と連携いたしましてチラシ等を配布して周知をさせてもらっております。また、このほかにアンケートなどによりまして意向調査を実施する予定であります。今後も貸し手・受け手のさらなる確保に努めて事業推進を図るという考えであります。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） いろいろな形で事業を推進することによって耕作放棄地がなくなり、担い手への農地の利用集積が進むと思います。

それでは次の質問をします。

農水省が2016年度の農林関係予算の概算要求に盛り込む主要事項案が8月5日に分かりました。その中で、土地改良事業の一層の推進など、生産基盤の強化策を重視と、農地中間管理機構といった農地改革の着実な推進などが盛り込まれるようであります。そのような中ではありますが、農業委員会での農地法第3条の中での農用地利用集積計画を進め、耕作放棄地をなくすためにも基盤整備事業を実施する必要があると思います。そこで飯岡西部地区の経営体育成基盤整備事業と万力Ⅱ期地区の土地改良事業の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農地の利用集積、集約を進める上で重要な基盤整備事業、こちらの進捗状況ということでお答えしたいと思います。

基盤整備事業、これを施工した地域、現在工事が進む飯岡西部地区、今後完成を迎えます万力Ⅱ期地区などでは大規模農家や営農組織への担い手への農地利用集積、集約化が既に進んでおります。市といたしましては、基幹産業であります農業がさらに発展するために生産基盤の整備を始めまして、後継者の確保、担い手の育成を進める上では、農地中間管理機構の制度活用の推進も必要でありまして、基盤整備事業に関連した土地利用の形態も重要であると思っております。

それでは、進捗状況ということですが、飯岡西部地区、平成26年度において横根地区7.7ヘクタールの工事を完了いたしました。今年度、横根地区から三川地区までの27.5ヘクタールを工事する予定で現在進めております。したがって、今年度末で35.2ヘクタールの工事が完了するという予定で、全体の27.9%が完了するというような予定となっております。また、万力Ⅱ期地区についてですけれども、ほ場整備工事、こちらにつきましてはおむね完了しております。現在、残りの附帯工事と創設非農用地の売却につきまして最終調整を行っているところであり、平成28年度の換地処分及び解散総会、こちらを目指しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員。

○5番（宮内 保） 基盤整備事業を施工している地域などは、営農組織や担い手への農地利用集積や集約化が進んでおるとのことですが、10年後の旭市の農業について、農地はどのようなになっているのか。耕作放棄地はどういうふうになっているのか。企業の参入はしているのか。若手は就農しているのか。TPPや自然災害の対策等を考えると、今後の農業については非常に不安が多くあります。国でも農林水産省を成長産業化し、農業者の所得向上を図るため、農林水産業地域の活力創造プランで示された米の生産調整の見直し、農地改革を着実に実施することが成長につながると言っております。

旭市においては農業の基盤を強化することが安定した農業につながるとい、農地中間管理機構や基盤整備事業の状況を確認させていただきました。旭市は農業が基幹産業であり、道の駅の開業についても野菜は何でもそろろうとたっております。担い手となる農業後継者の

育成を行い、耕作放棄地等の対策を行いつつ、将来は海外にも目を向けることも必要と感じますので、旭市の農業が活性化するよう、少しでも不安が解消できるような施策をお願いいたします。

また、2016年度予算の概算要求で農林水産省は前年度15%を上回る予算要求をしており、飼料用米への助成や農業農村整備事業への土地改良を推進課題としているようであります。飯岡西部地区の土地改良事業をはじめ、市内の土地改良事業が早期に完了するよう関係機関と連携し、推進して下さるようお願いいたします。

また、新規事業も予算要望しているようですので、今後、農家に有利な事業がありましたら、農家への情報提供も併せてお願いいたします。これは要望ですので、回答の必要はありません。よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 宮内保議員の一般質問を終わります。

◇ 林 晴 道

○議長（景山岩三郎） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（1 番 林 晴道 登壇）

○1 番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、こんにちは。1 番議席の林晴道でございます。

本年第3回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がございましたので、皆様方の貴重なお時間をいただき、市民の命と幸せが一番との観点から通告の順序に従いまして質問をいたします。

初めに執行部の方々においては、今議会終了後に次年度の予算編成が始まると思いますが、地方の景気も相変わらず低迷しており、アベノミクスの経済効果は当地域には依然として浸透しておりません。財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、それから我慢するものなど、メリハリを持って来年度予算編成に対応していただきたいと思いますので、お願いをいたします。

また報道でも毎日のようにお年寄りや少年少女に対する事件が起こっております。関係機関と連絡を密にさせていただいて、犯罪の抑制に当たっていただきたいと思います。僕自身も当議会の一番下議員といたしまして、微力ながらもしっかりと底上げを図ってまいりたいと思いますので、一致協力をして旭市、何より市民のためによりしくお願いを申し上げます。

それでは1項目め、旭中央病院について。本市が全国に誇る病院ではありますが、本定例会冒頭の市長政務報告において、その経営形態については来年4月1日からの地方独立行政法人化に向けてさまざまな作業に取り組んでいるとのこと。旭中央病院の運営や実情に関して、市民とともに十分理解を深めるためにお伺いいたします。

(1) 医師・看護師等の状況について質問をいたします。

現在の医師・看護師の平均年齢について質問します。また、10年前の平均年齢と比較してどのような変化があるのか分析をお願いいたします。

(2) 施設整備の状況について質問をいたします。今後の病院施設整備の計画についてお伺いをいたしたいと思います。

(3) バス停留所の整備について質問をいたします。現在、旭中央病院用地内に乗り入れを行っているバスの状況について、各路線や本数、また把握できている範囲で乗降人数についてお伺いをいたします。

(4) 駐車場整備の状況について質問をいたします。患者さん等の多くの利用で病院駐車場が平日は大変混雑しておりますが、その病院駐車場の全体面積と駐車可能台数、それらの土地の病院所有面積と賃貸面積、賃貸料についてお伺いをいたします。

(5) 薬剤・消耗品・備品等の購入方法について質問をいたします。薬剤や備品、消耗品の購入について市と同様の方法で行っているのか。購入方法や入札の契約方法に違いがあるのであればお伺いをいたします。

(6) 地方独立行政法人化への移行状況について質問をいたします。現在までの移行状況についてであります。前回の第2回定例会においても一般質問をいたしました。特にその後3か月間での進捗状況や土地などの資産状況については全て確認ができているのか。その点について今回も旭市と病院の両方よりお伺いをいたします。

(7) 地方独立行政法人化への市長の考えについて質問をいたします。今、日本は超高齢化社会へと進行しており、国の財政が厳しい中、政府の打ち出す医療政策に対して、旭中央病院が地域医療を支える大規模病院であり続けるのは大変厳しい状況であると思います。そのため、独立行政法人化の利点をフル活用して、今後とも安定的な健全経営を維持していただきたいものと思うのですが、市長の考えをお伺いいたします。

続いて2項目め、道の駅季楽里あさひについて。国土交通省によりますと、道の駅は地域の創意工夫により道路利用者に快適な休息と多様で質の高いサービスを提供する施設で、平成27年4月15日現在で1,059駅もが登録されています。長距離ドライブが増え、女性や高齢

者のドライバーが増加する中で、道路交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休息のためのたまり空間が求められています。

そこで（１）集客に対する取り組みについて質問をいたします。竣工を10月16日に控えた道の駅季楽里あさひの集客に対する取り組みについてお伺いをいたします。

（２）バス停留所に対する考えについて質問をいたします。現在、市内を循環しているコミュニティバスが旭中央病院を中心に運行されています。そのバスの停留所を10月16日に竣工を控えた道の駅季楽里あさひに、いち早く設けることに対する考えについてお伺いをいたします。

続いて３項目め、クリーンセンターについて。今日の地方行政にとって生活に密着する廃棄物を適正に処理することは極めて重要な課題であります。旭市クリーンセンターにつきましては市内で発生する一般廃棄物を収集及び処理を行っております。

そこで（１）施設運営状況について質問をいたします。旭市クリーンセンターの平成26年度実績による処理量とその内訳及び運営費用について質問します。また、資源ごみの売却状況についてリサイクル資源の売り払い収入額をお伺いいたします。

最後に４項目め、高齢者福祉について。現在、我が国は国民の４人に１人が65歳以上という超高齢化社会を迎えており、今後も速いスピードで高齢者人口が増加し、2050年には３人に１人が65歳以上になることが推測されています。一方で少子化の進行はもとより地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、高齢者福祉のあり方が大きな課題となっています。高齢者福祉は高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与していただいた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから、敬愛され生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことを目的に発展してきたと思います。

そこで（１）要介護者への取り組みについて質問をいたします。現在、高齢者に対するホームヘルプサービスや福祉施設の利用等、具体的なサービスの多くは平成12年に導入された介護保険制度のもとで実施されています。介護保険法に基づくサービスを利用するためには、あらかじめ介護の必要性や必要量についての認定を受ける必要があり、市町村がその業務を行うことになっております。質問をいたします。要介護認定基準と市内要介護認定者の人数をお伺いいたします。

以上４項目、11点の質問をいたします。なお再質問につきましては自席で行いますが、執行部の方々においては、これからの担い手である若者からこれまで僕たちを支えていただい

たお年寄りまでが理解できるような、易しい答弁に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから1番目の旭中央病院について、地方独立行政法人化の市長の考えはということで、お答えをしたいと思います。

これまで幾度か申し上げてきましたが、市民を中心とした地域住民の健康を支える旭市の宝とも言える旭中央病院が、その体力のあるうちから将来的な変化に耐え得る体制に移行しようとするものであります。基本的には6月議会の管理者のほうから発言がありましたように、旭中央病院が現在行っている、また六十数年に及び行ってきた地域医療をそのまま引き続き行っていくということに尽きると思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは1番の旭中央病院についての（1）から（4）まで、それから（6）の移行状況について質問に答えさせていただきます。

まず（1）の医師と看護師の状況ということで、医師と看護師の平均年齢、それから10年前との比較等についてのご質問でございますけれども、今、平均年齢等については持ち合わせておりません。ただ看護師等につきましては、たくさん昔からやめて、100人前後やめて、その分補填しているという形になっておりますので、ほぼ年齢は変わっていないのではないかと考えております。それから医師につきましては、最近いろいろな形で部長クラスの先生方を採用しているということもありますので、以前に比べると医師の年齢層は若干上がって

いるのではないかというふうに考えております。

それから2番目の施設整備の状況ですけれども、今後の施設整備につきましては当面具体的な施設整備の計画はありません。現在、独法化後の準備として、これから中期計画を作成していくということになっておりますので、その中で検討していきたいと考えております。

続きましてバス停の関係でございますけれども、3番目のバス停留所の整備についてでございますけれども、乗り入れているバスにつきましては、細かいのでゆっくり説明させていただきます。病院の乗り入れ数、平日につきましては循環バスが、旭循環が6便、飯岡循環が4便、海上循環が6便、干潟循環が5便、東庄循環が5便の26便。それから路線バスは銚子線が6便、小見川線が5便、栗本線が2便の合計13便。高速バスが10便でございます。トータル49便が乗り入れております。乗降者数については存じ上げておりません。

次に駐車場の面積、駐車場整備の状況についてでございますけれども、患者の方々が利用する駐車場の面積、台数、それから賃貸している面積と金額ということでございますけれども、患者用駐車場の面積は約2万9,000平方メートル、収容台数は1,251台です。面積のうち借りているものは約1万5,300平方メートル、賃借料は年間約1,222万円となります。

それから6番目の地方独立行政法人への移行状況の病院のほうでございますけれども、市と協力して問題がないよう現在進めております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは私のほうからは（5）の薬剤・消耗品・備品の購入方法についてということで、市との購入方法の違いはあるのかというご質問でございます。こちらにつきましては、消耗品の購入につきましては、病院では全て見積もり合わせによる単価契約、これは随契でございます、をしております。市では年間購入予定金額が80万円を超えるものは一般競争入札を実施しているというふうに伺っております。病院では医薬品と同様に消耗品も見積もり合わせによる単価契約をしたほうが有利であるということから、地方公営企業法の施行令第21条の14第1項第6号の規定に基づいて行っているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、林議員の一般質問に何点かありました、順番に答えたいと思います。

まず旭中央病院についての（６）地方独立行政法人の移行状況ということで、議員もおっしゃっていましたさまざまなことをやっていますよということで、そのとおりでございます。若干流れを先にお話しさせていただきますと、３月議会にて定款評価委員会条例の議決がありました。基本的には来年の４月の移行に向けて作業をしているということになります。今議会におきまして中期目標、これを議案として提出させていただいたところであります。基本的にはスケジュールどおりということで行っております。

特にこの３か月間でどのようなものが進んだのか具体的にというご質問ですが、今回、議案として提案させていただきました中期目標、これの作業がこの３か月の中で一番大きな作業だったかなというふうに思います。細かい話になりますが、事務的には人事給与制度の設計ですとか財務会計制度の構築、またこれらに伴います人事給与システムとか財務会計システムの導入などについて進めています。

土地などの財産についてはというご指摘です。土地につきましては、３月の定款のときに整理したものと変わっておりませんので、土地については動いておりません。ただ、建物につきましては現在の不動産資産台帳への記載状況が、増築等で各建物において複雑に細分化されているといったような現状がありますので、これらについて建物ごとに取りまとめる作業等を併せて進めております。

続きまして、道の駅季楽里あさひの集客に対する取り組みというご質問です。このご質問ですが、基本的には指定管理者となりました株式会社季楽里あさひが独自の取り組みにより集客を図るものだというふうに考えております。今まで市のほうで説明してきましたものといえますのは、千葉県でも１位、全国でも有数の食の産地、ここを全面的にＰＲをしていきたいなというふうに考えております。飲食のほうではバイキング方式のレストランというようなことで、旭市の新鮮な野菜等を知って食べていただくということでございます。

また、道の駅の集客ということですが、イベントということで大変重要なことだというふうに思っていますので、建物の前にイベント広場がありますので、テント販売ですとかキッチンカーによる多くの出店者に参加していただきたいというふうに考えています。また、建物西側の芝生広場にはステージを設置していますので、ステージショーを開催する計画であります。このような取り組みをぜひマスコミとか広報、ホームページを通じて広く発信して、多くの集客を図っていきたいというふうに考えております。

続きまして、バスです。バス停留所に対する考え方ということで、特にコミュニティバスについて早急にというようなご意見がありました。道の駅へのバス停留所の設置ということ

ですが、現在のコミュニティバスにつきましては、議員ご指摘のとおり中央病院というようなことを中心に運行しています。これは合併前の旧１市３町がそれぞれルートを設定しておりましたので、現在がそのようなことになっています。道の駅の停留所を設置するということになりますと、運行ルートとか運行時間等の見直しが当然必要となってきます。とはいいますがものの、道の駅は旭中央病院や駅などと同様に、非常に市にとって重要な拠点というふうに考えておりますので、開業後の利用者のニーズを踏まえながら、これにつきましては積極的に検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、平成26年度のクリーンセンターの運営状況についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、１日当たりの処理量でございますが、77.1トンとなっております。内訳といたしましては可燃ごみ64トン、不燃ごみ4.7トン、資源ごみ8.4トンでございます。

次に運営費でございますが、全体で５億7,985万4,469円でございます。内訳としましては、塵芥処理施設関係職員給与費が8,907万93円、塵芥処理事務費が1,392万667円。こちら主なものはごみ袋販売手数料となっております。塵芥処理施設運営費が４億7,686万3,709円、そのうち廃棄物収集処理費用が２億2,064万5,519円、施設維持管理費用が２億5,052万9,647円、その他事務費用といたしまして568万8,543円となっております。

続きましてリサイクル資源売り払い収入についてのご質問ですが、こちらは全体で5,324万3,399円となっております。内訳といたしましては、金属類が2,958万584円、紙類が1,238万6,440円、ペットボトルが1,113万143円、小型家電が14万6,232円となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、私のほうから４の（１）の高齢者福祉における要介護認定基準とその人数についてお答えいたします。

要介護認定の基準は介護サービスの必要度、つまり介護する手間として１日当たり、つまり24時間に換算いたしまして、どれだけの時間が必要になるかという認定基準時間で示されております。認定基準時間を算定するためには、74項目からなる心身の状況調査と主治医の意見書が必要になりますが、それを国で定めた時間の枠組みに当てはめまして、介護度を振り分けるということになっております。ただし特記事項等はございますので、最終的な判断は審査会において決まることになっております。なお旭市の要介護認定者数は、本年７月末

現在で、要介護者が2,485名おり、軽度の要支援者も含めると2,869名となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目めの旭中央病院についてでございますが、今、答弁がなかなか出てきて……、答弁漏れが相当あったように思います。この議場でないと意見交換すらできない状況でありますので、この議場において質問に対するご返答をいただきたいと、そのように議長にお願いを要望いたします。

それでは（1）の医師・看護師等の状況について再質問に移ります。

現在、医師・看護師等の職員数は旭中央病院として考えている適正数にどれほど不足し、不足分はどのような対応をとっているのか質問をします。また、旭中央病院看護学校の学生が看護資格を取り卒業した場合、旭中央病院に全員が勤めていただけるのか。当院に勤めていただけない方がいる場合の理由と、その方に対する対応についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 医師と看護師の不足数について、それから看護学校の卒業生が旭中央病院に就職できるのか、できない場合の理由とその対応といった質問でございます。

医師については、不足数というものは、そもそも病院で必ず確保しなければならない医師の数というのは医療法に定められただけでありまして、何人必要だということはその病院の診療の科目数ですとか形態等によって異なるため、一概には言えるものではありません。当院としましては、当面の間目標としているものは、現在診療制限を若干かけているところから大きくかけている科まで幾つかございますので、その科で診療制限がかからない程度になるよう医師を確保できればと思っております。医師の確保方法につきましては、いろいろなところで申し上げているとおり幹部医師、事業管理者、病院長等が医局、大学病院等への訪問、それから民間の紹介会社などを使って確保しているというふうに考えております。

それから看護師については7対1看護を維持して、かつ大量の退職者は出ないようにできるレベルがやはり必要な目標じゃないかと考えております。当面は常勤というか、看護師をあと30人ぐらいは増やしたいなというふうに考えております。

次に、看護学校の卒業生が旭中央病院に入れるのかということにつきましてですけれども、附属看護学校でございますので、当然旭中央病院に入ることが前提になっております。

それからもし入れない者がいるのかと、いる場合の理由とその対応についてですけれども、

この4月、旭中央病院のほうに就職できなかったものが数名おりました。理由は当然個人的な理由になるわけですが、私が知っている範囲では家族の看病をしなきゃいけないとか、介護をしなきゃいけないため、やむを得ず地元へ帰るということでございました。その対応というのは当然了解いたしまして、ただし奨学金等については6か月以内に返還ということになっておりますので、事情に応じてその額については検討させていただきますが、基本的に奨学金を返していただくことで対応しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ほかの看護学校等への働きかけの状況についてお伺いしたいと思います。何校に対してどのような方が接触をしているのか。それからそれらに対する費用と効果について、具体的に採用できた看護師数等をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 医師・看護師等の状況という質問から見ますと、だいぶ看護学校の話になっちゃいますのであれですが、看護学校につきましては、まず対応している職員のほうから言いますと、基本的に看護事務部の職員、私とそれから総務人事課の職員が担当しております。それからあと看護学校の教務長、それから今年度からは看護部長にも協力いただきまして、手分けして回っているところでございます。昨年、看護学校の訪問したのは40校ほど訪問しておりまして、訪問回数は、まあ2度行った所もありますので、48回ぐらいになっております。

その結果、採用できた、いわゆるうちの附属看護学校以外の学校の生徒、大学も含めまして12名採用しているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（2）の施設整備の状況について再質問に移ります。

病院用地の、ここでは樹木管理の状況について質問します。春先からこの時期にかけては樹木の成長が著しく、景観維持のためには剪定作業等が必要不可欠になり、大規模病院であることから大変な作業になろうかと思えます。そこで、病院の植栽の現状とそれらの樹木管理の計画についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院の樹木の状況、それから植栽の作業等の現状ですか。樹木につきましては、枯れたり、それから緑化を必要とするようなところにつきまして、内部で検討して、予算に応じて植栽工事等の予算を使って対応しております。

それからその管理につきましては、基本的に年3回程度周辺の草刈り等をやっておりますけれども、いずれも原則として事務部施設課の職員がやっております。ですから汚くなったとか、夏ちょっとの間やったけれども増えたとか、そういった場合には随時やっております。また、木の剪定等につきましても原則、施設課の職員が行っている、そういう状態です。なお、全体としての施設の植樹、植栽等の管理につきましては、特に植栽の管理計画というものを持っておりませんが、施設課長のほうで全体を見回しながら適切になるように対応しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 近年、病院用地において樹木管理がいささか行き届いていないように感じておりました。それに対して、最近、医師マンションAの北側と本館北側ロータリーで植栽整備が実施されたようでございます。そこで、その実施理由と費用及び予算項目についてお伺いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 樹木管理が行き届いていないと、それからマンションAの北側、それからロータリーの植栽の工事について、それぞれ理由とそれから費用、それから工事費目ということでご質問でございます。

まず、先ほど申した樹木の管理につきましては、人それぞれ感じるところが違いますので、議員からすればなかなか手が届いていないところもあるというふうにお考えだと思われまので、その辺につきましては今後十分気を付けて、できる範囲でやっていきたいと考えています。

それから医師マンションAに伴う植栽工事につきましては、工事費につきましては938万5,000円、支払いの項目としては工事費、理由といたしましてはAマンションの周辺の景観整備ということになっております。それから本館ロータリー前の植栽工事でございますけれども、費用は90万円、それから予算項目は工事費、実施理由につきましては本館建設の際、

正面玄関ロータリーに5本大きな木を植えたんですけれども、1本が枯れておりますので、その補完として植栽を行ったものです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 病院用地の樹木でございますが、患者さんや全ての利用者のことを考えますと、緑を増やす環境は大変よいことだと思います。しかし樹木の維持管理もまたそれ以上に優先すべきだと思います。新たな植栽整備も加わり、景観維持に対して大変なご苦労があるかと思いますが、今後はしっかりと工程を立てて予算組みをして、剪定作業等を定期的に行うべきと考えますが、その点について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 指摘されたとおり、きちんと対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは（3）のバス停留所の整備について再質問に移ります。

病院用地には高速バスの停留所が2か所ございます。病院玄関近くของバス停は利用者の利便性が高く、目的が分かりやすいのですが、病院東のバス停についてはどのような理由で設置されたと聞いているのか質問をします。また、病院用地にある2か所のバス停利用者のために、病院駐車場用地を貸しているのか。貸している場合どのような取り組みがあるのか伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院東側のバス停についての設置の理由を知っているかと、それから病院の中にあるバス停の利用者のために駐車場を用意してあるのかといった質問でございますけれども、病院東側のバス停については、職員に聞いてみましたところ、飯岡バイパスの延長として網戸からの病院までのアクセス道路ができた際に、東京などから来る見舞客、それから職員が東京のほうへ出張する際の利便性の向上を図るといった目的で、高速バス会社のほうに病院の周辺に高速バスを乗り入れてもらえないだろうかということを要望したという経過はあると聞いております。しかしながら、それに対しましてバス会社のほうで

は乗り入れに際して狭いと、なかなか乗り入れが大変だということで、朝晩5便だけ構内に乗り入れ、あとは脇の停留所を使うということになったようなことだというふうに伺っております。

それから、バス停利用者のために駐車場は病院としては用意してございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 病院用地に2か所あります高速バスのバス利用者は、それであれば病院用地への駐車が予想されますが、病院駐車場に対する影響と今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院としての影響等についてですけれども、あくまでも病院といたしましては、病院を利用される方の利便のため、また職員等の利便のために高速バスの停留所の設置をお願いしたわけでございまして、そこに遠くから車で来る方が駐車場を病院の中に求めて、それで東京に、例えば出張されるとか買い物に出かけるということは、当然想定しておりませんので、そういう方がいらっしゃれば、ほかの停留所等に有料の駐車場を借りて行かれることが適切ではないかと思っておりますので、引き続き病院としましては、見舞いのお客さんですとか遠くから来院されるお客さんが使いやすいように、バス会社とはいろいろな協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 僕はその想定は違って、結構バスに、車で来て駐車されているんじゃないかなと思っておりますので、調査をしていただきたいなというように思います。

病院正面玄関前を東西に通り、ロータリーのある道路については、公共交通機関等複数のさまざまなバスの停留場所となっています。それに加え、公道から公道へ抜けており、そのため病院利用者以外にも多くの通行が予想されます。この道路につきましては市に帰属をして市道認定をして、市が整備・管理を行うべきと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 病院玄関前の道路を市道認定できないかという趣旨のご質問でございます。

現在の病院施設につきましては、新本館建設に併せ、患者様の利便性も考慮されているものと考えますが、以前からの施設を含みまして、車両と歩行者の動線を別にし、何よりも歩行者の安全確保を最優先とした施設環境になっているものと認識をしております。したがって、現在の一体的な施設管理が最も有効であり、かつ経済的であると考えております。また、現在の施設内道路は一部借地となっておりますので、市道認定をすることは現在考えておりません。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） （4）の駐車場整備の状況について再質問に移ります。

病院職員についても自家用車による通勤が多いと思いますが、病院周辺に駐車場を整備しているのか質問をします。また、その駐車場用地は病院所有であるか。賃貸であればその費用について、賃貸料の支払い、それは病院会計で行っているのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず駐車場用地についてですけれども、職員の駐車場用地については用意しているのか、それからその用地については賃借かどうか、また、賃借であれば幾らかといったご質問でございますけれども、ご存じのとおり、病院の職員の半数以上が医療職、半数というか、ほとんどが医療職であり、朝早くから夜遅くまで交代制で勤務することから、公共交通機関を使うことは非常に難しく、それに伴いまして通勤にはほぼ自家用車を使う、もしくは施設内の寮から通うといったような形で対応しているところでございます。したがって、病院におきましては職員の駐車場として1,656台分の駐車場を用意してございます。これにつきましては、ほぼ面積の半分近くが賃借地となっております、賃借料は年間1,718万円ということで、職員1人当たり1,000円ずつ徴収しております。それで病院としては賃借料で払っているという形になっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 賃借料があるということをお伺いしましたが、職員駐車場の問題については市役所の関係においても議論がされているところでありますので、市と同様にすべきもののなか、その辺の考えについて質問をいたします。

また、院外処方の実施により薬の待ち時間が解消され、駐車場の混雑が多少解消されたものと思いますが、しかしながら補正予算を組んで看護師への駐車場整備を行う議案が上程されています。そこで、必要な駐車場は整備をするべきというふうに思いますが、今後の病院駐車場の施策についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず、職員駐車場について市と同様な考え方でやっていくべきかということでございますけれども、市の職員駐車場についてどういう議論がされているかについてよく分かりませんので、その辺についてはお答えができませんけれども、先ほど申したとおり、病院と市とでは職員の通勤状況に関係するあり方が違うので、同様とすべきではないと考えております。

それから、先ほどいわゆる補正予算で駐車場整備の補正予算、400万円でございますけれども、組まれているけれども、その辺について今後の駐車場についての考え方はということでございますけれども、今回、整備しようとする看護師のものとしては、看護師寮に入っている職員の駐車場がなく、それが看護師を募集するに当たって、寮に入ったけれども自分の車を置く所がないと。何千円もかけてよそに借りているので何とかならないかといったことがあることから、116台分、看護師寮に入っている職員のために用意しようというものでございます。当面、病院の駐車場につきましては、今の台数でほぼ足りているんじゃないかと。いわゆる職員用ですね、通勤する職員用については足りているんじゃないかと考えておりますので、今後さらに借りて広げていくといった考えはございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 院外処方の実施に伴い、患者さんや病院来院者の動線、これに大きな変化が見受けられます。そこで病院前から駐車場の中を南北に赤道が通っております。この赤道に関して調べましたら、どうやら病院に譲渡することができないようでした。そうであるならば、この赤道を患者さんや全ての病院利用者の利便性と安全のために駐車場内道路整備をすべきと思いますが、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 赤道の整備という内容でございます。

現在、駐車場整備、これにつきましては玄関前のにわさんの通りまでですかね、ここが平成7年に千葉県知事の許可を受けまして、土地収用法に基づく事業として工事が実施されたものでございます。

ご指摘の赤道、いわゆる法定外道路、これもこの事業の範囲に含まれておりまして、一体的に整備がされたものであります。当時から駐車場利用者は無論のこと、歩行者の安全確保を最優先とした動線の確保が、駐車場予定地西側に隣接してできていますことから、許可条件の一つであったものと認識しております。したがって、現在の形態が維持されることにより、歩行者の安全確保が第一に図られるものであり、建設課といたしましては、新たな整備をする予定はございません。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、午前中に引き続きまして、一般質問を再開させていただきます。

1項目めの旭中央病院について。（5）薬剤・消耗品・備品等の購入について再質問をいたします。

購入方法についてであります。旭市財務規則と同様に処理は行われているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 基本的な処理につきましては、同じでございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 購入品目については、医療用の専門的なものから一般的な事務用品まで大変幅が広く膨大な量であろうかと思えます。一番安価での購入方法をとる必要があると思

いますが、どのような対策をとっているのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問、より安く購入するためにというところでございます。

病院といたしましては、薬品・診療材料等々につきましては、より安価に購入するために、ベンチマークシステム、これは購入価格を他病院なんかと比較できるシステムでございますけれども、そういったものを利用して、極力最安値になるようにというところで経営努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 分かりました。購入品目について、以上で終わります。

続いて、（6）の独立行政法人への移行状況について再質問に移ります。

独法化に対して、職員の動揺、特に看護師からの不安が多いと聞きましたので、独法化の前に、職員の退職申し出状況について質問をします。

また、独法化への移行後は、職員等の応募はどの程度増えることを想定して移行準備を進めているのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 看護師の退職申し出状況、それから独法移行後の応募が増えることについての、どう増えるのかといったご質問でございますけれども、まず退職につきましては、期間的なものはちょっとあれですけれども、例えば、おとし25年7月1日から平成26年6月30日までの、いわゆる看護師のやめる率、離職率、それと26年7月1日から平成27年、今年の6月30日までの離職率、両方とも3月31日と4月1日、入っておりますので、これで比較し、かつ正規の職員、いわゆる非常勤ですとかアルバイトを除いた職員で見えますと、離職率は、これは日本看護協会で計算している算出方法を使っているんですけども、25年7月から26年6月までが12%、ですから100人採用すると12人やめているというような形になります。

それが、26年7月からこの6月までですと11.2%ということで、離職率からいいますと1割近く下がったということで、いわゆる看護師の退職に対する影響というのは独法化という

ことが見えてきた中でもあまり影響が出ていないのではないかというふうに考えております。

それから、独法化後の採用等につきましては、昨年度から、26年度から看護師の確保対策を進めておりまして、その確保対策の中には、新規採用の部門でもいろいろ手当の整理を行うとか、それから病後児とか病児保育を導入するとか、それから今回今考えているのは、いわゆるお子さんを持った、働く母である看護師を応援できないかとか、そういったいろいろな対策を考えているので、現在よりは上向いていくのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 独法化した場合、現在の事務職員採用方法にあります共同採用試験はこれまで同様に行うことができるのか、行えない場合は事務職員採用方法をどのような形をとるのか質問をします。

また、今後も安定的な健全経営を維持するには、病院経営専門の職員が必要だと思いますが、その対策について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 現在の病院の職員は、市の公務員でございますので、採用試験につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合で共同で市の職員と同じように受けさせていただいております。ただ、ほかの市や旭市と併願というのは当然できない形になりますので、旭中央病院だけの希望ということで試験を受けてくるわけですが、今後の独立行政法人後、その辺についてどうなるかということについては、まだ事務組合との協議が調っておりませんので私どもには最終的にどうなるか分かりませんが、できれば一緒に試験を受けさせていただければと考えております。

そうすると、各市の市町村を落した方がうちの病院に2次募集みたいなので入れればよいんじゃないかなというふうなことも考えておりますので、その辺については、市の総務課、それから市町村圏事務組合とよく協議してまいりたいと思っております。

それから、安定的な健全経営をやるためには専門的な職員が必要ではないかということで、すけれども、従来から、経営につきましてはいろいろな形で専門家を途中で採用してきていただいております。独法後の職員の、まだ組織とかそういったものについては具体化しておりませんが、従来どおり必要というふうに判断された場合には、民間から、もし

くはほかの市町村、都道府県から採用していくということは十分検討に値することだと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 独法化に伴い、今後もさまざまなことが行われるであろうかと思います。

前回の定例会から3か月、この3か月間病院で行ったこと、市のほうと協議をしておると、その程度の回答でございましたが、今後、病院事務部として独法化に残す課題と対処方法についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） これからの独法化に当たっての課題と対処方法ということですが、けれども、現在のところまでは、市と市長、それから副市長のご理解のもと、市と非常に友好的に、協力的というか、きっちりとやらせていただいております、特に問題が生じておることはございません。それで、今回の議会で中期目標を議案として出させていただけるということで、非常に、市の方々、それから議員の方々には感謝しております。

我々としては、次、この中期目標が議決されました暁には、12月に中期計画というものを市を通じましてまた議案として出していただくことになると思いますので、それに向けて病院の中での、どういうことをこれから目標に沿って4年間やっていくかということについて十分に議論し、また対外的にも説明ができるものを作っていかなければならないと思っておりますので、その辺がこれからの課題ではないかと思っております。

いずれにしても、市のいろいろ指示を仰ぎながら、問題なく独法に移行できるようきちっとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（7）の地方独立行政法人化への市長の考えについて再質問をいたします。

ここまでの質問の中で、駐車場の整備と赤道の整備ということを質問させていただきました。

院外処方の実施により、やはり動線が大きく変わったのかなと感じて注視して見ておりましたところ、どうしても整備がうまく整っておらず、80センチから1メートルぐらいのそう

いうところを老人が乗り越えている場面だとか、実際に転んでしまっている場面も目撃をいたしました。これは、やっぱり利用者の利便性と安全性を第一に考えて、駐車場と赤道、これの一体的な整備をすべきかなというふうに思うんですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、駐車場の整備工事、この中ではその辺の動線も踏まえた対策をしております。

現在の形態の中では、先ほど申し上げましたとおり、市で整備する予定はございません。また、病院のほうで、駐車場に対してのそういった動線等の検討がなされるということであれば、それはやはり病院サイドでの対応になろうかと思えます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、建設課長のほうから動線等について病院のほうで考えがあればというような答えでございましたけれども、病院といたしましては、先般まで今言った赤道のところに上がれるようにブロック的なものを一時置いていたことがございますけれども、非常に逆にお年寄りの方がそれを使おうとして転ばれるとか、それから、もし後ろに行ったり、それからおりるときにつんのめった場合には、そこが市道になっておりますので、ひかれてしまうとか事故が起きる可能性もあるということで、実は先般撤去したところでございます。

あくまでも、病院に来る方、当然、弱者である方も非常に多ございますので、既存のルートを通っていただいて、スロープをゆっくり上っていただく、それから車のと分かれている歩道部分を歩いていただくというのが無難ではないかと考えておりますので、駐車場の中にある赤道について、そこを階段をつけるとか、そういうことについては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、再度、（7）地方独立行政法人への市長の考えについて質問をいたします。

移行後の病院運営に対し、市から職員の派遣等のお考えについてですが、具体的なその立場や人数等の考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 独法後の市からの職員の派遣ということをまだ具体的には煮詰めておりませんけれども、当然、市長が任命する法律に基づく独立行政法人、会計監査人、そしてまた監事、そして理事長、そういったものは市長が任命するということになっておりますので、その辺について検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） そのこととございませば、移行後はこれまで公営企業での予算・決算に代わるものが中期目標、年度計画、事業報告となるために、議会の承認は受けず、評価委員会が実質評価と業務が不調な場合に業務改善勧告を行うことになり、議会としての関与が極めて少なくなりますので、そのことから質問をいたします。

先ほども申しましたが、独法に移行したら、理事長に大きな権限が与えられ、経営を左右することが予想されますが、市長は独法化に際し、どのような人物が旭中央病院の理事長にふさわしいと考えるかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 理事長の選任についてでありますけれども、これまで60年、旭中央病院、経営をしてきたわけであります。健全経営の中で本当に市民の中核病院として東総地区の、県北東部の中核病院としてやってきたわけであります。

そういった観点、視点、そういったものを十分考慮しながら、せんだって高橋議員からも発言がありましたけれども、検討委員会、そういった部分も必要ではないかという話でありますけれども、私も任命権者としていろいろな方々に相談をしながら、方向性は自分自身で作っていききたいと、そのように思っております。委員会とか、そういった部分がありますと、その方々に左右されることもありますので、そういったことは今考えてはおりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） はい、分かりました。前定例会において、病院事業管理者に対し、移行後どのような経営方針が旭中央病院の病院経営として、よいと考えるか質問したら、今と同じような、基本的に現在行っており、60年間行ってきた地域医療をこのまま引き継いでいくことが一番いいとの答弁があり、その明確な答弁にとっても安心し、市長とも同感の思いでございます。

続いて、2項目め、道の駅季楽里あさひについて、（1）集客に対する取り組みについて再質問をいたします。

開業まで1か月少しとなり、採用した職員への研修も行われているものと思いますが、集客に対して最も重要だと思うおもてなしについてどのような考えで対応しておられるのか伺います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） おもてなし、議員のおっしゃるとおり、最も大切な項目かなというふうに思います。

現在、社員のほうの採用、9月1日から採用されまして、その中の計画の中で、株式会社季楽里あさひのほうの計画書を拝見させてもらっているんですが、職員の、社員の研修ということで、プロの方、これは2名呼びまして、それぞれ研修プログラムを組んでおもてなし等についてやっていくというような計画を拝見しています。

これにつきましては、社員のみならずパートの職員も一緒に受けるというふうに聞いています。お客さんにつきましては、誰が社員で誰がパートかということとは関係ないということから、一緒になって、つまりこれはテナントに入る人たちも一緒に受けていきたいというような話も聞いています。

そういう面で、いわゆる心の面でのおもてなしにつきましては、そのような場を設け、また、おもてなしというと非常に言葉が広いというふうに思っています。例えば、物についてのおもてなしということになれば、当然、出荷者協議会のほうとしては新鮮でおいしいもの、旭市を誇れるもの、これを用意するということが最大のおもてなしかなと思いますし、イベント関係につきましても、来ていただけるお客さんが楽しんでいただけるようなプログラムを仕掛けていくといったようなことにつきましても、おもてなしの一つかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 近年、開業している全国の道の駅、これは農業、観光、福祉、防災、文化など、地域の個性・魅力を生かしたさまざまな取り組みがなされています。

道の駅季楽里あさひにおいては、市内の新鮮な農畜産物など多種類の販売を行うということですが、季楽里あさひがほかの道の駅に誇れ、自慢できる場所はどこで、具体

的な品目は何なのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） いわゆる季楽里あさひの売りというか誇れるものというよう
なご質問でございます。

先ほどもちょっと申し上げましたが、食の産地ということが最大の売りではあるんですが、
具体的な品物、物は何かということではございます。

実は、この旭市の売りとなる商品が非常に少ないというのが課題だということは重々認識
しております。これらの中で、道の駅のテナントに入る方ですとか出荷者協議会、または市
の政策でもいわゆる6次産業化というようなことで、いわゆる旭市の売り、いわゆるお土産
になるような物ですとか、いろいろな工夫をしてその辺に政策的にも仕掛けているといった
ようなことがあります。

それで、幾つかテナントなり出荷者のほうで旭市の売りということで申し上げますと、具
体的には葉物・根菜類、つまり野菜ですね、果物では、貴味メロン、梨、イチゴ、畜産物で
は豚肉、卵、水産物。水産物の中では、九十九里地はまぐりというんですか、これが自慢の
一品かなと。加工品では、いろいろ、弁当や惣菜、お菓子類、花では、ペチュニア、シクラ
メン、洋ランなどが自慢であるといったようなことで、あとテナントでジェラートですね、
これが、食のちばの逸品を発掘2015というもののの中で最高賞の金賞に選ばれたということで、
地元酪農家のジェラートなどが売りになるのかなというふうに思います。

今、申し上げましたように、何でもというふうになってしまうのはちょっと弱いかもしれ
ません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、開業後は、関係機関などさまざまな主体とも連携してさまざ
まな施策を展開し、道路利用者の休息、情報提供、地域連携の場として、一過性のものでは
なく長年市民に愛される運営をお願いいたします。

そこで、旭中央病院アクセス道沿いにございますので、病院を含む関連機関との対策につ
いてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 関係機関ということで、幾つかございます。

まず、国との連携ということで申し上げますと、最大のメリットというのは、道の駅に登録が認定になったと。これで、国のほうからは全国発信できる、ロードマップですとかそういうものに、全て道の駅季楽里あさひといったようなものが載ってくるという、これが一番大きなものかなというふうに思っています。

あと、県との連携ということになりますと、例えば、県道沿い、主要な県道沿い等に道の駅等への案内看板等を、これは12基設置するというふうに聞いております。これらを設置したり、農業関係であれば、野菜出荷者の栽培指導とか研修活動等にご協力いただいているというようなこと、それから株主さんのほうにつきましては、金融機関ということで経営への参画ですとか、いろいろ民間の立場でのアイデア、ノウハウをいただけるといったようなことで、道の駅を支えている関係団体というのは非常に多いなというふうに思っています。

特にということで、中央病院との連携ということで、これも本格的にまだ具体化はしてはございませんが、今、検討している中のものを幾つか申し上げますと、病院利用者への道の駅のPR、この方法について、それから病院というような強みを生かしたような健康食メニューなんかが考案できないか等々のことを検討していますので、そういったところと連携しながら道の駅を盛り上げていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは（2）バス停留所に対する考えについて再質問に移ります。

この道の駅には駐車場が完備されておりますので、高速バスのバス停留所誘致に対する考えについて質問をします。

ほかの旭経由の高速バス停には類似施設もありますし、来客見込みだけではなく、宣伝効果や何より先ほどの旭中央病院用地に2か所あるバス停について、駐車場がないようでありますので、そのことに対し僕自身把握している条件を鑑みますと、病院用地のどちらか片方のバス停を道の駅季楽里あさひに移設することが最良であろうと思いますが、その考えについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 高速バスの停留所をというご質問ですが、基本的には、高速バ

スの利用者ということを考えますと、朝早く利用し、夜遅く帰ってくる、いわゆる東京が目的の方が多いのかなと。

その間、今、駐車場の件も出ましたが、道の駅に長時間駐車されてしまうというようなちょっとデメリットが大きいかなというふうに思っています。それと、じゃ、恐らく宣伝効果というのは、高速バスの時刻表等に道の駅季楽里あさひというような駅名が、停車場名が載ってくるということで、それが宣伝効果かなというような、もちろんメリットはあると思いますが、それよりも高速バスの利用者の、いわゆる開店しない前からとめられ、閉店後に帰ってくるという方々が多いのかなというようなことから、今のところメリットよりはデメリットのほうが大きいかなというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 先ほど、病院の答弁に、病院の2か所の駐車場はないんですよ。駐車をしないというご答弁がありましたので、そのところを、駐車はないという理解のもとで前向きに考えていただきたいなと、そのように思います。

コミュニティバス、高速バスについて伺いました。

次に、それ以外の旭中央病院で運行しているバスについて質問しますが、現在、JR旭駅と病院、それから病院玄関と駐車場を巡回している車がございます。それらの車両を道の駅や、例えば、飯岡駅などを含めた運行拡大に対して、意見交換や市民アンケート等を実施する考えについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 病院が駅との送迎というのは、駅の利用者との利便を図る、これはご案内のとおりだと思います。ただ、まだ具体的にはそのバスを道の駅のほうに通してはというようなことはまだ行っておりません。先ほど、コミュニティバスの中で、積極的に検討していきたいということを答弁させていただきましたが、その辺につきましては、市民の足を確保できたらいいなと、しかも道の駅が重要な拠点であるというようなことから、今のコミュニティバスの延長というふうに考えますと、かなり難しいかなと思いますので、例えば、中央病院とのアクセスをよくするだとか、手段は幾つかあるかなと思っていますので、その中でコミュニティバスについて考えていきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今、申し上げましたのは、こうするんだじゃなくて、市民の意見だとか、そういう我々と病院との意見交換の場、そういうものが必要じゃないのかなと、そういうことを申しておりますので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

続いて3項目め、クリーンセンターについて、施設運営の状況について再質問をいたします。

可燃ごみに対しての焼却処分の過程において、旭市クリーンセンターは、ストーカ焼却施設でありますので、焼却残渣に焼却灰がございます。その焼却灰の処理内容と費用について質問をいたします。

また、焼却残渣と煙突から出る煙の安全性についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、焼却灰の処理といたしますか、その状況についてご説明を申し上げます。

焼却灰は、最終処分場のほうへ埋め立てる分と、一部は委託ということで出しております。その委託量につきましては、平成26年度は866トン进行委託しております。内容と内訳としましては、飛灰と言われる電気集じん機で集めるものなんですが、これが346トン、主灰と言われる焼却残渣ですね、これが520トン进行委託しております。金額につきましては、運搬費と処理費を合わせまして4,391万1,129円ということになっております。

それから、焼却灰とその煙突から出る煙の安全性というご指摘でございますが、こちらにつきましては、焼却灰につきましては、検査を実施しております。その中では、特に問題はありません。また、ちょっと灰、煙のほうにつきましては、ちょっと資料ございませんけれども、今まで特に問題になったということはないように記憶をしております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 焼却灰のうち飛灰の埋め立て処分ができないので委託処理をしているのですが、その飛灰はなぜグリーンパークへ埋め立て処分できないのか、質問します。

また、国の方針としては、地域で出た一般廃棄物はその地域で処分することになっており、近隣自治体の焼却施設においては、飛灰を固形化して埋め立て処分していますが、本市の対応についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、飛灰はなぜ最終処分場に埋め立てをできないかということとでございますが、こちらにつきましては、飛灰は特別管理一般廃棄物というところへ分類をされます。こちらにつきましては、市の最終処分場では処分できませんので、近傍地で資源化できる施設を有する業者へ委託をしているということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 現在、広域ごみ焼却施設建設計画に当たって、一般廃棄物最終処分場グリーンパークの延命化との兼ね合いですが、その調整はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 広域ごみ処理との関係のご質問でございますが、広域ごみ処理につきましては、一応計画の中でスケジュールが示されておりまして、焼却施設、それから最終処分場、こちらのほうの供用開始は平成33年度というふうに予定されております。

それまでの埋め立ての関係でございますが、現在の使用しております旭市グリーンパークにつきましては、平成9年度から埋め立てを開始してございます。そんな中で、昨年8月に測量を実施しまして残容量、こちらのほうを調査いたしました。こちらにつきましては、昨年の段階で5万9,200立米が埋め立て可能だということでございますので、これまでの年間の埋立量は6,300立米ということになっておりますので、こちらで計算をしますと、最後に覆土といいまして、土砂でというか盛土で覆いますので、それを考慮しまして、今後約7年程度ということで見込んでおりますので、稼働予定までは埋め立ては可能なのかなというふうな形で考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、最後の項目、4項目め、高齢者福祉について。（1）要介護者への取り組みについて再質問をいたします。

介護保険制度が定着し、ほかにも老人保健法や福祉用具法等、さまざまな法律や制度が高齢者の安心な地域生活を支えています。

そこで、施設への入所基準と市内施設数、施設入所への待機者数をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、施設入所基準と施設数、待機者数についてお答えいたします。

施設入所基準につきましては、千葉県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針に基づいて実施しております。

介護保険法が改正されまして、平成27年4月1日からは、原則として要介護3以上の方が対象となりました。各施設には、施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門医等の専門職で構成される入所検討委員会が設置されております。

入所検討委員会では、その方の介護度、日常生活自立度、介護者の介護力等の内容を算定し、入所順位を決定しております。また、要介護1、また2の方でも、居宅において日常生活を営むことが困難な理由、あるいはやむを得ない事情、認知症や知的障害、精神障害、家族の虐待等がある場合には特例的に入所できることがあります。市内の特別養護老人ホームは5か所で、定員数は全部で398床となっております。

地域密着型の特別養護老人ホームは2か所で、定員数は45床で、これらを合わせますと443床となります。このほかに、介護老人保健施設が2か所で定員数が180床、認知症対応型グループホームが4か所で45床となっております。

なお、特別養護老人ホームの待機者数でございますが、各施設から市へ報告されている数字で申し上げますと、7月1日現在で257名ほどが待機している状況となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 要介護者であり、入所を希望していても今、257名もが待機者がいるという現状でございます。本市も高齢化が加速をしておりますので、早急な対応が必要だと思います。

では、市外の特別養護老人ホームへ入居している旭市民が何人いると把握しているのか、質問をします。また、今後、市では、待機者への対応として、特別養護老人ホームの増設等の計画について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、市外の特別養護老人ホームへ入所の旭市民の人数と特別養護老人ホームの増設に向けた経過についてお答えいたします。

市で把握しております市外の特別養護老人ホームへの旭市民の入所者数ですが、17施設で70人となっております。また、施設入所希望者が依然として多いことから、第6期介護保険事業計画の中で、平成29年度末までに地域密着型サービスにおける小規模の特別養護老人ホームの整備を1か所予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 近年では、地域社会全体での見守りをはじめとする支え合いが大変重要になってきています。責任世代の僕たちが次世代につなげていくため、一致協力して取り組んでまいりたい、そのことを皆さんにお願い申し上げ、今回の一般質問を終わらせていただきます。

丁寧な答弁に努めていただいたことに感謝いたし、ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 先ほどの、申し訳ございません、答弁漏れございましたので、答弁をさせていただきます。

先ほどのあの煙突からの煙の件でございますが、こちらにつきましては、検査のほうを実施しております。こちら、法令に基づくごみ施設焼却灰・ばい煙等の検査を実施しております、特に問題は出てございません。大変失礼いたしました。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（景山岩三郎） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英、平成27年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

7月中旬から異常な暑さが日本列島を襲いましたが、盆ごろから夏とは思えない雨天・曇天が続き、稲作も昨年度の大豊作から一転、減収となっております。地方経済に悪い影響を与えなければと心配されます。

一般質問は3件です。市民の皆様に分かりやすく簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

午睡の時間帯でございますので、ちょっと一番大変な時間ではございますが、お耳をお貸しいただきたいと思います。

1として、新庁舎建設について、文化の杜公園で本当によいのか。

私は耐力数値がない現市役所に災害対策本部を置く現状を異常と何度も言っております。新庁舎は早期に必要なだと考えております。議会と一部の市民だけが知り得た新庁舎建設問題が、議会でのたび重なる議員の質問で、文化の杜公園の内容があからさまになりました。

新庁舎は、敷地面積1万平米、国への返還金、文化の杜の場合、返還金が1.2億円、総床面積1万2,000平米、文化の杜公園の総面積は11.16ヘクタール、そのうち仁玉川北側部分が7.66ヘクタールで、用地補償費として借地が1.6ヘクタール、買収面積が6.6ヘクタールで、合わせて11億2,700万円、投資総額17億500万円、1ヘクタール当たり2億2,259万円、これに国への返還金1.2億円、合わせますと、投資した3.43億円、3億4,300万円が文化の杜公園オープン後、たったの、今までまだ3年半ですけれども、これ全部消滅するわけです。

下水道事業で、毎年、旭市は約3億5,000万円どぶに流していますが、新庁舎は四、五十年に一度だから、まあいいのかな、どうせ税金、の思考ではないのでしょうか。

文化の杜にかかわった職員の汗も徒労に終わると思います。竣工後40年以上たっただけのおか荘を解体から飯岡地区の復興にと再利用した性格と甚だ矛盾する政策でいいのか。いいおか荘は、当時帳簿価格で残存価格が6億円ほどありました。

2番目、新庁舎の定員計画は、人口減少を反映して作成されたのでしょうか。

執行部は、過去に平成30年度新庁舎完成時の本庁を職員数で延べ床面積を算定したと答弁しておりますが、6月議会で市長は50年以上を使用すると答弁しております。

旭市総合戦略骨子案では、総人口の推計シミュレーションで2040年、今から25年後、最大で5万7,886人、最少で4万9,525人の人口を推定していますが、少なくとも今から10年以上後の推定人口で本庁の必要な職員数を割り出すべきではなかったのかお伺いいたします。

3番目として、新しく都市公園を造るのか。

新庁舎建設市民会議の議事録を拝見いたしますと、文化の杜以外の候補地を等分に検討したようなことは、議事録には見当たりません。資料として、4候補地の比較書が提出されています。これから文化の杜が出てきたのではないかと思います。

会議では、文化の杜を2か所検討しています。さらに、文化の杜に建設された場合の都市公園の減少を現庁舎跡地を利用すると明示されています。執行部の最初の案が、最初から文化の杜に偏っていたのではないのでしょうか。

大きい2として、行政改革について。

課の統合について、市長事務局の職員数は、保育所を除くと395人、内訳、男性272人、女

性123人、これは昨年度の統計ですけれども。よその自治体を調べますと、水関連が一つの課というのがたくさんあります。

旭市は、水道課に13人、下水道課に9人、そのほかにも農業集落排水事業があります。特に、水関連のメンテナンスは外部委託がほとんどです。水道料金徴収も既に水道課としては外部委託、水関連3部門について統合を計画していますか。当然、課長ポストが減るわけですから、庁内でも摩擦もあるのは当たり前だと思います。執行部の意見をお聞きしたいと思います。

2番目として、小学校の統廃合について。

少子高齢化がこれからもどんどん進んでいきますが、鉾子市の学校統廃合、また施設の統廃合のように、いつしか誰かが決断する時が来ます。避けては絶対通れない道です。しかしながら、行政改革アクションプランでは、平成33年度までの学校再編には、検討する、だけです。教育環境の充実が目標と書いてありますが、聖域にも取りかかるのが常識だと考えますが、執行部のお考えはどのようになっているのでしょうか。

大きい3番目として、産業振興について。

1番、ふるさと納税に伴う返礼品をどのようにするのか。

これは、6月議会にも申しましたが、アクションプランでは、ふるさと納税を28年度から始め、目標件数が1年に30件、30件、40件、40件と極めて内輪に設定してあります。旭市として本気で取り組む気があるのでしょうか、疑われます。このような年間目標であれば、今年中に開設するのは常識ではないのでしょうか。

鉾子市は、平成20年に始め、25年は63件の715万円、26年は506件の1,347万円です。返礼品を提供する市内事業者が42社の116品目です。産業活性化のために行政として取り組みを作り、全国から鉾子市は応援されています。東総の生き残り都市と言われる旭市が、なぜ第2の夕張とマスコミで報じられている鉾子市の後塵を拝しているのか、考え直していただきたいと思います。

2番目として、長熊釣堀センターの指定管理者制度をどのようにするのか、このことにつきましても6月にも質問いたしましたが、関東でも5本の指に数えられた長熊だそうです。入場者が減りつつあるということは、管理者に問題があるのではないのでしょうか。

何社かの地元、ヘラブナをよく知った業者が入札で落ちて海釣り専門の海釣りセンターの管理をしていた大阪のビルメンテナンス会社に落札されたことに前々から疑義を感じていました。

いいおか荘の無償貸与でも、債務超過の会社を積極的に誘致し、昨年9月までその会社は関与していました。しかし、26年4月開業、7月開業と先延ばしし、26年末に臨時開業と言いながら、9月に突然リタイアしました。なぜこのようなことがまかり通ってしまうのでしょうか。うさん臭い事例です。皆様、おかしくないでしょうか。方向付けをしたのは同一課長です。

再募集するにせよ行政の管理で営業するにせよ、28年度の予算検討時期になりました。執行部のお考えをお示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは滑川公英議員の質問に対してお答え申し上げます。

1の新庁舎建設につきまして（1）から（3）ということでございます。

まず1点目、文化の杜公園で本当にいいのかということでもございました。これにつきましては補助金の返還もある、それから造ったばかりの公園ではないのかということでも税を軽減しているのではないのかというようなご指摘でもございました。

この旭文化の杜公園を建設候補地とすることにつきまして、ご案内のとおりパブリックコメント、それから新庁舎の市民会議での意見を踏まえまして、候補地として都市計画法等の手続きを進めているところでございます。

文化の杜公園は平成24年に供用を開始したばかりでございますけれども、震災の教訓から庁舎に大災害が発生しても行政機能を維持しなければならない、それから復旧・復興の拠点として機能しなければならないと、これにつきましては、国土強靱化地域計画にも位置付けられているところでございます。現庁舎の老朽化、耐震性の不足を考えると、早期の建設が

肝要だと考えております。

市民会議におきましても、都市計画の変更手続き、それから補助金返納等の課題はあるものの、市の中心部にあって市民の利便性の高い点、防災拠点として公園と一体的な利用が図られる点等を総合的に判断し、市民会議の方向性として、新庁舎の位置は文化の杜公園が望ましいとの提言をいただいているところでございました。

やはり震災を契機に市民も行政も意識が変わってきたことが大きいと思います。広域防災拠点である公園と一体的に庁舎を整備することで、市民にとってより安全で安心した施設となると考えられますので、ご理解をいただければと思います。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） はい、申し訳ありません。

それではもう少しゆっくりしゃべります。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） はい、分かりました。

それでは1点目は、繰り返しは申し上げませんので、2点目からゆっくりしゃべらせていただきます。

まず、2点目の新庁舎の定員計画は人口減を想定しているのかということでございました。確かに庁舎は一旦造りますと少なくとも50年程度は使っていくだろうということになります。総合戦略の中での将来の人口推計、これが確かに示されておりまして、将来的には相当人口が減になっていく、これはご指摘のとおりでございます。

人口減していく中での庁舎の規模ということなんですけれども、確かに将来的に人口が右肩下がりになるのは否めないと。ただ庁舎は50年使うということは申し上げたとおりなんですけれども、最初から40年、50年後の人口を基にした職員数で規模を絞っていくということはなかなか難しいのかなと。今、現状の機能集約はできなくなってしまうという面が現実にあります。

市民の利便性を考えた上で、無駄のない、合理的な規模の庁舎にする必要があると考えておりまして、今、さまざまな調査を実施してどれだけの面積にすべきか図っておりますので、それもその調査が根拠になるものと考えております。ただ少なくとも第3次定員適正化計画を基にして職員は減らしていくんだというもとに、スペースを考えるということでございます。

それから3点目、新しく都市公園を造るのかということで、ここの中では、市民会議の議

事録で候補地があつて、それぞれ同じようにして検討していないのではというようなお話がございました。跡地の明示ということで現庁舎の跡地を公園にするんだというような書き込みとか、説明があつたというようなことでございましたけれども、この市民会議でこの建設場所をどこにするかということで評価していただく、それを示したのは多分3回目の市民会議だと思います。平成26年8月のときに資料でお出しして、たしかA3の大きなもので、それぞれ候補地があつて、縦にこういう条件ですよというのを細かくお出ししている、そのような記憶がございます。その検討資料を見ていただいて判断していただいたと思います。

ただ、ここのところの代替公園、その評価の中でも代替公園が必要になるような記述がございました。ただ場所を明示しているということにはなかったと思います。その26年12月の総務常任委員会か何かの議論の中で、ここが代替公園としての候補があつてというような話があつたと思います。

今お答えできるのはその程度かなと思います。ご質問の内容が最初から偏った形での議論になっていたのではないかとということでございましたけれども、少なくとも事務局としては公平に考えられるように資料をお出ししているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは2項目めの行政改革についての課の統合の関係でございますけれども、第3次行政アクションプランにおいて、組織の再編の取り組み項目として、新庁舎竣工に合わせた機能集約による業務の効率化と、市民に分かりやすい組織とするため、課の再編と統合を推進期間内で検討することとしております。

具体的には、課の全体数の10%程度、課の数としましては3課程度の削減を目標としております。

続きまして、2項目めの小学校の統廃合についてでございますけれども、行政改革という観点から小学校の統廃合を考えていきますと、将来の厳しい財政状況や市の人口の構成などの予測から、市民が最も思い入れを感じる小学校であっても市の公共建築物の半数を占めている現状からすれば、例外なく施設再編の対象として捉えざるを得ないものと考えております。

しかしながら、学校施設は子どもたちに良好な教育環境を提供することを最大の目的としていますので、その目的達成には何が重要なかをきちんと把握、認識し、市民と共有できることがこれからの再編を検討する上で求められているものと考えております。

また、市の公共施設には、学校施設のほかさまざまな施設があり、施設は黙っていても老朽化は進行していきます。また、保有しているだけでも維持管理に費用がかかるものであり、将来の財政予測などから、将来保有する、維持管理できる施設量は限られてきます。

よって、市の保有する全ての公共施設を対象として、公共施設等総合管理計画の策定を現在進めております。まずは学校だけでなく、施設全体を見た中で将来に向けた整備の指針や市民の協働による仕組みづくりなどについて、全体の方向性を定めてまいりたいと考えております。

続きまして、3項目めの産業振興の中のふるさと納税に伴う返礼品でございますけれども、返礼品につきましては、地元特産品を具体的に検討しております。寄附をする方にとっては返礼品が大きなポイントとなることから、魅力のある品物をできるだけ多く選定するため、関係課と協議を進めております。そのほか、選定に当たっては、道の駅の活用や市内事業者からの出品募集を行うなど、さまざまな角度から検討を行っていきたいと考えております。

今後の予定としましては、返礼品の選定、事業を実施するための条例の整備、委託業者の選定など、具体的な内容を検討してまいります。実施につきましては、旭市の産業振興や市のPR等に大きく影響しますので、準備が整い次第、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは私のほうからは、3番の産業振興について（2）の長熊釣堀センターの関係でお答えします。先ほどの長熊釣堀センターを指定管理でやるのか、また行政でやるのかについて回答申し上げます。

現在長熊釣堀センターは平成25年度から指定管理者制度を導入し、民間会社が管理・運営を行っております。期間は3年間で平成27年度までとなっております。来年度に向けまして、指定管理者による2年間の実績や今年度上半期までの管理・運営状況を見て検討したいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、1番目の文化の杜公園でいいのかということで、そこから再質問させていただきます。

市民会議の議事録を拝見しますと、委員の皆様は建設的に、真剣に発言されております。紙面を見ても分かります。そこに附帯されている事務局からの資料というのは、先ほども言

いましたように、極めてアバウトなところがありますし、逆に文化の杜、代替地はどこだといったら3回目のときにはこういうようになりますよと、そういうふうに出ているんですよ。

でも、それでこれを見ますと、文化の杜の建設コストというのは、委員の皆様には1円も提示されていないんです。なおかつ、これというのは、行政が実行したい方向に資料を出しているんじゃないかと。今でも行政の何々会議、諮問会議だという、公募になった場合にはアンチの方は何回公募しても5時に締め切りでも4時半に出しても絶対採用されないですよ。これはその方がさんざん前々から言っていたことなんですけれども。

今、2020年の東京オリンピックのエンブレムについても同じなんですけれども、密室の選考ではないかと、もともとパクリであれば最初からやめるべきじゃないかと、そこまで言われているのに、今まで組織委員会はゴーにしてきましたよね。というのは、やはり、官の皆さんの常識というのは、ちょっと疑ってもいいのではないかと。

このメンバー、15人と聞いておりますけれども、どのような肩書の方が、どのような階層の方が、女性とか男性とか、そういうのはどういうことになっていますか。細かくお示しを願いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 新庁舎建設市民会議の委員メンバーということでございました。

まず学識経験が2名ということで、これは大学教授と高等学校の校長先生、それから、あとは市民代表ということで、各地区の区長会長さんが4名、それから福祉関係の団体から1名、それから市の公的ないわゆる行革推進委員会から1名、それから都市計画審議会から1名、それから福祉関係の、これは児童委員の方が1名、それから学校関係のPTA連絡協議会、青年会議所、JAちばみどりの女性部ということでそれが各1名となっています。これが当初で、女性が3名入っているところでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） ここからは、年代はちょっと私のほうでは資料がございませんので、ちょっと今は不明でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 年代が分からないということですが、それを見ますとだいたい60代から70代、若い方はあまりいない。将来のことを担う方々はここにはいないということなんですよ。ちょっとおかしいと思います。

それと先ほど、総務課長が2040年、25年のことは分からない。私が質問したのは少なくとも30年じゃなくて、平成30年じゃなくて、今から数えて2015年から数えて2035年ぐらいのスパンで考えたらどうですかと言ったわけです。2045年の数で職員を出していただきたいとは一言も言っていないですよ。

そういうことで、3回目の質問ですが、執行部は過去にパブリックコメントも済んでいる、50億円から100億円の総工費と仰せでした。単独では旭市始まって以来の大事業だと思います。住みやすいように、使いやすいうようにと、皆さんが考えた新庁舎だとは思いますが、合併特例債で3割負担だから、次世代の負担も軽いんじゃないかと。もともと計画した方々にそういうようなのんきな考えがあったんじゃないかと思うんです。

この考えというのは、皆さん今、新聞をもう8月の時点から国立競技場、あれが白紙撤回になったのをご存じでしょう。文科省は何をやっていたんですか。JSC、日本スポーツ振興センターは何をやっていたんですか。何もやらないでしょう。音頭をとらないでしょう、責任はないでしょうよ。これではおかしいと思うんです。完全に無責任体質じゃないですか。道の駅もそうでしたけれども、建設準備委員会の中で、総額で幾らかかっているというのは議員やっている人しか知りませんよ。細かいことはそれで全然ゼロですよ。

だからこの市民会議にも幾らかかりますよ、コストは幾らですよ、それから文化の杜はこれだけ水に流してもいいですよと、そういう説明をしているんですか。全然していないと思うんですよ。これだったら、そういうところを除いたら、みんなそっちに流れていくのは当たり前じゃないですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 細かなところまで説明していないのではないかと、だから当然条件的に文化の杜に流れるんじゃないかというような趣旨なのかなと思います。

ただ、どこまで説明して、それでご理解いただけるかというのは、なかなか難しいところも現実にあると思います。当然市民の皆様全てに一つ一つ説明すること、これも今の段階ではできないと思います。少なくとも今、パブリックコメントを実施して、市民会議を実施して、建設候補地として決めたと、その候補地として今都市計画の手続き、それから公園変更

の手続き、この辺を国・県と協議しながら認められればそこでいきたいと思いますということで進んでおります。

ここのところを、じゃ、どこまで戻るかという話が出てきてしまうのかもしれませんがけれども、ただ少なくとも、さまざまな意見の中でそこが一番いいのではないかという形であったもの、これについてはこれから具体的に、今一般質問の中ではおおむね50億円というようなお話をしていますけれども、市民会議の中でもそれぞれ4か所整備したらこのくらいになりますよといって、これは外構も含めてだったと思うんですけども、五十数億円の数字を示していたと思います。その中では補助金の返還の額もお示ししていたと思います。そういう中で決定したことであるということは、ご理解いただきたいと思います。

あとこの庁舎、これはやはり震災以降、この建物も現実にひびが入って本当にできれば早くという思いが市のほうには現実としてあると思います。だから急いでいるということではないです。きちんと手順を踏んで進めてきているということはご理解いただきたいというふうに思っています。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） その辺のことは重々承知で質問しているわけです。

過去に終わったことについての、だから文化の柱にはこれだけかかっていますというのは1回も出ていませんよ。これから建てることについては50億円から100億円とアバウト、議員の皆さんも市民会議の皆さんもみんな知っていると思うんです。そうじゃなくて、過去に、これを水に流してもいいのかということを、全然言っていない、情報として流していないでしょう。それはおかしいと思います。

今、皆さんご存じだと思いますけれども、全国でもあちらこちらで庁舎の建て替え時期、だいたい昭和40年前後で、みんな建て替え時期が来ていて、大騒ぎしていますよね、マスコミで。でも、規模縮小とか、予算の圧縮とか、住民投票をやって決めましょうとか、いろいろなアイデアが出ているわけでしょう。市民会議がいいから、パブリックコメントがいいから、じゃ、ゴーにしますよというのは、いかがなものなんでしょうか。少なくとも、やはり市民アンケートぐらいはとっていただければ幸いかなと。

現実に3億円、4億円を流すことについて、住民投票にしろと怒られている、市民に。私は何人にも怒られているんですよ。でも住民投票は条例がないから駄目ですよと言っているんです。その辺ももうちょっと市民の皆様にソフトに周知していただきたいと思うんです。

パブリックコメント、市民会議、だから私はやりますよというのは、今の時代に合わないと思うんですけども。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市民の意向をどのように調査するか、これについては少なくとも4か所から選ぶときにホームページに載せて、広報に載せて、意見を言える場を設定しておりました。その中で、じゃ、意見が出なかった、そうすると、全部の市民がそれを知っていない、見ていないという形で言われてしまいますと、じゃ、どこまで説明をしていけば納得できるのかなというののもちょっと思いとしては現実としてあります。

ですから、今これから、例えばこの場所でいけるとなったときに、少なくとも基本設計が入っていくことになります。それは、できるだけ目に触れやすいような形での周知ができないかとか、この先のことを考えていければというのが事務局としての思いであります。

できるだけ皆さんからご意見はいただきたいです。地区懇があればそういうところでも庁舎はこういう所を候補地としてやっていますよということで説明をする、例えば一部補助金の返還があるというような話もしていく必要があるかもしれません。であればそういうところで、市民の皆さんにご理解をしていっていただけるように、説明を尽くしていきたいなと、そのように思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では定員計画について。

6月議会で文化の杜公園を執行部はいろいろ答弁していましたが、もともとは、これは防災公園だったわけです。避難公園だったわけです。途中で南側の文化の杜の駐車場とか、西側の仮設住宅があった所だとか、ひっくるめて11.16ヘクタールということになったと思うんですけどもね。

防災機能云々と、それで市民会議の中でも防災機能をここに、市庁舎がここにあれば、防災機能があるからいいと言いますけれども、その前に我々、何回か東北に行っていますけれども、道の駅の防災機能を国交省が前面に打ち出したのは、平成24年なんです。これは岩手県遠野市の遠野の道の駅、遠野風の丘、これが岩手県沿岸の被災地の命の中継基地となっていて、それから道の駅には防災機能を持たせる、サービスエリアには絶対持たせるということなので、これは国交省の強制的な指導なんです。

だったら何も道の駅が今年の10月にオープンする中には防災機能をちゃんと持っています

よ。それを知っていて、職員の皆様は、そんなの知らないよで、市民会議に提案したんです。防災機能もありますよ、何もありませんよ、ヘリコプターの発着所もありますよと、そんなの出まかせじゃないですか。少なくとも、国交省が道の駅を許可するには、防災機能はナンバーワンで入っているんですよ。機能の中に入っているんです。4年前の道の駅だったらそういうことはなくてよかったんですよ。それを計算しないで執行部は言っているんですかということなんですよ。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 文化の杜公園ありきでこの庁舎の建設予定地を進めたというような滑川議員の思いがあると思いますけれども、庁舎の建設予定地については、本当にフリーハンドで市民会議、またその前に庁舎建設検討委員会、これは役所内の若手の職員でやっていたわけでありまして、そういう中で新庁舎建設基本計画というものが立ち上がりました。その中で、4候補地がその方々のいろんな調査の結果、4候補地になったわけでありまして。そういった部分で、4候補地をいかにどこがいいのか悪いのか、工事費から土の地盤の状況、あるいは集客といいましょうか、そういった部分も一切含めて市民会議で検討していただきまして、4候補地について検討してもらいまして、そういった文化の杜がいいのではないかなというような結論が出たわけでありまして。

私もこの市民会議の意見に賛成でありまして、当初は全然本当に白紙でありましたので、せっかく造った公園でありますので、そこになるのは無理なのかなという思いもありましたけれども、市民会議の中でそういった議論をして、半年、10か月ぐらい議論をしていただいたわけでありまして、そういった中でその方向がいいのではないかと。

いろいろ今、役所の機能、役所の仕事、いろいろあると思いますけれども、ワンストップでいろいろできるということは、最大の今、市役所の役目だと思います。災害において、災害対策本部から避難場所、防災機能を発揮した公園がありますし、そのところへ避難民が来たときに指示、そしてまたいろんな部分での誘導、そういった部分もその役所があれば本部からすぐ直接できるわけでありまして。そしてまた、役所へ来た際の憩いの場、潤いの場、そういった空間、人生におけるそのいろんな癒やしの空間も市役所へ来て公園がすぐそばにあるというようなことの中で、ぜひそういった方向がいいのではないかと、そんなような思いで共鳴いたしまして、今こうして皆さん方に報告、議論をしてもらっているところであります。そういったことを十分理解をいただきながら、文化の杜公園ということで、庁舎の建

設はご理解をいただきたい、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市長、どうもありがとうございます。

市長は昨年12月議会の答弁で、ここに書いてあるんですが、市民会議の結論、そしてまた庁舎内の検討委員会の結論、皆そうでありましたので、私としてもここに決定したいという思いでいますのでご理解を、と述べております。これは当然なことだと思いますが、市長は昨年の初め、なるべくコストのかからない現在地に建てたいからと議員諸氏に説明していたことをお忘れになったのでしょうか。

先ほどのいいおか荘を含め、たった三、四年で方針がぐると変わるというのは、どう考えても基本ポリシーを持っていないとしか考えられないんです。それでなくても無駄だ無駄だとさんざん議員何をやっているんだ、議員が数が多いことも無駄だと言われている世の中ですから、その辺のことをよろしく願いいたしまして、3回目の質問を終わります。

次に移ります。答弁はいいです。

新しく都市公園を造るのか。もう市民会議の中では都市公園を造る方向で提案されていますけれども、新庁舎建設市民会議の中では、もうそこでだいたい内定しているように見えます。ところが、前にも先輩議員がおっしゃいましたが、伊藤忠良市長の時からそうですけれども、こんなに自然の豊かな旭市に、そんなに公園は必要なのかと、こういう先輩議員もたくさんおると思うんです。おったんじゃないかと思います。

行政は都合の悪い政策については、ほおかぶりで知らんかぶりで。伊藤忠良さんが市長の時だって、都市公園の面積に届いていないわけですよ。そのために防災公園をひっくり返して、都市公園にしたわけですよ。防災センターも絶対なくてはならない、0.9ヘクタールの市有地がなかったら駄目なの、震災が来てからどこに防災センター持っていくんですか。少なくとももうちゃんと決めてあるのが当たり前じゃないですか。例えば消防署なり、海上の支所なり、ここではもう防災センターになり得ないんですから。それをちゃんと皆さんはやっているでしょうよ。了承しているでしょうよ。

中央病院でもそうですよ。院内薬局でもうかったから、院内薬局でやって、もうからなくなってきたら外に出す。院内薬局は駄目だといったのは国がやってきたんですよ。それをもうからないから、収入が減るから、消費税が上がるから駄目だと。院外薬局のほうがやはり本当はよかったんじゃないかと思いますけれどもね。地域の薬局屋さんも活性化するわけで

すから。

だからこのことを見ますと、みんな行政の都合のいいように政策を動かしているだけでしょう。もうちょっと少なくとも3.4億円プラスに、今度もしここに跡地に金をかけるとしたら、またあそこから、例えばインターロッキングを持ってくる、そうしたら、移設したら、そこで金がかかりますよ。そうしたらだいたい4億円、最低でも4億円はしますよ。それでもいいですかと言っているんですよ。

答弁をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 再質問の答弁ではありませんけれども、先ほどの私が議会でこの土地がいいというような話をしたというようなことを言われまして、そのところに少し私の思いと違いますので、答弁をしておきたいと思います。

私は公式の場でこの庁舎の跡がいいということは正式には、公式には1回も述べておりません。雑談とか、議員の皆さん方と色々な話の中で、すぐ30年、29年にできるんだったらここが一番早いよなというようなことは言ったと思いますけれども、公式のこうした本会議の中でそういったことを言わないのに、それを言ったというようなことは、少しちょっと名誉を傷付けられたと、そんなような思いでありますので、取り消しをしていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、先ほどの質問に市長が議会とか公的な場で言ったとは一言も言っていない。私的なところでも皆さんが聞いているわけです。私だけじゃなくて聞いているわけですから、だったら本心がそこにあるんだったら、曲げなくてもいいんじゃないですかと言っているだけの話です。

それで、今、市民1人当たりの都市公園が今回1ヘクタール減るとなったら、やはり1ヘクタールプラスにするようになるんですか。先ほども言ったように、何だったら今までは都市公園を拡充していったほうが、市民の皆様にはいいんじゃないかと思うんですけれどもね、お金もかからないし。例えば前々から出ている袋公園の花木の植栽による通年化、ないしは西のための真ん中のほうに古代ハスでも植えたほうがいいんじゃないか。市内外のお客さんをお呼べたほうがいいんじゃないかと、こういう市民のアイデアもあるんですけれどもね。ただあまり、投資やこれから3年、28年、29年がピークで、あとはどんどん右肩下がりにな

っていくわけですよ、基金は。ですから無駄なお金は使わないほうがいいんじゃないかと思って、約4億円近いことを捨ててもいいのかと、今言っている状態なんです。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先ほどの答弁も一緒にということで、お答えしたいと思います。

確かに、都市公園これは、1人当たり10平米というような基準があるようです。今、旭市は9.8平米ということになります。これは都市計画区域の中の都市公園面積を割ったものということになります。今回1ヘクタール除外することによって、これが例えば1人当たり0.2から3の間で下がるものと考えています。

もちろん今議員ご指摘のとおり、無駄なお金は使わないというのは、それはもちろん基本であります。ですから最初にお話し、県のほうと協議をしたときに減らすだけでは駄目なのかということも含めて協議して、県のほうは代替公園ができれば必要だと。本当は今ある区域のすぐ隣接地にという話であったけれども、それはなかなか難しいということであって、同じような機能を補完できるものであればということで、ここが代わりの公園にということで浮上している。その中で、県と協議をしてきている状況があるということです。

造らないで済むのであれば、市はもちろん造りたくないというのは、本音でありますので、そういうところも含めてさらに協議を進めていくんですけれども、まず全体として、今、文化の杜公園の公園計画を変更しながら都市計画決定をしていく、その中でこういう案でどうでしょうかという議論を、一旦県としなければいけないということになります。その部分で今まだ終了していないという、ですから、正式にあそこは決定していないという形になっているということです。

ここは、もともと県の公園緑地課あたりは、ここを代替でもというような、そういうニュアンスの話があったというふうに、私は聞いています。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 都市公園について質問を終わります。

よく精査して慎重に考えていただきたいと思います。

行政改革ですけれども、第3次旭市行政改革アクションプランでは、上下水道の料金会計システム、でも料金会計といっても実際にはもう事務の効率化で、水道課の徴収は外部委託していますよね。だから今度は下水道だけの話でしょう。それ、そのほかの計画がないんですよ。統合というのは、全然ないんですよ。

各市には結構、先ほども言ったように、水部門については1個にしたいというところが結構あるんですよね。それで、農排水にしても、水道課にしても、下水道課にしても、ほとんどが実際の事務じゃなくて、技術的なことは全部委託しているわけでしょう。ですから、この辺はどう考えても行政改革課が甘いんじゃないのか。

先ほども言いましたように、ピークは28年か29年ですよ、基金のピークは。それ以後はどんどん一本化にもなるし、交付税の一本化もつながりますし、どんどん減っていくわけでしょう。それは、第3次アクションプランにちゃんと載っているわけですから、その辺を考えたもって前倒し前倒しでやっていかないと、いつ銚子市の二の舞になっても困ると思うんですね。

我々はここにいる人にも何回も言いましたけれども、全然困りませんよ。ただ、我々の子どもから孫の世代になったら困るから言っているんですよ。ぜひ優秀な職員の皆様ですから、そういう前向きで近い将来のことを考えて、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 課の再編・統合につきましては、先ほど10%、全課の1割、3課程度の削減をということで、目標にうたっております。その中で今議員がおっしゃいました水道、下水道もその中に含めて今検討しようということになっております。一番は、新庁舎、今のお話、ずっとありますけれども、新庁舎の建設に伴いまして、そういう全ての課の数だとか、それから事務の再編だとか、そういうのがなされるという形で今進めていくことになると思いますが、水道、下水道については、条件的にはある程度そろっておりますので、その辺は今システムの統合だとか、そういうのも担当課でやっておりますので、いち早くできる方向では、この下水道と水道課はあります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今の国会議員の中に、とんでもない人がいるわけでしょう。言うだけ番長とやゆされる人、皆さんご存じだと思いますよ。行政改革課長は、誰がなっても最終的な力というのは、誰もいないと思うんですよ。やはり市長が一番の権力者でありますから、少なくとも誰が見てももう料金を徴収するだけのことであれば、3課を、水部門を統合してもいいんじゃないかと思う。メリットはありますけれども、デメリットは課長が少なくなるく

らいしか私には考えられないんです。ぜひ市長の英断を求めます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 行革の課長が今、答弁したとおりであります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） それでは、最後の産業振興の中のふるさと納税ですけれども、ふるさと納税のホームページのシステムを作る会社は、事務局はよくご存じだと思いますが、何社もありませんよね。

地方創生とか、産業振興の観点からいいますと、道の駅とふるさと納税はドッキングして、この旭市のブランドをもっと高めてもらいたいと思うんです。それで、もし例えば農産物をセットであげると、そういう話になったって、何も即あげているところはないわけです。少なくとも二、三か月、年に3回とか、4回とか、タイムリミットがあつて、ふるさと納税された方々にプレゼント、返礼品を出しているわけですよ。

だからその辺について、ぜひソフトに、できるところから、何も最初から大きいことを狙わなくたっていいわけでしょう。銚子市だって最初は何件もなかったわけでしょう。2桁しかなかったわけですから。やれるところからやるべきだと思いますが、28年度の4月からでないとやらないという答弁にはなっていますけれども、ぜひ道の駅とドッキングして、道の駅が10月17日にオープンですけれども、それよりもっと先になってもいいですから、ぜひやっていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） ふるさと納税につきましては6月議会のほうでも出ておまして、9月議会の中で答弁ということなんですけれども、こちらにつきましては、道の駅のほうとも既に話し合いはしております。よりよい方向で検討していただけるということで、今、検討しております。ただやはりオープンというのが先決になっているような状況が確かにあります。ただ、品物につきましては、10、11月の2か月ぐらいである程度の数を確定したいというようなことで今、進めております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 地方交付税法では、税収が減ると交付金で国は補填する仕組みになっ

ておりますよね。これは課長にも市長にも副市長にもお渡ししたんですけれども、愛知県小牧市は、市民のふるさと納税でほかの自治体に税収が奪われないように、小牧市民が小牧市にふるさと納税してくれるよう、返礼メニューを作成したそうです。小牧市内で使える商品券なんですよ。旭市は26年に864万円ほど、ほかの自治体に流れています。市民が旭市にふるさと納税し、返礼品に旭市として商品券をプレゼントするのであれば、商品券の加盟店も市民も行政も三方マル得だと思うんですけれども。

こういうようなことをやっているところは、まだ全国で何か所かしかないんですよ。市民が例えば1万円旭市に寄附すると、交付金の支給額が7,500円増加し、これは片山前々総務大臣がネットの中でうたっています。

それともう一つ危惧されるのが、国がこのようなことについて、規制をかける可能性があるんで、もしやっていただけるのであれば、早い時期にこういうことをやれば、かえって市民がふるさと納税を旭市にしてもらえれば、旭市の地方交付税が増えるということで、これだと返礼品に対してチョイスする必要もないし、商品券だけでもいいわけですから、ぜひ、行政改革課長にお願いしたいんです。4月1日じゃなくてもいいですから、もっと早い時点でこれをやれば旭市がプラスになるんです。

よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 例えば1万円を寄附した場合の積算等いろいろ出ておりますけれども、例えばなんですよ、1万円の寄附を市民の方からいただきますと、市民税が3,840円減額になります。これはやはり税金を納めた中で減額になるということで、税金を納めて、ほかのふるさと納税をやらない方と確かに差が出ますけれども、寄附ということで制度上は認められております。

ふるさと納税の最初の趣旨ですけれども、これは制度上市民の方はできますが、市を離れてふるさとを応援したいというのが趣旨でありまして、これがエスカレートしますと、市民の方に寄附してもらった方にも記念品を出すべきだという話にもなろうかと思いますが、だいたいの市町村では、市民からいただいた方には返礼品は返しておりません。といいますのは、例えば1万円いただいて、3,500円の記念品を返すと、それから事務経費がだいたい1,500円ぐらいかかりますので、5,000円ほどかかります。そこに市民税の軽減税3,840円というのがありますので、1万円寄附をいただいても市に入る実際の数字は1,160円という金

額になってしまいます。

ですから、いろんな制度、仕組みになっておりますので、いろんな制度を今検討しておりますので、旭市の中で一番いい制度が、どれがいいか、それから品物はどういう品物で始めたらいいかというのを、詳細に検討していますので、年度末、4月という当初のアクションプランではありますけれども、今年度中にできるというような方向性が出ましたら、そのような形で前倒しでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市民が市にふるさと納税というのは、簡単に言えば禁じ手だと思うんです。でも、やっている市はあるわけですからね。これ、必ず最終的には規制されると思うんです。その前にやったほうがいいんじゃないかというだけの話です。法律に間違ったことをやっているわけではないんですから。

それで、これはなぜ私が急いでいるかというと、26年度は普通の申告であれば、12月31日で終わりなんです。来年になったら再来年の申告になっちゃうんです。そういう意味で、市民の皆様にもぜひ協力してもらえれば、旭市が税収が増えるということだと思って提案している状態なので、ぜひ、もし市民のふるさと納税でなくても、やはり旭市に、例えば4項目でも5項目でもいいですけども、そこに対して協力したいという方がありましたら、ぜひ年度内じゃなくて、年度にやれば、その方についても再来年じゃなくて、来年度にやはり減税になるわけですから、そういうことで言っているわけで、ぜひ1か月でも早めていただければ、納税してくれる方々にとってはハッピーだと思いますので、その辺のことを重ねて要望して、一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 2分

再開 午後 3時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番 高橋秀典 登壇）

○２番（高橋秀典） 議席番号２番、高橋秀典でございます。第３回定例会におきまして、質問の機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

今年は旭市にとって合併10周年、また我が国にとりましては戦後70年という大きな節目の年であります。この先10年、20年後、子や孫の代にどんな旭市を、どんな日本をつないでいくのか、それは今の私たちのする判断に大きく委ねられている、そのように深く実感するものであります。

次世代につなぐ社会がよりよいものであるために今何をなすべきか、そんな思いに立ち、今回の質問をさせていただきます。

まず、１項目め、これまで何度か質問をさせていただいておりますが、オリンピック・パラリンピック練習招致についてであります。

他の市町村において、これはかなり活発な動きが見られるようになってきております。昨年、当市におきましても、東京オリンピック事前キャンプ地誘致推進本部が設置されましたが、その目的、構成、開催状況、また現在、どのような議論や活動をされているのか、この点についてお伺いいたします。

２項目めに、文化財等の保護についてであります。

合併から10年ということですが、旧１市３町にはそれぞれの歴史があり、地域に根差した文化があります。合併し、新市となった現在、そのような歴史的な財産もまた共有し、後世に残す市民共通の宝であると考えます。例えば、干潟地区に育った子どもが飯岡の歴史について知る、こういったことは、市長のおっしゃる一体感の醸成といった面においても、また健全な郷土愛の育成という意味においても大切であろうと考えます。

そのような観点から２点お伺いいたします。

まず、現在、文化財の管理については、何か所かに分散しているわけですが、その中で飯岡歴史民俗資料館の施設の概況及び資料の保管状況、また入館者の数についてお伺いします。

２点目に、地域史の伝承という観点から、現在地域に根差した歴史教育というのは、学校においてはどのように行っているのかお伺いいたします。

次に、夏期観光についてであります。

先ほど、宮内議員より質問のあったところではありますが、私なりの観点で質問させていただきます。

今年は、例年に増して暑い夏となり、また晴れの日が多く、観光には大きくプラスであったのかなと思いますが、まず今年の主な夏期イベントの来客者数がどうであったか、私からは今年度と震災前との比較でお伺いしたいと思います。

もう1点、夏期イベントについて、市としては現在どのような支援をしておられるのか、この重立ったものについてお伺いします。

4項目めとして、人口減少対策について伺います。

先にお示しいただきました人口ビジョン、これを見ますと、そもそも大学や専門学校等に進学した若い世代が、これは19歳から20代前半ということですが、その後、地元に戻ってきていないという、そういった事実がデータから明らかであるということが読み取れます。

この若い世代の、言ってみれば人口流出については、抜本的な対策が必要と考えます。Uターン、あるいはIターンの促進について、現在、市はどのような施策をとっているのかお伺いします。

5項目めに、地域公共交通の今後についてお伺いします。

現在、高齢者の方の多くが自家用車を交通手段として使用していらっしゃいます。しかし、これは大変失礼ではありますが、近い将来、さまざまな理由によって、ご自分で運転しなくなるという方が今後増加してくるということが予測されます。これは、現在もあります高齢者の移動手段の確保という課題を、さらに今後深刻にしていく可能性があります。人が移動するということは、そこに必ず何かを買ったり食べたりといった経済行動が生じるわけでございます。地域経済の活性化のためには、移動手段の確保、これは必須であります。

そのような中でお伺いします。

国土交通省のガイドラインに基づきまして、当市でも地域公共交通会議が開催されておりますが、この会議の位置付け、目的と構成員、議論の主な内容についてお伺いいたします。

もう1点、公共交通に対する、これは住民の方の多様なニーズ、これに応えるために、各自治体においてはオンデマンド交通、デマンド交通とも言うそうですが、この導入を進めるケースが見受けられます。これについて、当市についてはいかがでしょうか。事例の研究等は担当課で行っていると思いますが、まずはこのオンデマンド交通について、まだ一般的とは言えませんので、こういったものであるのか、この点について、まずご説明いただきました。

いと思います。

最後に、新庁舎についてであります。

この合併の、いわば総仕上げとも言える新庁舎であります。私からは、新庁舎がどのような機能、役割を持つことになるのか、現時点でお答えいただける範囲でお伺いいたします。

また、現行の各庁舎等施設の今後について伺います。

各地区にどれだけの、こういった機能を残すのか、あるいは全て新庁舎に集約されていくのか、窓口機能は残るのか、こうしたことは、新庁舎との計画と同時進行で検討される課題であると考えますが、現時点でどのようにお考えなのかお伺いします。

1 回目の質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 高橋議員のオリンピック・パラリンピック練習招致における本部の内容についてお答えいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催機会を捉え、本市を事前キャンプ地として誘致することで、市のスポーツ及び産業の振興に資することを目的に、東京オリンピック事前キャンプ地誘致推進本部が昨年11月に設置されました。

本部構成は、本部会議と推進部会から成り、本部は12名の委員で構成され、取り組みの方向性並びに誘致活動の推進に関する事務を所掌します。推進部会は、12団体から22名の委員で構成され、誘致活動の展開に関する事務を所掌しています。

開催状況ですが、本部会議は昨年11月に開催され、今年の2月に第1回推進部会が、6月に第2回推進部会が開催されたところです。

会議内容ですが、本部会議において三つの方向性が示されました。

一つは、事前キャンプ地として市内施設の活用と情報発信。一つは、観光施設や特産物及び郷土の歴史文化などの情報発信。さらにもう一つ、児童・生徒へのスポーツに対する意識の啓発です。

このうち、市内施設の活用と情報発信について、推進部会でキャンプ地誘致の手段として、組織委員会を通じて世界に情報提供する方法と、それ以外のルートにおいても対応する方法の二つを確認し、取り組んでいくこととなっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうから項目の2、文化財等の保存についてのうち、（1）の飯岡歴史民俗資料館等について、答弁申し上げます。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（高木昭治） はい。飯岡歴史民俗資料館は飯岡ユートピアセンターに隣接し、昭和54年10月に開館しまして、資料の展示と収蔵を行っております。建物は平家建て、199.8平方メートルで、うち101.25平方メートルが展示室となっています。

資料の保管状況についてですが、考古資料、古文書、民具、文化財書籍など約3,900点余りを保管している状況です。また、保存・管理方法は、除湿機や換気扇による除湿、防虫剤や年4回の薫蒸による防虫対策を実施しております。

なお、入館者数につきましては、平成26年度の実績で104人となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学校教育の中で、地域の歴史をどのように教えているのかについてお答えします。

学習指導要領では、小学校3年生及び4年生の社会科として、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽力した先人の働きや苦心について学習するよう示されております。

これを受け、3年生では「変わってきた人々の暮らし」というテーマで、例えばかまどやランプ、蓄音機といった生活用具、米作りに使われた大八車やとうみなどの道具などについて調べ、昔の人の暮らしについて理解するとともに、地域に伝わる年中行事の意味とその伝承のための取り組みについて学習しています。

また、4年生では「郷土に伝わる願い」というテーマで、干潟八万石の歴史、大利根用水の開発、郷土の発展に尽くした人々について学習をしています。このうち、郷土の発展に尽くした人々では、旭市の農業等の発展に尽くした人物として、大原幽学の業績を中心に学習を進めるとともに、サツマイモの苗作りを広めた穴澤松五郎、落花生作りを広めた金谷総蔵についても取り上げています。

これらの学習を通し、地域の人々が受け継いできた文化財、年中行事は、地域の人々の願いが込められていること、また先人たちは強い願いを持って地域の発展に努力を積み重ねてきたことを理解させ、地域に対する誇りと郷土愛が育まれるよう指導しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは私のほうから、3項目めの夏期観光の状況について2点回答申し上げます。

初めの主なイベントの入り込み客数についてでございますが、震災前の平成22年度と今年度の入り込み客数について申し上げます。

海水浴場につきましては、2海水浴場、平成22年度が3万3,172人、今年度が2万2,869人でございます。市営海浜プールにつきましては、平成22年度が1万113人、今年度が7,095人でございます。YOU・遊フェスティバルにつきましては、平成22年度が14万人、今年度が13万人でございます。七夕市民まつりでございますが、平成22年度が10万人、今年度が13万人でございます。砂の彫刻美術展につきましては、平成22年度が3万600人、今年度が10万5,500人でございます。

続きまして、2点目のイベント支援の状況について、重立ったものについて回答します。

YOU・遊フェスティバル、七夕市民まつり、砂の彫刻美術展について回答します。

これらのイベントにつきましては、それぞれ実行委員会において企画運営されております。イベントを実施するに当たりましての費用は、各実行委員会で集める協賛金のほか、市からの補助金となっております。市からの補助金でございますが、YOU・遊フェスティバルにつきましては、今年度757万4,000円、七夕市民まつりにつきましては1,000万円、砂の彫刻美術展につきましては370万円を支出してございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、人口減少対策について、（1）Uターン、Iターンの促進についてお答え申し上げます。

質問の趣旨は、人口ビジョンで若い世代が出て、戻ってこない状況がある。現在、市の人口減少対策としてどのような施策を講じているかというご質問です。

市におきましては、人口減少の抑制というのを最大の課題と認識しまして、さまざまな施策を講じています。

具体的に例を申し上げますと、旭市へ転入し、定住を促進するための定住促進奨励金の交付、また就労の場の確保の観点から、工業団地を中心とした企業誘致の推進、さらに子育て環境の充実を推進するため、乳幼児紙おむつ給付事業や、第3子以降の保育料の無料化、子

ども医療費助成事業などに取り組んでおります。

続きまして、次の公共交通の今後についてということで、（１）旭市地域公共交通会議について、その位置付け、目的、構成員、どのような内容が議論されているかというご質問にお答えします。

旭市地域公共交通会議では、道路交通法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づくもので、地域住民の交通利便の確保や向上に寄与することを目的に設置したものであります。

構成員につきましては、国土交通省関東運輸局の職員、バス事業者、タクシー事業者、また区長会や老人クラブなどの地域住民の代表者等、15名で構成されております。

会議の内容ですが、コミュニティバスの運行計画をはじめ、路線ごとの利用状況や収支状況について話し合っております。また、時代や地域に即した新たな交通モードなどについても、検討の対象になります。

次の（２）のオンデマンド交通の検討についてということで、他市でも増えてきているオンデマンド交通とはどのようなものかというご質問です。

オンデマンド交通とは、コミュニティバスのように決まったルートを走るのではなく、利用者のニーズに応じて行き先や時間を柔軟に変えて運行する公共交通の一形態であります。オンデマンド交通は、予約による運行を行うことで、コミュニティバスより広い交通不便地域への対応が可能なことや、ドア・ツー・ドアに近いサービスが可能となることから、最寄りのバス停まで行くことなく利用できる方法です。

オンデマンド交通では、システム導入経費、維持管理費やオペレーター人件費など設備投資が必要となり、また多くの場合、車両が小型のため、乗車できる人員が限られるなどの特徴があります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、高橋議員の６番目の新庁舎についてのご質問についてお答え申し上げます。

まず、新庁舎の役割、機能についてということでございます。

新庁舎の役割、機能につきましては、昨年３月に策定した新庁舎建設基本構想におきまして、現庁舎における問題点を指摘した上で、建設に当たっての基本方針、新庁舎に求められる機能について記載しておるところでございます。

新庁舎建設に当たっての基本方針といたしまして、一つ目は市民に開かれた庁舎、二つ目としてバリアフリーとユニバーサルデザインに対応した庁舎、三つ目として住民自治の拠点となる庁舎、４点目に市民の安心・安全を支える庁舎、五つ目、環境に優しい庁舎、六つ目として行政需要の変化に対応できる庁舎であることを基本構想において示しています。

これらにつきましては、今後策定予定の新庁舎建設基本計画の中で、具体的な庁舎機能について検討していくことになります。市民ホール機能、それから窓口の利用しやすさ等、新庁舎の役割及び機能につきましては、市民の利便性を第一に考えてまいりたいと思います。また、災害等の非常時でも、行政機能維持ができる防災拠点としての役割も十分考慮してまいります。

建設地を文化の杜公園として進めることができれば、庁舎の防災拠点機能と公園の防災機能、これは市民の避難場所であったり、災害支援物資の集積場所であったり等が結びつきまして、市民の安全を確保するための機能が、より強化できると期待できるものであります。

いずれにしましても、新庁舎の機能につきましては、今後も議会の皆様、それから市民会議の皆様などの意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に（２）の現行各庁舎等の今後ということでございます。どれだけの機能を残すのか、あるいは集約されるのか、窓口機能はというようなご質問がございました。

新庁舎を建設する目的の一つでございますが、各施設に分散した行政機能を１か所に集約することございまして、効率的に行政運営を行うためのものでございます。合併当初は、住民生活に急激な変化を及ぼさないことに配慮いたしまして、各支所においてもさまざまな事務を行っていましたが、時の経過とともに、地域住民の理解を得ながら、段階的に一つの組織に事務を集約してまいったところでございます。

現在、三つの支所におきましては、戸籍、住民票、国民健康保険等に関する事務の一部を本庁同様に行っておりますが、現在の支所への来庁者数等を勘案した中で、今後支所におきまして、複数の業務を行うということは想定しておりません。

海上、飯岡、干潟の地域には、支所組織ではなくて出張所的な機能を残しまして、諸証明の発行業務等を行い、地域住民の利便性を図ってまいる必要があるかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、オリンピック・パラリンピック練習招致についてであります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、こちらは国のほうの組織委員会ですが、2016年8月のリオでの開催に合わせて、事前キャンプ地候補地紹介ガイド、正式名称はまだ決まっていないようですが、要は各国への紹介リストを作成するというふうにしております。作成に当たっては、掲載する事前キャンプ候補地の情報を募集するとしていますが、その応募のためには施設要件等の基準を満たす必要があると思います。それについてはどのような予定になっているのかお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） どのような予定かということですが、組織委員会を通じて情報発信を行うには、東京オリンピックの候補地ガイド、先ほど議員がおっしゃられました紹介リスト、こちらへの掲載が必要になります。この場合、技術要件を満たした練習施設、それと宿泊施設、この二つを組み合わせたものが必須条件となります。

組織委員会では、来年8月にリオデジャネイロ大会の開催に合わせた候補地ガイド、こちらを作成予定ですので、旭市においては総合体育館と民間の宿泊施設、この組み合わせで申請準備を進めております。また、現在、市内宿泊施設の3施設からは協力いただける旨の確認をとっております。

なお、技術要件として、現在の総合体育館は空調設備が必要となりますので、空調設備工事の設計委託を発注している状況です。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、総合体育館の空調等の改修ということですが、改修費用が幾らになるのか、また改修後、旭市全体として、練習地として受け入れ可能な種目というのがどのようなになるのかお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） まず、改修費用ですけれども、現在、総合体育館のメインアリーナ、こちらに必要な空調設備として、面積的なものから推測いたしますと、おおよそ1億円前後かかるものと考えております。

では、改修した場合、受け入れ可能種目はどうかということですが、総合体育館において

基本的な施設面積のみ、こちらを対象として受け入れ可能な競技種目は、オリンピック競技28競技中9競技、またパラリンピック競技22競技中7競技が面積要件としては可能です。さらに、オリンピック・パラリンピック両競技で受け入れ可能なものは3競技となります。

なお、この受け入れ可能なオリンピックの9競技でもフェンシング、レスリング、ボクシング、テコンドー、ウェイトリフティング、柔道の6競技、こちらのほうにおいては、十分な必要設備がない状況となっていますので、今回空調設備のみを改修後の受け入れ可能な競技としてはテニス、バレーボール、卓球の3競技に絞られる状況です。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 五輪の練習招致もそうなのですが、大きな室内競技等の大会になりますと、やはり空調設備の設置というのは開催の条件になるような、そういった競技大会も多いようでございます。

今後、各種大会の誘致をしていく上では、お金がかかるのは聞きましたが、大会の誘致等に関しては大きくこれはプラスになると思います。また、夏季の使用に当たっての熱中症対策、これはかなり何度か夏の総合体育館で体験しましたがけれども、相当暑い状況です。また、避難所として想定していることも考えますと、その際の利用のことを考えると、空調というのはお金がかかるのは聞きましたが、必要なのかなというふうに思います。

五輪に限らず、大会や合宿の誘致、これは市外から大勢の人が集まるわけありますので、経済効果もあると思います。そういった意味で、長い目で見ればこの改修がそういった意味での投資効果というのものもあるのかなと思われますが、なるべく安く済むのであればそのほうがいいと思いますので、さらに検討をお願いしたいとは思っています。

また、今年の夏、幾つか大きな大会が市内で開催されました。小学生のソフトボールの関東大会などでは1,000名以上の方が旭市にいらっしゃって、また、そのうち相当数の方が宿泊込みで来てくださっている。そうした大会誘致のほか、スポーツ合宿、これは夏場以外の冬季も含めて通年で来客を見込めるものでありますので、市の活性化につながるものと考えます。こうしたスポーツ合宿の推進、こういったことも、この五輪誘致、招致に絡めて強化していくべきと思いますが、お考えをお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 東京オリンピック事前キャンプ地誘致推進本部、こちらの目的

に、先ほど申し上げたように事前キャンプ地としての誘致で、市のスポーツ及び産業の振興に資することを目的としております。そういったことから、誘致につながるような有効な事柄の推進、こちらは今後の部会等でも取り組み、対応を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、スポーツ合宿、言ってみればスポーツを通したツーリズムみたいなものも、ぜひ強力に推進していただきたいなと思います。

それでは、次の文化財等の保護についてお伺いいたします。

飯岡歴史民俗資料館、私も見学させていただきました。展示物は、当時の暮らしぶりが忍ばれるとてもすばらしいものでありました。しかしながら、先ほどお伺いしましたように見学者数が何しろ少ない。また、展示・保管環境というのが、大原幽学の記念館の状況と比べてしまいますと、やはり非常にちょっともったいない状況であるなというふうに感じます。

こちらで、公共施設白書のほうを拝見しますと、公共施設活用方針では、資料の大原幽学記念館への集約を進めながら、廃止に向けた検討を行っていくというふうになっておりますが、実際、今後の方針、予定等はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それではお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、公共施設の活用方針では、大原幽学記念館への集約を進めながら、廃止に向けた検討を行っていくとしています。ですけれども、まだ具体的な案は決まっていない状況です。

検討に当たりまして、本年2月に設置されました大原幽学遺跡保存管理計画策定委員会や文化財審議会などで、集約についての意見をいただく予定であります。また、現有する公共施設の利活用についても併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 1か所に集約するという考え方ももちろんありますが、飯岡の資料館にはどちらかといいますと海の暮らしにまつわるものが非常に多かったんです。そうしますと、地元の子どもたちへの地域史の伝承といった面では、今の海岸部にあるほうがふさわしいというような考え方も一方であるのかなと思います。

いずれにしても、貴重な文化財でありますので、展示物が活かされる形で今後考えて
いただきたいと思います。

それでは、文化財の管理全体についてお聞きしますけれども、旧1市3町の文化財の所在
は現在どうなっているのか、保管状況をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それではお答えいたします。

市内における保管場所と収蔵物について申し上げます。旭地区では青年の家に考古資料、
書籍及び写真類、旭市民会館内にあります文書館で古文書、旧公益質屋で民具及び古文書、
海上地区では海上公民館で古文書と写真類、民間の倉庫で考古資料と民具、飯岡地区では歴
史民俗資料館で考古資料、民具、古文書、書籍を、文書館飯岡分室では古文書、干潟地区で
は大原幽学記念館で考古資料と写真類、干潟公民館脇車庫では考古資料をそれぞれ保管して
おります。合計、合わせて9か所で保管している状況でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 9か所に分散ということであります。それだけ分散して管理していく
というのは非常に管理上大変ではないかな、また管理面でのロスも大きいのではないかなとい
うふうに推察いたします。

ところで、その文化財や歴史民俗的な資料の目録管理という面ではどうなっているんでし
ょうか。市内全てのそういったものが一括して目録になっているのかどうかお伺いいたしま
す。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 古文書につきましては、資料目録を作成して管理しております。

また、考古資料、民具等は、台帳を整備して管理を行っております。

なお、古文書の目録につきましては、旧市町ごとの分冊によって管理をいたしております。
また、考古資料などは、台帳による一括目録となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 旭市民共通の財産であり、また後世に伝えていくべきものであると考え

ますので、ぜひしっかりした管理等をお願いすると同時に、また保管するだけでなく、ぜひテーマ展の開催など、地域史の教育的な観点からも、今後のご配慮をぜひお願いしたいというふうに、これはお願いいたします。

それでは、2点目の地域史の伝承についてであります。

学校では、3、4年生で地域史について扱うということでお伺いいたしました。合併から10年、一体感の醸成という意味では、地域の歴史についての相互理解ということも大切であると思います。

例えば、私は干潟学区出身ですが、今回宮内議員のお話で、横田会館、あるいは横田清藏先生について初めて知ることができました。地域によってこれだけ多様な文化的な背景を持つ旭市でありますので、互いの地域の歴史を知り、またそれを次世代が共有していくということは大切であると考えます。旧1市3町で、地域の歴史についてそれぞれの市史、あるいは町史といったものを作成していらっしゃると思いますが、どうでしょう、今後新市としての新しい旭市史の編さんの予定というのはあるのでしょうか。震災そして復興ということも踏まえますと、10年目の節目として市史の編さんに取りかかるというにはいいタイミングではないのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 市史の編さんにつきましては、現在のところ予定はありませんが、旧市町において市史、町史を発刊してから約40年前後が経過しており、既に発刊された内容へ追加する項目や、発刊してから現在に至るまでの資料収集などに相当な期間を要することが考えられます。

そのようなことから、今後は資料収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、節目として、つないでいくべき財産としてお願いしたいかなというふうに思います。

実は、地域史の伝承ということについて、先日地元のこれは中学生たちに、私の地元でもあります現在の鎌数の工業団地、旧香取航空基地の存在について聞いたところ、あまりにも知らない子が多かったんですね。今年の夏は、新聞やテレビ等で基地のことが何度か取り上げられております。この旧香取航空基地、香取航空隊に関する記録は、これは平和教育の上

でも後世に語り継いでいくべきものであると考えております。

学校においては、こうした地域の戦争記録、あるいは戦時体験といったものを、総合学習の時間等で取り上げていくということは難しいのでしょうか、可能なのでしょうかお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 戦争に関しましては、小学校6年生の社会科におきまして、「長く続いた戦争と人々の暮らし」という学習で、日中戦争、第二次世界大戦、東京大空襲や原爆の投下について扱うとともに、実際に戦争を体験した方を学校にお招きしてお話を伺うことなどによりまして、戦争中の国民の暮らしについても理解させることとなっております。また、中学校3年生の社会科においても、内容を詳しく、そして広げて、同様の学習を行っているところでございます。

ご質問にありました香取航空基地は、現在も地図上でその滑走路跡が確認できるとともに、航空機用の掩体壕が現存しているなど、本市と戦争とのかかわりを今に伝えています。

学校において、総合的な学習の時間などで扱うことはできないかとのご質問でございますけれども、教材化に当たりましては、客観的に史実が固められていること、探究的に学習を進めるために写真や文書など児童・生徒に提示できる資料があることなどが必要となると思います。

その上で、児童・生徒の発達の中で、何年生のどの学習との関連において取り扱うことが適切なのか、学校現場の意見も聞きながら今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ、副読本、あるいは資料といったものを作るなりして、取り入れていただけることを希望いたします。記録と同時に、これは人の記憶ですけれども、これは戦後70年がたち、今聞き取り調査なり何なりをして記録にしていかないと、当時20歳の方が90歳ということでもあります。

先日、影絵の第一人者として全国でも高名な藤城清治さん、メルヘン作品を中心として、ケロヨン of の作者としても有名な方ですが、先日旭市を訪れて、香取航空基地の格納庫跡、掩体壕ですか、それを題材にして、自らの旭市での戦時体験と向かい合う、そういった作品を作ることに取りかかるということをおっしゃっておりました。また、番組の中で、次の時代

にこういったものが引き継がれていくように絵に描いておきたいんだと、そういうふうにもおっしゃっております。

今後、記録が風化し、あるいは後世に伝えるような物品、あるいは記録といったものの散逸、喪失といったものもおそれがあると思います。そんな中で、ぜひこれは平和教育、平和への誓いとして次世代に語り継いでいくためにも、何らか保護の手を打っておく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 現在、大原幽学記念館におきまして、パネル等により何点か香取海軍航空基地や掩体壕の紹介を行っておりますが、香取海軍航空基地に関する資料としましては、千葉日報社が平成2年6月に発行した書籍「幻の本土決戦」に10ページにわたる記載がございます。そのほかに「市民が語る平和へのねがい」や「旭の風土と文化」で紹介されておきまして、いずれも市で保存・管理しております。

このような資料はございますが、戦争に関する記録は事実関係の確認が困難なことから、啓発資料を市が作成することは難しいものと考えております。

なお、掩体壕の説明板につきましては、現在、昨年の大風によりまして破損しておりますので、今年度内に作成して設置する予定となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 市としての集積は難しいことで、状況は理解いたしました。民間の手でその辺はやっていくことなのかなというふうにも思います。

続きまして、3番の夏期観光の状況について再質問させていただきます。

来客数については伺っておりますので、震災前の22年度ベースで見たとき、どこまで持ち直しているのか、先ほど数字でいただきましたが、22年を100としたパーセントでお示しいただけますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、平成22年度の入り込み客数をベースとした今年度の入り込み客数の割合についてお答えします。

海水浴場につきましては68.9%、市営海浜プールにつきましては70.2%、YOU・遊フェ

スティバルにつきましては92.9%、七夕市民まつりにつきましては130%、砂の彫刻美術展につきましては344.8%でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、その（2）番ですが、イベントの支援について、先ほど現状の支援策をお伺いいたしました。

夏の観光を盛り上げていくためには、市民発信のイベントを行政が支援していただき、大きく育てていくということも必要であろうと思います。その一例として、先ほど344%というようにお伺いいたしましたけれども、一例としてあさひ砂の彫刻美術展でありますけれども、今年10周年を迎えて、夏の風物詩としてすっかり定着しております。集客力、オリジナリティー、あるいは話題性、どれをとってもほかの市に誇れるものであると思います。また、実施期間が長いこともありまして、トータルとして市外・県外から多くの方が来場し、またその方たちが食事なり宿泊なりということでもありますので、これは大きな経済効果が見込めている、実際に経済効果があるのかなというふうに思います。

これまで、役員の方々のいわゆるマンパワーと、旭市を盛り上げようという、そういった情熱でこれまで10年間実施していることだと思います。

これについて、市内における広報・告知というのは十分であるのかなと思いますけれども、経済効果という意味では、やはり市外・県外からよりたくさんの方に来ていただきたい。それだけの魅力が十分にあるイベントかなと思います。

これは、砂像に限らず、イベントの対外的なPRという意味では、その支援という意味では、現状、また今後についてお考えをお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 夏期観光イベントにおける市外・県外に向けたPRでございますが、都内近郊のJRの駅120か所にポスターを掲示してございます。期間は7月7日から7月13日でございます。また、ベイエフエムによるイベントの告知、これにつきましては7月8日から8月23日まで合計30本放送してございます。また、県外で開催されますイベントへの参加、またホームページやスマートフォン、観光情報誌などによりPRを行っております。今年度につきましても、5月23日に群馬県高崎市のショッピングモール、5月30日には茨城県阿見のアウトレット、6月24日には東京丸の内の方で夏期観光のPRを行ってきま

した。当日はたくさんの方々が施設に訪れ、有効にPRができたと感じております。

今後も大勢の方に旭市を訪れていただけるよう、同様にPRに努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 最近、銚子市などは観光PRなどで、結構テレビ番組等のメディアへの露出が大変増えているように感じます。観光に限った話でなくて、メディアの活用、あるいはメディア戦略ということについては、今後十分にご検討いただきたいと思います。先ほどの砂の彫刻ですけれども、自然の砂浜で実施される砂の彫刻展は非常に私も意外でした。珍しいのだそうで、大抵何かかぶせてあったりとか、屋内であったりするそうなんです、これは大げさでなくて、札幌の雪まつりのように盛り上がっていくためには、やはり実行委員会の方だけのご苦勞でなくて、行政含めまちぐるみの支援、協力というのが必要なのかなとも思います。

本当にイベントに当たって必要な支援が何なのか、お金か人かPRなのか、その辺は役員の皆さんと連携、提携した上で、さらなる支援のご検討というのをいただきたいと思います。がいかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 支援につきましてでございますが、現在もイベント開催における実行委員会からの要望については協議を行っております。

今後も、行政としてどのような協力、支援ができるのか、協議・検討しながら、イベントがより発展し、旭市に大勢の方が訪れるように取り組んでいければと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 成長率344%という成長株のイベントでありますので、ぜひ一緒に頑張って育てていくという観点でお願いしたいと思います。

続きまして、人口減少対策について再質問させていただきます。

まず、（1）のUターン、Iターン促進についてですが、定住促進奨励金をはじめ、現状の施策についてはお伺いいたしました。定住促進奨励金、これは市外から移住する方にとってのメリットでありますので、ほかの施策や旭市の魅力・長所等と併せ、対外的にこれは積

極的に発信しなければ成果が上がってこないのかなと思います。

現在、こういった諸施策の市外・県外への発信というのはどうなっているのかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 定住促進奨励金等の情報を市外の方へどのように情報発信しているかというご質問です。

情報発信につきましては、これは決まりですが、市の広報やホームページというようなことですが、それ以外に全国、市外の方というような観点から申し上げますと、移住・交流ポータルサイトというのがございます。そこでのPRですとか、あとは全国市長会が運営するサイト、これにも載せまして、全国的なサイトも利用して、できるだけ多くの方に見ていただけるように、関係機関と連携をとっているところであります。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、定住促進奨励金の年度ごとの交付状況についてお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、定住促進奨励金の年度ごとの交付状況ですが、25年度より実施しております定住促進奨励金の交付状況を、新築、中古住宅別に申し上げます。

平成25年度は新築14件、中古住宅3件、計17件で850万円。平成26年度は新築54件、中古住宅13件、計67件で3,350万円。平成27年度は8月末現在ですが、新築14件、中古住宅2件、計16件で800万円です。なお、新築、中古住宅問わず、1件50万円を交付しております。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） この定住促進奨励金ですけれども、市内の工務店等への周知等も徹底すべきなのかなと思います。実際、制度を知らなかったということも聞いております。そういった例もあります。ただ、この施策は旭市に移住を考えるIターンの対策としては有効であろうと思いますけれども、Uターン、つまりは旭市出身者が都市部から帰ってくる、それを促進するためには、企業誘致等就職先としての産業促進ももちろん大事だと思いますが、旭市で暮らすということの魅力、メリットといったことを若い世代に伝えていただけることも大切なのかなと思います。

よくUターン奨励金5万円とか10万円とか、そういった施策もほかで聞きますけれども、単にお金が幾らもらえるから、それで戻ってくるかという、そういうことではないのかなというふうにも思います。私も30歳近くなって、子どもを育てるにはやっぱり旭市の豊かな環境でと思って戻ってきた、言ってみれば出戻り組でありますけれども、里心を呼び起こすというわけではないですけれども、「そうだ、旭に帰ろう」と、そういうふうに思っていたくような、実際に移住の行動につなげていただけるような、そういった意味では、そういったPRのプロフェッショナルといえますか、シティセールスの専門家といったような方がおりますので、そういった人の意見は、あるいは会社の意見というのはいっているのか、取り入れているのか、また予定があるのかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議員ご指摘の市のPR、非常に下手くそかなと私も思っております。実は、市のPR、宣伝につきましては、現在策定中の総合戦略懇談会の中でも意見がたくさん出ました。さまざまな事業を実施しているにもかかわらず、その情報がうまく伝わっていないねというようなご意見でした。

いかにして市の魅力を市内外の方々へ伝えるかというのは、大変難しい部分であります。市では、市外のお客様がたくさん訪れる道の駅等を利用して、道の駅にも情報発信機能がございます。それらの施設を利用しながら情報発信をしてみたい。それと、議員ご指摘のありました宣伝の専門家を利用する提案ですが、現在行っておりませんので、それらについても検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 観光も含め、旭市のシティセールスを総合的に行うと、そういった意味では、先々例えばメディア戦略を専門とするような部門といったものも必要なのではないかということを申し上げまして、次の地域公共交通の今後についてお伺いいたします。

まず、旭市地域公共交通会議についてですが、内容についてはお伺いいたしました。コミュニティバスの運行調整等、また国交省への許可申請上でもこの会議でのプロセスが必要だということも理解いたしました。

これに加えて、今後高齢者の移動ニーズの急増が見込まれますので、今後の公共交通がどうあるべきといったビジョンについても、この会議でご検討いただければと希望します。

そうでなくても、人口減少の中、不便さから人が今度移動を控えるようになれば、これはさらに地域経済を停滞させるものであります。将来設計の上で、地域交通に関するビジョンを持つことは重要でありますので、ぜひお願いしたいと思います。

そのまま（２）のオンデマンド交通についてお伺いいたします。

担当課での研究は行われているようではございますけれども、実際の導入については、現時点においてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） オンデマンド交通の導入ということですが、市内のタクシー事業者、既存路線バス事業者に与える影響ですとか、運営経費の問題などで、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。また、本市では、市内のほぼ全域でコミュニティバスを既に運行しており、このコミュニティバスとの役割分担、運行面でのすみ分けや財政面での調整というところも考える必要があります。

オンデマンド交通の導入に当たりましては、実施事業者との調整、また安価で優れたオンデマンドシステムの研究をするなど、旭市においてオンデマンド交通を導入すべきかどうかを引き続き検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） ぜひ、検討に当たりましては、民業の圧迫にならないようにすること、これは前提条件であると思いますけれども、むしろ民間事業者の経験を生かして、よい形で検討、また市民ニーズに合った形での導入検討をお願いしたいというふうに思います。

今後、コミュニティバスのみで全てのニーズを完璧にカバーしていくということは、物理的に難しいのかなとも思います。こういったオンデマンド交通との組み合わせ、あるいは現在行っていますタクシー利用チケットの、例えば高齢者への配布対象の拡大といった、そういったことも含めて総合的にご検討いただければと思いますがいかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） おっしゃるとおりだと思います。高齢者の社会参加、これは大きな問題だと思います。今、ご指摘の福祉タクシーですとかコミュニティバスを組み合わせながら検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、最後になります。新庁舎について再質問させていただきます。

私からは、今後どのようなプロセスで検討が進んでいくのか、その点についてまずお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今後、どのようなプロセスでということでございます。

現在、基本構想で定められた4か所のうち、旭文化の杜公園を建設候補地として、関係する法令等の手続きを進めているところでございます。その手続きが完了すれば建設位置の決定という形になるんだと思います。その後は基本計画を実施いたしまして、今度設計、これも基本設計・実施設計を行いまして、建設工事、それから事務所移転というような形になると思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 次に、民意の反映といった機会についてでありますけれども、例えば市川市なんかの例を見ますと、市民がオープンな議論を行うようなワークショップを5回にわたって開いて、市民が直接利用するようなスペースについては、意見やアイデアを直接その設計に生かしていくというようなこともやっているようであります。

そういった市民参加の機会というのを、現状も市民会議等あると思いますけれども、さらに広く意見を聴取するというような、そういった機会は考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに、市川市におきましては、基本設計の段階で市民によるワークショップを開催して設計に取り入れる、そのような手法をとっていると聞きました。当市におきましては、その手法につきましてはまだ未定でございます。新庁舎市民会議の委員の皆さんに意見を伺ったり、毎年度行う地区懇談会で市民の意見を伺う方法もございます。

いずれにいたしましても、市民にとって利便性の高い庁舎とすることが大切でございますので、さまざまな機会を捉えまして、丁寧に説明をしてまいりたい、そのように考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 新庁舎ですが、作ればこの先40年、50年と使うものでございます。しっかりした将来予測に基づいて、東総の中核にふさわしい機能を持つことが期待されると思います。今後広く、また深い議論が必要と思われるので、よろしくお願いします。

また、次の現行各庁舎の今後についてであります。やはり新庁舎完成以降も、先ほど出張所ということでありましたけれども、最低限の窓口機能、あるいは地域の行政サービスの拠点といったものは、各地域において必要になってくるのかなと思います。これについては、これからの議論ということもあると思いますので、これは要望でありますけれども、今後行われます地区懇談会等でも住民の皆さんの声を十分に聞き、今後に反映していただけることを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（景山岩三郎） ここでおはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、4時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時30分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 有 田 恵 子

○議長（景山岩三郎） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（４番 有田恵子 登壇）

○４番（有田恵子） やっと目が覚めましたけれども、次回からは質疑は第１回目になりたいとつくづく思いました。つき合ってくださいます。

議員ナンバー４番、有田恵子でございます。今回の一般質問は三つでございます。

大きな質問の一つ目は、道の駅についてでございます。

今年、先般７月３０日に開催されました臨時会におきまして、担当課からの説明では、道の駅の事業計画は５年であるということでございます。５年の理由は、事業５年目で黒字に変わってくるからだと言われました。さらに、独立採算を行うもので、仮に資金ショートを一時的に起こすような場合でも基本的に市がかかわることはない、それは想定していないとのことであります。

１０月オープンを前にしまして、確認しておきたいことが２点ございます。

一つ目が、５年目に黒字に変わるという事業計画であるということは、つまり４年間は赤字ということの意味しているのでしょうか。

二つ目、出資金４,４００万円の内訳として三つの費用、開業までの２,２００万円、開業時の４００万円、開業後の運転資金１,８００万円、それぞれ算出されております。

出資金４,４００万円は１年で消えてなくなる費用と解釈を私はいたしました。出資金４,４００万円を１年間で使い切った後、仮に２年目に資金ショートした場合、市がかかわることはないということが大前提とするならば、その穴埋めの、ショートした場合です、この資金調達、穴埋めの方法はどのような方法で調達するのか。

以上、道の駅について二つの質問でございます。

次に、大きな質問事項の二つ目、袋公園駐車場用地売買についてでございます。

このことに関しては、議長、後ろにいらっしゃる議長から「有田さんはしつこいですよ」と、こういう指摘を受けております。しつこく質問させないようにさせてほしいとお返しいたしました。通算７回目の質問となります。

私は、人をいじめるとかけんかするとかいうのはあまり好きではないです。介護業界をやっておりますから、対極する人間であります。弱い者いじめは絶対にしないという職業柄でございます。そのことを前提に聞いていただきたいということでございます。質疑がたださ

れない限りは質問を続けさせていただくということでございます。

袋公園用地売買だけでなく、あと三つ目の大きな質問の三川蛇園線の整備事業についても同様に關係しておりますけれども、私は旭市役所の行政の根幹にかかわる問題であると捉えております。繰り返す質問に対して、本当にご了承願いたいと思いながらやっております。

この袋公園用地売買契約、何が何だか分からないというようなことで現在に至っている感じがいたします。そういう一種の一つです。

今回は、議長にも申しましたように、もっと違うことを言えと言われましたので、違うことを言うようなことになります。

今回は、今まで明らかにされなかったゆえに真相が究明されなかったという核心の部分に触れていきたいと考えております。

6年前の平成21年3月12日、袋公園駐車場用地買い取り申出書が地権者の代理人である不動産業者から市へ提出されました。当該地権者の土地には、既にその日、仮登記はつけられた状態。その事実を記入することなく、隠してその代理人は市に提出いたしました。何の疑いもなく市も県も、その申請をうのみにしまして許可を与えたということが始まりでございます。過去、議会でも数人の議員により疑義が持たれていましたが、迷宮入りに甘んじてしまったようでございます。

この用地売買契約は、市と地権者との間の契約であって、間には誰も介入しているものではないと、終始一貫、担当課は断言しております。しかしながら、地権者と地権者の家族、つまり地権者側による証言はこういうことでございます。私は、たまたまその地権者家族と仲がいいということです。

当該土地の地権者の子どもがおりまして、不動産の土地のことは素人だということで、売買に関する相談は全て仲介代理契約を結んでしたということです。そして、市から売買代金2,033万円振り込み予定のお金を振り込むための通帳を新規で、不動産業者とその子どもが2人で銚子信用金庫に行って作ったと言われました。不動産業者に結局いろいろなお金が振り込まれていくわけですが、その作った日付が21年3月12日、買い取り申し出の日と同じ日でございます。

さらに言えば、その地権者自身について今度は申し上げたいんですけれども、市との契約において、地権者は市役所に一度も出向いたことがありません。契約書にサインを自筆でしたこともありません。さらに言いますと、売買代金である2,033万円の金額を知らなかった。これが1年間続いたというようなことで、これ、以上がご家族側の証言でございます。私の

話ではございません。

平成21年5月15日に市と地権者の名義で、晴れて公園用地売買契約が成立した9か月後に事件が勃発したということです。事件というかどうか分かりませんが、そして、その時に不動産業者の代理人である弁護士から、市長と議会宛てに上申書が提出されたということでおさまると、親子の話も、親子での確執、いろいろな問題がその辺で静まったというようなことがこの話でございます。

今から6年前のことですから、時効にはなっていますから、法的な何かというような話は一切ないと思います。ただ、私が問題とするのは、この公金を使った公園用地、2人分ですから2,054万円ですね、これが、誰が見ても曖昧な、いいかげんな、不透明な、こういう契約、誰が見ても疑義を持つというような契約というのはしてはいけないと思います。あつてはならないと思います。

再発防止を毎回申し上げますように、再発防止の観点からいいますと、やはり根本原因の追求をされないといけない、根本原因とは何か、原因の追求とは何か、事実を明らかにすること。きょうはその事実というのを、私の捏造でも何でもございませぬ。明らかにしたということでございます。

もしも、私の申し上げたことに異議がございましたら、何なりと法的措置なり何でもっていただいて結構です。ただし、ここは議会でございます。議事録にも載りますし、中継の、今もこれライブでやっておりますけれども、うちの娘なんか喜んでこれを見ておりますけれども、永久保存版されます。仮に異議がございましたら、反証できることが大前提でございます。反証できるような異議を唱えてくださるようお願いいたします。これが一つ目の質問といえば質問でございます。

次に二つ目、この二つ目のところは用地売買代金、振り込み、この振り込みの通帳も一緒に作りに行った、これも本当に誰が聞いてもいかがわしいようなことでございます。これについて、総合的に1番と2番の二つについてどう思われますか。もし、思われなかったら素直に謝罪していただくか、市民に対して、というようなことを選択していただきたいと思います。

以上で、2番の袋公園用地売買契約についてでございました。

三つ目、三川蛇園線整備事業についてでございます。

これもよく似た感じの話となります。平成17年合併時の新市建設計画との関係について。

新市建設計画に位置付けられた道路、0207、0208号はどこかという質問を、私は平成26年、

昨年の定例議会でもいたしました。またこれも担当課から同じ質問をするなどクレームがつかれましたけれども、0207、0208とかこういったものは、普通の地図にはないんですよ。絶対載っていないんです。こういう特殊な地図でございまして、これは旭市認定路線調書という分厚い本があるわけですね。そこに書いてあるだけであって、これは担当課の建設課にあるだけです。

0207号は、国道126号飯岡バイパスから蛇園線に向かう路線である。また、0208号は大坂と呼ばれる所から鶴巻保育園、あるいは鶴巻小学校へ向かうルートであると、何回もおっしゃっています。全部うそでございます。大うそです。こういうその、これ私がうそだと思ったらこれは訴えてくださいね、裁判に、という話でございます。自信持ってやっていますから。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) 頑張りますよ。0207、0208は岩井、松ヶ谷地区でございます。木内議員なんか詳しいでしょう。

(発言する人あり)

○4番(有田恵子) この恐ろしいことは、この議事録というものに対してちょっと軽く見過ぎているんじゃないですか。私はきょう持ってきておりますけれども、担当課長聞いていてください、議事録はきっちりこの今の話が、0207はとか、大坂と鶴巻保育園、大坂と呼ばれる所、平気で書いているんですよ。書かれているんですよ。

旭市認定路線調書65ページ14番、15番、家に帰ってから見てください。こういう、平気で議会においてこういうでたらめ、うそを発言するという神経、何なんでしょうか。人は誤りは、皆人間は誤りはありますよ。だけれども気がついて訂正して、謝って訂正して、反省してきちっとすればそれで済む話なんです。何回聞いても同じことを言うから、私は何回も言っているんです。聞いているんです。いつになったら謝って、訂正してくれるかなと思って。

合併特例債というのがございまして、国からその事業の7割の費用が、後ほど交付金として算入されるという非常に有利な資金調達を可能にするものであります。この特例債を使うためには、新市計画書にその計画が織り込まれていなくてはならないという条件が付けられているんです。つまり、新市計画のこういう有利な、7割国からただでもらえるような、そういう、市民にもそんなに迷惑をかけないだろうとかいうような臆測で、それでやってまえというようなことがうかがえる三川蛇園道路でございます。

パブリックコメントとかいうような言葉を、よく行革とか総務課の課長がおっしゃいます

けれども、これはパブリックコメントも地域懇談会も、かけらもないですよ。工事が始まってから近所の人が集まって、あれ何だと言って、というような始末ですね。

○議長（景山岩三郎） 有田議員。

○4番（有田恵子） それで終わります。

○議長（景山岩三郎） 質問して。

○4番（有田恵子） それで終わりますから。私はあまり時間がないから言いたくないんですけれども、そういうことで。

メーンのテーマは行政改革、公務員としての矜持を問いたいということでございます。

そういうことで、質問としましては、担当課の方にお聞きします。異議がございましたらやってください。

1回目の質問を終わらせていただきます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） まず1点目のご質問です。

道の駅についてということで、5年目に黒字に変わる、それまで、4年目まではだから赤字なのかというご質問です。

1点目に関しましては、今までも説明していましたが、初年度にいろいろ準備資金等がかかりますので赤字が出ますと。それを繰越決算金という形で処理します。2年目からは、黒字を想定しています。その黒字で繰越決算金を穴埋めしていくことにより、5年目には純利益が出るというような計画書はそういうふうになっています。ですので、4年目まで赤字が続くと、そういうことではございません。

それと、ご質問の中にあった4,400万円は1年で、2番目にありましたけれども、2回目の質問で、1年でなくなっちゃうのかというその想定がそうだろうというようなご指摘です。確かにその第3セクターの資本金である4,400万円、これを算出する上で、当初開店するまでの経費等、これらの運転資金等を見込んでございます。

議員おっしゃるとおり、創業費、開業費で300万円から400万円、なぜ「から」と申し上げているかといいますと、低いほうの、低額のパターンで想定した場合には300万円、高額のパターンで、かかるほうのパターンで400万円。これはどういう経費かといいますと、法人の登記料ですとか、道の駅の案内、チラシ、看板、パンフレット、これらを開業していく上

でいろいろかかるだろうということで、これを300万円から400万円と想定しています。

その次の2,200万円ということでおっしゃいました。これは人件費ですとか備品、消耗品を見込んでいます。これも2,000万円から2,200万円ぐらいの範囲で実は想定しており、高額のパターンということで見ますと、確かに2,200万円なんです。これも、現実的にはかなり高額ということで、余分を見えています。例えば、開業前に駅長の給料を6か月見ているですとか、かなり多目に見えています。現実的には、その社員、駅長も含め、これらの経費はこんなに全然発生していません。

それと、最後の1,800万円というご指摘ですが、これは創業後ということで運転資金の光熱水費等を充てています。これは、創業後というよりは創業前も含めて、もう実際には動き出したりしますので、それらの光熱水費なども含めています。現実的には、これをマックスで期間を見えていますので、10月中旬以降には営業が始まるということで、それらの収入が今度入ってきますので、資金ショートということは想定しておりません。

仮に、資金ショートした場合、どこから資金を持ってくるのかというご質問ですが、実は資金ショートを想定していないという回答しか今のところできないんですが、なぜかというとその理由を言います。道の駅というのは、出荷者からの農産物、加工品などを委託販売で行うということから、売れ残りのリスクが低い、それからパンやアイスなどの販売においてはテナント方式で販売するというので、経営の負担となる要因が少ない状況にあります。集客面ではということで、地元特産品の直売、飲食、出荷者の出店者、市民団体によるイベントなどということで、非常に関心の高いことを仕掛けていくというようなことで、事業計画では資金ショートということは想定はしていないということで、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。ごめんなさい。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、2点目の袋公園駐車場の関係ですけれども、今いろいろとお話いただきました。私のほうはどのようにお答えしたらいいか、非常にちょっと苦慮するところなんですけれども、この契約につきましては、前回6月にもご質問いただきましたとおり、本人に来庁いただいて、記名と判のほうをいただいているということで、これも今までお答えしておりますけれども、事務の担当者からも聞いておりますし、いろいろな書類に直接お名前等々いただきまして、振り込みのための口座の情報等をいただいております。そしてまた、印鑑のほうも、印鑑証明書を当日付のものをいただいております。こうい

ったことを総合して判断いたしますと、今までお答えしているとおり、当人来ていただいて、お名前、判をいただいているということだと思います。

それと、（２）番で用地売買代金の振り込みについてというご質問ですが、ちょっと今お話を聞いていたんですけれども、どのようなことが聞きたいのか、ちょっと私理解できなかったんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 面談をさせていただいた時の内容とだいぶ変わっていると思います。最初の、17年合併時の新市建設計画との関係についてでございます。こちらにつきましては、いわゆる0207号、0208号という場所が今と違うというお話だったと思います。

これは当然でございます。合併時には、旧１市３町のそれぞれの道路台帳、道路番号なるものを引き継いでおりました。ですから、新市建設計画においての0207、またご質問がありました0208については、おっしゃるとおり0208は大坂から県道銚子旭線まで、0207号は県道銚子旭線からおっしゃるとおり岩井、松ヶ谷方面に向かうものでございます。ですから、新市建設計画時に載っておりました路線番号というものは、当時何ら問題のないものと認識しております。

平成23年に、ちなみにこちらの旧１市３町の道路台帳を一本統一化しております。そこから、既に現在の路線番号ということで使っております。当然、１級、２級につきましては、頭に１及び２、それとその他道路としましては、旧旭地区につきましてはＡ、海上地区につきましてはＵ、干潟地区につきましてはＨ、飯岡についてはＩということで、それぞれ番号が付けられているものでございます。

それと、道路の重要性ということで２点目があったんですが、この中でパブリックコメントがないというお話です。面談の時ちょっと申し上げました。新市建設計画なるものは、合併前の旧１市３町それぞれの議会を経まして、建設計画の素案、原案となるものを検討していただきました。１市３町合わせまして70名体制で作ったものでございます。それを、合併協議会への草案を上げます。その合併協議会のメンバーにおきましても、当然議会の代表もおりますけれども、一般市民・町民の代表の方、それぞれの知識、分野の方等々の代表者がおりまして、相当な時間をかけた中で、この新市建設計画の原案を作成しております。合併後17年の最初の議会におきまして、この新市建設計画は議会の可決、承認をいただいたものでございます。

この２番の重要性というものにつきましては、当然ながら、私の口からはとてもその重要

性についてのコメントはできませんが、当然ながら議会の70人体制の中で可決、承認をされたと、この辺の認識を再度お持ちいただければと思います。

なお、3番目につきましては、ご質問がなかったように受け取られますが、この新市建設計画の中に位置付けをされております国道126号から海上町道0207号線、これにつきましては、これまでも再三申し上げておりますが、平成19年には当時の伊藤市長、平成21年には建設経済常任委員会におきまして、これまでの経緯を含めたルート変更をさせていただきたいということで承認をいただき、現在の事業が始まっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 総務課の課長、ちゃんと質問を聞いてくださいますか。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） ごめんなさい、総務課じゃなくて企画の課長。

ショートは想定しない理由を聞いているんじゃないんですよ。ショートした場合どうしますかと聞いているんです。ショートしないからしないんだ、これは子どもじゃないんですから。この辺がやっぱり何回も今公務員の方は分からないから、株式会社を経営しておりますので、ショートするときは必ずそういうのを想定するんです。これは理解できないんですかね。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） ショートを想定しないんじゃないんですよ。申し訳ないけれども、企画課長は経営者ではないでしょう。従業員にもなる予定はないでしょう。だから本腰が入らへんのですよ。これ自分が経営した場合、よく分かります。寝られませんよ。そんなショートしない想定なんて、そんなこと、ショートすることばかり考えてやりますよ。だから、この社長、どなたですか、市長ですか、お聞きしたいですね。むしろ、経営者である市長が答弁すべきだと、私は思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） どこまで行っても平行線になるかなという感じがします。

先ほど4,400万円の資本金の説明をさせていただきました。マックスで考えています、初年度の。一番かかっただけの経費です。だけれども、もう10月からは収入が入ってくるので、資金

ショートは考えていない。それと、２年度前以降の経営については、資金ショートするリスクがないという説明をさせてもらいました。ですので、資金ショートはしないというふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） そんなこと誰が分かるんですか、２年目になったら利益が出るとか、絶対ショートしないとか。幾ら頑張っても、寝ずに働いても、潰れるときは潰れるんですよ。

パーキンソンの法則というのがありまして、すごくぜいたくな建物ができて、楽な経営でスタートすると生産性が下降していくと、こういうてんびんの話なんですけれども、多分市役所は７億円の建物を株式会社季楽里が建てて、市に建ててもらっているわけですから。あの建物を賃貸で借りたとしたら２３３万円払わないといけないんですよ、毎月、賃貸。それも払う必要がない、委託費で相殺されてしまう。減価償却も何にもない。こんなの、はっきり言いますと赤字になりようがないんです、確かに、確かにね。赤字になりようがない。難しいんです、赤字にするのは。

（発言する人あり）

○４番（有田恵子） そうなんです、難しいですよこれ。本当に難しい、赤字にするのは。ところが、私このやり方を見ていたら、赤字になると思います。これはもう、世間から笑われ者になりますよ。危険性をはらんでいますね。それを言っているんですよ。

平行線になりますから、もう答えを言っておきますね。株式会社でありますから、従来の一般的な、この前も言いましたけれども、社長が責任をとって、財布の中からお金を全部抜き出してもらって、家、財産を売ってもらって、それで穴を埋めます。これが株式会社の社長の責任でございます。これは冗談じゃないですよ。本当なんです。それだけに、簡単に社長になれてうれしいなんて思ったら大間違いです。これはならないほうがいいと思いますよ、こんなの。

そういうことで、私の経験上のことを申し上げましたけれども、これは別に大げさなことで、おどしでも何でもございませぬ。それを覚えていていただきたいと思います。そういうふうになりますから、株式会社というのは。だから、想定しないといけません。ということでございます。

○議長（景山岩三郎） 今、もういいですね、答弁は。

○４番（有田恵子） はい。

○議長（景山岩三郎） ほかに質問ございますか。こっちは終わりましたよね、今の質問は終

まりましたね。次の。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子）　じゃ、1番、2番、これは終わらせていただきます。

3番の三川蛇園なんですけれども、毎回毎回こころろ変えないでくださいね。ご自分の都合のいいような説明ね。言っておきますよ、議事録に全部載っていますからね、これ。怖いですよ、議事録は。私は議事録でやっていますから。過去の議事録、申し訳ないですけども、私は全部読んでいますから、はい。それを今度つなぎ合わせますよ。次回はそれをやらせてもらいますからね。そうしたらはっきりします。

だから、あまり私もけんかするのはいやなんですよ、本当は。だけれども、やっぱり行政ですから、きっちり仕事をしていただきたいと思いますね。冒頭で申し上げました、間違いがあってもいいんですよ。誤りは誰でもあるんです。間違ってもいい。言われたら訂正する、同じことを永久に言わない。きちっと向上するようなことを言ってくださいよ。市のためにこちらもやっているわけですから。

○議長（景山岩三郎）　有田議員、質問のほうは。

○4番（有田恵子）　ということでございます。それに対して意見はありますか。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎）　有田議員、今の質問では答弁がないと思うんですけども。

○4番（有田恵子）　そうですか。じゃ、もう1個いいですか。

建設課長、コメントがありましたらよろしく願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎）　何のコメント。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎）　議事録の中のコメントはって。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　コメントしろと言われましても、何に対してコメントすればよろしいのかがちょっと分かりません。申し訳ございません。

○議長（景山岩三郎）　有田恵子議員。

○4番（有田恵子）　次回までに結論、次回の定例議会まで、私は全部用意しますから、課長のおっしゃったことをまとめますから。それで、事前説明会みたいなことをやりますけれども、その時にちゃんと出しますので、それで用意して、議会で発言していただけますか。こ

ういう、何か内輪の話をしたらおかしいことになりますけれども、そこまでやらないと分かって……、これ平行線になるような気がいたします。

以上で、私は３点の質問を全部終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 以上で、有田議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会 午後 ５時 ８分

平成27年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成27年9月8日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	多 田 哲 雄	病院事業 管理者	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	行政改課 推進	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（景山岩三郎） 通告順により、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

4項目の一般質問を行います。

市長はじめ、執行部の皆さんにはよい答弁を期待して質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1項目めは、旭市総合戦略骨子（案）について質問をします。

国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、旭市総合戦略（案）が作成されました。私は3月議会の地方創生にかかわる質問で、人口の社会的移動について分析されているのかと質問しましたが、今回の総合戦略骨子案で分析結果が出てきました。旭市民がどこで仕事をしているのか、勤務先の状況、またどこの市から転入してきたのか、どこの市へ転出していったのかなど、詳しく動向が示されています。このことは、今までははっきりと分析されなかったことで、大切なデータと考えます。

それでは、さまざまな分析結果を見ながら、（1）として人口ビジョンについて質問しま

す。

人口ビジョンにおいては、現状の分析、将来の推計など、さまざまな分析結果が示されています。これを見てはつきり言えることは、旭市の人口は徐々に減少する。それによって市の財政も縮小していくということです。こういった条件下で、どのようにして持続可能な旭市をつくっていくかが今回の総合戦略に求められているものだと思います。

まずお伺いしたいのは、人口推計を何通りも示されている中で、旭市の目標値はシミュレーション6ということです。シミュレーション6というのは人口の自然増減、社会的な増減を現状よりやや高目に設定したのですが、この目標を達成するための対策はどのようなことを考えているのか伺います。

(2)として、総合戦略について伺います。

総合戦略は人口ビジョンの結果を踏まえ、人口の急激な減少の歯どめと地域経済の活性化を図るもので、重点施策の取り組みとして具体的な事業名が挙げられています。そういった中で気づいた点2点について述べますので、戦略会議でどう議論されてきたかお伺いします。

1点目は、今後増え続けることが予想されている65歳以上の老年人口を市の活性化にどのように位置付けるかという点です。2点目は、旭市の基幹産業である農業ですが、若い農業者が多いということが示されています。今後も成長戦略に位置付けていると思いますが、農業者の中心となっているJAとの連携・協力が大切と考えますが、会議ではどのように議論されたのでしょうか。お伺いします。

(3)として、小さな拠点形成事業について質問します。

この事業は、旭中央病院の周辺に関連産業が集積され、それに伴い雇用も確保されるというような、旭市が以前から模索していた事業と思います。ぜひ実現していただきたいと考えています。この中に出てきているヘルスケア産業とは、具体的にはどのような産業を指しているのか伺います。

2項目めは、旭中央病院中期目標について3点質問します。

(1)として、中期目標作成に当たって市長の思いは、ということで質問します。今議会に旭中央病院独立行政法人の中期目標が提案されました。独法化後の旭中央病院は、この中期目標を実現するために中期計画を作成し、業務が実施されていくことになります。そこで、独法化を決断された明智市長が、その思いをどのように中期目標に反映されたのかお伺いします。

(2)として、中期目標で達成すべき目標のポイントは、ということで質問します。中期

目標の作成の趣旨は、達成すべき業務運営の目標を法人に示し、法人が中期計画を策定する際の指針とするとともに、法人の業務の実績を評価する際の基準とするということで、二つの狙いがあります。この中期目標作成の趣旨にある、4年間で達成すべき目標の主なものはどのようなものか。中期目標は大きく4項目に分かれて作られていますので、項目別にお答えください。

(3) としまして、中期目標の評価について質問します。これまでの経営形態の公営企業法全部適用では、中期目標の設定、その評価という仕組みはありませんでした。独法はこれが求められ、より経営の透明性が確保されることになります。評価は評価委員会が行いますが、評価委員会のメンバーは大変お忙しい方ばかりです。評価委員会で評価される法人の目標に対しての実績は、どのような過程を経て評価委員会に示されるのでしょうか。

3項目めは、院外処方について、実施後の影響について質問します。

院外処方の実施は、旭中央病院の大きなシステムの変更で、患者をはじめ、さまざまな方面に影響があったと思います。どのような影響が出ているのでしょうか。

1番目として、薬剤部をはじめとする病院内の影響について。2番目として、患者への影響について。3番目として、多くの院外薬局が病院前に立地したことをどう評価するかの3点について伺います。

4項目めは、道路管理の中で、道路にはみ出した枝の伐採について質問します。

このことについて、市の建設課で聞きましたところ、公有地から出ている枝は市が切り、私有地から出ている枝は所有者が切るのが原則とのことでした。原則は法にのっとったもので理解できますが、実際問題として山林などから道路に枝がはみ出して、通行や歩行の妨げになっている場所が見受けられます。このような場合、どのように対応されているのか伺います。

これで1回目の質問を終わります。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 島田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから大きな項目の2番目、中央病院の中期目標について、市長の思いはということで、お答えをしたいと思います。

旭中央病院は、市民をはじめとする地域住民の健康を守るとともに、市民の就業の場とし

での役割、また医療・福祉の郷の中心をなすなど、たびたび申し上げましたとおり、私はまさに旭市の宝であると考えております。そして、医師や看護師の確保をより容易にし、また60年以上続けてきた健全経営を将来的にも維持していくため、旭中央病院の地方独立行政法人への移行について、その定款を3月議会に上程し、皆様の議決をいただいたわけでございます。

今議会に提案いたしました中期目標については、この旭市の宝が将来的にも宝であり続け、民間的な経営手法の導入により機動性を確保し、柔軟で迅速な判断による安定的な経営のもと、市民をはじめとする地域住民の方々に高度な医療を提供し続けていけるよう、評価委員会の意見を伺いながら策定したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうから1番目の旭市総合戦略骨子、（1）の人口ビジョンについて、それと順次質問の順番にお答えしたいと思います。

最初に、市の将来人口をシミュレーション6を使ったと、それで4万8,000人としており、高い目標を達成するための施策というようなご質問の趣旨でございます。

市の将来人口の4万8,000人につきましては、地域における人口の現状等を踏まえ、現在策定中の総合戦略に基づき行われるさまざまな施策を実施することにより、旭市の現在の合計特殊出生率、これは1.44ですが、これが1.8まで上昇するとともに、転入・転出の移動率がゼロになると仮定し、平成72年の将来人口をシミュレーションしたものであります。

具体的な対策につきましては、現在素案を策定しているところではあります、この計画では、人口減少対策と雇用創出という部分を重点としておりますので、例を申し上げますと、旭市へ転入し、定住を促進するための定住促進奨励金や、就労の場の確保の観点から、工業団地を中心とした企業誘致の推進、また子育て環境の充実を推進するため、乳幼児紙おむつ給付事業や、第3子以降の保育料の無料化、子どもの医療費助成事業などを考えております。

続きまして、（2）の総合戦略についてということで答弁させていただきます。

ご質問のほうは、農水産課とJAの連携を特にどう考えているかということと、65歳以上のいわゆる高齢者に対してどう考えているか。特に戦略会議の中ではどんな意見があったのかというようなご質問でございます。

戦略会議につきましては、その項目について特にまとめたということは現在持っておりませんが、記憶によりますと、例えば農業関係につきましては後継者の問題、これは出ていまし

た。それと六次産業化をはじめとするブランド化事業。これらが大切だというような意見が中心に出ていたと思います。

具体的に市役所のほうでJ Aをどう考えているかということに関しましては、この後、農水産課長のほうから答弁しますので、よろしくお願いします。同様に65歳以上の施策ということに関しましては社会福祉課長のほうから答弁しますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、企画政策課のほうからは、（３）小さな拠点形成事業、このご質問にお答えします。

ヘルスケア産業の集積ということで、それはどんな事業を想定しているのかというご質問です。ヘルスケア産業につきましては、医療及び介護、または健康に関するものやサービスを提供する製造業など、広い領域にまたがるというふうに考えております。そのようなことから、旭市にとってどんなものが適しているかなども含めて、現在、調査研究をしているところでありますので、よろしくお願いします。

続きまして、２番目の質問です。旭中央病院の中期目標についてのうち、（２）の中期目標で達成すべき目標ということで、第１から第５、五つに分かれています、第１は期間ということで、第２から第５に掲げているものを、それぞれの章ごとにポイントを挙げてほしいというようなご質問です。特に達成すべきことということで、ポイントのほうを若干説明させていただきます。

第２のほうでは、住民に提供するサービスその他業務の向上に関する事項ということになります。この分野では、全ては患者様のための精神をそのままに、患者中心の医療の推進、また高度医療の提供と充実などとともに、特に医療スタッフの確保と育成を最大の目標とし、医師の人材確保と育成、看護師及び医療技術職員の確保及び医療技術及び専門性の向上と、詳細に指示しています。また、患者サービスの向上と市の医療施策における役割の発揮についても記述しております。

第３、業務運営の改善及び効率化に関する事項につきましては、法人としての運営管理体制の確立及び効率的・効果的な業務運営について指示しております。

第４、財務内容の改善に関する事項につきましては、旭中央病院の公的使命を果たしつつ、経営基盤をさらに安定させる中期計画及び年度計画を作成し、実行することを求めています。

第５、その他業務運営に関する重要事項につきましては、職員の意識改革及び透明性確保のため、情報の適切な提供を行うよう指示しております。

以上が各項目ごとのポイントになります。

続きまして、中期目標が終了したときの評価手順ということでのご質問でございます。中期目標終了時の評価についてのご質問でございますけれども、その前に、各事業年度における業務の実績に関する評価について説明させていただきます。

地方独立行政法人は、業務について、内部では監事による監査を受けるほか、財務諸表や決算報告については、外部から会計監査人の監査を受け、その後、評価委員会の評価を受けることになります。その結果、評価委員会は、必要があると認められるときは業務運営の改善、その他の勧告を行うことができます。この評価の結果につきましては、市長に報告されるとともに、議会に対して市長から報告されることになります。

次に、議員ご質問の中期目標に係る事業報告に関しましては、中期目標の期間の終了後、3か月以内に市長に提出され、これを議会に報告することになります。なお、その実績については評価委員会の評価に付され、評価委員会においては当期中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析を行い、総合的な評定をし、年度事業報告と同様に勧告も可能であり、市長へ報告の後、議会へ報告がなされます。なお、この評価の結果につきましては広く公表され、業務の運営状況や経営の状況についての透明性が図られることとなります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、私のほうから1番目の旭市総合戦略の骨子（案）の中の（2）、総合戦略についてということで、65歳以上の高齢者の方々を市の活性化にどう位置付けるかについて申し上げます。

高齢者の知識や経験を生かす施策として、シルバー人材センターの事業がございます。旭市では、シルバー人材センターにおいて多くの高齢者の方が活動しております。そこでは、技術を生かす経理事務や家庭教師、技能職としての大工仕事や植木の手入れなどを行うほか、サービス業、建物管理、事務職、さらに一般作業として除草や草刈り、農作業など、多種多様の仕事を行い、活動しております。

平成27年8月末の会員数は260人。平成26年度の事業受託契約金額は1億1,000万円でありました。今後も会員の募集と就業開拓に努めてまいります。

また、すこやかシニアクラブ旭の愛称で旭市老人クラブ連合会が活動しております。クラブでは、生きがい活動のほかに旭警察署の協力のもと、振り込め詐欺の防止運動や交通安全教室の実施など、社会に貢献する活動を行っております。さらには、地区役員、あるいはボ

ランティア協議会の活動、地区社協の地区福祉活動など、高齢者の皆様が幅広い分野で活躍されております。

今後ますます高齢者の増加が見込まれておりますので、市として高齢者の活動、生きがい対策のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課から1番目、旭市総合戦略骨子（案）についてのうち、（2）総合戦略についての中で、基幹産業である農業について、JAとの連携をどう考えているかということの答えをさせていただきたいと思います。

旭市の基幹産業は農業と位置付けされているとおり、農業算出額は県内1位であります。全国でも上位となっております。基幹産業である農業のさらなる振興を図る上では、農畜産業をはじめ、経営組織、団体や関連機関等との連携も必要不可欠であると考えております。

現在、旭市におきましては、ちばみどり農業組合の旭市内の各地域の営農センターが開催いたします各会議などへの出席をはじめ、各種事業に支援をしております。例を挙げますと、自主開発米部会、廃プラスチック対策協議会、植物防疫協会などへの事業支援のほか、各生産部会への生産品PRですとか、商品開発などのために市の補助事業を活用していただいております。

今後、旭市といたしましては、ちばみどり農業協同組合と連携しまして、農業経営における金融負担を軽減するための支援ですとか、新規就農者などの担い手を確保するための支援など、各農業者が経営の安定が図られるよう協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、3番目の院外処方についての実施後の影響についてということで、最初に、院外処方化に伴う病院内での影響についてお答えいたします。

大きく変わった部分としましては、薬剤師の業務が大きく変わっております。病院における薬剤師の本来の業務であります薬に関しましての説明や指導にかかる時間が多くとれるようになってきております。

具体的には、入院患者に対します説明指導の件数が、移行前の6月では646件でしたが、院外処方を開始した後の8月は897件と増加しております。また、外来患者への説明指導は現在約75%の方に実施しているところであります。指導件数を増加させることは、薬に対す

る患者の理解を深め、安全確保に直結するものと考えておりますので、今後、入院におきましては月1,000件以上、外来では院内処方全患者の方々への実施を目途に進めてまいりたいと考えております。

次に、患者側から見た影響ですけれども、いわゆる院外処方に伴いまして、薬の待ち時間が大幅に減少していると考えられます。さらに、患者自身の都合に合わせた薬の受け取りができるようになり、患者サービスの向上につながったものと考えております。

次に、病院の付近に多くの院外薬局が立地したことについてですけれども、現在、7つほどの門前薬局が立地しておりますが、院外処方へ移行するに当たりまして、数として問題がない数だと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4番目、道路関連について。

（1）道路にはみ出した枝の伐採についてという中で、個人の土地からはみ出している枝の伐採についてはどのように扱うのかというような趣旨のご質問でございました。

まず、個人の土地から道路に出ている枝の伐採につきましては、基本的に所有者の方にお願しておりますが、緊急性があり、また所有者が伐採できない特別な事情、これがある場合には、所有者に代わり、市が伐採処分を実施しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、最初から再質問させていただきます。

まず、総合戦略骨子（案）の人口ビジョンについてなんですけれども、総合戦略にあるようないろいろな施策を活用して、いろいろ実施する予定だというようなお話でございましたが、総合戦略案の中で、人口を増やすための一つの案として、若い世代の就労、それと結婚、妊娠、出産、子育て、こういった切れ目のない支援と書かれているわけなんですけれども、こういったことを実施していくというようなことで答弁があったと思いますが、その中で、結婚への支援というものが最も手薄になっているんじゃないかなというような感じを受けました。人口増のためには、最もこの結婚というのが大事な部分ではないかなというふうに思っております。

今現在、この結婚支援のための事業としてはどういうことがされているのか。予算はどのくらいかということでお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課からお答えします。

若い世代への切れ目のない支援で、結婚の支援が手薄であると思うけれども、平成27年度の結婚支援の事業と予算はどれくらいかというご質問だと思います。

結婚の支援事業としては、平成27年度予算で出会いの場創出事業としまして、旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュへ補助金150万円、事務費として1万5,000円、計151万4,000円を予算計上しております。

事業内容といたしましては、旭市後継者対策協議会で婚活セミナーや婚活パーティー等を開催しまして、出会いの場を提供しております。本年度は、現在までに婚活セミナー、パーティー、相談会等の婚活イベントを4回開催いたしました。今後は、年度末までにあと6回婚活イベント等を予定しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 出会いの場の事業が説明されましたけれども、実際にこの事業の成果といえますか、どのくらいの成果が出ているのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 出会いの場創出事業での成果ということで、結婚報告があった方の人数なんですけれども、現在まで結婚報告があった人数につきましては70人となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 70人ということで、それなりの成果が出ているのかなというふうに感じた次第であります。

そういった中におきましても、やはり結婚にかかわる予算150万円というのは、その後の出産、妊娠、子育てといった支援に比較しますと少ないのかなというふうに感じております。予算的なものも含めて、今後もうちょっと増やしていただければと思っています。

この間、年間のこの結婚の推移、結婚件数ですね、それと出産数がどうかということをも市民課でお伺いしたわけでありまして、旭市におきましては、結婚の数も徐々に減少傾向

向にある中で、出産も相関関係といたしますか、徐々に出産のほうも減少しているということ、そういった数字が出てきております。そういったことで、若い女性、男性は、結婚しない男性は結構周辺にも見受けられます。うちのせがれもまだ独身ということで、何とか結婚させたいなというふうに思っているんですけども、何とかそういった中で、市にもいろいろ考えていただきまして、結婚に対する支援と、こういったものを戦略に盛り込んでいただきたいと思います。これは要望として述べさせていただきます。

次に、総合戦略について（２）ですけれども、最初に２点質問しましたけれども、老年人口対策、これにつきましては、シルバー人材センターの実績等が示されたわけでありますけれども、１億円強の実績があるというようなことで、かなりの規模になってきたのかなというふうには思っております。このシルバー人材センターというのは、市営の人材派遣会社というようなことだろうと思っておりますけれども、そういった中で１億円強ということでありますので、今後とも２億円、３億円を目指してさらなる活性化と、そういったことも戦略の一つというふうに考えています。

この老年人口の対策の基本的な考え方としましては、二つ考えられると思います。一つは、これからどんどんお年寄りが増えてくるといった中で、元気な人といいますか、そういう人も大勢いると思われまますので、そういう人は市の活性化といいますか、そういったものにどんどん活躍してもらいたいと。これは今、答弁にありましたシルバー人材センターの活用などがこれに含まれると思っておりますけれども、それともう一つは、医療費、介護費、こういったものを減らすために、お年寄りが元気な生活を維持する取り組みといいますか、そういったものも考えていただければと、二通りのこの対策、基本的なポイントとしては考えられるのかなというふうに自分では考えております。そういった中で、有効な施策を考えていただければというふうに思っています。こういった中で、市の考えがあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまの質問で、元気なお年寄りといいますか、高齢者の方々に活躍をしていただきたいと、そういった取り組みということで、先ほども一部申し上げましたが、大きな組織としましては、老人クラブの活動がございます。そのほか、高齢者の方々と言っては失礼ですが、地域の役員さん方も年配になっている方が非常に多いと。それとあと、ボランティア活動をされている組織もあるんですが、やはり年配といいますか、

一線を退いて、時間ができた方が活動して、協力してくださるということが非常に多くなっております。

そしてまた、地区の民生委員さん中心の地区社協の活動、これもご案内のように、地域で活躍されている方はやっぱり高齢の方が多いいということで、その辺の地域での担い手というのが今、非常に年配の方、高齢者の方が担っている部分が多いなと思いますので、その辺を今後もしっかりと支援していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） きょう、朝、ラジオを聞いておりましたら、年をとっていろいろな組織に加盟している人、三つ以上の組織に加盟している人のほうが、加盟していない人よりも介護になる割合が相当低いというような放送がされていたわけでありますけれども、そういったこともありますので、そういう対策も考えていただければと、これは追加でお願いしたいと思います。

次に、JAのほうですけれども、JAとの連携といったような活性化の中で、いろいろな説明があったわけでありますけれども、JAにつきましては、今いろいろと騒がれておりまして、農協法の改正といったようなこともあって、いろいろこのJAに対して改革が求められております。いろいろその内容についてはあるようでありますけれども、改革の核心は、いかにして農家がもうかる農業を実践できるかと、こういうことだろうと思います。

一方で、市のほうで今主催しております戦略会議におきましても、農業活性化推進事業といったようなことが示されている、一つの案としてそういったものを取り入れるというようなことが示されているわけでありますけれども、戦略会議もJAも、要はいかにして農業を活性化して、もうかる農業をこれから進めていくかということで、同じような目的を持っているわけでありまして、そういった中でお互いに連携をして、具体的な施策を考えて進めていくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、もうかる農業、JAと連携して具体的な施策ということの質問でございます。

現在、農協と連携している事業につきましては、先ほど申し上げた支援内容であります。具体的な施策といいますと、今のところはこれからJAと協議していく中で進めていくことが必要だと思っております。ただ、今考えられますことは、今後の農業所得、こちらを増や

す対策についてだと思っております。

まず、米価の下落対策について申し上げますと、米の消費拡大と飼料用米の増産による米の需給の安定ということが考えられますので、対策といたしまして、今後ＪＡと連携しながら米消費拡大の方策ですとか、飼料用米の取り組みについて推進していきたいと思っております。

また、農産物の六次産業化を行いたい農家ですとか、新たなブランド野菜に取り組みたい農家、こちらの商品開発及び販路拡大、次世代への農家育成など、ＪＡだけでなく千葉県海匠農業事務所とも連携しながら農業振興を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○１１番（島田和雄） 今、具体的なものとして、飼料用米の取り組み、あるいは農業の六次産業化といったようなことが出てきたわけでありますけれども、六次産業化というのは、農村人口の増加につながるといったような分析といえますか、そういうものも示されています。これは、生産、加工、販売、こういった幅広い取り組みが雇用や所得を増やすとされています。そうはいっても、この六次産業化というのは農家だけでやれと言われても、なかなか困難性が伴いますので、ＪＡなどと連携して進めていくということを戦略に盛り込んでいただければなというふうに考えています。

飼料用米につきましても、これまでは飼料用米についてはＪＡは全くタッチしていませんでした。というのは、飼料用米に取り組んでも何らメリットがＪＡにはないということで、取り組んでいなかったわけでありますけれども、これからは、農家の所得を向上させるという考え方の中では、ＪＡもそれを無視するわけにはいかないというようなことで、取り組むというような姿勢が示されつつあると思います。そういった中で、やはり市と連携して取り組むことが大事ではないかなと。市が主導してきたわけですので、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

次に、（３）の小さな拠点形成事業について再質問します。

ヘルスケア産業について説明がありましたが、それとこういったことについて調査・研究をこれからしていきたいというようなことでありますけれども、もう１点、地域包括ケアシステムの充実といったようなことも書かれております。こういったシステムを構築していく上で、旭市はリハビリにかかわる施設が不足しているように私は感じております。こういったリハビリに対しての施策をどのように考えているか。それと、これらの事業を展開するに

当たって、事業用地の確保というものをどのように考えているか。その辺について再質問させていただきます。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 小さな拠点でのということで、限定でリハビリ施設の話でよろしいでしょうか。聞いてしまって申し訳ありません。

小さな拠点ということで先ほど申し上げましたけれども、リハビリ施設ですとか、そういうことも含めて、現在調査中なわけです。それと、併せて事業用地の確保ということでございます。事業用地の確保につきましては、今想定している場所につきましては農地ということになります。ある程度、事業規模等も今、調査中ですが、どのぐらいの事業規模でその農地を描けるか。農地について描けるかということについても今、構想中というか研究中ですので、もう少ししたら概要が出てくるかなと。そのときにはまたお知らせしていきたいというふうに思っていますので、事業用地については、いわゆる農振等の大きな障害がありますので、とても難しい話ではありますけれども、その中で計画していきたいというふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 構想をされているということですが、構想はまだでき上がっていないと、こういうことをやりたいということについて、具体的な構想を描くということについて、まだその辺までは行っていないということでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 具体的には、構想とかという言葉で位置付けしているわけではございませんが、総合戦略骨子の中で示したことは、あくまでもヘルスケア産業等を中心に小さな拠点ということでイメージしております。ですので、そこまでは、構想といえば構想かも分かりません、ありますが、具体的な例えば施設の内容ですとか、規模ですとか、事業用地の大きさ、その辺について現在、調査研究中ということになっています。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 先ほど事業用地についても触れましたけれども、事業用地もなかなか農振法の関係で確保が難しいといったようなことでありますけれども、そういった中で、特区というような話をよく執行部のほうからお伺いしますが、特区申請する場合においても、

やはり申請する際には具体的なこの構想が示されない、ただ特区、特区と言っただけでも特区の許可は下りないと思いますので、旭市として最もここが大事な地方創生にかかわる部分だというようなことを、構想を作って、具体的なものを作って、国に上げて、これで行きたいと思いますから許可をお願いしますというようなやり方をすべきだと思いますけれども、その辺はそうではないんですか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今議員がおっしゃられたとおりです。今、書けるもの、ある程度現実的にどんな手法で、どのような形ということで、規模等を考えています。それができ上がった段階で、議員おっしゃるように、国等にその計画を上げていながら、具体的な手法等もまた関係機関と相談していくと、そんな手順になると思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○１１番（島田和雄） では、よろしくお願いします。

次に、旭中央病院の中期目標についてのうちの（１）、中期目標作成に当たって、市長の思いをお伺いしました。ありがとうございました。

（２）の中期目標で達成すべき目標のポイントということではありますが、中期目標、市長が作って、評価委員会の評価を受けて、きちんとしたものになっていると思います。そういった中で、私が注目していたのは、健全経営の維持に関すること、それから医師の確保に関すること。これらがどのように盛り込まれているのかなといったようなことを注目しておりましたが、そういったことが大きな目標だというようなことで示されておりましたので、この目標をぜひ達成していただければというふうに思っております。

続きまして、中期目標の評価についてであります。評価のやり方について。やり方といいますか、方法について説明を受けました。中期目標、今回の議案として上げられているわけではありますが、中期目標に掲げられた項目というのは数十項目示されています。今後、これらの項目ごとに、法人によって中期計画が作られていくと思います。そういった中で、数値目標を示して計画が立てられる、そういうものについては誰が見ても結果の評価については理解ができると思います。

しかしながら、抽象的な文言の計画については評価もしにくいのではないかなというふうに考えています。中央病院が今後目標を受けて中期計画、これを策定するときには、なるべ

く具体的な計画を策定していただきまして、素人が見ても、目標、計画に対しての評価が分かりやすいものにしていただきたいと、こういうふうに要望をさせていただきます。

質問としましては、評価の結果につきましての発表というのは、どのようにされるのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 評価の公表の仕方ということのご質問だと思います。他の地方独立行政法人の例を見ますと、ホームページへの掲載が主流でございます。この方法によるものとなりますけれども、そのほか、広報紙への概要掲載など、できる限り市民に広く周知できる方法を考えていきたいと思います。

なお、地方独立行政法人自身にも徹底的なディスクロージャー、情報公開です、が求められておりますので、病院のホームページのほか、病院広報紙や院内への掲示など、市民はもちろん、病院利用者へも周知できるよう考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） では、よろしくお願いします。

次に、院外処方実施後の影響についての再質問ですが、3点お伺いしたわけでありましてけれども、最初の薬剤部をはじめとする病院内の影響については、薬剤師の業務で、入院患者に対してよく説明が件数的にも多くできるようになったと。また、院内の処方でもきめ細かな薬の指導ができるようになったということで、よい影響が出ているというふうなことが言われまして、これについては分かりました。

病院内の収支につきましても、病院内の薬剤関係の収支につきまして、会計課長さんにヒアリングのときにお伺いしたわけでありましたが、想定どおりかというようなことで質問したんですけれども、期間がまだ短いということで、正確な数字がまだ発表できないということでありましたので、これにつきましては今後のまた検証をさせていただければというふうに思っております。

2番目の患者への影響ということでもありますけれども、待ち時間が短縮というのは、これはもう当然想定されたことでありますけれども、問題は患者の薬代の負担がどうなったかということなんですけれども、これを検証するにはどうしたらいいかなというふうに考えたんですけれども、国保会計でその辺について分かりますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 国保会計でその影響が分かるかということなんですけれども、確かに院外処方と院内処方では、診療報酬の点数が違ってきます。中央病院で院外処方の総額を出すことは可能です。ただ、この影響額を調べるとなると、院外で処方した場合と院内で処方した場合、それを仮定した額をもう一度算出しなければならないと思います。

中央病院の院外に回る件数というのが、恐らく年間数万件に及ぶと思うんですけれども、それを一つ一つ計算し直すということをしなければ、正確な影響額というのは出ないと。これを計算するのはちょっと困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） ちょっと計算が大変だということで、難しいという答弁でしたけれども、ということの中ではちょっと検証が難しいなと。どうやったらいいのかなというふうに、よく分からないわけでありましてけれども、相対的には医療費がどうなるのかということだろうと思いますけれども、医療費を下げるためにこういった政策が出されていると思いますので、それは後の数字を見るしかないのかなというふうにも感じております。

ただ今年も、この間出た薬剤費ですか、あれはかなり医療費全体の伸びよりも調剤にかかわる伸びが大きいということのような、そういったデータも出ておりますので、幾らかそういうのが影響されているのかなというふうにも感じておりました。

次に、3点目です。院外薬局の立地についてのことなんですけど、院外薬局の立地については、私自身、こんなに薬局が院外処方という中でこんなに立地するとは思っていなかったもので、びっくりしている次第です。そもそも市内外の既存の薬局に薬をもらいに行くと、そういったことをイメージしておりました。そういった中で多くの薬局が立地したということで、その効果としましては雇用の拡大とか人口の増加もあったような気がします。先月、先々月の人口、旭市はプラスになっておりまして、これはなかなかそういうことがないという中でプラスになったというのは、一つは院外薬局の影響かなというふうにも思いました。さらには、そういった中で税収も多少伸びるのかなというふうにも感じております。

病院の影響力の大きさを感じた次第ですけれども、このような影響力といったものを何とか旭市の活性化につなげることができないのかと。これが小さな拠点事業と一致するものだと思いますけれども、院外薬局の盛況を見ますと、2匹目のドジョウと言ってはちょっと言葉

が不適切かもしれませんが、そういった中央病院の影響力を行使した施策というのも考えていただければというふうに感じています。これは要望です。

次に、道路にはみ出した枝の伐採についての再質問ですけれども、緊急性がある場合や所有者がどうしてもできない場合は市が切るというようなことでありました。一般的には、住宅から出ているような枝はよく管理されております。私の住む地域は、道路沿いに山林が多いんです。そこから枝が伸び放題になっております。実際にこの枝を切ろうとした場合には、切った枝が道路に落ちますので、交通規制をやって片側通行にして実施しなければならないと、そういうふうな状況です。個人でこういったことを対応するのはなかなか難しいということで、区長を先頭に、道路沿いの枝を切ろうと、そういった話が進んでいるわけでありまして、労働につきましては地域の人がボランティアでやると。使用する機械代、それから交通規制等の旗振りの方の人件費等は幾らかかるかやってみないと分からないので、後で費用を捻出するということで、取りあえず問題を解決しようということで、今計画されています。このような地域の問題や課題を地域で解決しようという取り組みに何らかの支援をしてもらえないか伺います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 道路愛護と申しましょうか、そちらに対しての個人あるいは団体によるボランティア活動ですが、申し訳ございませんが、建設課としましては、道路愛護に貢献されたということで、感謝状程度しか出す支援がございません。申し訳ございません。建設課においては費用に対する支援というものはございませんので、あしからず申し訳ないですが、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 感謝状というのも一つはよい答弁かなというふうに感じておりますけれども、やりとりの中でこの答弁は予想されたわけでありましてけれども、納得しているわけではございません。該当する市の事業、ほかに何かないのかなというふうに思いましたし、なければそういったことについて何らかの事業を創設していただきたいといったようなことも要望しようかなというふうに考えておりました。

そういった中で、決算書を見ていた中で、旭市民まちづくり活動支援事業といったような事業がありまして、これが該当しそうだというふうに感じましたので、担当課長さんにこの事業で先ほどの私たちの取り組みが支援対象にならないのか、事業内容の説明と支援対象

になるかどうか、答弁をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 市民生活課の所管するまちづくりの補助金について申し上げます。

地域のためという形でもないんですが、市民との協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業に対して補助金を交付する旭市市民まちづくり活動支援事業補助金の制度です。

補助金の対象につきましては、市内を活動拠点とする団体で、旭市市民まちづくり活動団体登録要項に基づく登録を行っている団体となります。

補助対象事業につきましては、市民の福祉の向上及び公益上の必要が認められる事業、また市の財源によるほかの補助金を受けていない事業という形になっております。

補助金には2種類ありまして、スタート支援事業補助金とステップアップ支援事業補助金があります。スタート支援につきましては限度額が10万円、ステップアップ支援事業につきましては限度額が30万円となっております。

補助金の交付に当たりましては、旭市市民まちづくり活動支援事業審査会において審査を行い、その結果に基づきまして交付決定を行うことになっております。

今年度につきましては、既に市民まちづくり活動の審査会も実施しまして、交付決定しておりますので、今年度につきましてはもうこの補助については終了しているということを申し上げます。

先ほどの道路にはみ出した枝の伐採ということですが、実際、地区なり区なりの方がやられるというお話だと思います。現在、こうしたまちづくりの登録団体が二十何団体かあるんですが、区が登録団体になっているというものは、現在のところございません。また、そうした地区がやっている事業、それぞれ市民協働ということでやられていると思いますが、そういったものに仮に補助をするということになりますと、全市的に、じゃ、ここはどうだという話にもなりますので、実際、申請書が出てこないとまた何とも言えませんけれども、現実問題としては、ちょっとそれを該当させるというのは厳しいかなとは思っております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 歯切れの悪い答弁で、対象になるのかならないのか。市も検討されているとは思いますが、協働といったようなことを市の方針として大きく打ち出してい

るわけでありますので、そういった精神の中で、この取り組みが公益性が全くないのかというようなことなんですけれども、私有地から出ているということの中で、公益性といったものはないのかと。私有地はあくまで個人で処分するんだというような考え方、法的な考え方に皆さんは貫かれているといったように感じますので、そうではなくて、協働といったことは、市民と市がお互いに協力し合ってやるという、これが基本的な考え方だと思いますので、そういった考え方の中で何とか考えをまとめていただきまして、応援していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時25分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（景山岩三郎） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（7番 飯嶋正利 登壇）

○7番（飯嶋正利） 議席番号7番、飯嶋正利です。

平成27年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は連日の猛暑の中、昨日の報告で、夏期観光は大きな事故もなく、おおむね良好のうちに終了したと報告がありました。猛暑が終わり、残暑がないまま一気に秋に突入し、農家の皆様にとっては実りの秋を迎えております。しかし、米価においては昨年と同様、非常に厳しい価格で推移していると聞いております。国においても米価に対する一層の政策を望みたいと思っております。

それでは一般質問に入ります。

本日、大きな項目で4点、小項目で9点ほどの質問をさせていただきます。

1 点目、保育についてということで、（1）保護者に対しての連絡網についてということで、現在小・中学校では、保護者に対して携帯メールの配信による連絡網がどの学校でも整備されております。そういったものを保育園のほうにも整備していただけないかという要望でございます。私は今、地元の保育園の後援会のほうに携わっておりまして、保護者のほうからそういった希望がだいぶ出ております。なるべくお金がかからないような方法でご一考いただけないかという希望でございます。

2 点目、保育所への補助金についてということで、これも身内に対しての補助金という言葉はいささかちょっと違うのかなというふうに思いますが、実は保育連絡協議会、そういった事業がありまして、その中で、全く収入がない中で事業が行われて、来年度に関しては全く予算がゼロであるということで、今、旭市には現在、小・中学校にはいきいきプランというものがございます。それに準じて、小さな額でも結構でございますので、保育所が独自に使えるような定額の予算、これもご一考いただけないかと、これも要望でございます。

大きな2 番目、子育て支援についてということで、この件に関しましては、6 月議会で平野忠作議員が第3 子以降の支援ということで質問をさせていただいたという中で、私もそこに大いに賛成する部分がありまして、現在の子育て支援、また第3 子以降にどういった支援ができるのかなということで検討させていただきたいなというふうに考えております。

大きな3 点目、退職手当組合負担金についてということで、（1）平成25 年、26 年の改正に伴う負担金の額について、議員の中にも1 期の方は分からない方もいらっしゃると思いますので、その点についてまず説明をいただきたいなというふうに思っております。

（2）、中央病院が4 月に独立行政法人に移管するという形になった場合の、独立行政法人化に伴う清算金についてお伺いしたいなと。

3 点目、中央病院が独立行政法人化後の退職金についてどのような形をとっていくのか、どのような引当金を充てていくのか、お聞かせいただきたいと思いますと思っております。

大きな4 点目、院外薬局について。院外薬局の価格の差があるのではないのかなということをお聞きしまして、民間のことでございますので、分かる範囲で結構です。お知らせいただきたいなというふうに思っております。

（2）、これも先ほど島田和雄議員がお話ししました患者の負担について、簡単に、端的に、最低限かかる負担の分、増える分についてどのくらいあるのかなと。

この3 番目も先ほどの話の中で出ました国保会計への影響について。これもなかなか今の段階では分かりにくい部分があるんですが、私の観点から質問させていただきたいと思って

おります。再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、子育て支援課のほうから保育及び子育て支援に関する３点の質問について回答をさせていただきます。

初めに、保育所における保護者への連絡網についてということでお答えをいたします。

保育所では、基本的に朝夕に必ず保護者による送迎があることから、保育所からのお知らせや個別の連絡などは、保育所に来られた保護者に直接お伝えするか、あらかじめ登録されました緊急連絡網により電話連絡をするという方法をとっております。また、気象情報などにつきましては、市の災害情報メールの利用をお願いしているところでございます。

しかしながら、登所後の急な気象状況の変化等による緊急時には、電話連絡では速報性に限りがあるということも否めませんので、ご指摘のありましたメール配信などの利用についても今後検討してみたいと、このように考えております。

続きまして、保育についての二つ目。保育所への補助金についてというタイトルでございますが、趣旨といたしましては、世代間交流など、保育所それぞれの地域交流事業への支援をというような内容かなと受け止めました。世代間交流などの地域交流事業につきましては、子どもたちに豊かな心を育み、社会に自立していくための生きる力を育てる。そのような上で大きな役割を果たすものだと考えております。保育所におきましては、それぞれの保育所でそれぞれの特性を生かした地域交流会などを実施してまいりました。今後もこのような活動がさらに推進できるよう、新年度の予算編成に当たりましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして２項目め、子育て支援についてということで、第３子以降の支援についてというご質問についてお答えいたします。子育て支援課が所管する第３子以降を養育する子育て世帯に対する取り組みについてお答えいたします。前回の定例会でも申し上げましたが、旭市では子育て世帯の経済的負担を軽減することで、子育てしやすいまちづくりを推進するため四つの独自の取り組みを行っております。この中で、第３子以降の児童を養育する世帯への支援策二つについて申し上げます。

まず、第３子以降を出産して養育する保護者に対して、出産祝金として20万円を支給しています。平成26年度の実績では、出産祝金20万円が74名、旧制度の経過措置によります小学校入学祝金5万円が55名の給付となっており、合計金額は1,755万円でございます。

次に、保育所の保育料ですが、国の制度では入所中の児童だけで数えますが、旭市では小学生から高校生の兄・姉も含めて数え、第3子以降のお子さんを無料としています。

保育料の第3子以降の無料化は、平成26年度にスタートした事業ですが、昨年度300人が対象となり、6,233万5,000円の保育料が無料となっております。平均しますと1人当たり約20万8,000円の軽減となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、2番目の退職手当組合負担金についてということで、ご回答申し上げます。

まず1点目の平成25、平成26の改正に伴う負担金額ということでございます。

これは、少し経緯を申し上げますと、平成28年度までは当初、19年度の給料総額で1,000分の220で計算した額、これを固定するということが負担することになっておりました。ということであったので、平成24年度の負担金額を申し上げますと18億5,653万5,046円ということでした。ただし、減免の基準額がこの時点で76億円ということで、この時には減免基準額の、これは昭和30年度からの累計の収支差のプラス分がそれ以上になったときには減免するという制度なんですけれども、それが基準に達していなかったため満額を納めています。

25年度なんですけれども、ここで減免基準額が60億円に引き下げられました。これは制度改正になります。この時には市の退職手当組合の負担金は全額免除ということになりました。要するに一銭も納めなくてよいということになりました。

次に、26年度なんですけれども、この時も制度の大幅な改正がございまして、これまでの定額制から需要額を案分して負担する方式になりました。さらに累計収支差を26年から5年かけて20億円まで削減するということになりまして、旭市については累計収支が黒字であったため、本来であれば13億円ほどの需要額案分方式で負担するべきところを、市全体の負担、これは地方病院も含めてなんですけれども、3億8,373万5,839円という額で納めたということになります。

次に、（2）の地方独立行政法人化に伴う清算金なんですけれども、実は今年度、この清算金につきまして、検討委員会を設けております。これは旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う清算金がございまして、その算定方式について、千葉県市町村総合事務組合において設置された退職手当制度検討委員会において検討していると。それに並行して、現行の負担金制度の市の負担額、それから減額方式についても検討をしているところでありまして、こ

れはまだ結論が出ておりません。ですから、現時点で清算金が幾らになるのかということは、ちょっと今の段階では申し上げられないのかなということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは、3の（3）地方独立行政法人化の退職金についてということで、退職金についてどのような引当金を積むのかというご質問であったと思います。

退職金につきましては、今後独法化した場合には、事務組合のほうを脱退するという形になります。独法独自の退職金の引当金を計上するということになるわけですが、退職給付引当金のことをちょっとご説明させていただきますと、長期の負債性引当金は貸借対照表の固定負債に計上されるという形になります。また、これは将来の退職金発生も含めて計算するということになりますので、そちらのほうを独法化初年度に計上するという形になります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私のほうからは、4番目の院外薬局についての（1）調剤薬局の料金について、（2）の患者への負担についてお答えさせていただきます。

まず、薬局での支払金額についてでございますけれども、調剤薬局での料金計算につきましては、国が定めた調剤報酬点数により計算されていますので、調剤基本料というものを除いて、基本的にはどこの調剤薬局でも同じ金額となります。この調剤基本料ですが、調剤薬局のとっている体制によりまして点数が若干違うとともに、加算も認められているので、調剤薬局ごとに若干支払う金額が、同じ薬だった場合は、若干支払う金額が違ってくるということになります。

それから、患者の負担ということで、院内薬局と院外薬局で患者の負担額はどのくらい変わるのかというご質問でございます。これもちょっと細かくなりますけれども、数字を入れながらご説明させていただきます。

まず、薬自体の料金は基本的に、今申しました、どこの薬局におきましても同じ商品であれば同じ値段で売っておりますので、それはちょっと除かせていただきます。それから患者の自己負担割合につきましては、1割の方もいらっしゃれば3割の方もいらっしゃいますけれども、3割ということでさせていただきますと、まず最初、1例目としましては、内服薬

1種類を7日分処方された場合ですけれども、院内処方の場合は、薬本体の価格に加えて207円窓口で支払っていただくということになります。次に、院外処方の場合は、薬本体の価格に加えて病院での処方箋、病院で支払う金額とそれから保険薬局で支払う調剤料を合わせまして561円トータルで支払うということになります。このケースですと、院外処方のほうが354円割高ということになります。

2例目としましては、もう少しいろいろ薬が出る場合ということで、高血圧症の薬を1日1回飲むような形で、それから糖尿病の薬を1日3回朝昼晩飲むと。それからそれに伴って胃炎の薬を1日2回服用するパターンで、28日分処方すると。かつ患者さんが1回分ごと分包化するというので、1つのお薬に固めるというか、1回飲むのが何種類あっても1回で飲めるような形にすると。そういうのを希望した場合なんですけれども、この場合、院内処方の場合は、薬本体の価格に加えて207円お支払いいただくと。次に、院外処方の場合は、薬本体の価格に加えて、病院での処方箋料と保険薬局での調剤料を支払うということで、合計1,569円となりまして、このケースでは院外処方のほうが1,362円割高ということになります。いずれも薬本体につきましては、病院と院外薬局で同じ薬を使うということを前提にしております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、保険年金課からは4の（3）国保会計への影響についてお答えいたします。

旭中央病院の院外薬局移行による影響につきましては、先ほど島田議員にお答えしたとおり、影響額を算出することは困難であると思われます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

1点目、保育についてということで、1点目も2点目もおおむねぼちぼちというお話でしたが、何かこのメール配信については、旭市の中でも独自にちょっと始めている所があるというふうな話を聞いておりますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） メール配信につきまして、先行している事例があるのではないかとご質問ですけれども、警報等が発表された時という場合の中で、公立・公営の保育所が12か所ございますけれども、地理的にそれぞれ条件が異なっておりまして、古城保育所につきましては土砂災害警戒区域というような立地がございます。警報が出た場合に、基本的には保護者の方にお迎えに来ていただくというような態勢をとっておりまして、従来ですと、先ほども申し上げましたように、電話連絡網を使ってお知らせしていたところですが、なかなかこれには、先ほどお答えしたとおり、時間を要するという中で、スクールメール等の専用のメールではございませんけれども、どうしても防災という観点で緊急的な対応としまして、市の通常のシステムを使った中で、希望者にアドレスを登録していただいて、警報等の情報をお伝えするというようなことに今年度取り組みまして、先日の警報が発表されたときに1回目の配信を行い、おおむねスピード感を持って伝えることができたというように考えて評価しております。

ただ、専用のメールではございませんので、例えば来年お子さんが変わったときの登録とか、いろいろ作業的には議員のご質問があった専用メール等と比べると劣る点がたくさんありますので、今後十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

スクールメールのように大金をかけなくてもやれることはあると思うんですね、今のうちに。それとここで保護者にできれば安心を与えていただければありがたいのかなというふうに思っております。1点目はこれで結構です。

2点目の補助金について、もう予算の検討時期に入っておるので、市長、いかがでしょうか。お願いできれば非常にありがたいなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 庁内で勉強会を開きまして、いろいろと議論をしたわけでありましてけれども、私の思いは、幼少教育といいましょうか、保育所のそういったしつけや教育、非常に大事だという思いでいます。三つ子の魂百までとよく言われますので、そういった小さいころのしつけ、教育、そういったもののために保育所の運営費とかそういった部分、やれる方法を今から検討しながら、各保育所に少しでも役に立てるような形でやっていきたいなど、そんなように考えているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。

高齢者との交流も子どもたちには大事な機会ではあるのかなと。もとはこういった事業は県の補助金がありまして、そういったものが使えた経緯があつて、今そういったものがなくなってしまうと、今までそういった慰問に行ったりということもできないよという保育園のほうの話も聞いております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、大きな2点目に入ります。

第3子以降の支援ということで、今現在、第3子は無料になっていますが、例えば第2子まで無料にした場合、どのくらいの予算がかかるのかお聞かせいただきたいなというふうに思ひます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 保育料の第2子を無料化できないかと、その場合にどのくらいの影響額があるかというご質問でございますけれども、保育料の第2子の軽減といたしましては、現行の取り組みで同時入所の第2子の保育料2分の1を軽減しております。この金額が対象者数260名で約3,800万円です。無料化いたしますと同額の3,800万円が必要になります。なお、第3子と同様に卒園した兄弟も含めてカウントした第2子を対象とした場合には、約460名が新たに対象となり、ただいま申し上げました3,800万円とは別に1億1,800万円程度の費用が必要になると思われまふ。

また、少子化につきましては、雇用形態の変化による若者の収入の低下や価値観の変化による晩婚化なども大きな要因とも言われております。このようなことも踏まえまして、関係課と連携し、少子化対策を総合的に検討していく中で、経済支援策についてさらに検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 人口減少、第3子が生まれれば人口が増えるということではありません。

先ほど島田和雄議員の答弁にもありました。やはり結婚しない人が多いのかなということが第一。また、その子どもたちのお母さん方が働く場もやっぱり少ないのかな。そういった面で、やっぱり子どもを産む環境が少なくなっているのかな。それも併せての現状かなというふうに思っております。

しかしながら、これから第3子をという場合に、やはりある程度インパクトのある、旭市に来れば、あそこはしっかり子育てをやっているよと。今、私もお母さん方と話をする機会が非常に多いのかなと思っております。旭市は非常にありがたい。おむつ支援、第3子の保育の無料、本当に助かっているという話を聞いております。しかし、これがやはりどうせ同じ支援をしていくのであれば、今、無理をしてでも、やっぱりこの間、前6月議会にありましたように、平野忠作議員のお話ではありませんが、お祝金100万円、そのぐらいのインパクトのある施策を考えていただいてもいいのかなと。なかなかお金のことばかりで非常に恐縮ではあるんですが、ご検討いただければありがたい。これもなかなか厳しいお話になりましょうが、答弁はお願いということで結構でございます。

それでは、大きな3番目に入りたいと思います。先ほど総務課長のほうよりお答えいただきました。例えば今これ、今もう独法化に移管するということになったのですが、平成30年まで今の現状でいった場合に返ってくる額はどのぐらいの額になるのか、お知らせいただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、30年まで計算した額というのは、実際には例えば27年度の段階で9億円ほど負担金総額としては軽減されるということが続くということになります。ですから、その分を勘案した額が軽減されている状況だと。これが30年まで続いているということになります。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 現在の、たしか60億円ちょっとですよ。現在の積立、積み越し。そうすると、30年度に20億円まで圧縮するということであれば、約40億円近い額というのは、減免分も含めてあるのかなというふうに単純に思うんですが、そういった考え方で間違いないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、26年度末で旭市として今まで積み立てた額、それから支払った額、その累積の収支差、これが56億4,000万ほどあります。ですから、これを20億まで持っていくということであれば、その分のいわゆるメリット、これがあるということになります。20億円ですから、36億円ぐらいを目標に減っていく。ですから先ほど単年度9億円というの

があつて、4年かかると36億円減るということになるということでございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） この36億円という大きな額。これが、2番目に入りますが、清算金という形になると、どのくらいになるか分からないというお話がございましたが、今、総務課長の考え方の中で、頭の中でという答弁はおかしいのかなというふうに思いますが、概略、全くゼロではないでしょうし、20億円まで圧縮する中で36億円がまさか1億円、2億円になるということではないでしょうから、概略、分かる範囲で結構です。お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この清算につきましては、千葉縣市町村総合事務組合の市町村負担金条例というのがあります。この中で、第12条で負担金の清算というのがあつて、さらに第13条で負担金の清算の特例ということがあります。この特例の中に移行型の独立行政法人という規定があつて、要するに市役所の中の一部の組織全部が移行型の独立行政法人になったときには、この制度で清算しましょうということになっています。

現行の制度であれば、加入していた期間全ての期間で納めた一般負担金の、今の条例上は1割を残してくるということになっています。10%です。そうすると、実はこの金額というのは三十五、六億円になってしまいます。その計算があつてから、今度、職員数の案分という形で清算額が決まってくるので、この計算でいくと、今の制度は非常に少ない額になってしまう。これではあまりにもちょっと、加入している期間が長ければ長くなるほど負担金はずっと納めていますから、それが積み上がります。ですから、残してくる額もより積み上がって多額になるということがあつて、そのこのところはあまりにも不合理だから少し直しましょうということで、今、検討委員会をやっているということなんです。

ですから、この検討委員会は、できるだけ市にとって有利な形になるように提案しているところなんですけれども、今の段階ではそこまでしか言えないのかな。頭の中でざっくり計算と言われますと、その額がちょっと一人歩きしてしまうところもあると思うので、できれば、はい。申し訳ありませんが。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 額はなかなか数字的には表せないということで、例えば仮に幾らか返ってくるということで清算金だと。その清算金に対しては、これは病院に繰り出すというのは当然だとは思いますが、それで病院の今まで積んだ額が全て清算になったということの認

識で市側と病院側はこれでよろしいでしょうか。両方にお答えいただきたいなと思っております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総合事務組合におきましては、あくまでも市は一本という形なので、ここの中で市の分、一般行政の分とそれから中央病院分というのは、分けて向こうは整理しておりません。市のほうが中央病院分とそれから一般行政分ということで整理しているということになります。これが今、最大限戻ってきても、今まで積み立てた分が全部整理できるのかと言われますと、それは必ず向こうに残してくる額がありますから、整理は完全にできません。そうすると、あとは当然市と病院が協議をしながら進めていくということになります。ただ30年度まではある程度減額するという方式が出ておりますので、このところを基本に考えていくのかなというふうに思っております。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院といたしましても、今、総務課長が申したとおり、市と総合事務組合との調整の結果を踏まえまして、市と協議させていただきたいと思っております。ただ、病院は市の組織の一部でありますので、基本的には市の考え方に沿った形で対応していくことになると思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） もうこれ、4回目になっちゃいましたよね、今ので。

○議長（景山岩三郎） 4回目です。

○7番（飯嶋正利） 病院としては手を出したいんでしょうけれども、お互いそこをもめないように協議していただければありがたい。

では、3番目まではよろしくお願いします。

病院として今度、移管後、それなりの退職手当引当金を積んでいくということですが、金額とその内容、内訳を教えていただければありがたいなと思っています。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 退職引当金のほうの金額ということでございますが、現在こちらのほうは今度、大きく制度が変わります。それで、当然ある程度の見込数字というのはご

ございますけれども、こちらのほうは外部のほうの年金数理人のほうに委託して、こちらのほう算定を依頼いたしまして、来年度計上するという形になろうかと思います。

以上です。

(発言する人あり)

○病院経理課長(土師 学) 内訳につきましては、退職給与制度のほうを設定して、そちらのほうはそれの依頼をするという形になります。

内訳というご質問で、多分、要は引き当てできるのかというような。はい。こちらの要は引き当てできるかどうかというあれに関しましては、これは先ほどご説明差し上げましたとおり、固定負債に計上するという形になります。それでまた将来の一定期間、平均勤続年数だとかを算出して計上するという形になりますので、ご心配を多分いただいているのは、現金が足りるのかどうかというところだろうと思うんですけども、その辺は、これは引当金相当の現金を必ずしも持っていなければいけないというようなものではございません。ですので、こちらのほうは12月議会で財産の出資に係る議案が上程される予定ですが、その評価額によっても左右されるわけなんですけれども、今現在では、その引当金の計上は問題なくできるだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員。

○7番(飯嶋正利) 内容はということで、現金ではないということで、そうすると当面単年度ごと。もう来年度は間違いなく初年度に退職金ということで予算化するということですよ、初年度は。次年度、その次の年度からは、その分の退職金を予算化して、そこに繰り出してそこからということになるんですか。毎年、単年度ごとに。

○議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長(土師 学) 初年度にまず引き当てをいたします。それから当然、その翌年度から退職金が発生していくわけですけども、また年度ごとにその時その時の引当額というのはアクチュアリー、年金数理人なんですけれども、そちらのほうとすり合わせをしながら、その不足部分を費用化して繰り入れていくというような形になります。

○議長(景山岩三郎) 飯嶋正利議員。

○7番(飯嶋正利) 職員の方もこの退職金、非常に不安に思っている部分があると思うんです。そのこのところをやっぱり安心して働けるような体制を作っていただけたらいいなという

ふうに思っております。

○議長（景山岩三郎） 一般質問の途中ですが、1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き飯嶋正利議員の一般質問を行います。

飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 午前中に引き続き、よろしくお願いいたします。あと3点ほどございます。

調剤薬局の料金について、少々の違いがあるということでございました。これも、今もう薬局のほうは民間になってしまっておるので、どこまで話をして突っ込んでいいのかというのもありますが、現在、中央病院の周りにある店舗、これについては差額がもらえる薬局であるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 病院の前にある調剤薬局で差額がもらえるものはあるかというご質問でございますけれども、基本的に、先ほど申しましたように、店舗の内容によって調剤基本料が違うということはあるんですけれども、ちょっとその内容について今のところ病院として把握しておりません。ただ、24時間やっている薬局については若干加算があるということになっております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） その差額というのは、現在かかっておるのでしょうか。お知らせいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） かかっているのではないかと考えております。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） これを言っているのか悪いのか、どこが高い、安いということは、若干はあるということによろしいですね。はい。

それでは、（２）番目の患者への負担についてということで、幾つか例をこの間の面談の時にいただいております。基本的にこの調剤料だけでも間違いなく上がっていくということで、取りあえずは間違いはないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 院内処方と院外処方の場合では、同じ薬を使った場合には院外処方のほうが費用は上がるということは間違いありません。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ここに一つ例をいただいております。院内で処方した場合が4,330円、これは先ほど高血圧の薬と糖尿病の薬、胃炎の薬、これになると合計4,330円。同じものを院外で処方すると7,310円。3割負担ですと、院内が1,299円、院外が2,193円と大きな開きになると思うんですね。

基本的に、これは同じ薬であれば間違いなく患者負担は多くなる。それに伴って、間違いなく国保の負担も増えていくと思うんですね。もちろんこの病院の中でも、お医者さんにもなるべくこういった料金を下げていただくような指導というのは、病院のほうでもしていただいているのか、お知らせいただきたいなというふうに思います。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、ご指摘がありましたように、病院の院内処方で使う薬と同じ薬を院外で処方いただいた場合には、当然院外薬局のほうが高くなるわけです。それを国の施策として、今、医薬分業ということを進めておりますけれども、それは基本的に同じ薬を使うのではなくて、できるだけ後発医薬品、ジェネリックと申しております、ジェネリック医薬品を使うということを前提に医薬分業をしていると。

ですから、先ほどお示ししました高血圧の薬を1日1回、糖尿病1日3回、胃炎の薬を1日2回のお話だと思いますけれども、これですと同じ薬を出した場合には、当然病院のほうで900円ほど安いということになるんですけれども、例えば花粉症の薬であれば、今中央病院で採用している薬で、30日分、飲み薬と点鼻眼と、いわゆる目薬、点眼と点鼻、鼻にしゅしゅっとやる薬を1か月分出しますと、病院だと9,320円で患者負担が2,796円。それから、

後発医薬品をもし使った場合、ジェネリックを使った場合には、同じような内容の薬を使いますと4,960円の金額になりまして、負担が1,488円ということで、逆に1,300円ほど安くなります。

こういうことは、病院としてもよく了承しておりますので、現在、ジェネリックがある薬については、できるだけジェネリック化を進めるように中でやっておりまして、既にジェネリックの薬がある先発医薬品については、9割方ジェネリックを入院では使っております。外来についても、今できるだけ進めて、できるだけ国保の負担がないようにやっていこうということでやっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今、やはりジェネリックを使わない限りは薬価は下がっていかないというお話がございました。

病院のほうからも今、そういった方向にお医者さんのほうも向いていただいているということで、今度、院外薬局の場合にそういった指導を、これは市としても国保の負担がだいぶ違ってくると思うんですね。そういった負担の軽減に向けて、役所が指導ということはどうなのかと思うんですが、そういった面で何かございませんか。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 市としまして、とにかくジェネリック医薬品の使用ということをお願いするというので、医薬品の薬剤料のほうをなるべく安くするように周知しているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 患者は、もらった薬が高いのか、安いのかというのは、なかなか分からないということがございます。その辺のところを、今後きっちり指導していただいて、今、国のほうも40兆円というような医療費になっていると聞いております、来年度予算がですね。やはり少しでも医療費の部分を下げていくというのが必要だと思います。そういった面でのご指導、よろしく願いしたいなというように考えております。

最後に、やはり病院の独法化によって、病院は薬も本当は不採算部門になると。また、先ほど申しましたように、退職金のほうも少し置いてくるというような形で独立行政法人に移

管するということになります。そういった思いを新しくなる独立行政法人の経営にしっかり持っていて、しっかりした経営をしていただきたいなと希望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

3点の一般質問を行います。

まず、大きな1点目、干潟公民館の解体について、理由と対応についてお尋ねします。

行財政改革という錦の御旗のもとに、干潟公民館解体という話があります。しかし、人に人生があるように、建物にも歴史があります。この公民館のエレベーターは婦人会からの申し出による貴重な寄附を財源に造られました。それらのいきさつ、どのように認識しているのかを伺った上で、その中での解体なのか、それであればその理由と解体後の対応について伺います。

大きな2点目は、新庁舎建設について。その1点目は、庁舎用地と建築計画について。庁舎は市のシンボル、そして顔であります。それだけに、新庁舎がどこに、どのようなものができるかは、市民にとっては何にも増して一番の関心事であります。

昨年3月に新庁舎建設基本構想が出ましたが、議会にはその際の説明だけで、その後はこのような重要なこと、全く説明がありません。そして、市民会議などの主導のもとに進められています。理由についてお尋ねします。

2点目は、予算計画についてであります。庁舎建設、解体の概算予算、そしてそのための資金の調達の方法について伺います。

3点目は、合併時並びに中長期計画での位置付け。これについては合併による交付税、合併特例債の特典の期間は10年、有利な財源活用のためには合併時並びにその後の計画について伺います。

4点目は、都市公園法についてであります。市民の憩いの場、運動の場としての都市計画公園について何点か伺います。

まず、1点目は、都市公園法では1人当たりの公園面積はどのようになっているのか。

2点目は、現在の旭市の公園面積と1人当たりの公園面積。

3点目は、防災機能を持った公園ということですが、具体的にどのような機能を持っているのか。

4点目は、6月議会においてあまりにも大きな公園用地、せいぜい50人から100人しか歩いていない。そのように必要のなかった公園、貴重な税金を使ってなぜ造ったのか。

5点目は、建設場所は何を優先するのか。市民にとって市役所は利便性のよい、そしてそのエリアで全ての行政サービスが受けられる、これが一番の理想であります。文化の杜公園ありきで進んでいますが、そこで何点か伺います。

まず1点目は、庁舎の場所は自治法ではどのようなになっているのか。

2点目は、市の中心部にあってということですが、どこを起点にした中心になるのか。

3点目は、建設基本構想もないのに24年ごろから場所も決まらないでいるという意味について。

4点目は、4か所の土地の調査、地質調査、環境調査、交通調査などを実施したということですが、その調査結果の開示をしていただきたいと思います。

5点目は、駐車場は行政で整備をしなければならないという法的根拠について伺います。

6点目は、国・県と調整しクリアできたら文化の杜公園、一般的には場所が決まってからの調整だが、この手法が全く逆、本末転倒ではないか。理由について。

7点目は、市民会議の地域ごとの人数とその会議録の開示、それとともにパブリックコメントといいますが、その地域ごとの人数と内容について伺います。

大きな3点目のインフラ整備についてであります。

そのまず1点目は、道路整備について。6月議会の報告において、干潟地区の、しかも入野地先の限定された道路で、路面の穴に車が侵入した事故が2日間に連続して数件発生しました。市は管理責任があるために数十万円の損害金を払っていますが、原因と対応について。

なお、市道の総延長面積とバランスシートでの道路分の償却資産の額と償却年限と直近決算年度での維持費等について伺います。

2点目は、水道事業についてであります。水道管の老朽化に対応するためということで、水道料金、平成19年度から値上げされました。その結果、勝浦市に次いで県内では当時2番目に高くなりました。

そこで伺います。まず1点目は、県内で一番高い市町村名と旭市の位置付け。

2点目は、近隣市町村の料金。これは基本料金で結構です。

3点目は、平成26年度の利益と値上げ後の利益の累計。

4点目は、値上げた平成19年から平成26年までの老朽管工事の金額について。

それから、3番目は償却資産についてであります。今後、交付税が削減されます。交付税が減っても義務的経費は人件費以外削減できません。減った分の削減は、投資的経費、つまり市民サービスの低下であります。

そこで、現在の償却資産額と直近年度での投資的経費、その中での一般財源について伺います。

1回目の質問はこれで終わります。あとは自席で行いますが、簡潔で明快な答弁をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、私のほうから項目1の干潟公民館の解体について、

（1）理由と対応についてということで、初めにエレベーターの設置のいきさつをどのように認識しているのかということについてお答えしたいと思います。

干潟公民館のエレベーター設置の経緯について申し上げます。

干潟公民館は昭和49年に建設され、多くの利用者がありましたが、高齢化の進展などによりエレベーター設置は町当局及び公民館利用者にとって長年の課題でありました。その後、公民館利用関係団体などから、公民館利用の利便性を図るため、エレベーター設置要望の声が町当局に寄せられ、町当局と公民館利用関係団体である干潟町婦人会との間で協議調整が図られた結果、婦人会の熱意と寄附により、これを原資として平成13年12月にエレベーターが設置をされました。

なお、工事費の総額は設計監理料を含めまして4,074万5,000円であります。また、財源内訳ですが、婦人会からの寄附が1,000万円、起債が2,920万円、一般財源が154万5,000円であります。なお、起債につきましては、2分の1の1,460万円が交付税措置されるものであります。

そして、2点目の解体の理由でございますけれども、干潟公民館は昭和49年に建設され、築後約41年が経過しており、老朽化の進行が著しく耐震診断も未実施の状況であります。また、飛散性アスベスト建材が使用され、環境安全面でも課題があるなど、今後、長期にわたって使用していくためには大規模な改修を行う必要があります。

これらに加えて、現在、空調機器が故障しており、冷暖房がきかない状況であります。こ

ういったことから、利用者に大変ご迷惑をおかけしているような状況であります。このよう
なことから、7月から9月までの夏季期間につきましては、代替施設として干潟地区にある
コミュニティ施設を利用いただき、使用料についても公民館と同様に減額できる旨を登
録団体に周知したところであります。

施設全体で大きな課題を抱えていることから、公民館機能については干潟支所内への移転
を検討していくこととしております。なお、干潟公民館の解体の時期につきましては、早く
ても新庁舎の供用が開始された以降になるものと考えております。

次に、解体後の対応ということでございます。公民館機能を干潟支所に移した場合の利活
用につきましては、現段階ではどこの階にどのような機能を移転するのかは未定でありま
すが、舞台につきましてはほぼ現在の舞台に近いものができるものと考えております。ただ、
舞台の天井につきましては、現有の施設を利活用するという部分では、天井が低いものとな
ってしまいますが、それ以外の利用についてはあまり影響がないものと考えております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○生涯学習課長（高木昭治） すみません。答弁漏れがありました。

干潟町婦人会は、地域最大の婦人団体として昭和30年に発足して以来、平成16年に解散す
るまで、49年の長きにわたり、家庭婦人及び社会人として教養を高めるとともに仲間の輪と
輪を広げながら、心身ともに健康で豊かなうるおいに満ちた生活を目指して、生き生きと実
りある活動を展開してまいりました。

およそ半世紀が経過し、日進月歩の目まぐるしい社会情勢の変革を顧みるとき、婦人会は
趣旨に基づく活動の成果を十分に上げ、一時代の役目を全うしたことを確認して婦人会活動
を終結することになったというふうに聞いております。

この間、世の中は変化し、生活様式も大きく変わり、豊かになってまいりました。かつて
結婚式などは各家庭で質素に行われておりましたが、時代の変革とともに華美になり、競い
合うような時代になってまいりました。このままでは生活の基盤が落ちていってしまうと感
じ、生活改善を推進しなければと、官民一体となって結婚式簡素化運動を推進してまいりま
した。その一助として、公民館を核とした花嫁衣裳の貸し出し事業や公民館挙式への協力な
どにより、家庭における経費削減を推進してまいりました。

その結果として果実が積み重なり、活用方法について検討した結果、干潟公民館にエレベ
ーター設置資金として寄附することが望ましいと役員会議で決定され……

(発言する人あり)

○生涯学習課長（高木昭治） このような経緯に至りました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは2番目の新庁舎建設についてのうち、（1）から（3）、それと（5）につきましてお答え申し上げます。非常に質問項目が多うございましたので、漏れがありましたらまたご指摘をお願いしたいと思います。

まず、昨年3月に策定いたしました基本構想におきまして、新庁舎建設の背景となった現庁舎における問題点、それから新庁舎における基本的な考え方について、新庁舎の位置として4か所の候補地を挙げて今後の課題として提示したところでございました。

その後の説明がということでございましたが、その後は4か所の建設候補地につきまして市民会議の委員さん方に意見を伺いながら比較検討を行いまして、旭文化の杜公園がふさわしいとの提言をいただきました。

また、昨年8月に建設候補地に係るパブリックコメントを実施したところでございます。やはりパブリックコメントの結果も文化の杜公園がふさわしいとの結果でございました。それらの結果等につきましては、昨年9月の全員協議会におきまして議員の皆様にもご説明させていただいたところでございます。

今後ということで、まず建設場所に決定することを優先いたしまして、さまざまな手続きを行っているところでございますが、新庁舎における役割や機能等については、この後に実施する予定の基本計画や設計業務の中で詳しく決めていくことになります。これらにつきましては、当然ながら議会や市民の皆様意見を伺っていくことになろうかと思います。

市民会議主導で進めているという、その理由というご質問もございました。市民会議につきましては、新庁舎の建設に関する事項につきまして幅広い見地から意見を求めることを目的に設置しておりまして、学識、市民の代表に参画していただき、平成25年12月に第1回の会議を開催し、現在までに5回開催しているところです。委員には、今まで基本構想策定に係る意見、それから建設候補地の比較検討を行っていただいたところです。

市内で各方面、各分野における代表の方をお願いするほか、学識経験の方も入っております。これらの市民会議の意見につきましては重要なものとして受け止めておるところでございました。

続きまして（2）の予算計画という、資金計画ということだと思います。新庁舎の建設に

係る予算について回答申し上げます。

新庁舎の建設費につきましては、昨年の議会一般質問で滑川議員の質問にも回答しているところでございますけれども、他市の事例等を参考に、庁舎本体に係る建築費ということで約50億円と想定しています。ただし、設計段階で詳細に積算することとなりますので、あくまでもこの額は設計後の建築価格には必ずしもそのとおりになるのかどうかということではないのかなと考えております。

あと、解体費用のお話がありました。解体費用につきましては、場所がどこに決定したといたしましても必ずこの庁舎の解体費用は発生するものでございます。全ての附属屋等を入れますと、約4,600平米ぐらいあるかと思います。これらを解体するというのであれば、その額ということでございますが、今細かな数字を持っていないので、多分1億円は超えるだろうと、そういう見込みはあります。

あと、資金計画でございます。基本構想におきまして合併特例債の活用、それから庁舎整備基金の活用を想定しております。今後の基本計画及び設計の検討段階でさらに有利な財源等があれば取り入れていきたいと考えております。

続きまして、合併時並びに中長期計画での位置付けということでございました。これは、合併時のころからの計画を若干述べさせてもらいたいと思います。

新市の建設計画、これはここの中で第7章、公共的施設整備の統合整備により、新市において基金の積み立てを開始するとともに、新庁舎の建設計画を策定し、早期に新庁舎を建設しますとの表記がございました。

その後、合併いたしまして、19年3月、旭市総合計画ができて、ここの中での前期計画、これは平成19年から23年でございます。平成21年度を目標に庁舎建設に係る建設基本計画構想を策定することとし、本庁舎の建設を平成26年と計画し、建設に備えた基金の積み立てを行うとされておりました。

ただ、小・中学校の校舎に耐震化がなされていないものがあったことから、庁舎の建設は先延ばしにいたしまして、平成19年から小・中学校の耐震化工事を先行して実施し、学校の安全を図ったところではございました。

その後、23年3月11日に震災がございました。24年1月に策定した旭市復興計画の中では庁舎建設に先立ち、被災した教育施設の復旧を急ぐことということで、保育所や小・中学校の復旧が優先されて実施されてきました。

その時に、19年3月なんですけれども、旭市総合計画で後期基本計画、これが24年から28

年の計画になります。この中では、老朽化が進んで狭隘となっている市役所の本庁舎につきまして、平成30年度の建設を目標とした建設計画を策定することと計画に盛り込んだところでございました。これは震災の影響というのが非常に大きかったと考えておるところでございます。

平成27年3月に、国土強靱化の地域計画では、第5章、プログラムの推進方針により、必要不可欠な行政機能は確保すること、それから市役所本庁舎の倒壊等による機能停止を防ぐため、本庁舎の建て替えという記述をしてございます。

あと、交付税の関係等、お話がございました。合併特例債の適用期間、これは平成17年度から当初10年ということでございましたけれども、震災後、まず5年延期されまして、その後さらに被災団体におきましてはもう5年ということで20年になった。これも確かに今回の庁舎、市債とともに合併特例債も活用できるということで財源的に有利であることから、今回庁舎建設にかじをとったということでございます。

続きまして、(5)番でございます。これはちょっと数が多かったので、漏れがありましたらご指摘いただきたいと思います。

まず1点目でございます。これは、地方自治法第4条第2項の中で庁舎の場所の関係、規定がございます。この中では、事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては住民の利用に最も便利であるように交通事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならないとされておるところでございます。

それから、どこを起点にということがございました。市の中心部……

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） はい。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） その先ですか。はい。庁舎の位置を変更するときには議会の3分の2の議決が必要だと。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） そうですか。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） それは交通事情、他の官公署との関係等において適当な考慮を払わなければならない。

(発言する人あり)

○総務課長（加瀬正彦） はい。議決は議会の3分の2の議決が必要だということでございます。それでよろしいですか。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） 決してそれは除いたわけではございません。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） はい。庁舎の位置を検討する中では、これらについて留意するというところで記載がございます。

次に、市の中心部についてどこを起点にということでございますが、建設候補地の比較をする際に考慮をしたことございますが、人口重心がございました。旭市における人口重心なんですが、旭駅のすぐ北側の住宅地がございました。その重心より同心円で円を描きまして、そこからどのくらいの位置に候補地があるかによって評価の判断にしたところがございます。

検討中の文化の杜公園、それから現庁舎の敷地、それから消防本部の北側につきましても、約1キロの中に位置しているという状況でございます。旧海上中につきましては、2キロから3キロの範囲の中にあつたということございました。

続きまして、3点目、これは基本構想もないのに24年ごろから場所も決まらないでという言葉の関係なんですけれども、これは6月議会に私が答弁した内容なのかなと思います。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） はい。それで、実は震災後、早期に建設に向けて検討を始めるという形になりました。これは、なかなか場所が決定に至らなかったということが、ようやく候補地として絞り込めたということの表現であつたと記憶しています。

というのはつまり、震災後、平成24年3月の1年後、市長の施政方針において、震災からの復興に全力を注ぎつつ、新庁舎の建設についても平成30年度の完成を目途に庁舎建設基本構想の策定を進めてまいりますとの方針が示されております。

この間、内部で検討機関の設置、それから市民会議の設置、意見をいただきながら26年3月によりやく基本構想ができた。ですから、24年度の段階でなかなかまだ場所も決まっていなかった。26年3月になってようやく候補地が決まったという、そのところの説明だつたと思います。その中で、今般ようやく文化の杜公園を候補地として定めて今に至っているという状況だと思います。

それから、4点目なんですけれども、4か所の土地の調査、地質調査、環境調査、交通調

査等についての関係で、実施しているというような話ですが、これは平成26年4月以降、新庁舎の建設班が総務課の中にできました。そのときに、土地の調査、これは地番とか公図等ですので当然調査をします。それから、地質の調査につきましては、直ちに場所が決定しているわけではないので、その調査はできません。

ということで、その4か所の近傍類似、いわゆるここで、現庁舎の所であれば、実は下水のポンプ場を造るときに地質調査をやっています。その柱状図がありますので、その所。それから、文化の杜であれば、東総文化会館と、それから今回場所を決めようとしているすぐ県道側の橋があるんですけれども、その橋の所に地質調査をやった記録がございました。それを参考にする。

それから、旧海上中は、学校を建てる時だったと思うんですけれども、これはやはり地質調査をやった柱状図があると。それから、消防本部の脇につきましては、消防署を建設した段階でやはり地質調査を実施していた。それらをとって全部集めまして、それらの図面をもって参考にしたということでございました。

それから、環境調査、これは周辺の状況の環境、いわゆるアセスメントではございませんで、周辺がどのようになっているかを調査したという、単純にそういう概要のことです。申し訳ありません。

それと、交通調査なんですけれども、これはやはり個々に全部場所が決まっていなくて、平成22年の交通センサスというのがございまして、これは主要道路全てとってありましたので、建設課のほうからデータをいただいて、それらを候補地比較検討の際の客観的に見られる資料という形で、その新庁舎建設班ができたときに集めて持っていたということでございます。

実際のこれら細かい、例えば地質調査ということであれば、正式に場所が決定したら、そこをまた改めてやるという形になるかと思います。

次に、駐車場の法的根拠ということがございました。これは、職員駐車場ということでお答え、分かりました。職員駐車場につきましては、整備せねばならないというような決まり事はございません。

その次が、建設費が決定してから調整をすべきではないかというようなご質問でございました。今検討している文化の杜公園につきましては、ご案内のとおり、都市計画公園でございます。都市計画の変更手続きを必ず要することになります。公園計画の変更も必要になります。この手続きをまず最優先して、庁舎の敷地としての確実性というか、めどが立って次

のステップに進むということでしたので、この辺は並行して進めても問題はないのかなというふうに考えておるところでございます。

それと、7番目、現在の市民会議の構成の関係がございました。地域別ということでしたので、これはお答えいたします。旭地域が6名、海上地域が3名、飯岡地域が2名、干潟地域が2名、市外が2名です。

それから、パブリックコメントの関係の地域別ということもございました。パブリックコメントの地域別の意見の提出でございますが、旭地域が27名、海上地域が5名、飯岡地域が3名、干潟地域はゼロでございます。

会議録の公表というお話もございましたので、会議録につきましては、今後例えばホームページ等で、新庁舎の建設というのは非常に大きな問題でございますから、そこからリンクできるような形をとればいいのかということ、そこで公表していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、私のほうからは（4）の都市公園法の関係についてご回答申し上げます。

まず初めに、都市公園法では1人当たりの公園面積はどのようになっているかということです。これにつきましては、具体的には都市公園法施行令第1条の2で、住民1人当たりの公園敷地面積の標準は10平方メートル以上としているところです。

2点目、現在の旭市の公園面積と1人当たりの公園面積というご質問です。都市公園は現在市内11か所の都市公園を開設しておりまして、総面積といたしましては39.14ヘクタールでございます。都市計画区域内の人口、平成27年8月1日現在の人口ですが、3万9,799人ということで、この数字で割り返しますと、1人当たりの敷地面積は約9.8平方メートルということになります。

それと、3番目に防災機能、どのような防災機能が具体的にあるかというご質問です。文化の杜公園の一番の防災機能、これは公園機能としても重要なオープンスペース、これを生かした災害発生直後に避難場所となるエリア、そういった場所として多目的広場、芝生広場、こういったものが整備されているところです。

あと、施設といたしましては、常設のトイレ2か所、そのほかにこういった場合に使える非常用のものといたしまして、下水道管を利用しました、下水道管の上に汚水ますを設けま

して、臨時的にトイレとして使える、そういった箇所を12か所整備しております。それと、防災備蓄倉庫1棟が整備されております。

災害に当たりましては、一時避難場所ということで、時間を追って利用形態が変わってくると思います。文化の杜公園につきましては、発生後におきましては大型車の乗り入れ、あるいはヘリコプターの離着陸、そういったものに対応できるようにメインプロムナードの園路の通路あるいはセンター広場等、そういったものにつきましては十分な幅員、広さ、それと路面の構造、それに耐えられる構造として、日を追って変わるそういった状況に対応できるように整備してあります。

その中で、災害直後から日を追って、その被害の状況によりまして、被害が少なければ住宅、自分の家に帰る方もあらうかと思えますけれども、避難所に移る方等ございます。その時に、被害が大きかった時には自衛隊等の災害派遣もあらうかと思えます。そうした場合の野営地ですとか、あるいはまたその後の仮設住宅、そういった用地にも使える、そういった大きな面的なオープンスペース、そういったものとして一番は整備されているところです。

そのほかにも、当初計画では耐震性の貯水槽、水の確保というようなことも計画はしていましたが、この点につきましては、その場所に長くとどまるということではございませんので、耐震性貯水槽の設置の費用あるいはそういったものを利用するための水栓の設置、そういったものを勘案しますと、ペットボトルで対応したほうが理にかなっているということで、耐震性貯水槽は設置してございません。

そういったことで、大きな大空間、そういったものが一番の防災機能ということになっております。

それと、4番目の大きな公園用地として整備しているということで、その必要性というようなご質問がありました。この部分につきましては、公園のほうの所管課といたしまして、そうした部分でお答えしたいと思います。

文化の杜公園の用地は、当初、整備前はほぼ水田……

(発言する人あり)

○都市整備課長（川口裕司）　じゃ、すみません、これで終わります。

○議長（景山岩三郎）　市長。

○市長（明智忠直）　4項目め、（4）ですか。現状を見て、50人から100人ぐらいしか歩いていない公園というようなことを6月議会で答弁をいたしました。

その時、実際そういうような状況でありまして、現況は把握したままお答えをしたわけで

ありますけれども、文化の杜公園整備は平成14年に計画を立てまして、24年に完成したわけでありまして、そういった部分で、当時必要性があつて公園整備を行ったということで、あくまでも50人、100人の問題は今の現況の中で話したことでありまして、必要性があつて24年に整備をされたということは、私もその当時、責任を持って公園整備をしたいというようなことでやったわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、3番、インフラ整備についての（1）道路整備について。入野地先における事故原因と対応、それと現在の市道の延長と面積のお尋ねです。

まず初めに、議員ご指摘のありました入野地先の事故につきましては、ご心配をおかけし大変申し訳ございませんでした。また改めて議会の皆様方におわびを申し上げます。

まず、事故原因につきましてですが、当該路線ですが、増大した大型車交通量により老朽化した舗装に降雨が重なったことにより、舗装にあいた穴が水たまりにより発見されずに起こったものであります。

今後の対応につきましては、この事故以来、日常管理のほかに、毎週金曜日、これは舗装の傷んでいる路線を中心に事前に補修作業を実施している状況でございます。また、職員が通勤時や業務の中で発見した舗装の傷みや排水施設の破損を通報していただけるように課長会議を通じてお願いしておりますが、全職員に再度連絡体制の周知を徹底することにより、一層の維持管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

それと、市道の延長と面積でございます。これにつきましては、後段のほうの償却資産の関係でございます。財政課作成のバランスシート、こちらが平成25年度分ですので、平成25年時点で申し上げさせていただきます。

市道の延長につきましては、109万3,416メートル、1,093キロでございます。面積でございますが、533万588平米でございます。なお、市道の維持費でございますが、25年度決算額で2億435万9,236円となっております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○建設課長（大久保孝治） この後、財政課より。はい、すみません。

○議長（景山岩三郎） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 大きい3番のインフラ整備についての中の（2）番、水道事業について回答申し上げます。

質問の内容が平成19年度の料金改定を踏まえた上での質問でありましたので、改定に当たってどのような内容を見込んで設定したのかを説明させていただいてから、4点ほど具体的な内容を説明いたします。

まず、平成19年度の料金改定に当たりましては、老朽化対策、累積赤字の解消、適正な事業運営ができるような内部留保資金の確保、給水の安定性を高めるためのループ化、緊急連絡管の整備、配水場の一元管理のための集中管理システムの整備等を見込んで設定したものでございます。

それで、県内で一番高い市町村名と旭市の位置付けでございますが、一番高い水道事業体は勝浦市です。2番目が旭市となっております。

それから、2番目の近隣市町村の料金ですけれども、これは2か月20立方で説明させていただきます。銚子市が3,585円、八匠水道企業団が4,449円、香取市が4,536円となっております。

それから、3番目の平成26年度の利益……

(発言する人あり)

○水道課長（鈴木邦博） はい、旭市が5,184円です。

それから、3番目の平成26年度の利益と値上げ後の利益の累計ということですが、26年度の利益は1億6,680万円余りでございます。値上げの利益の累計ということですが、19年度から26年度までの累計が15億円余りとなっております。

それから、4番目の平成19年度から26年度までの老朽水道管の工事額についてということなんですけれども、先ほど質問の中で、老朽管に対応するためということであったんですが、この料金改定に当たりましては、機械、計装設備等の当面の維持補修というようなものを想定しておりました。そういう意味で、修繕費を19年度から26年度まで集計したのが4億円余りとなっております。

水道課からは以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） インフラ整備についての中で、道路に係る償却資産の額、それからインフラ全体の償却資産の額についてお答えいたします。

まず、このバランスシートですけれども、平成26年の決算数値による詳細については現在分析中のため、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、25年の数字でご容赦いただきます。

まず、市道分の償却資産ですが255億1,067万円、償却年限は48年です。

それから（３）にあります償却資産全体ですが、一般会計、それから水道事業会計、下水道事業会計、これを合わせまして約652億8,920万円であります。ちなみに平成25年度決算での投資的経費、普通建設事業費ですが、これは約36億7,779万円で、そのうち一般財源は8億4,752万円であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、２時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時 ５分

再開 午後 ２時 20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

まず、最初の公民館の問題でございますが、説明を聞いて分かりました。この旧干潟婦人会の生活改善の中での婚礼、そして花嫁衣裳を貸し出し、その貴重な財源を寄附した中で、このエレベーターが造られたわけでございます。

ただ、そういう中で、今この干潟の公民館、よその公民館から比較しますと、職員数も全く少ない、それからほとんど何の講座もやらないわけです。やはり干潟は過疎地だから差をつけるのか。やはり均衡ある文化の、そして教育の発展のために、ほかの公民館と同じにやってもらいたいと思います。

そしてまた、多分、アスベスト云々くんぬんがあるから老朽化になっていると思うんですが、じゃ、アスベストがあれば、なおさら雨漏りなんかはすぐ直すべきだと思うんですよ。干潟の住民は、健康どうなってもいいということになっちゃうわけですね。ですから、やはり干潟の住民の健康、それから、やはり均衡ある発展のために、そしてまたこの公民館、まだ40年なんです。対応年数まだかなりある。それから、エレベーターだってまだつけて十何年でしょう。まして、この貴重な寄附の中で、エレベーターを使っていくという中で、なぜ公民館解体なのか。その辺、十把一絡げでやられたら困ると思うんですよ。その辺、まずせっかく教育長おいでですので、教育長にお尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） 先ほど生涯学習課長がお話ありましたように、干潟公民館のエレベーター建設について、婦人会の皆さんの熱き願いというか思いというのが、よく伝わってきました。しかしながら、高橋利彦議員の考えも分かるわけでありますけれども、いかんせん今、利用者が少ないということがありまして、利用者がほかの公民館と比べて比較すると少ないということ、そういうようなことがありまして、ただ、あそこだけ特別に職員を少なくしているとか、あそこだけ講座を少なくしているとかというと、そういうことは特にはありませんので、その辺、ご理解をいただければというふうに思います。

今後また使う場合は、その熱き思いではありませんけれども、大事に、そして使わせてもらえればというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 利用者が少ないって、ほかの公民館と比べたら講座も全くないんですよ、干潟は。ほかと比べたら、その辺、教育長、よく分かっているでしょう。

それと、今、雨漏りするから、アスベストだからと、よそへその人たちをよそでやってくださいと。利用者が当然少なくなるのは当たり前じゃないですか。そういう、わざわざ壊すべく既定の路線を引いていって、それで壊すというのは、ちょっと十把一絡げ、こういうこと通りますか。

それと同時に、例えばですよ、教育長が寄附を受けて、それでその人らが貴重な、婦人会が一生懸命、結婚式で、ボランティアの中で残した金を町に寄附して、それでエレベーターを造ったんですよ。その人らがまだみんないる中で、何で壊すんですか。その辺、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それではお答えいたします。

先ほどと同じ回答になってしまうんですけれども、施設の老朽化、あとはアスベストの問題等がございまして、それらのことから解体の方向でということで検討されているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 我々は全部で4回の質問回数というのがあるんですよ。あなたが同じことをまた答弁して、それに私、また質問しなくちゃならないんですよ。

いずれにしても、老朽化といったってじゃ、いいおか荘は今何年していますか。それから見たら、まだずっとあの干潟公民館のほうは新しいですよ。そこになおかつ、そういう貴重な寄附、そして今度はアスベスト云々と言いますけれども、じゃ、何でアスベストがあるのに雨漏りしているのを直さないのか。それで昨日の一般質問でありましたが、どこですか、体育館ですか、1億円もかける。それは、オリンピックのそういう練習場のために誘致するのは、これはいいですよ。しかしながら、住民のための頭のハエも追えないでそういうことをやる。これ、筋通りますか、教育長。当然、教育長はトップですから、課長より教育長に答弁いただきたい。どういうふうにするか。

それで、公民館を壊して、じゃ、支所云々と言いますが、それならそれで、ぴしっとしたビジョンを作って、それからやるべきなの。学校だってそうでしょう。みんな、今、子どもが減っている中で、これから統廃合しなくちゃならない。しかしながら、何もビジョンを出さないで、やっぱりやるならやるでビジョンを出して、それで使っている限りは使えるようにするのが本当じゃないんですか。そこで、市長でも教育長でも。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 本当に地域の思い、やっぱりすばらしい方々がエレベーターを設置してくれたというような思いは本当に大事だ、大切だと思います。

そんな中で、交付税の問題、高橋議員がいつもおっしゃられているような中で、交付税の一本算定、あるいはまた合併特例期間の終了、それを見据えた財源の減少、そういった部分の中で、公共施設等利活用計画、あるいは統廃合計画、そういったものも役所としてはしっかりと計画を立てていかなければならないわけでありまして、その中で公共施設の中で一番古くなっていると言ったらちょっと誤解があると思いますけれども、築40年、エレベーターはまだ13年か14年だそうでありますけれども、その中で、新庁舎が今のところの計画では30年度、31年3月までには完成したいというようなことの中で、その新庁舎ができましたら、各支所の分散している事務系統を本庁に集まるということの中で、それから今の支所を公民館対応できるような整備をしながら、そして今の公民館、干潟公民館、取り壊しというような思いで、今庁内では理解をして進めているところでありますので、ぜひご理解をいただき

たいと、そのように思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうなりますと、これから10年もかかっちゃうわけですよ。庁舎ができてから、今度はそこにかかって仕上がりとなったら10年もかかっちゃうわけですよ。そんな中で、いずれにしても、これは解体でも何でもいいです。めり張りをつけた行政、これをしていただきたいと思います。

次に、今度は新庁舎建設について。

まず、この建設の問題でございますが、建築というのは、そんなにみんな異論はないと思います。そういう中で、一番の市民、議員の方々の思いは、やはりどこに建てるか、これがみんなの思いだと思うわけです。そんな中で、もう既にこの用地は決まりというような、私は思いがしてなりません。

そんな中で何点かお尋ねしますが、まず、この前の市長が市民会議をやって、パブリックコメントをやってという段階までにならないうちに、公園は整備をされたということでありまして、公園と何でパブリックコメント、パブリックコメントは計画ができてからの話でしょう。全く支離滅裂な答弁をしているわけです。そんな中で、また庁舎へ来た人が、その公園で少し時間を費やしてくれ。今、市民の方々、そういうゆとりを持って生活できる人いませんから。逆に、よく葬式あったら、そんなに葬式あれなら会社やめてもいいんだよと。そういう時代なんですよ。時間的に、そういうことがなぜ、この市民会議の中で結論が出たのか。

それでまた、改めて買うことでないからと。これは土地の予算は議会は通りませんよ。文化の杜であれば。

そしてまた、ここで県のほうが最大の想定をしたのが、約10メートル、津波。あそこの所ぎりぎり。あと庁舎が仮に何かあったとしても、せっかく建てるのに、そんなぎりぎりの所へなぜ建てるのか。もっと安全な所へ建てたほうがいいんじゃないんですか。

それから、一連の流れをくんで今回決まった、それで市民会議の意見を大事にしていく必要があると。そういう中で、この市民会議の提言は大事だと、こういうことを言っていますが、じゃ、その提言の意味合いについてお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 幾つか再質問がございました。

なぜ市民会議の結論というお話でございますが、あくまでも客観的な資料をお出しして、市民会議で5回開催していただいて、最終的に基本構想としてお出しいただいていると。さらに市民会議としての提言書もいただいたということになります。

市民会議の中では、旭文化の杜公園ゲートエリア付近ということで、これは平成26年10月7日に市民会議から市長宛てに提出されたものでございます。

その提言の意味ということでございますが、これは確かに市民会議としては提言ということでございますので、これで決定ではございません。最終的に、あくまでも決定するのは市になるんだと思います。ですから、ただこれらの意見、それからパブリックコメントの意見、それらを大事にしながら、まず候補地としてここでいけるんじゃないかということがあって、今年3月の市長の施政方針の中に盛り込まれた、第一候補地としてここをということだったと思います。

それから、土地の予算は議会を通らないというお話がございました。確かに新たにまとまった土地、それから金額の面が自治法で規定する以下であれば通りますし、ただ、これは既に持っている土地であればどこでも同じだったと思います。唯一議会の議決を経る必要があるのかなと思うのは、消防署の脇であったとは思いますが。それはそのとおりだと思います。

あと10メートルの津波というお話がありました。少なくとも、確かにあそこは10メートルぎりぎりなんだろうと思います。ただ、それが千葉県の示した最大の津波の高さでございましたので、あそこであれば、少なくとも今、広域の防災拠点にもなり、さらに防災倉庫も設置されている。あと一時的な診療機能もゾーン分けの中でしているということであって、やはり市民会議の判断を尊重しながらということであれば、あそこを第一候補として市も考えるのが妥当なのかなと、そのように思っております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いろいろ理屈つけますよ、あなた方は。防災機能を持った公園に庁舎が隣接されれば、庁舎と相まって防災面の相乗効果。しかし、この地域の人はそれでいいでしょうよ。じゃ、飯岡、干潟、海上で、あそこへわざわざ行きますか。

それと、パブリックコメントなんのって言ったって、じゃ、そこまでみんなよく知って、市から出されたら、だいたい市民の会議、それから地域の説明会、地域懇談会だって、誰も質問、何だかんだそれから言う人はいないと思うんですよ。それと同時に、当然これは市で決定ということになりますよね、そういうのが出てきたら。だから、さっきの提言という言葉の意味、どれだけの重みを持って、その辺もまだ答弁いただけませんけれども。

いずれにしても、それから、この基本計画の中で、計画見れば分かるでしょう。土地はもうすぐ決まっているようになっているんですよ。もう最初から土地決定という、基本構想の中で決定になっているんですよ、これ見たら。ほかの基本設計とかはみんな棒線引いてありますよ。しかし、土地とかそんなものはもう決定になっているんですよ。ですから、これは土地、最初からここに決定なんですよ。

そして、議会に説明しないのだって、市の土地だからいいじゃない、しかし、今度はこの議決の時には、みんなが考えるのは、ただ庁舎だけじゃなく、土地の問題も含めた中で、これは議決になると思いますよ。土地の場所が気に入らなかったら、庁舎建設に幾らいいものを出しても、これは賛成しないと思うんですよ。皆さん方はその辺、もう市の土地だからということで議会には説明しなくてもいい、建設だけだと、そういう考えじゃないですか。

いずれ、そういう中で、せっかく建てるのに、なぜそんなぎりぎりの所へ建てるのか。それで、その地域の人だけの防災の拠点にするのか、旭、海上、干潟、今、天地異変いろいろありますよ。広島でもあったでしょう、土砂崩れ。飯岡の人が果たしてここへ来ますか。海上の人が。全体の中で考えるのが当然だと思いますが、その辺でお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） また結構数のご質問ありましたので、答弁漏れがありましたら申し訳ありませんが、パブコメ市民会議、市が出したものは反対できないんじゃないかというご質問がございました。これはあくまでも市は判断をするための資料をお出ししているということであって、そこに決定してくださいということでお出ししているわけではございませんので、その中、4か所から選ばれたということでございます。

それと、提言の重みということでございますが、確かに、少なくともあらゆる階層から委員として出ていただきまして、その中で意見として集約して市長に出されたものということであれば、それは一定の、提言ですから、あくまでもこうしたほうがいいんじゃないんでしょうかということだと思うんですけれども、それに対しての重みというのはきちんと持っていつてあげる必要があると思います。

それと、構想の中で、もう最初から位置が決まっていたんじゃないのかなというような、そういうご質問もございましたけれども、今構想を見てみましたら、7ページに新庁舎の位置ということで、この中でも少なくとも、今回、市民会議等にかかけました4か所が記述されているものと思います。ですから、この段階で文化の杜に決まっていたということはな

いと思います。

それと、庁舎を建設するというのであれば、当然建物、それから位置も含めて議会の議決が必要になるわけでございます。先ほど地方自治法の4条の中でも、庁舎の位置が変わるという、これは庁舎の位置自体が条例で決めなければいけないことになっています。それを変更、改廃するというのであれば、3分の2の議決が必要になりますので、今回、向こうに移るということであれば、当然それは議決を経なければいけない。それは土地を購入する、しないという問題ではなくて、庁舎を移すことだけでも議決が必要である。当然、建築するには予算も必要ですから、それに対しての議会の審議もいただくということになろうと思います。

それから、津波の関係、ぎりぎりの所と申しますけれども、そここのところは、あそここのところで広域な避難施設という位置付けがあって、さらに防災倉庫があって、先ほど都市整備課長が申し上げたとおり、ヘリポートも場合によってはつくれるということであったときには、そこがいいのかなと。

それとあと、干潟、それから海上、飯岡が、わざわざそこに行かない。それは確かに、万一の時にあそこまで行くこと、それ自体が危険になる可能性があります。そのために、それぞれ避難所を開設できるような形で、防災計画の中で位置付けしているものでございます。ですから、全部が全部あそこに絶対集まるんだということではない。仮に全部集まったら、逆に飽和状態であそこで処理し切れない場合もありますから、それはその近くのまず一時避難所に行くというのが、災害の時の避難の第一前提であると思いますので、その辺は、あそこで全て避難させるということを申しているわけではないということもご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 確かにこの建設の計画には4か所ありますよ。しかし、この工程表を見たら、もう決まりで出ているわけですよ。

それから、先ほど予算の話もありました。その中で、土地とか解体は、これは答弁されましたが、土地の予算なんか全然組んでいないでしょう。ということは、もう最初から文化の杜公園ありき、そういう中で文化の杜の取得価格、それから補助金の返納ですか。再度お聞きします。

その辺と、それから今、中央病院と広域農道、アクセス道の事業やっていますが、そんな中で、その道路の買収額、坪当たりどのようになるか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 文化の杜公園の用地の取得の関係でございます。

前回、全体ということでご質問がありましたけれども、今回は仁玉川から北側の7.66ヘクタールという部分でお答えいたします。

7.66ヘクタールのうち、買収面積といたしましては6万6,000平方メートル、買収の金額といたしましては10億4,000万円になります。この7.66のところ6万6,000ということは、借地面積が2,800平米含まれ、その他赤道、青道、そういった官有地、これが7,800平方メートルあるということになります。

（発言する人あり）

○都市整備課長（川口裕司） 1万平方メートルですと、用地のほうが平米当たり1万5,757円ということで、1ヘクタール当たりに直しますと、1億5,800万円ということになります。

（発言する人あり）

○都市整備課長（川口裕司） 今ご回答いたしましたけれども、工事の部分として6,740万円、合計ですと2億2,540万円ということになります。

返還金については、ちょっと私のほうでは承知していませんので。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 補助金の返還ということがございました。

補助金の返還につきましては、6月議会でもご答弁申し上げましたけれども、今面積で割り込んでいきますと、1億1,800万円になるのではないかという見込みでございます。

それと、構想の中で土地のスケジュールの話がありまして、その中で用地買収の項目がないということなのかなということでございますが、確かにこれは29年までの最短のスケジュールを組んであったものでございます。現在は29年度に完成という形ではなくて、もう1年ずれた形になっております。

ですから、土地があれば当然、あくまでも構想ですから、この当時、できるだけ市有地を利用しようという話もあって、新たに求めるということであれば、当然この中で項目として出していったのかもしれませんが、これはあくまでも事業計画の概要の中での事業スケジュールだったということでございます。

あと、中央病院の連絡道の関係の買収費については、建設課のほうからお答えいたします。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） アクセス道の買収単価ということでございます。

大変申し訳ございませんが、現在交渉中の方がおりますので、概算額ということでお答えさせていただきます。

農地につきましては2,000円台、宅地につきましては3万円台、いずれも1平米当たりでございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、今の文化の杜、土地から補助金含めて3億5,000万円くらい出すことになっちゃうわけですよ。それから今度は、それをやってインターロッキング2,500万円もかけてあるわけですよ。皆さん方は、どうせ人の金だから、幾らかけようが全然関係ないわけですよ。やっぱりこの貴重な、ましてこれから交付税減らされる中で、貴重な財源、やっぱり有効活用、それからそんな中で、じゃ、アクセス道であれば、農地であれば300万円くらいで一反、1,000平米300万円くらいで買えるわけです。それから、宅地だって10万くらい、じゃ、その辺をどういうふうに考えているのか、あまりにも貴重な財源を無駄に使い過ぎているんじゃないですか。お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 用地費も含めて、そのぐらいが無駄になるんじゃないかということでした。

ただ、用地を求めれば、どこであってもそのお金はかかるというのは、まず1点ございます。それと、確かにインターロッキングが入り口の所にあつて、その後が芝生広場になっているかと思います。その部分を今想定しながら、県とも協議をしている段階でございますが、できるだけ今ある施設は活用しながら、取り壊さないでうまくいけないのかなということも含めて検討している状況でございます。

決して税金を無駄にという、そういう意識を持ってさまざまな事業を進めていることはございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、税金というのは、皆さん方はどうせ汗水たらして働いた金じゃないから、そういうふうにならざるやりますよ。しかし、みんなは、まして今こういうふう景気が悪いでしょう。そんな中では、有効に税金を使っていたきたいと思えますよ。

そんな中で、じゃ、合併時の中・長期計画の位置付けですか、これでちょっとお尋ねしますが、当初はこれ、10年であったわけですよね。たまたま幸か不幸か、この面については、災害があったために20年になった。なぜ早く計画しなかったのか。ということは、どういう財源でやる計画であったのか。やはり行政というのは、まず計画ありきなんですよ。

それで、先ほど学校の耐震云々と言いましたが、何もそれはそれで計画する。また庁舎建設は建設で、なぜ計画できなかったのか。そんな中で、震災がなかったらどういう資金を使う考えであったのか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに中・長期計画での位置付けの中で、庁舎の建設、もう合併当初から合併特例債が使えるうちに計画しておくべきではないか、確かに合併直後、その議論はあったと思います。

ただ、同時に進めるのは非常に難しいという前市長の判断もありまして、学校施設、まず子どもたちの安全が最優先だということで、そちらのほうに手を挙げたという経緯がございました。ですので、一気に小・中学校の耐震化は旭市においては進んだということがございました。

ですので、その段階で、10年でできなくてもやむを得ないという、その時の前期の計画をお話した時に、これもぎりぎりできれば26年と言っていました。というのは、これは合併特例債ぎりぎりの中で、その前期の計画の中には入っていたわけです。ですけれども、その中で難しいだろうという判断があって、その前期の中では取り組めなかったという。ただ、少なくとも、でもお金がないとできないでしょうということがありまして、基金を積み立てましょうということで、3億円ずつずっと積み立ててきて、26年度末には18億円になっていると。

あと合併特例債が使えなかった時の財源ということでございますが、もちろん基金と、それから財政調整基金、それから不足する部分は一般の起債を借りるという判断になるんだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 金ができないから云々じゃなく、建設のための、庁舎建設のこの計画は立ててもよかったんじゃないんですか。それで皆さんお金がないといったって、じゃ、この合併特例債を使えば、50億円の建物を建てるのに、幾ら自主財源必要ですか。自主財源

5%でしょう。50億円だって2億5,000万円でできるわけです。そういうのは、あなた方、詭弁なんですよ。自分のそういう責任逃れということになっちゃわないですか。それで、学校建設だって、ほとんど旭市の関係やったでしょう。その辺を十分認識した中でやるのが本当じゃないんですかね。どう思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、合併直後のお話をさせていただければ、合併特例債におきましても、いわゆる総務省が出している庁舎を整備する時の基準単価というのがまだ生きておりました。これに基づいていけば、たしか回数によって違いますけれども、平米17万円とか、そのくらいの金額だったと思います。ですから、起債で借りられたとしても、そこまでしか借りられない。残りは一般財源で手当しなければいけないという、そういう議論が当初されていました。

これが、それ以降、ちょっと年数は定かではありませんけれども、二十一、二年ころだったと思うんですけれども、それが合併特例債が庁舎を合併したところで三つにまとめていけば、ほぼ全額が借りられる可能性があるということで、国のほうの方針が変わってきたということが現実になりました。そこで今、一番有利な財源は合併特例債ということになっているんですけれども、それまでは相当の自己資金を用意しなければ現実に踏み出すことができなかったということも、そこまでの事情としてあるので、その部分も少しご理解いただきたいなと思います。

それと、学校の耐震について、旭中心でやったのではないかというお話がございました。

少なくとも合併した時に、全て同じような環境に持っていく、それぞれ足りていないところ、例えば道路があれば道路をやらなければいけないということで、学校はたまたま耐震が遅れていた、そういう言い方はちょっとしづらいなんですけれども、たまたまそういう学校が幾つかあったということでご理解いただきたいなと思います。

合併直後、ちょうど国のほうが、これからはいわゆる民間企業並みに、例えば財政の状況は全ての会計をまとめて、将来的に負担はどうなるのか、それから起債を借りる時の公債費比率の問題がありました。いつとき18%を超えていましたので、その時には許可団体になっていました。許可をもらわなければ借りられないような、承認だったかな、承認団体になっていたと思います。ですから、自由に起債ができるということではなかった。その率を下げるということも一つの財政運営の中であつたということでございますので、いろんなこと

を想定しながら、考えに考え抜いた当時の市長の政策判断だったと思いますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、次に、都市公園法についてお尋ねしますが、先ほど答弁いただきましたら、1人10平米、旭市はほぼその数字になっているわけです。そんな中で、これが減った場合、ちょっとそれに関して、市長、名誉棄損だとか何とか、大物市長がだいぶ憤慨したようですが、またそれに関して質問します。

まず、都市公園法では、この公園が減った場合はどうなるのか。例えば文化の杜だったら、今のここを公園にするのか、まずその辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 減った場合ということです。都市公園法におきましては、都市公園法の16条という部分で、都市公園の保存、またその改廃について記述がございます。そういう中で、改廃する場合、三つほど挙げられております。

一つは、都市公園事業のために、ほかの都市公園事業、例えば街路とか、そういった事業のために公園を改廃すると。

あるいは、公共性の高いそういった施設を建設する場合の改廃。あと、その減る分に整備するということで改廃するというので二つ。

もう1つが、借地公園等で、その借地が切れた場合に公園を廃止すると、そういった場合ということであります。

基本的には、都市公園法そのものがオープンスペースを確保するという、面的に確保するという部分でできておりますので、どの例によりましても、基本的には減った分の公園を確保していくというのが市のほうの責務かなというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、減らした分はまた確保するということですね。そういう答弁だと思いますが、そんな中で、結局、現在の文化の杜公園、市長はもうあんなに広い公園は必要なかったと私は認識している。まして五、六十人しか。そういう中で、じゃ、減った分増やしたら、また必要のない公園をなぜつくるのかということになるわけですよ。それと同時に、利用者が今度はないわけですね。当初からないものを何でつくるのか。それと同時に、まだ市長は、あそこは必要なかったものを何でつくったのか。

そんな中で、今度はあそこに庁舎を造って、自分の失政を掩蔽するためなのか、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今ちょっと聞き取れなかったんですけども、自分の失政を掩蔽する。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 失政をって、失敗したということですか。分かりました。

それをカモフラージュするためというよりは、やはり文化の杜公園、当時20年ころですか、エリアを指定されたのはもっと早い14年ころですけども、整備が始まったのが17年、18年ころから始まったわけでありまして、その一体的な継続事業として文化の杜公園を整備するということで、その必然性、必要性、そういったものは私も当然認識しておりまして、必要であるから整備をしようというようなことで決定をしたわけであります。

しかしながら、文化の杜公園、オープン後4年目になるんですか、そういった中で、あれだけの広大な公園の中で、総体的な庁舎と避難施設、そういった部分での防災機能の発揮というようなことの中で、きのうも申しましたように、災害対策本部を庁舎の中に置く、そのような中で、避難住民が集まってきた方々に、本当に適正な避難誘導をするというようなことが当然ワンストップでできるわけありますので、そういった面と、先ほど高橋議員がおっしゃいましたけれども、今この時代、忙しくて、もう本当に市役所へ来たらすぐ帰るんだと、そういうような時代こそ、やはりゆとりのある場所が必要なのではないかなと。これは市民会議の中での座長、市民会議の大学の先生もそういうようなことで、今この時代だからこそ、そういったものが必要なのだと、そんなような思いを熱く語ってくれまして、私もそのような感じでありましたので、文化の杜にしようということで今進めているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっと我々と認識が違うわけなんですけど、結局、本来であつたら、せっかく必要だから造ったわけですね。それで、市長の時にあれですから、そんなに必要でなかったら何で計画変更しなかったのか。

それと同時に、答弁としては、本来であつたら、市長、いや、公園の利用率を上げましょうよと、これが市長の答弁なんです。そうじゃないんですか。そんな中で、たまたまこういう問題が出たから、そういう必要のないものがあからさまになってきたと。しかし、こう

いうことがほかにも何か問題出てきたら、必要のないものもかなりあるんじゃないかと思うんですが、その辺、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かにもう文化の杜公園は事業が既に始まっていた段階で、市長が就任した時には、おおむね事業が進んでいて、最後の仕上げの段階になっていたのかなと、そのようにちょっと思います。その段階で、いきなり例えば一部を計画変更するという、そこまでの思いというのはなかなか難しかったのかなというふうに、今客観的に見て、そのように思います。

あと利用率を上げる、これはもちろんそうでございます。ですから、仮に庁舎があそこに行った時には、防災機能を相互に補完し合いながら、さらによくなるのかなと。仮に庁舎が行った時には、非常電源がある。例えば水利がもう1つつく、そういったことも考えられると思います。そういったことで、さらに利便性を上げていくことも別の面から見て想定できるのかな。

あと、無駄なものはほかにもあるんじゃないかと、これは私が答えていいかどうか、ちょっと分かりませんが、市の事業は無駄と思ってやっているものはないと思っています。ですから、全ての職員が一生懸命やっておりますので、その中で無駄と言われてしまうと、その職員が働いている意欲というのがそがれてしまうと思います。自分が必要だと思ってその場において、その場で一生懸命やっているということを私は信じておりますので、その辺は誤解しないでいただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしたって、あの公園は必要なくなつて、その造る時には、何が何でも必要だからってことで造っているわけですよ。そうでしょう。必要でなければということであつたら、誰も議会でも賛成しないわけですよ。だから、その時のやっぱり為政者が必要でなくなつて造れば、これは課長はそういう答弁します。それはいいです。

そんな中で、次に、建設場所ですが、この優先問題、ここに他の官公署との関係等についてというのがあります。その中で、あそこに庁舎ができた。あそこで避難場所にしたと。本来であれば、やっぱり違うところに関連の、例えば消防とか、警察、病院、そこに庁舎、これがあるのが一番、指揮命令系統としてはいいんじゃないですか。何したって、前線にその基地がある所、どこにありますか。

それと、市の中心部の問題ですが、人口を中心にやったということですが、そうしたら飯岡、干潟、海上の端、これは旭市民じゃないということなんですかね。これだって、みんな旭市民でしょう。ちょっとその辺、なぜそれを中心にしたのか、普通だったらコンパスで円を描いて、そのコンパスの真ん中が起点じゃないんですか。

それからあと、駐車場の問題ですが、市長は駐車場、職員のために造らなくちゃ。何の根拠があるんですか。職員の駐車場にしたら、職員が毎日置いたら、そこ占有権できるんですよ。それが果たして住民の税金で賄っていいのかどうか。これはやっぱり市長は職員に対していい顔しなくちゃならないでしょうけれども、そうなった場合、文化の杜のどこに、どういう駐車場、やっぱり庁舎を造るであれば、そこまで計画するのが本当じゃないんですか。

それからあと、場所の決め方の問題ですが、今のやり方では、例えば道路を造ります、土地を決めてから計画を作る、ここに決めましたと計画をする。それと同じ、全く本末転倒なんですよ。その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今も4点ほどご質問がありました。

他の官公署と、いわゆる先ほどお答えした中で、地方自治法4条の2項の中で、交通事情、他の官公署との関係等ということでございました。今、議員おっしゃるように、警察、消防、これは密接な関係がございます。ただ、それ以外にも県の組織もございますし、それ以外の官公署ということもあります。その辺は確かにうまく連携がとれるような形をとっていければということが重要だと思います。

それと、中心部の件でございますけれども、当然干潟、海上、飯岡の市民の皆さんも全て旭市民でございます。ですから、その方たちをないがしろにしてということは全くありません。できるだけ交通の便でうまく集えるということ変なんですけれども、そこを通っていった時に、人口中心か、もしくは全体の地理の中心になるんだと思います。実は、地理の中心も、ほぼサンモールのあの近辺になったと思います。ですから、それほど位置がずれているわけではないということで、具体的に人口中心から円を描きまして、その範囲の中でおさまっているところを現実を選んでいくということもありました。

それと、駐車場については、6月の議会でもさまざまな議論がございまして、確かに公共交通の発達していない市であったときに、職員は何らかの形で通勤しなければいけないということがあって、市長は駐車場は最低限必要でしょうというご回答をしてあると思います。

ただ、その駐車場も文化の杜公園に確保するという事で全て申し上げているとは思っておりません、その前段のやりとりの中から、今のところなのか、それから、それぞれその税で造った駐車場をどう利用するという議論もありましたので、そのところもまだまだ議論が必要なところだと思っています。全て全部、市が賄って与えるということでは、まだないということでご理解いただければなと。

あと、場所の決め方、本末転倒というお話がございました。ただ、少なくとも今規制がある中で、その規制が抜ける見込みが立たなければ、やはり正式に最終的な場所の決定とはならないと思っています。ですから、文化の杜というのは、今、県と協議しながら、少なくとも減った分の公園はどうするのという議論もございましたけれども、その中で、国・県もだいぶ折れてきておまして、現実には7月21日なんですけれども、県の公園緑地課長、それから県の計画課、現地を見に来ております。その中で、現地の状況を把握しながら協議していきたいというようなことを申されておりましたので、その辺はこれからもう少し議論をして、その中で最終的に決定するという事に行くんだと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 時間がないから、私もまだ質問し切れないので、また次に質問しますが、いづれにしても、市が許可申請すれば何でもありませんよ。そんな中で、最終議決は議会ということですから、その辺を踏まえた中で、もっと議会への説明をお願いしたいと思います。

それでは、次に、大きな3番目のインフラの道路の問題でございますが、先ほどの答弁で、道路の償却資産、約255億円、そんな中で、維持費はここ直近で約2億円ということで、毎年これを、48年、工事をしていくと約5億円かかるわけですよ。そんな中で、入野地先も金がないから全面舗装なんかできなかったんじゃないかと思うわけですが、いづれにしても、道路は我々住民にとっては一番の大事なインフラですから、それなりの予算を使って今後やっていただきたいと思います。これは要望です。

それから、水道事業でございますが、先ほど答弁いただきましたら、旭市がこの辺では一番高いわけですね。それで、19年から値上げしたことによって、15億円剰余金あるわけですね。その中で、この値上げしてから後、4億円しか工事していないんですよ。ですから、そういう中で、ここでやはり近隣並みに値下げをする。それと同時に、やはりこれは命のインフラですから、旭市の水道人口は5万7,000人、下水道は6,500人、下水道は水道から見たら約10分の1なんです。下水道、たった6,000人に4億円毎年繰り出している。それから見

たら、旭市、繰り出しをして、これだけの利用者がいるわけですから、やっぱり水道料金を下げるのが本当と思うんですが、どういうふうに考えているのか。これは課長ではできないでしょうから、市長でも何でも。ただ、検討じゃなく答弁願います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほど15億円あるということで、それに対して4億円使っているの
で残りがあるということだという質問がありましたけれども、実際には、純利益のほう、26
年度には例えば1億6,000万円余りあるんですけれども、それは資金的収入と資金的支出の
ほうの差額のほうに減災積立金という形でやっていますので、ですから差額がそのまま残っ
ているということじゃなくて、そういう意味から言ったら、留保資金が26年度末に8億
6,000万円余りあるという、そういうことですので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員から水道料金の値下げということでお話がありました。

このことについても、水道事業運営協議会、水道事業に関する委員会があるわけでありま
すけれども、その中でも議論がたびたびされているわけであります。この留保資金あるわけ
でありますけれども、今、高橋議員がおっしゃられましたように、老朽化が進んでいる、耐
震管が少ないというようなことの中で、それを徐々に整備をしていくというようなことの中
で、今留保資金はそれらに充てるといようなこともありまして、今、直接すぐ値下げをす
るということは考えられませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、水道事業というのは、これは独占企業なんです
よ。そんな中で、経営努力もなく、こういう利益を出している。旭市のこの前の行革検討委
員会、何年かしたら基金を取り崩して生活費に充てなくちゃならない。銚子市と同じで、あ
えて貸し出しをするためにそんなに貯金積んでおく必要ないじゃないですか。

時間ないから、それで最後になります。

償却資産、先ほど答弁いただいたんですが、今後、交付税は減らされるわけですよ。そん
な中で、直近25年度、三十何億円、投資的経費を使っている。そういう中で8億円、自主財
源でやっている。これが今後、何年か後に、算定替えの交付税が減らされたら、今、交付税、
十七、八億円なんですよ。そのうち半分は中央病院に行っている。そうしたら、何も投資的
経費、これから道路でも何でもできなくなっちゃうんですよ。そんな中でどういうふうに考

えているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 確かに市が保有・整備した償却していくインフラ資産、これをそのまま維持更新していくためには、非常に多額の費用が必要であります。老朽化が進んだ施設が多いことを考えると、より多くの額が必要になるものという推計もあります。今後、ご指摘のとおり、地方交付税が減額され、財政的に厳しくなっていく状況を踏まえたと、今の状況を維持することは難しいのかなというふうに考えております。

そこで、人口減少等により公共施設等の利用需要、これが変化していく中、市の規模ですとか財政力に見合った施設の適正な保有量、これらを検討しながら、長期的な視点をもって公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減、平準化して、公共施設の適正な維持管理に努めていきたい、そのように考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、職員のための市でなく、市民のための市にしていきたいと思います。

それで、今回、ちょっと時間がなくて質問できなかったことは、次にやらせていただきたいと思います。これで終わりにします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 保

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。早速質問をいたします。

今回、3項目6点を質問いたします。

1項目め、教育について2点ほど伺います。

近年、医学、心理学が発達し、教育現場ではさまざまな対応が必要とされています。文部科学省では、障害のある全ての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

この特別支援教育がどのようなものか、一般的に認知度がありません。私たちの義務教育の時代は特殊学級という一般的な呼び名でしたが、教育現場でも多種多様なニーズに応えなくてはなくなってきました。保護者にとって自分たちの子どもがやがて成長し、社会で自立していけるように願い、今の教育に期待を寄せていると思います。

1番目に、特別支援学級について、これまでの特殊学級と現在の特別支援学級の違いを伺います。

2点目に、旭市ではスクールカウンセラーを配置しておりますが、どのような役割を果たしているのか伺います。

次に、道路管理について2点ほど伺います。

震災の前と後で道路環境が変わったように感じられますが、市道、国道、県道の歩道などは毎年草が覆われていますが、この時期かなり草刈りの要望があると思います。市道は要望するとあまり間隔をあげないで草刈りを行ってくださいますが、県道、国道は草刈りが行われておりません。特に歩道のあるところでは、草が覆いかぶさり、歩行者の妨げになっております。市への国道、県道の草刈りの要望件数とその要望に対する県の回答はいただいているのか、また、市道の日常管理の経費は年間幾らぐらいかかっているのか伺います。

続いて、（2）の道路の安全管理について伺います。

1市3町が合併して10年になります。合併以前の各行政の事業政策の違いではないかと思われる地域間の違いがあります。飯岡、海上地域の危ないと思われる道路脇の用水路は転落防止の対策が施されておりますが、干潟地区を歩いてみると、特に古城坂下の信号から匝瑳市の飯塚における鐺木集落を通る用水路はカーブも多く、西へ行くほど水路は深くなっております。水路より市道が20センチから30センチ高く、路肩は斜めにカットし、傾斜がついております。

もう1か所は、鐺木と萬力の境の東西に流れる用水路ですが、市道の幅も少なく、水路も

幅と深さがあり、車などが来たときによけて落ちる危険性があります。干潟地域には水路はたくさんありますが、特にこの水路は歩いて危険だと感じました。

市は、このような水路の安全対策はとらないのか伺います。

次に、3項目め、環境整備について2点伺います。

1点目、ごみの収集について伺います。

今後5年から10年後、人口が高齢化し、ひとり暮らし、また高齢者だけの世帯が増加して、ごみの集積場所へ運ぶことが困難になってきます。現在のごみ収集はどのように行われているか、またいつごろ現在のシステムになったのか、経緯について伺います。

2点目、側溝清掃について。

現在、側溝清掃は主に区や組が中心になって行い、上げた汚泥は市で回収になっていますが、現在のシステムができ上がったのはいつごろなのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で行いますので、分かりやすく簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学校教育についての（1）特別支援学級についてお答えいたします。

ご質問の以前の特殊学級と現在の特別支援学級の違いでございますが、その前提となる特別支援教育についてご説明をいたします。

国は、平成19年4月に学校教育法を改正し、これまで知的障害や情緒障害といった障害の種別や程度に応じて特殊学級などの特別な場で指導を行う特殊教育から、障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図りました。

特別支援教育とはこのような、それまでの特殊教育の対象であった児童・生徒に加えて、一つ目は、LDと呼ばれ、書く、計算するといった特定なものの習得に著しい困難を示す学習障害、二つ目は、ADHDと呼ばれ、多動性、不注意、衝動性を症状とする注意欠陥多動性障害、三つ目は、社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障害を持つ高機能自閉症などの障害も対象としています。

このような、いずれも通常の学級に在籍し、基本的には知的に遅れを伴わない発達障害も含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを

把握して、特別支援学級や通常の学級、通級指導教室などのさまざまな場において生活や学習上の困難を改善、克服するために必要な支援を行うものでございます。

続きまして、スクールカウンセラーの役割についてお答えをいたします。

児童・生徒に対する相談、助言のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員や児童・生徒、保護者への講話、事件・事故発生時の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなど多岐にわたっておりまして、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしているところでございます。

このような多様な役割と期待に加えて、スクールカウンセラーについては、学校外のいわば外部性を持った専門家としての活躍が期待されています。教員とは別の立場の異なる人間関係で相談することができるため、スクールカウンセラーならば心を許して相談できるといったケースもございます。

このスクールカウンセラーの外部性は、教育の専門性を持っている教員とは異なり、臨床心理の専門性を生かすことができるという点で意義がございまして、教員と連携して児童・生徒の自己実現を助ける役割を果たしているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは2番、道路管理について、最初の道路環境整備、この中身について3点ほどのご質問であったと思います。

まず初めに、市に連絡が来る国県道の草刈り要望件数ということでございましたが、これは草刈りに限らず、年間での部分、それと今年度の状況をご回答させていただきます。

平成26年度中に建設課に寄せられた要望件数1,271件ございました。そのうち千葉県に要望として連絡したものが86件ほどございました。

平成27年度につきましては、現在のところ総要望件数が533件、うち44件を千葉県のほうへ要望しております。

それと2番目ですが、要望に対する回答はいただけるのかということのお尋ねです。

県からは、口頭ではありますが、要望のほうの回答をいただいております。また現在、海匠土木事務所のほうには市から派遣した職員がおりますので、すぐにその辺の回答はいただいております。

それと三つ目でございますが、日常管理の経費ということです。

道路の日常管理につきましては、住民の皆様から寄せられる道路の補修等の通報や要望に

対しまして作業員等で対応しております。その人件費及びその経費として平成26年度に支出した金額は6,350万円でございます。また、道路の維持管理費として工事発注等により支出した費用を含めると、予算科目、道路維持費の金額となり、その総額が1億6,915万1,000円になってございます。

それと2番目の道路の安全管理についてということでございます。

確かに議員ご指摘の箇木、萬力両地先道路脇にある水路、これにつきましては、ところどころ視線誘導標なるものがあつたりしますけれども、いわゆるガードパイプ、ガードレール等の柵は現在ございません。

これにつきましては、防護策の設置ということに関しましてですけれども、市のほうは毎年200メートルから1キロメートル程度の工事を実施しております。当然ながらこの事業は、交通安全施設の予算から発注しておりまして、道路照明、防護策、道路標識、区画線、視線誘導標あるいは道路反射鏡等の事業と同一の予算内で実施しております。この中の施設につきましては、どれをとりましても交通安全上、欠かせない施設と認識しております。各地区からの要望や事故等の対応等、限られた予算の中で対応しておりますが、交通事故防止を最優先に優先順位をつけて実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは3項目め、環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、（1）のごみ収集の現状はどのようになっているか、また現在のシステムになった時期と経緯についてお答えをさせていただきます。

旭市内にはごみステーションが約1,300か所あり、設置、管理については地元の区や自治会などが行っております。また、ごみステーションに出されたごみの収集につきましては、市内を四つのコースに分けて業者委託により実施しているところでございます。

なお、現在のごみステーション方式による収集につきましては、昭和48年4月から始まっているもので、一般廃棄物を適正に処理するため、ごみ収集の効率化を図ったものでございます。

続きまして、（2）の側溝清掃について、現在のシステムに至った経緯と時期についてお答えをいたします。

側溝清掃につきましては、市が管理しております側溝等へ生活排水が流入している部分に

ついて、地元から事前に提出していただいております道路側溝清掃計画書に基づき、回収の日程が重複しないよう調整を図りながら地元との協同作業で実施しているところでございます。

作業方法につきましては地元の方々に泥上げを実施していただき、上げていただいた汚泥につきましては、市が委託している収集運搬業者及び環境課において回収をしております。委託業者につきましては、汚泥量の多い箇所回収と地元の方々では難しい大型水路の清掃を実施しております。また、回収した汚泥の処分につきましては、専門の業者へ搬入しまして適正に処理しているところでございます。

なお、現在のシステムに至った経緯と時期でございますが、側溝清掃の効率化及び汚泥を適正に処理するため、平成17年7月の合併時から実施しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、学校教育についての特別支援学級についてですけれども、この特別支援学級とそれから以前の特殊学級の違い、その辺のところもちょっと伺いたいなと、このように思います。

それと、小・中学校のクラスに、20校ありますけれども、教室の数と専門の教員数、何名ぐらいいるのか、学校別に分ければ教えていただきたいのですが。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、特殊学級と特別支援学級でございますが、基本的な教育に対する考え方が違うものでございまして、実態としてそう大きく変わるというようなものではございません。

それから、市内の特別支援学級の状況でございますけれども、各校別というご質問でございましょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（石見孝男） 学級数でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○学校教育課長（石見孝男） それでは、中央小から順番に申し上げます。

障害別に申し上げますと、中央小学校、知的が2学級、自閉症・情緒が1学級、言語学級が3学級、病弱・虚弱が1学級でございます。5月1日現在では在籍児童はございません。

これは中央病院内に設置されているものでございます。

琴田小学校、学級数、知的が1、自閉症・情緒が1でございます。

干潟小学校、知的が学級数1、自閉症・情緒が1です。それから言語につきましても1。
それから……

(発言する人あり)

○学校教育課長(石見孝男) それでは、まとめてご説明させていただきます。

5月1日現在になりますが、市内小・中学校20校の特別支援学級の設置状況でございますが、障害の種別は五つございます。合わせて51学級、そして通級指導教室は6校に6教室設置されておりまして、282名の児童・生徒が指導を受けているところでございます。

内訳でございますが、知的障害特別支援学級につきましては、全ての小・中学校に設置され、23学級で児童・生徒は90名、自閉症・情緒障害特別支援学級は19校に設置され、20学級で児童・生徒数は63名、言語障害特別支援学級及び通級指導教室につきましては5校に設置され8学級、児童数は101名でございます。難聴特別支援学級は1校に設置され1学級、生徒数は1名です。病弱・身体虚弱特別支援学校、これは先ほど申し上げました中央病院内に設置されておりますが、学校としては2校に設置されておりまして、5月1日現在で在籍児童・生徒はおりません。学習障害・注意欠陥多動性障害対象の通級指導教室は3校に設置され3教室で27名の児童・生徒が指導を受けているところでございます。

以上です。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員。

○10番(伊藤 保) この学級、かなりあるんですけれども、これ障害別にいわゆる専門の教師がつくという形でいいのかどうか、それを伺います。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(石見孝男) それぞれの学級にそれぞれ学級担任がおりますので、ついております。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員。

○10番(伊藤 保) 例えば障害のある子どもたちが通常学級で授業を受けるときに、1人で受けさせるのか、それとも誰か補助員と一緒にするのか、その辺のところもお答え願いたいと思います。

○議長(景山岩三郎) 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 障害のある児童・生徒につきましては、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、通常の学級における教育課程や指導計画を踏まえまして、一人ひとりの教育的ニーズに対応して指導目標や指導内容、方法をより具体化した個別の指導計画を作成することとしています。

この計画に基づきまして、例えば国語や算数については特別支援学級で学習し、他の教科は通常の学級で学習するといった形態ですとか、あるいは発音や言葉のリズムを習得するために週のうち数時間を言葉の教室で学習するといった形態など、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた交流及び共同学習に取り組んでいるところでございます。

このような学習に当たりましては、主として通常学級の担任による指導に加えまして、通常学級の担任と特別支援学級の担任が協力して行う指導ですとか、あるいは市が配置しました教員補助員による個別支援を取り入れた指導など校内体制を整備しまして、さまざまな形態で取り組んでいますために、ご質問のように全ての時間について特別支援学級の担任が付き添うことは難しいといった状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次の質問に移らせていただきます。

スクールカウンセラー、旭市ではこういった障害を持つ子どもたち、それからスクールカウンセラーの配置というのは県下でもかなり進んでいるほうだと思いますけれども、スクールカウンセラーの訪問、何人ぐらいいるのか。それと訪問の件数を伺いたいんですけれども。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 旭市の小・中学校へのスクールカウンセラーの配置状況についてお答えいたします。

各小・中学校へ配置しているスクールカウンセラーは、現在市内6名でございます。各小・中学校へ巡回しましてカウンセリング業務を行っているところです。

スクールカウンセラーの配置につきましては、三つの事業を活用しております。一つは千葉県スクールカウンセラー等配置事業、そして旭市で行っている小学校スクールカウンセラー配置事業、そして国の補助事業でございます緊急スクールカウンセラー等配置事業、この三つの事業を活用して配置をしているところです。

この三つの事業で市内各校にスクールカウンセラーを配置していますが、中学校へは月に

約4回程度配置しまして、大規模校である第二中学校へは月に7回程度の配置となっております。また、小学校へは月に約1回程度配置しまして、大規模校である中央小学校は県からの配置がございまして月に2回程度となっているところです。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 6名というところとちょっと少ないような気がします。生き生きとした子どもを育てる相談体制づくりという文科省からの資料を見ると、各学校におけるスクールカウンセラーの派遣が週1回となっている現状では、継続的な相談効果や校内の一体的・組織的な相談体制の確保は困難であり、何よりスクールカウンセラーを待つ児童・生徒の心にしっかりと応えていくことが困難であるということが書いてあるんですね。このため、可能な限り、週当たりの相談時間の増加や相談日数の増加について検討する必要があると、こういうふうに書かれているわけですね。

ですので、もう少し人数を増やしていただけないかなというふうに思うんですね。その辺のところは課長さんのほうで増やすということは言えないでしょうけれども、ぜひ増やしていただきたいと思うんですね。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

次の道路管理について最質問をさせていただきます。

国道、県道というのは、旭市のいわゆるメインストリートみたいなものだと考えておりますが、これは県が当然管理していると思いますけれども、森田県知事は観光立国千葉をスローガンに掲げておりますが、歩道に草が生い茂っていたら、ちょっと寄ってみようという気にはなれないと思うんですね。

もう一つは、草が生い茂っていることで、生徒たちに限らず、突然車道に出てきて事故の心配があるわけです。県は、年間の草刈りは何回ぐらい行う予定なのか。また、維持管理費の予算というのはこの地域ではどのぐらいあるのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 草刈りの回数、それとこれは聞き取りの中といいますか、海匠土木事務所のほうへ問い合わせをした回答でございますので、そのまま読ませていただきます。

国・県における草刈りの回数については決められていないということです。また、限りある予算に応じて必要な箇所の草刈りを実施しているという回答でございました。

また、維持管理費としましては、日常管理、道路除草、側溝清掃等があり、その予算は海

匠土木事務所で約6,000万円、これは27年度当初予算というような回答を得ております。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 6,000万円、匠瑛市と旭市なんですけれども、非常に旭市よりも少ないような気がしますけれども、これは旭市に限らず、雑草の草刈りというのは毎年の課題だと思うんですね。アスファルトの隙間などをなくして、県は秋口になってからよく刈りますが、種が落ちてしまっただけでは何もならないわけなんですけれどもね、年2回ぐらいできるような方向でお話をさせていただきたいし、また我々もそのような話をしますけれども、ぜひ市からもそういうことを言っていただきたいと思います。

草が出ないように、これは永遠の問題ですので、草が出ないようにすることはできないのかどうか、何か方法があればお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 年2回は最低でもというご質問だったんですけれども、我々としても、県道だから、国道だからということではなくて、市民の方から要望があった時点であるべく定期的な草刈りをお願いできないかということで要望しております。予算の都合ということでの回答でしかございませんけれども、なるべく今ここが危ないよとか、そういうことを逐一連絡させていただいております。

それとまた、草が出ないようにすることはできないか。単純に考えればこれは可能とは思いますが。我々としても、草が出ないようにすることができれば維持管理費用も削減できますので助かるということなんですけれども、今までにとった対策としましては、雑草が繁茂することで通行に支障の出る場所においては、草の出る路肩部をアスファルト舗装あるいはコンクリートで覆うことなど、場所に応じさまざまなことを対応してまいりました。工事を伴うことに関しましては、管理延長が約1,100キロということで長うございます。これによって全ての道路に実施するということはちょっと不可能ということとっております。

また、除草剤で対応している市町村もあります。旭市においても、場所によっては除草剤を使用している箇所もございますが、いかんせん、農地の脇や民家の近くということでございますので、なかなかこれを日常的に使うということが難しい現状でございます。雑草が繁茂してからの人海戦術での除草作業、これが主な作業となっております。

また、タイミングを見計らいまして、除草剤をまける場所がございましたら、刈ったしりからの除草剤散布というような対応も今後またやっていきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ県に対しては、非常に通学する児童が、雑草が繁茂すると、生い茂ってくると、風とか雨の日になるとズボンが濡れてびしゃびしゃになってしまうということで、どうしても車道を通るというふうなお話を聞いております。ですので、県に対してはもう少し予算をこちらのほうに持ってくるようなお話をしていただきたいなというふうに思っています。

次の質問に移ります。

道路の安全管理についてですけれども、鐺木地区の水路については、県道74号線、上に通る県道があるんですけれども、そこに上がる道も途中にありまして、また広域農道と交わるため比較的交通量があります。実際にこの水路に落ちて死者も過去に出ているわけですので、早目の対策をとっていただきたいなと、このように思います。

また、萬力地先の集落の用水路も、自転車に乗った生徒たちが前から広がってきたため、避けようとした高齢者が水路に落ちて骨折して、その後、杖を使って不自由な生活を送っている実態があります。自分の不注意が原因だと言われればそうかもしれませんが、転落防止があれば落ちないで骨折は免れたのかなというふうな思いもしますので、早目の対策をお願いいたします。これは要望ですので、よろしくお願いします。

次に、ごみの収集について伺います。

今後の対策としてどういうふうに考えているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、今後の対策ということでございますが、これは高齢化による対策ということでよろしいでしょうか。

それでは、高齢化によりごみ出しに困っている市民の対策としては、環境課のほうとしては戸別収集の実施や、ごみステーションの移設や増設することにより困っている市民の近くに設置することなどが考えられますが、戸別収集につきましては、費用の面から実施することは難しいと考えております。また、ごみステーションを設置する場合には、管理者を決めていただきまして、地元の区や自治会などに申請をしていただくこととなり、おおむね10世帯以上が利用することを原則としておりますが、利用世帯については地域での諸事情等を考慮しまして柔軟に対応してまいりたいと考えております。

環境課からは以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 私からは、介護認定のされた高齢者のごみ出しの現状についてお答えいたします。

介護保険法では、要介護または要支援と認定されますと、ホームヘルパーによるごみ出しが可能な訪問介護サービスが受けられることから、現在それで皆さん対応されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは、介護度によっては活用できない人も出てくると思うんですね。今後、先ほどもお話ししたとおり5年、10年先になってくると、かなり高齢者が増えてきます。私のところにも話がありましたけれども、実際に今はまだ健常でありますので、ごみステーションまで持っていけるんだけれども、だんだん歩くのが困難になってきたときに、自宅まで収集できないだろうかという相談がありました、実際に。

そういうことを考えると、介護度によっていわゆるごみを出せない状況に陥ったときのことを考えると、これから先の5年、10年先を考えると、何かしら方法をこれから、今から考えていかなければならないんじゃないかなと、このように思います。

次の質問に入らせていただきます。

やはり同じように、高齢化社会に対しての対応ということでございます。地域はどんどん核家族化して、年を重ねた人たちが増えてきます。そうすると、ふたとかそういったものが非常に難しいという話もあります。また、人数も減ってきております。これから先のことをやはり考えると、何か方法を考えておられるのか、その辺のところをお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、側溝清掃等に対する高齢者等への対応ということでお答えさせていただきます。

高齢者への対応につきましては、市では地元等の協働作業を原則として側溝清掃を実施させていただいております。しかしながら、高齢化に伴いまして協働作業での実施が難しい地区につきましては、議員からお話がありましたように、ふたのあけ閉めや泥上げはちょっと難しいと思いますので、それ以外の部分でご協力をいただきながら、地区の実情に合わせた

協働作業として、作業内容の調整を図りながら実施していけばと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 意外と今のシステムをまたずっと引き続いているような感じでおりますけれども、腰の曲がった方がくわとかスコップを持って歩くというのは非常に厳しいと思うんですね。ですから、出たくなくなるというような、そういうことがあります。

ですので、今後、高齢化社会に対してのやはり何かしら違ったシステムを考えていかなければならない時期に来ているのかなというふうに思います。これはすぐというわけではありませんが、近い将来、必ずそういう時期が来ると思いますので、その辺のところは考えていただいて、要望としてお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○議長（景山岩三郎） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 議席ナンバー9番、日本共産党、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行います。

1番目の大きな中身としまして、マイナンバー制度について一般質問いたします。

マイナンバーは、税金と社会保障、災害の3分野から始まり、官民のさまざまな分野に利用が拡大していくとなっております。マイナンバーとは何かという回答とともに、来月の5日からもう事務的な手続きが始まってきますけれども、準備状況や来年の3月に向けてのスケジュールについてご回答をお願いいたします。

小さな2番目としまして、利便性とリスクについて。

役所にとっては大変利便性が高い、そう思いますけれども、市民にとってみると利便性はあまりなさそうなんです。例えばキャッシュカードの不正な取得や偽造、成り済まし犯罪の危険について回答してください。

（3）としまして、市民の負担について。

マイナンバー導入のための経費の総額はおよそ3,400億円もかかるそうです。これは税金

を通じて国民の方にかかってきます。これらの費用だけではおさまらず、広範な市民に負担がかかっています。これらの費用について予想される中身について説明してください。

2番目としまして、社会保険制度について一般質問いたします。

ちょっと長くなりますけれども、日本年金機構による社会保険適用の強化について質問します。全ての法人は社会保険の加入義務があり、個人も50人以上雇用している場合、加入義務が生じます。しかしながら、法人の役員とその従業員は、保険料の高い社会保険に加入せず国民健康保険に加入している事例が大変多く見られます。

今こうした人たちのところに社会保険の加入が押し付けられています。社会保険未加入者は公共工事の現場に入れるなど、ハローワークで求人の申し込みは行わない、あるいは建設許可申請の際に加入を指導する、こういったさまざまな形で手段で加入を押し付けられております。今回8月末までに加入せよと、日本年金機構より通知が来ております。摘発した場合、2年間の保険料を払ってもらうなど、高圧的な文書が届いております。こういった状況を行政当局のほうで認識しているのかどうかご回答をお願いいたします。

次に、旭市内の事業者は零細な事業者が多くて、外食産業や派遣労働、建築土木、フランチャイズやサービス業は社会保険の負担に耐えられず廃業する事業者が続出するのではないかと心配されています。こうした状況の認識があるのかどうかお聞きします。現在そういう形で社会保険への適用が加速度的に進んできております。

次に、公契約について。

市の発注する契約について、社会保険料が単価に織り込まれているのかどうか説明を求めます。特に建設単価につきましては、国土交通省のほうから織り込むように指導が入ってきていると思いますけれども、現状について認識がどうなっているか報告してください。

次に、（４）番目としまして、国民健康保険への影響について。

国民健康保険の世帯主の職業は、後期高齢者を含めると全体の半数以上が職業なしの世帯です。雇われ人といいますか、先ほどから言っております法人の役員とか、そこで勤めている従業員という方々はだいたい3割強ぐらいの方々が国民健康保険に入っております。本来、今まで多かった農林水産業の方々というのは1割前後という形になっております。

現在国保に加入しております雇われている方々が社会保険に移行するとなりますと、1割の農林水産業の方々が5割、6割の収入のない方、無業者の方々を支えるという制度になってしまいます。これでは国民健康保険制度そのものがもたなくなるのではないかと心配されております。こういった状況が加速度的に進むということになっておりますので、この辺の

状況についての認識があるのかどうかお聞きしたいと思います。

そして最後に、5番目としましては、国と県への要請について、これは市長にお願いしたいんですけれども、次のことを国とか県に求めてください。

経営基盤の弱い中小零細業者の加入する社会保険の保険料を軽減してください。また、国民健康保険への県・国の支出金の増額をお願いしてください。

次に、介護保険について一般質問いたします。

介護保険制度が始まって15年ほど経過しましたがけれども、この間の保険料の推移について説明をお願いいたします。

旭市は千葉県内でも安いほうとは思いますが、住民税非課税世帯からの年金より特別徴収されておりますので負担感が高いというふうに思います。今後の保険料の予測をお願いいたします。

(2) 番目としまして、高い保険料を軽減し低所得者対策を法制化されました。ところが、現在、消費税の増税ができなかったということを理由にしてこの軽減をやっておりません。この軽減についてどのようなことが内容として盛り込まれているのか説明をお願いいたします。

(3) といたしまして、介護事業所や施設に支払われる報酬が2015年4月に改正になったが、その内容について回答をお願いいたします。

大きな4番目として、市営住宅の家賃の減免について。

27年第1回定例議会後、市営住宅家賃の減免について、制度の説明や申請を受け付けを始めたと聞いております。どのような施策が行われたのか説明を求めます。その結果、減免される世帯数や所得情報について、行政がつかんだ情報について、報告できるものは報告をお願いいたします。

5番目としまして、小・中学校の教室にエアコンの設置を求めます。

今年の夏も大変な猛暑でした。今やエアコンのない生活は考えられません。学校の現場でも、暑さで勉強に集中できず授業が成立しないなどの弊害が生じております。とにかく暑さは半端でなく、室内にいても熱中症にかかり病院に搬送される事態も生じております。夏の暑さや冬の寒さを防ぎ、教育の環境を整えることが急務になっております。このことにより集中力が増し、ひいては学力向上につながります。

千葉県内では、エアコンを設置する自治体が増えております。また、市長選挙、市議会議員選挙の中でも政治の一つの焦点になっております。計画的に導入を進めるべきだと思います。

すが、回答を求めます。

1 回目の質問はこれで終わります。次からの質問は自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、午後 4 時 35 分まで休憩いたします。

休憩 午後 4 時 2 4 分

再開 午後 4 時 3 5 分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから社会保険制度について、国・県への要請についてということでお答えをしたいと思います。

国民健康保険制度への財政支援につきましては、実際の財政にとりまして非常に重要なことであります。毎年、全国市長会において、要望しているところであり、今年の 6 月 30 日に国庫負担割合の引き上げについて要望しているところであります。さらには、議員からお話がありましたように、中小企業への支援、県の支出金を増やしてほしいと、そういったことにつきましても、今後、県の市長会等の状況を見ながら要望していきたいと考えておるところであります。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは 1 番のマイナンバー制、この（1）から（3）までお答え申し上げます。

まず、適用範囲等ということで、何か、それから 3 月までのスケジュールというような話がございました。

最初に、制度の概要を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これに基づきまして、住民票を有する全ての人にそれぞれ 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策

の分野で効率的に情報管理いたしまして、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うために活用されるものでございます。

法の理念といたしまして、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上、それから給付と負担の適切な関係の維持、同一の内容の情報の提出を求めることを避ける、それから国民の負担の軽減を図る、個人情報が法令に求められた範囲を超えて利用され、または漏えいすることがないように、その管理の適正を確保するという、この四つが定められているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今年10月以降、住民票を有する全ての方に、12桁のマイナンバーと基本4情報が記載された通知カードが郵送されます。その後、28年1月から希望される方に個人番号カードを交付いたします。個人番号カードは、マイナンバーと基本4情報が記載された顔写真付きのICカードとなりまして、初回の発行手数料は無料となっています。

これまでに広報、それからホームページで制度の概要をお知らせしてまいりましたが、引き続き周知をしてまいり予定でございます。

次に、（２）の利便性とリスクということでございます。

マイナンバー制度の効果といたしまして、申請時の添付書類の削減、それから行政手続きの簡素化がなされまして、市民の負担が軽減されます。所得把握の正確性が図れる等のメリットもありますが、個人情報の保護についての不安、それから懸念が存在していることはあるかと思えます。

こういったことの対応策ということで、具体的には、一元管理ではなくて、従来どおりそれぞれの機関で分散管理すること、それから利用範囲、情報連携の範囲は法律及び条例に限定的に規定すること、それから適切なアクセス制御、それから通信の暗号化、成り済まし防止のための本人確認措置の徹底などを図ることとしています。

ただ、過去の事例で、システムや制度上の問題点ではなくて、人的な問題で情報漏れが起きておるということも事実でございまして、そのリスクが一つ挙げられるのかと思えます。それを防ぐためには、厳しい罰則を設けていること、それからあと、旭市におきましては、庁内研修を進めまして、セキュリティー意識のさらなる向上を図っているところでございます。

次に、（３）の市民の負担ということでございました。

予想される中身というようなお話もございましたが、来年の1月1日以降、税の手続きや

年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きでマイナンバーの利用が開始されますので、まず、事業主にマイナンバーを届け出ていただく必要がある、これは市民のご負担になるのかなということになります。例えば源泉徴収票の作成であるとか、雇用保険被保険者資格取得届の作成等でマイナンバーを記載するようになります。

あと、事業者におきましては、マイナンバーを含めた個人情報の漏えい、紛失等の対策で、安全管理措置が必要となります。ただ、国におきまして、昨年の12月に特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン、これは事業者編というのがございまして、従業員数100人未満の中小規模事業者につきましては、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等から、特例的な対応方法が示されているところでございます。

あと例えば組織的、人的安全管理措置等では、取扱責任者や事務取扱担当者など、担当を明確にしていく必要があります。それから物理的、技術的安全管理措置では、機器の用意、それから書類廃棄の準備ができるようにすること、鍵付きの棚の用意、それからウイルス対策ソフトの導入、アクセスパスワードの設定等、事業内容や規模に合わせた対応が求められている、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは2項目めの社会保険制度についての1点目、日本年金機構の社会保険適用の強化について、2点目の地場産業やサービス業等への影響についてお答えします。

この2点につきましては、関連性がございますので、併せて回答させていただきます。

太田議員の質問にもございましたが、社会保険制度につきましては、厚生年金法や健康保険法の規定により、全ての法人事業所や常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所は、社会保険制度に加入が義務付けられております。最近では、社会保険適用の厳格化が進み、年金事務所が社会保険調査を行っている聞いております。

ただいまの質問につきまして、旭市商工会へ照会したところ、会員1,600名の中で経営指導や相談に対応した事業所約300件に対し、法令を遵守するよう指導しており、社会保険制度への加入については適正に処理されていると聞いております。このため、適用強化に対する対策や経営内容への影響についての問い合わせや相談は、現在のところないという報告を受けております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、社会保険制度についての公契約について、それから、市営住宅の家賃減免についてお答えいたします。

初めに、公契約制度についてですが、市の公契約のうち、公共工事の契約についてお答えいたします。

公共工事の設計労務単価については、平成25年4月、それから平成26年2月、平成27年2月の計3回にわたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、社会保険料の本人負担分相当額を反映し、改定が行われております。

市といたしましては、最新の労務単価を採用しておりますので、社会保険加入に必要な金額が含まれた労務単価で契約が結ばれていると考えております。

続いて、市営住宅の家賃ですが、市営住宅の家賃について、銚子市で起きた事件の反省から、減免制度を広く積極的に周知するため、本年6月に市営住宅全戸に減免制度のお知らせのチラシを配布いたしました。その後、入居者の方から自主的な減免申請が2件ありました。さらに、減免制度に該当する可能性があるのに申請をしていない方に減免申請を促すため、収入申告の内容調査によりまして、該当者の抽出作業を行いました。8月に家賃を滞納している、納められないでいる方々の該当者の抽出を行いまして、減免申請をするよう通知をいたしました。11人に通知して、そのうち6人が申請済みであります。家賃の滞納者以外の方々についても、所得状況の調査を行い、減免に該当する可能性のある方には、申請を促していきたいと考えております。また、通知をしても申請のない方や収入申告をしていない方には、折を見て再通知、電話催告、戸別訪問等をしていきたいと考えております。

なお、減免の申請の際は、その所得状況等を鑑み、公共の公的扶助の対応を視野に入れ、福祉部門との連携も図っているところであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、保険年金課より、2番の社会保険制度のうち、4番、国民健康保険への影響についてお答えいたします。

旭市の国民健康保険の職業別の構成ということで、平成26年9月30日現在の世帯主の割合でお答えいたします。

農林水産業7.3%、その他自営業11.5%、被用者34.2%、無職40.3%、その他不詳6.7%と

なっております。

なお、このうち、国保に加入している法人事業主や役員の方の所得の情報等は把握しておりませんので、国民健康保険にどのような影響を及ぼすかは一概に推しはかることはできないと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、3の介護保険行政についてお答えいたします。

初めに、（1）の介護保険料の現状と推移についてお答えいたします。

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、介護保険法が施行されました平成12年より、3年ごとに計画を策定し、改正されております。

合併後の旭市の保険料を基準額で申し上げますと、第2期計画期間の平成17年度が月額2,618円、第3期計画期間の平成18年度から20年度までが月額2,950円、第4期計画期間の21年度が3,204円、22年度が3,252円、23年度が3,300円、第5期計画期間の24年度から26年度までが4,300円、第6期計画期間の27年度から29年度までは月額4,500円となっております。

保険料が増額している理由といたしましては、平成17年度の要介護認定者数1,723人に対しまして、平成27年度当初の要介護認定者数は2,797人となっておりまして、要介護認定者数の増加に伴い、介護保険給付費も年々増加していることが挙げられ、これは今後も上昇していくものと思われます。

続きまして、（2）の介護保険料の法定減免についてお答えいたします。

平成27年4月から介護保険法の改正により、消費税を財源としまして、低所得者の保険料が軽減されております。対象者は65歳以上の第1号被保険者のうち、生活保護者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方となっております。旭市では軽減前の保険料が基準額年額5万4,000円の50%で、年額2万7,000円に対しまして、軽減後は45%の年額2万4,300円で、1割の減額となっております。

なお、平成29年4月に消費税が10%に引き上げられた場合には、軽減対象者を世帯全員が市民税非課税者の方全員まで拡大され、本人の収入に対して3段階に分けて減額され、最大で4割の減額で、年額1万6,200円となる見込みであります。

続きまして、介護報酬の切り下げについてお答えいたします。

平成27年度の介護報酬の改定は、平成37年度に団塊の世代が75歳以上となり、要介護者が増加していくことも視野に入れられまして、中度以上の要介護者や認知症高齢者への対応のさらなる強化及び介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった考え方にに基づき行われました。

これらとともに、賃金と物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体でマイナス2.27%となりました。具体的には訪問介護の身体介護が中心の場合には3.6%の減、生活援助が中心の場合では4.2%の減、通所介護の通常型で4%の減、介護予防通所介護では20.3%の減、介護老人福祉施設の多床室入所では6%の減となっております。一方、介護職員処遇改善加算や認知症加算等の介護報酬が増額となっているところもございます。

ここで、介護報酬が切り下げられた代表的な例を申し上げます。

例えば、要支援2の方がデイ・サービスを受けた場合、今年3月までは1か月当たりの個人負担が4,870円でしたが、今年の4月からは3,715円と2割以上介護報酬が引き下げられました。利用者にとりましてはこれは安くなりましたが、事業所にとりましては収入減となるものであります。ただし、その辺のところは、営業の改善に向け、報酬加算ができるサービスを見つけて、サービスの質を高めていくように心がけていくということを聞いております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私のほうから5項目めの教育環境の整備について、（1）小・中学校の教室にエアコンの設置を求めるについてお答えいたします。

学校の暑さ対策としては、平成24年度から天井型扇風機等を小・中学校の全普通教室に設置し効果が出ておりますが、議員ご指摘のエアコンの設置につきましては、有効な方法であることは認識しております。

しかしながら、市内小・中学校全ての普通教室へのエアコン設置には多額の費用が必要となり、現在の国庫補助制度を活用しても相当の負担が必要となります。老朽化が進む学校施設の改修工事を優先的に進めている現時点では、設置計画は立てておりません。さらに、設置後に、長期的に必要な電気代、修理費等のランニングコストについても大きな課題となります。

学校施設の整備といたしましては、第一中学校の老朽化に伴う大規模改造工事や東日本大震災で問題になった体育館の天井の非構造部材の撤去など、児童・生徒の安心・安全に係る

施設整備を優先的に、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

また、旭市の夏の気候条件は、東京や千葉市などの都市部と比較しますと、それほど厳しくはなく、30度以上の真夏日の日数も少なく、35度以上の猛暑日はありません。そして、小・中学校には夏休みもあり、学校で過ごす夏日や真夏日の日数も限られる状況ですので、当面は扇風機での対応を考えております。

なお、冬の寒さ対策については、ファンヒーターなどの暖房器具を全ての教室に設置してあります。

しかし、今後も気温上昇が心配されますので、財政状況等も勘案しながら、慎重に検討したいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、1番目のマイナンバー制度について、この場で質問を行います。

10月5日以降、全国一斉に番号通知カードが書留で送られることになっていると思うんですけども、これが郵便局のほうで配り切れるかどうか心配だという声が出ています。と申しますのは、書留ですので、本人確認をしながら受領印をいただかなければいけないということになりますので、非常に手間暇がかかるということになると思います。ですから、こういった形での対応が市のほうでできているのかどうか。

それともう1点は、J-LISという地方公共団体情報システム機構というところが発送することになっているらしいんですけども、この辺の発送の状況とか準備状況、こちらのほうでつかんでいるのかどうか、ご回答をいただきたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（景山岩三郎） ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） マイナンバー制度に係ります通知カードの送付、それにつきましてご回答いたします。

マイナンバー制度が始まりますと、10月5日以降から通知カードが全国民の世帯に配布されます。その配布につきましては、郵便局の簡易書留を行って配布されることになっております。ただ、こちらのほうで郵便局にこれを配布できるのかといったような確認はとっておりませんので、ただ、国の制度で始まるものですから、必ず配布されると思っております。

あと、時期につきましては、10月5日に住民基本台帳のデータを締め切りますので、それを先ほど議員がおっしゃられたJ-L I S、地方公共団体情報システム機構のほうで作ったものが郵便局に持ち込まれるという形になっております。J-L I Sのほうも全国処理するわけですが、順々に処理をしていくはずですので、10月5日に一斉に持ち込まれるわけではなくて、少しずつずらしながら持ち込まれて、順に処理をしていくというふうに聞いておりますので、そちらのほうの対応も問題ないと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 関連しまして、マイナンバー制度の関連業務と通常の業務が重なってしまうということになろうかと思えます。そうしますと、ただでさえ人員削減で非常に厳しい状況の現場だと思うんですけれども、その辺で混乱は生じないのかどうか、その辺をちょっとお答えいただきたいと思えます。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 通知カード及び個人番号カードを今年度発行するにおきまして、通知カードにつきましては、先ほど申し上げたとおりJ-L I Sのほうで作ってお送りしますので、市民生活課の現場といたしましては、特に混乱は生じないと考えております。

その後に、来年1月から希望者に個人番号カードを配布するという、これにつきましては、かなり事務が増えるだろうという予定はしておりまして、国庫補助がございますので、臨時

職員を1月から3か月間雇用いたしまして、対応する予定でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 具体的には税務のほうの関係でまいりますと、10月末にはもう年末調整の手続きの書類が、翌年度の扶養控除等の申請、これにもうマイナンバー制度を入れていくという形になるわけですね。ですから、2か月ぐらいしかありませんので、こういったところからきちっとそういった源泉徴収票に書き込むような、給与支払報告書に書き込むようなマイナンバーについて入れていくということになりますので、その辺において混乱は生じないのかどうか確認したいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） マイナンバー、確かに1月1日以降、各事業所で支払い確定するものにそれを通知するんですね。ですから、2015年の所得の申告については、まだそれが適用されるわけではないです。ですから、2016年の……

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） そうですね。それらも2016年の所得に係るものからということですから、来年の1月から12月に係る部分について、それを行うということですので、その辺のことは国のほうも十分考えた中でのスケジュール編成になっているということでございます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 太田議員、手を挙げてください。

太田將範議員。

○9番（太田將範） 議論がちょっとずれていますけれども、現在、扶養の移動の届け出を出すというのは、来年の分の移動届なんです。ですから、そこにはもうマイナンバーが入らないとあかんということなんです。ですから、私の言っていることは、今年の分の源泉ではないということなんです。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） もう少し細かく申し上げれば、給与所得の関連ということになりますので、2016年分の扶養控除等申告書を2016年1月1日以降に提出する場合は、最初の給料日の前日までに番号を記載して勤務先に提出するということになりますので、その番号は通

知カードの番号で番号が記載されておりますから、その番号を届け出ていただくようになると認識しております。

ですから、確かに各事業所は11月ごろになりますと年末の控除をするために提出するんですけれども、そこの中で既に扶養をとっている方は、あくまでも2015年のものでございますから、それ以降のもの、今回のマイナンバーが必ず記載しなければいけない告知の記載の開始時期というのは1月1日以降になりますので、現時点での記載は必ずしも必要ではないのではないかと、そのように認識しております。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ちょっとずれていますけれども、じゃ、次のほうに伺います。

（2）のほうなんですけれども、利便性とリスクということなんですけれども、アメリカではちょっとシステムがちょっと違うかもしれませんが、他人の番号を悪用したクレジットによる買い物とか、ネットバンキングの成り済まし犯罪が3年間で2兆円、物すごい規模の産業になっているんですね。ですから、これがどこに行っているのかちょっと、だいたい犯罪組織に行っていると思うんですが、そのぐらいの規模になっているということで、非常に危険だというふうに思います。ですから、この辺のリスク管理は大丈夫なのかということが1点。

もう一つは、マイナンバーを含む個人情報というのは、役所だけで管理するわけではなくて、民間の事業所とか個人でも管理するということになるわけですから、そうしますと、非常に対象者が増えるわけですね。増えますので、当然危なくなってくるのは、そういったところの管理がうまくいっていないところからずれていく、漏れていくという可能性は非常に高いということなんです、その辺に対して、市のほうは自己責任として突っぱねてしまうのかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

ちょっと待ってください。先ほど1回出張っていますので、今のやつが再々質問になりますから。

太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、マイナンバーなんですけれども、これはあくまでも情報を名寄せするためのキー、いわゆる番号ですね。情報自体は、それぞれ既存のシステムで管理されています。ですから、マイナンバーが流出したからといって全ての情報が出るわけではな

いということが、まず1点あります。

それと、民間のほうの事業所も管理がかかわる。それは当然、その方の所得番号等を書いたもの、これは今までと変わらない形でずっと管理しているわけですね。当然それも個人情報ですから、漏れてはいけないものであります。だから、その部分をどこまで市が関与できるかというのは、それはちょっと違うかなと。あくまでもそれぞれが責任を持ってきちんと管理すべき情報はきちんと管理してもらう。市が管理すべきものは、当然条例を作って、漏れないように厳しくやっていくという。それぞれの事業所がみんなきちんと管理をしているということが一つ重要だと思っています。

あと、国のほうもそのためにさまざまな手段を講じておりますから、その辺はこれからしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、次の（3）のほうに移ります。

この番号制のもとでは、従業員を雇用する事業者や税務署に提出する書類に個人番号を記載するために、従業員とその家族の個人番号の管理を求められます。新たな経費と労力が求められます。これまでのセキュリティーではとても間に合わないというのが一般的な考え方ようです。具体的に新たなシステムを導入しますとなると、事業者のほうはどのぐらいのお金がかかるかといいますと、うちが見積もりをとったやつが35万円です、システム代が。それを会計ソフトにつなげるという形で、かなり高いシステム料をとられます。そのほかにランニングコストが年間何万円もかかるという状況のようです。

だいたい従業員100人ちょっとぐらいを雇っているところで、営業所が二、三あるところで、初期投資がだいたい1,000万円を超える。そして、ランニングコストは400万円を超えるという状態のようです。専門のセキュリティーを扱える技術者というのもないそうです。技術者はもうどこかみんな雇われてしまっていて、新たにやってくれるような人はいないという状況に今なっているようです。

ですから、はっきり言いまして、中小企業にとってみますと、これは新たな増税と同じなんです。ですから、このマイナンバー制度につきましては延期していただきたいというのが、商工業者の皆さん方の発想ではないかと思います。これにつきまして市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） まだ始まらない中で、心配も確かにあると思います。しかし、このマイナンバー制度、番号法は国の施策でありまして、我々が今からやめたほうがいいというような運動を起こしても、もう10月5日から発足する法律が施行されるというようなことの中で、そういう危険をいかに少なくしていくか、リスクを少なくしていくかということに、これからも十分行政としては頑張っていきたいなと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、次に、社会保険制度の中で、3番の公契約についてということで質問させていただきます。

市の契約の中では、単価はもう織り込んであるよということで、正規の発注ができていくというふうに答弁いただいたんですけども、必ずしもそうっていないのではないかなという声もあるわけです。

実は、ある建築組合の方々がいろいろ調査した結果が出ているらしいんですけども、市のほうで公契約できちっと労務単価の中に社会保険が算入されているよということについて、調査をする気はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 市の結んでいる契約の労務単価には、先ほど申し上げましたが、社会保険料は計算されているというつもりでいますので、これから調査するつもりは取りあえずありません。と申しますのは、市で使っている設計の労務単価につきましては、国の指導を受けて県が作った単価表を使っておりますので、それは国が大丈夫だと言えば県も大丈夫で、県も大丈夫なら市も大丈夫だというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 労務単価の問題があるんですけども、その織り込んであったものの後追い、下請契約等でその辺の確認をやっていただきたいということなんです。

聞いたところによりますと、必ずしも反映されていない事例があるのではないかなという、そういうことをちょっと耳に挟んでおりますので、市のほうは発注はもうきちっとやっていますよと、計算どおりに間違いなくそれを織り込んで発注していますよということだと思っておりますけれども、現実の中で、建設業の場合ですと下請契約関係があって、二次、三次の下請があるということになっていきますので、そうしますと、二次、三次の下請のところに、設

計単価がちゃんと織り込まれている契約になっているかどうかというのはちょっと分からないというところもあるかと思いますので、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 下請まで届いているかということですか。

建設業法等の改正によりまして、契約後に市のほうに提出される施工体制台帳、これに下請業者との契約金額、それから社会保険等の加入状況が工事発注担当課で確認できるようになっておりますので、適正な支払いがなされていると考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 分かりました。

では、次に進みます。介護保険についてです。

介護保険の（２）なんですけれども、高い保険料を減免して、低所得者の対策を公正化されたということで、消費税の問題とあくまで減免制度というのとは別物だと思うんですけれども、これをリンクするということはちょっとおかしいのではないかなと思うんですが、担当課のご意見をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 消費税の問題、そして今回の介護報酬等の問題なんです、これらについてはいずれも国の施策でやっておりますので、市としてはちょっと上層部に云々ということは難しいと考えております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 3番目の問題としまして、介護報酬ですけれども、どうも見ますと、介護度の低いところの報酬が非常に切り詰められているというふうに感じるんですね。この部分というのは、これから地域包括支援システムの構築ということからまいりますと、この部分の報酬を下げてしまいますと、例えばNPO法人だとか、そういったところの、あるいは民間の方々が参加する意欲がなくなってしまうのではないかなというふうに感じられるんですけれども、地域包括システムの構築ということになりますならば、ある程度ここについても報酬をやらなければならないんじゃないかなというふうに、私、感じているんですけれども、

いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今、議員のおっしゃいました地域包括ケアシステムの関係なんですが、これについては2025年、10年後までに構築せよと国は言っているんですね。それでも、うちのほうの介護の改定というのは3年ごとにやっていますので、おのずとその間にはいろいろ変転もあると思いますので、その辺で変えていかざるを得ないのではないかと考えております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 要支援と要介護の低いところ、その部分のところを報酬を削ってしまいますと、現在、その部分でやっていらっしゃるのは既存の組織ですよね。いろんな方々がやっていると思うんですけれども、その辺の人たちの経営が成り立たなくなってくる可能性が非常に高いと。先ほど課長おっしゃったように、20%もの切り下げですから、これはちょっと影響が大きいんじゃないかと思うんですね。ですから、できればこの辺につきましては、市長のほうでも介護報酬のほうの引き上げをお願いしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 今後ますます高齢化率が上がりまして、なおかつ介護報酬が増大されてくるというのはどの市町村もあると思うんですね。その中で、国の施策で、今回介護報酬の引き下げをやりました。それで、そういう国の施策でやっておるものですから、その辺を市がとやかく言うのはちょっと難しいのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 制度のことについてとやかく言っているわけではなくて、そういうお願いをしませんと、地域包括システムそのものが成立しないのではないかということなんですね。ですから、そういう要請は市のほうでもやっていくべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 先ほど話がありました地域包括ケアシステムなんですが、この点については、旭市の包括支援センターのほうもかかわっていろいろ事業をやっておりますので、その中で、いろいろな開発等も10年後を見据えてやっていくということになっておりますので、その辺で検討したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 発言回数が来てしまいましたので、次に移ります。

市営住宅の家賃の軽減ということでは、財政課のほうがよくやっていたいているなというふうに評価しております。ですから、今後もこういった形でのさまざまな低所得者対策を各課と連帯しながらやっていっていただきたいと思います。

それから、またちょっとずれてしまいますけれども、やはり減免の申請では国民健康保険のほうでこういうチラシが出ていまして、減免の申請ができますよという、こういった形が出ていますので、なるべく各課で協力しながら、そういう対策を行っていただきたいと思います。

最後に、エアコンの設置ですけれども、四街道市では、経費の節減ということで、エアコンのリース契約でやっているという記事が先日、千葉日報に出ていまして、いろんな形の検討をしていただきたいと。ただ、できませんだけではなくて、今後の計画として、特に金額が大きいものですから、長期的な計画を持ってやっていただきたいということなんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） では、お答えのほういたします。

旭市では大規模な改造工事のめどが立った段階で、エアコン設置についての検討をしたいなというふうに考えております。そしてまた、設置する教室の数やリース方式の導入などについても、併せて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日、定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時20分

平成27年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成27年9月25日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 決算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作

13番 伊藤 房代
15番 向後 悦世
17番 滑川 公英
19番 佐久間 茂樹
21番 高橋 利彦

14番 林 七巳
16番 景山 岩三郎
18番 木内 欽市
20番 林 俊介
22番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直
教育長 刃田 哲雄
秘書広報課長 飯島 茂
総務課長 加瀬 正彦
財政課長 林 清明
市民生活課長 大木 廣巳
保険年金課長 渡邊 満
社会福祉課長 加瀬 恭史
高齢者福祉課長 宮内 隆
農水産課長 高木 寛幸
都市整備課長 川口 裕司
会計管理者 高木 松夫
水道課長 鈴木 邦博
病院経理課長 土師 学
学校教育課長 石見 孝男
体育振興課長 加瀬 英志
農業委員会事務局 岩井 正和

副市長 加瀬 寿一
病院事業管理者 吉田 象二
行政改革推進課長 佐藤 一則
企画政策課長 横山 秀喜
税務課長 林 利夫
環境課長 浪川 昭
健康管理課長 加瀬 幸重
子育て支援課長 大矢 淳
商工観光課長 向後 嘉弘
建設課長 大久保 孝治
下水道課長 高野 和彦
消防長 品村 順一
病院事務部長 飯塚 正志
庶務課長 角田 和夫
生涯学習課長 高木 昭治
監査委員事務局 田杭 平三

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次長 高 安 一 範

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（景山岩三郎） 議案第1号から議案第16号までと、議案第18号、議案第19号の18議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（景山岩三郎） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 平野忠作 登壇）

○決算審査特別委員長（平野忠作） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成26年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計

決算の認定について、議案第3号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第4号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成26年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成26年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月10日及び11日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑6点について申し上げます。

1点目として、定住促進奨励金交付事業について、67件交付したとのことだが、どの地域から転入してきたのかとの質疑では、銚子市が14件、香取市が5件、匝瑳市が10件で、近隣3市の合計が29件、それ以外は県内から16件、県外から22件となっているとの答弁がありました。

2点目として、乳幼児紙おむつ給付事業について、給付と利用のそれぞれの実績はとの質疑では、対象者1,028人に対し、1枚1,000円の購入券を合計3万7,008枚給付し、実際に利用されたのが3万6,308枚となっているとの答弁でありました。

3点目として、農地・水質保全管理事業の具体的な内容はとの質疑では、指定した地域の中で草刈りやごみ拾い、水路の改修など周辺環境の保全・管理していただくと補助金が交付される事業で、平成26年度は8地域、1,015ヘクタールで実施されたとの答弁がありました。

4点目として、観光資源創出プロモーション事業の観光担い手支援補助金の具体的な内容はとの質疑では、地域の観光資源を活用して、市の観光振興に努めてもらうことを目的に補助金を交付するもので、平成26年度は矢指ヶ浦地曳き網保存会に網の購入費と船の修理費に対し、補助金を交付したとの答弁がありました。

5点目として、旭中央病院アクセス道整備事業について、用地買収の進捗状況はとの質疑では、地権者75名に対し41名が買収済みで、買収率は54.6%となっているとの答弁がありました。

最後に6点目として、放課後児童クラブ運営事業について、1年生から3年生までの利用率はとの質疑では、1年生が42.7%、2年生が33.2%、3年生が24.2%となっているとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

短期人間ドック給付の697件について、1泊と日帰りの割合はどれくらいか。また、契約している医療機関はどこかの質疑では、1泊が321件、日帰りが376件で、医療機関は旭中央病院、飯倉医院、島田総合病院、東庄病院、匝瑳市民病院の5か所となっているとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

地域支援事業の執行率が84.2%となっているが、その要因はとの質疑では、配食サービス事業において、平成25年度までは調理と配達を別々に行っていたものが、平成26年度からは一括で行うこととなり、単価が900円から750円に減額されたことが主な要因と考えられるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号から議案第6号までの6議案は、全員賛成で認定することに決し、議案第7号、議案第8号の2議案は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成27年9月25日、決算審査特別委員会委員長、平野忠作。

○議長（景山岩三郎） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより、一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第8号までの8議案について採決をいたします。

議案第 1 号、平成26年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は認定することに決しました。

議案第 2 号、平成26年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 2 号は認定することに決しました。

議案第 3 号、平成26年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は認定することに決しました。

議案第 4 号、平成26年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は認定することに決しました。

議案第 5 号、平成26年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は認定することに決しました。

議案第 6 号、平成26年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は認定することに決しました。

議案第 7 号、平成26年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の

方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は可決及び認定することに決しました。

議案第8号、平成26年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（景山岩三郎） 日程第3、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 飯嶋正利 登壇)

○建設経済常任委員長（飯嶋正利） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第9号の審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

さわやか畜産総合展開事業について、これまで導入件数とその事業内容はとの質疑では、平成17年度以降15の事業者が実施しており、堆肥舎2棟、堆肥発酵処理施設2棟、密閉型堆肥発酵施設が1基、製品保管庫が1棟、堆肥積み込み機械が1台、堆肥散布機が1台、家畜排せつ物運搬車が1台、汚泥脱水機が4台、脱臭装置が2台となっているとの答弁がありま

した。

以上、主な質疑及び答弁内容につきまして申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年9月25日、建設経済常任委員長、飯嶋正利。

○議長（景山岩三郎） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇をお願いします。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成27年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第16号、工事請負契約の変更についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

旭市では初めての認定こども園だが、この園の保育の定員は何名かとの質疑では、3歳未満児が51名、3歳以上が36名で、新たに87名の受け入れが可能になるとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、看護師不足対策として、他校の学生を50名確保したいとのことだが、その見込みはとの質疑では、他校の学生からの奨学金については、当初の予定より10名多く申し込みがある、さらに多くの看護師を確保するため、看護学校、看護部、事務部が一体となって推進しているとの答弁がありました。

2点目として、企業債の繰上償還について、補償金を6億2,000万円も支払うとのことだが、繰上償還に伴う軽減額はどのくらいかとの質疑では、二つの企業債に対する利息の支払い総額が約10億4,900万円で、軽減額は4億2,994万9,000円となり、国債、県債での運用より補償金を返済したほうが得となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり

可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年9月25日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇を願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第13号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、財産の取得についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第15号の主な質疑について申し上げます。

どのような組織体制で中期目標を策定したのかとの質疑では、独立行政法人化準備室職員である企画政策課と旭中央病院の職員で草案を作成し、評価委員会の意見を経て作成したとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑について申し上げます。

次年度以降の消防団の車両整備計画はとの質疑では、17年から18年経過した車両から更新しており、来年度はポンプ車1台、小型積載車3台、大型エンジンポンプ2台を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成27年9月25日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（景山岩三郎） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより、一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議案第16号、飯岡中学校舎改築外構工事請負契約の変更契約を締結することに対して反対いたします。

旭市教育委員会庶務課長の説明では、外構工事の設計段階での見積もりは湧水、つまり湧き水がないものと想定して行ったということでございます。その根拠は、隣の土地である公営住宅の敷地を2メートル掘ったところ水は出なかったという、その1点が根拠ということでございます。この情報は庶務課と設計業者が共有するものということです。

予算は少ないほうが喜ばれるという意見もあり、協議会において湧水を想定しない設計案を採用し、建設会社の工事入札のためにうその設計案を提出したということであります。

しかしながら、工事が着工いたしまして、建築中に不測の事態が発生したということです。想定していなかった湧水があったということです。その湧水対策のためにこのたび外構工事4,097万円分の増額をこの定例議会で申請するというところでございます。

そもそも、建築の前に湧水対策をしていなければ、工事の着工というものは不可能であるということは常識であります。飯岡中学校は田んぼの中でございます。水浸しの中での工事となるわけでございます。

さらに1点、増額予算の中身についてでございます。

ウェルポイントの設置費用と砂の交換という二つの大きな費用があります。ウェルポイントは2,700万円ほどかかっております。ウェルポイントは新規の外構工事の中での見積もりの中に入っております。ウェルポイント、これは井戸です。水浸しの中での工事でありますから、井戸を掘って水を抜きながら工事しないと危険が伴うということは建築では常識でございます。

この予算増額申請は、当初からのシナリオに基づく虚偽の申請の懸念がございます。安易に承認するわけにはまいりません。

理由をさらに詳しく申し上げます。湧水調査をするのであれば……

○議長（景山岩三郎） 有田議員、ちょっとしばらく休憩いたします。

○4番（有田恵子） もう終わりですか。

○議長（景山岩三郎） じゃ、続けてください。

○4番（有田恵子） 以上をもちまして、あつ、終わりですか。

○議長（景山岩三郎） 続けてください。

○4番（有田恵子） いいですか。

○議長（景山岩三郎） ええ。

○4番（有田恵子） はい。

湧水調査工事を行う現場で実施するのが当たり前であるということでございます。

わざわざ200メートル離れた公営住宅の敷地を選んで掘って、何の意味があるのでしょうか。このたびの外構工事の設計者は本体工事、つまり校舎、体育館等設計も兼ねて受注しております。本体工事そのものの設計の一環として、ボーリングによる湧水調査も当然ながら、本体工事と外構工事が入る前に実施済みでございます。これがなければ工事はできません。

私は、この本体工事におけるボーリング調査の結果報告を昨日情報公開にかけて請求いたしました。そして、知ることができました。

全体敷地の角々、四つの角、全部で4本のボーリングを打ったそうです。4本とも1メートル掘っただけで水が湧き出たということでございます。本体工事と外構工事の場所は当たり前のことでございますが、同じ場所です。離れた土地の、離れた隣の土地を掘削に選ぶ必要はどこにもありません。

私は念のために、この離れた土地に建っている公営住宅の建築工事におけるボーリングの湧水調査結果報告書も情報公開にかけて請求し、昨日入手いたしました。同様にその結果は、

報告の中身は1メートル掘ったところで水が湧き出たことがきちんとその書類の中に記されておりまして。つまり、2メートル掘っても水が湧いて出なかったということを土台に、この増額申請はされております。このことを覆す事実ということがこの報告書でできるかと思えます。このように市の担当課と外構工事設計者の口裏を合わせ行った当初の情報は、虚偽であったことが証明される形になりました。

当初見積もりに湧水対策工事を含めるよりも、後で湧水対策工事の増額申請をするほうが相見積もりの必要もないことが手伝って、工事業者の要求、言い分が通りやすくなるという、こういった状況が必然的になってきます。

今申し上げましたように、見え見えのこういう申請を、見え見えの虚偽の申請を安易に認めることは、競争入札の公平性を損なうものであり、許されることではないと私は判断いたしました。

したがって、第16号、飯岡中学外構工事増額変更締結に反対いたします。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（19番 佐久間茂樹 登壇）

○19番（佐久間茂樹） おはようございます。議席番号19番、佐久間茂樹です。

議案第1号について、賛成できないという立場から討論させていただきたいと思えます。

あっ、議案第11号ですね。

（発言する人あり）

○19番（佐久間茂樹） 11号ですよ。1って言ったかな。

議案第11号は、旭市病院事業会計補正予算の議決についてであります。

本議案の中で、企業債2口、計36.9億円、36億9,000万円を繰上償還するために、6億2,000万円の特別損失が求められているものであります。

約37億円に対して6億2,000万円といいますと17%になります。金額が大き過ぎてぴんときませんが、例えて言いますと100万円で17万円、1,000万円で170万円の補償金を支払うというものであります。37億円で6億2,000万円の報償金を現金で払うということです。

皆さん、1,000万円借りていて催促もされないのに、返すときに170万円をつけろと言われてたらどうしますか。大抵そのまま使っていると思えますよ。一般的に返すには元金のみ。せいぜい払っても、半年ないし1年分の利息くらいだと思いますよ。こちら辺は2.1%ですから21万円ぐらいまででしょう。それでも払わないですよ。そう思いますよ。不思議、これ普

通じゃ常識では、私にはとても信じられないですよ。6億2,000万円、おかしいですよ、これは本当。どう考えてもおかしいと思います。何でそんなお金の借り方をしたんでしょうか。全利息を払うより、4億2,000万円節約できるからと、先ほど常任委員長からの委員会報告でもありましたけれども、病院側では説明しています。それだったらそんなお金、最初から借りなかったらよかったじゃないですか。そう思いませんか。

少なくとも借り方がまずかった。あるいは、借り方に問題があったと言わざるを得ません。中央病院では再整備事業として建設のために平成22年3月に26億3,000万円と、もう一方の11億2,000万円、計37億5,000万円、これを今回償還したいというわけですがけれども、その次の年、23年3月に118億円を借りています。そして、24年に28億円、合計183.5億円を起債しているわけでございます。

このうち、再整備事業用として借りた最初の2本、37億5,000万円を今回繰上償還したいという話でございます。借り過ぎてしまったということでしょう。少なくとも118億円を借りたころには、そのめどをつけていなきゃいけなかったところですよ。そのために6億2,000万円の補償金を支払うというものです。これは建物の除却損と違い、現金ですよ。どんなにもっともらしく言いわけ、説明しても、この議案が可決されればそうなります。そう言われても仕方がないと思います。資金計画がまずかった、ずさんな資産繰りの結果、6億2,000万円の損失を出してしまったということになるわけですよ。

どうやら6億2,000万円というお金は、中央病院にとっては大したお金ではないのかもしれませんが、我々にとっては大変な金額のお金です。私の議員報酬の100年分以上ですよ。ここにいらっしゃる議員の皆さんの報酬の4年分以上ですよ。これをもうかっているからいいじゃないかという発想で、特別損失で処理されたら困ります。特別損失というのは、お金を捨てるに近い。ほとんど捨てるということですよ。病院さんでは勘違いしているのかもしれないですけども、これは病院で確かに管理しているかもしれませんが、これは市民のお金なんですよ。この5年間で、約100億円以上の繰出金を受け取っているわけです、市から。それだけではありません。基本的に市立病院なんですから、このお金は全部市民のお金なんですよ。1銭たりとも無駄に使ってほしくないと思います。

市民から負託を受けている私としましては、この議案が出されて、はいそうですか、分かりましたと言うわけにはいかないんです。そうでしょう。市民にどうやって答えるんですか。聞かれて、佐久間さん、賛成したんですかって言われて、はい賛成しましたって言えますか。言えないですよ、私は。病院事務部長は、私がうんとお金をためろと言っていると言ってい

ますけれども、それは誤解です。まるで言いがかりですよ。私はこういった無駄遣いはしないでほしいとお願いしているわけでございます。無駄を省けばおのずと利益が出てくるものだと思っているからです。市民のお金ですから、もうかっている、もうかっていないにかかわらず、無駄を省く、無駄遣いをしないということが基本だと思っています。

もし、この議案が可決されれば、今申し上げましたように、ずさんな資金繰りの結果、6億2,000万円の損失を出すということになります。今後の議会で事の真相の究明、責任の追及等が当然されることになると思います。

本議案の提案者は病院の責任者だと思いますが、議会への議案の上程は市長でありますから、この議案が可決されれば、今後市長はその責任追及の矢面に立たなければならないわけです。迷惑な話だと思いますよ。迷惑ですよ。

もし、私のこの話に幾らかでもうなずけるところがございましたら、暫時休憩してでも検討していただき、本議案を取り下げてくださいるのは、私はいいと思っています。市長の英断を期待するものでございます。

今、中央病院では毎年14億円から17億円前後の規模で企業債の償還を行っています。来年度、平成28年度末までに、あと35億9,000万円の償還が予定されています。繰上償還をしないで、このまま行っても5年後には100億円近くの借金が償還されることになっているわけです。なぜ今、6億2,000万円の補償金を払ってまで、37億円の繰上償還を急ぐんでしょうか。よく分からないです、私には。

そして、この本件、2口の借入利息が6億2,000万円になるのは10年以上先なんですよ。これ資料欲しいって言ったけれども、まだもらっていないんですけれども、年間7,000万円くらいの利息ですから、十数年かかると思いますよ。何で今この時期にこの6億2,000万円の利息を先払いしてまで繰上償還しなければいけないか、私は分からない。何で今じゃなきゃならないんですか。もう少し先に、例えば3年とか5年先に延ばし、その時点で考えてもよいのではないのでしょうか。その時には補償金だってもっと安くなっていると思います。なぜ今なのかよく分からないです。

37億円プラス6億2,000万円で43.2億円を持っても、そのままで運用できないと言っています。ですけれども、これを支払ったら手元資金が4割台なんですよ。ごめんなさい、4割減るわけですから、6割台になるわけです。そしたら、また、必ず次に起債しますよ。実際、課長も部長も言っているわけですから、起債しますって。じゃ、新たに発生した金利はどうやってカウントすればいいんですかね。

一方で、6億2,000万円のペナルティーを払って繰上償還をし、他方で、新たな借金をしてまた新しい利息を払うというのはいかかなものでしょうか。借金を本当にふやしたくない、減らしたいというのであれば、新たな借金を極力抑えることが大事だと思います。

この37億円の借入利率は2.1%でありますので、年間約7,800万円です。中央病院の残っている企業債の中に、金利が6.2%以上のものが3件、1億9,000万円あります。5.1から5.5%のものが4件あります。4件、2億4,000万円あります。4.4から4.6%が3件で12億5,000万円あります。3.15から3.65%のものが5件、7億4,000万円あります。2.8%のものが6件、5億1,000万円あります。合計29億3,000万円です。これを金利で計算しますと、1年間の金利が1億2,000万円。その差額が4,200万円あるんですね。普通、繰上償還といたら、金利の高いのから潰していきますよね。それが手つかずで、金利の高いほうはそのまま手つかずで29億3,000万円残っていて、金利の安いこの37億円を先に償還するというのもどうなんですか。

本当にこの償還方法がベストだと言っていましたけれども、本当に償還方法をよく吟味しているんでしょうかね。極めて私は疑問に思います。

以上のほか、まだまだ申し上げたい点などはあるんですけども、あまり言ってもしょうがないので、これ何よりもこんな市長の責任が問われかねないような議案を出す病院経営者に対して不信感を抱かざるを得ません。6億2,000万円は貴重な市民の財産、もうかつていなくても無駄遣いはしてほしくないです。これを特別損失として失うことに、市民から負託を受けている私としては、どうしても賛成できないんです。

願わくば、この議案を取り下げていただきたいと思います、暫時休憩してでも検討していただきたいと思います。

でも、どうしても採決したいと言うのであれば、あとは議員の皆様の良識ある判断にお任せするしかありません。こんな議案が可決されれば、今後の市政の円滑な運営が危ぶまれると私は思います。ぜひ賢明なご判断をお願いしたいと思います。

私、討論通告はきのうの5時までということで、5時にしました。5時10分くらいまでいしましたが、その後討論通告はないようです。それでも、これ議長に許可をいただいて、討論したいという人はぜひ登壇して、これ議論していただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 以上で、通告による討論は終わりました。

（「議長」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 賛成討論をしたいので、許可をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の発言を許可いたします。

島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 私は、議案第11号、平成27年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

現在、市及び病院が一丸となって旭中央病院の独立行政法人化に向けて移行準備を進めているというふうに伺っております。そのような中で、病院の将来の負担を少しでも軽減するとともに、安定的な運営ができるよう、今回の補正予算を提出してきた点を大いに評価するものであります。内容的には、今回提案された平成27年度旭市病院事業会計補正予算ですが、現在、旭中央病院には約100億円の手元流動資金があり、その有効活用を検討する中で、ただいま出てまいりました利率2.1%で、今後25年間にわたりまして返還する予定の企業債、2本ありましたけれども、36億9,258万9,000円ですか、合計で、これを繰上償還することが病院の将来の負担軽減に最も有効としたものです。この企業債の繰上償還を実施しますと、ただいま佐久間議員おっしゃいましたとおり、その補償金を支払うことが求められ、一時的には特別損失ということでそういったものを計上することになりますけれども、これは将来にわたって収益への効果が一番大きい繰上償還を選択したと説明がありました。

具体的には、企業債繰上償還の補償金6億2,000万円を負担しても、支払い利息の軽減効果は4億円以上と見込まれるとのことでありまして、これは今後の病院経営に大きく寄与するものです。

利息につきましては、25年間全て計算しますと10億ちょっとくらいになることが見込まれるわけでありまして、それを繰上償還することによりまして、補償金としましては6億2,000万円が負担しろということが求められるわけでありまして、残りの2億円ちょっとにつきましては、これは今後病院としまして、負担が軽減されるということになるわけでありまして、相対的には大きな軽減効果が期待されるものと私は思っております。

また、繰上償還後の病院の預金は約60億円となりますけれども、当面の運営資金としては十分と言える額であります。さらに、繰上償還後も交付税措置、これは引き続きあるとのことでありまして、併せて市の実質公債比率も減少をします。

次に、同じ議案の中で今回補正予算に計上されている看護専門学校学生奨学金の増額及び

老朽化した第2、第3医師宿舎等3棟を取り壊して、現在不足している看護師寮に入居している看護師の駐車場を確保するための解体工事については、今後の看護師の安定確保のために必要不可欠なものであると考えます。

以上のことから、議案第11号の提案は、今後の病院の安定経営のために必要なものであると賛成の立場を表明いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（景山岩三郎） ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なし……

（「議長」の声あり）

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 暫時休憩。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

○議長（景山岩三郎） 会議を再開します。

木内欽市議員の発言を許可いたします。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） ただいまのお二方の討論を聞いてみて、ちょっと私も討論したくなりましたので、許可をいただきましたので、討論させていただきます。

私は両者の意見を聞いて、反対の立場から討論を申し上げます。

ただいまの佐久間議員が当初おっしゃいました、お金を返すのは返して、その後新たに借りるということであれば、何も今返さないで今のお金借りておいたほうがいいんじゃないかと、素朴な質問であります。お金を返して借りなければいいんですよ。お金を返してまた借りるのに、何で今お金をペナルティーを払って返すのか、私はちょっと疑問に思うので、佐久間議員の意見に賛成で、この議案には反対であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論を終わります。

これより、議案第9号から議案第16号までと議案第18号、議案第19号の10議案について採決をいたします。

議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成27年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成27年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期目標を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方を求めます。

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいまの発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第3回定例会議事日程（その3）、本日9月25日金曜日をご覧いただきたいと思います。この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） それでは、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

この規則の改正の趣旨は、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議規則において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるものであります。

以上が発議第1号の提案理由でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより、発議第1号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号について採決をいたします。

発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 事務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第 5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、ご登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告申し上げます。

1 つ、金19万2,000円を2015ぬくもりコンサート実行委員会様より、6月24日受納いたしました。

1 つ、インフォメーションディスプレイ 2 台、フロアスタンド 2 台及び映像制作一式を織田敏郎氏顕彰事業実行委員会様より、7月6日受納いたしました。

1 つ、黒松 9 本及び黒鉄もち 1 本を伊藤恒夫様より、7月10日受納いたしました。

1 つ、金10万円を岡部浩二様より、7月15日受納いたしました。

1 つ、自動体外式除細動器 A E D 2 台を一般社団法人旭市医師会様より、8月25日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（景山岩三郎） 事務報告は終わりました。

◎日程第 6 閉 会

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成27年旭市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 1 1 時 4 3 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 景山 岩三郎

議員 林 晴 道

議員 高 橋 利 彦